

日 南 市 地 域 防 災 計 画
資 料 編

日南市地域防災計画資料編 目次

I 条例、規則、要綱等	1
1 日南市防災会議条例	1
2 日南市防災会議運営要領	3
3 日南市災害対策本部条例	5
4 日南市災害対策本部規程	6
6 日南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	12
7 日南市税減免の基準に関する規則	16
8 日南市国民健康保険税条例(抜粋)	20
9 日南市国民健康保険税減免に関する規則	22
10 被災者生活再建支援法	26
11 (一社)南那珂医師会災害医療計画	31
12 宮崎県災害派遣医療チーム運営要綱	38
13 日南市災害時要援護者避難支援計画	41
14 日南市営住宅条例	60
II 協定等	84
1 宮崎県広域消防相互応援協定書	84
2 宮崎県市町村防災相互応援協定	86
3 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要領	88
4 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書	91
5 災害時における民間等との応援協定締結状況	93
III 防災組織・消防関係	101
1 災害時の動員計画	101
2 防災関係機関連絡窓口	103
3 日南市消防本部・消防署組織	104
4 日南市消防団組織	105
5 日南市自主防災組織	106
IV 通信・防災無線	110
1 日南市デジタル防災行政無線設置場所一覧	110
2 水防信号	113
V 水防・危険箇所等	114
1 水防区域	114
2 広渡川水系広渡川及び酒谷川の洪水予報	120

3	溜池で危険が予想される箇所	126
4	急傾斜地崩壊危険箇所	128
5	土石流危険渓流	149
6	地すべり危険箇所	160
7	土砂災害警戒区域	165
8	海岸保全区域	199
9	要配慮者施設一覧	200
10	ハザードマップ(洪水浸水予想区域)	213
11	ハザードマップ(津波浸水予測図)	228
13	既往災害の状況	249
VI	避難施設	262
1	風水害時の緊急避難場所・避難所	262
2	地震時の緊急避難場所・避難所	266
3	津波時の緊急避難場所・避難所	269
4	避難所標識	275
VII	備蓄状況	276
1	食料品・生活必需品等備蓄状況	276
2	資機材備蓄一覧	278
3	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領	279
IX	交通・輸送・公共施設等の状況	284
1	緊急輸送道路一覧	284
2	緊急ヘリポート一覧	285
3	港湾施設一覧	286
4	し尿処理施設	286
5	ごみ処理・粗大ゴミ・不燃物処理施設	287
6	火葬場	287
7	市内医療施設一覧	288
8	文化財一覧	294
9	市営住宅一覧	298
IX	基準等	303
1	震度階級解説	303
2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	306
3	被害状況判定基準	309
4	消防庁火災・災害等即報要領即報基準	312

5 消防庁火災・災害等即報要領直接即報基準.....	316
X 様式	318
1 被害概況即報(第4号様式(その1))	318
2 被害状況即報(第4号様式(その2))	319
3 緊急通行車両確認証明書	321
4 緊急通行車両を示す標章	322
5 被害調査報告書	323
6 リ災証明願	325
7 自衛隊災害派遣要求様式	326
8 自衛隊災害派遣部隊の撤収要求様式	327
9 義援金・義援物資関係書式	328

I 条例、規則、要綱等

1 日南市防災会議条例

平成 21 年 3 月 30 日条例第 226 号

改正 平成 25 年 3 月 7 日条例第 6 号

改正 平成 25 年 12 月 24 日条例第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、日南市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 日南市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 6 人以内
 - (2) 宮崎県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 4 人以内
 - (3) 宮崎県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1 人
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 10 人以内
 - (5) 教育長及び教育次長 2 人
 - (6) 消防長及び消防団長 2 人
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 7 人以内
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 6 人以内
 - (9) その他市長が特に必要と認める者 18 人以内

6 前項第7号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮崎県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成21年3月30日から施行する。

附 則 (平成25年3月7日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月24日条例第44号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 日南市防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日南市防災会議条例（平成21年条例第226号）の規定に基づく、日南市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長において必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の要求があったときに会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 会議は、必要な場合には、書面において開催することができる。

(会長の専決処分)

第3条 会長は、会議が成立しないとき、又は会議を招集する暇がないときは、会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(2) その他軽易と認められる事項

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第4条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事は、別表に掲げる者をもって充て、幹事長は、日南市危機管理課長をもって充てる。

4 幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめその指名する幹事がその職務を代理する。

5 幹事会は、幹事長が招集する。

6 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

7 幹事会は、必要な場合には、書面において開催することができる。

(幹事会の事務)

第5条 幹事会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 会議に提出する議案の作成に関する事項

(2) その他委員又は専門委員から依頼のあった事項

(書記)

第6条 会議に書記を若干名を置く。

(会議録)

第7条 書記は、出席委員の氏名、会議の概要等必要な事項を記載した会議録を作成し、保管しなければならない。

(事務局)

第8条 会議の事務を処理するため、事務局を日南市危機管理課に置き、次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 次 長
- (3) 事務局員

2 事務局長は、日南市危機管理課長を充てる。

3 次長は、日南市危機管理課長補佐を充てる。

4 事務局員は、日南市危機管理課の職員を充てる。

第9条 事務局長は、会長の命を受けて事務局の事務を管理し、職員を指揮監督する。

2 事務局長に事故あるときは、次長がその職務を代理する。

第10条 事務局は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
 - (2) 会議に提出する議案の作成及び浄書に関すること。
 - (3) 会議の重要事項の記録及び保管に関すること。
 - (4) 議決事項の処理に関すること。
 - (5) 会長の命ずる事項
 - (6) その他委員又は専門委員から依頼のあった事項
- (委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要領は、平成21年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

3 日南市災害対策本部条例

平成 21 年 3 月 30 日条例第 227 号

改正 平成 25 年 3 月 7 日条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、日南市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 7 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 日南市災害対策本部規程

平成21年 3 月30日訓令第21号

改正 平成24年 3 月30日訓令第10号

平成25年 3 月28日訓令第 4 号

平成25年 5 月31日訓令第10号

平成26年 3 月31日訓令第21号

平成27年 8 月31日訓令第 7 号

(趣旨)

第1条 この規程は、日南市災害対策本部条例（平成 21 年日南市条例第 227 号）第 4 条の規定により、日南市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

(職務代理)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名した者がその職務を代理する。

(本部員)

第4条 災害対策本部員は、次条第 2 項の部長をもって充てる。

(組織)

第5条 本部に別表第 1 に掲げる部及び班（消防団を含む。以下同じ。）を置く。

2 部に部長及び副部長を、班に班長及び班員を置く。

3 部長、副部長及び班長は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

4 部長に事故があるときは、副部長がその職務を代理する。

5 班長に事故があるときは、その班のうちから班に属する部の長が指名した者がその職務を代理する。

6 班員は、市職員のうちから市長があらかじめ指名した者をもって充てる。

(部長等の職務)

第6条 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 班長は、部長の命を受け班の事務を掌理する。

3 班員は、その属する班の事務を処理する。

(部及び班の事務分掌)

第7条 部及び班の事務分掌は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(本部会議)

第8条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害予防、災害応急対策その他災害時の防災に関する重要な事項について協議する。

3 本部会議は、必要の都度本部長が招集する。

4 本部長は、本部会議の議長となる。

(災害対策本部地方支部)

第9条 地方における災害予防及び災害応急対策の推進を図るため災害対策本部地方支部(以下「地方支部」という。)を置く。

2 地方支部の名称、設置場所及び所管区域内は、別表第3のとおりとする。

3 地方支部は、その所管区域内にある支所をもって組織する。

4 地方支部に地方支部長(以下「支部長」という。)を置く。

5 支部長は、支所長をもって充てる。

6 支部長は、本部長の命を受けて支部を総括する。

(他の法令との関係)

第10条 本部における事務は、災害救助法(昭和22年法律第118号)、消防法(昭和23年法律第186号)、水防法(昭和24年法律第193号)その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところによる。

(事務の優先)

第11条 災害予防及び災害応急対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して行うものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成21年3月30日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第10号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月31日訓令第10号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令第21号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月31日訓令第7号)

この訓令は、公表の日から施行する。

5 日南市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 21 年 3 月 30 日条例第 132 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、日南市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この条から第 11 条までにおいて単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することが

できる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受け

た世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の一災害における 1 世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失した場合 350 万円

- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 3 月 30 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の日南市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年日南市条例第 15 号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年北郷町条例第 21 号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年南郷町条例第 33 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

6 日南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 21 年 3 月 30 日規則第 66 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日南市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 21 年日南市条例第 132 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、日南市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別記様式第 1 号）を提出させるものとする。

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入

申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(別記様式第2号。以下「借入申込書」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

第7条 市長は、借入申込書の提出があつたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書(別記様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定不承認通知書(別記様式第4号)を、借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(別記様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別記様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(別記様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書（別記様式第 8 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記様式第 9 号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（別記様式第 10 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書（別記様式第 11 号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別記様式第 12 号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（別記様式第 13 号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が、精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（別記様式第 14 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（別記様式第 15 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（変更届）

第 17 条 借受人又は保証人について異動を生じたときは、借受人は、速やかに市長に氏名等変更届（別記様式第 16 号）を、提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

（補則）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 21 年 3 月 30 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の日南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 49 年日南市規則第 28 号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 49 年北郷町規則第 13 号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 52 年南郷町規則第 7 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

7 日南市税減免の基準に関する規則

平成 21 年 3 月 30 日規則第 61 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日南市税条例（平成 21 年日南市条例第 98 号。以下「条例」という。）に規定する市民税、固定資産税及び入湯税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。
(市民税の減免基準)

第 2 条 市民税の減免は、次に定める基準の範囲内で減免する。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 12 条の規定による生活扶助を受けることとなった場合 その受けることとなった日以後に納期の末日の到来する税額を免除
- (2) 廃業、休業、疾病その他の事由により、当該年中の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）の見積額が、前年中の合計所得金額の 10 分の 5 以下に減少すると認められる者で前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下である場合 当該事由の発生した日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の区分により軽減又は免除

事由	軽減又は免除の割合	
当該年中の見積 合計所得金額	前年中の合計所得金 額の 10 分の 3 以上 10 分の 5 以下	前年中の合計所得 金額の 10 分の 3 未 満
前年中の合計所得金額		
500 万円以下であるとき。	50 パーセント	100 パーセント
750 万円以下であるとき。	25 パーセント	50 パーセント
750 万円を超えるとき。	12.5 パーセント	25 パーセント

- (3) 条例第 51 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当する法人等（収益事業を営む者を除く。） 免除
- (4) 火災、震災、風水害その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により、納税義務者が、次の事由に該当することとなった場合 災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の区分により軽減又は免除

事由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	100 パーセント
障害者（法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。）となった場合	90 パーセント

- (5) 納税義務者（その者の法第 292 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者及び同項第 8 号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅（その者の居住に係るもの）又は家財（以下「住宅等」という。）につき、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。）がその住宅等の評価額の 10 分の 3 以

上であるもので、前年中の合計所得金額（法附則第 33 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条第 1 項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）又は法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。）が 1,000 万円以下である者 その災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の区分により軽減又は免除

事由	軽減又は免除の割合	
住宅等に対する 損害の程度 前年中の合計所得金額	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	10 分の 5 以上
500 万円以下であるとき。	50 パーセント	100 パーセント
750 万円以下であるとき。	25 パーセント	50 パーセント
750 万円を超えるとき。	12.5 パーセント	25 パーセント

（6） 災害による農作物の減収損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の 10 分の 3 以上であるもので、前年中の法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額が 1,000 万円以下である者（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が 400 万円を超えるものを除く。） その者が納付すべき当該年度分の農業所得に係る市民税の所得割の額（当該年度分の市民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額）のうち、災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の区分により軽減又は免除

前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合
300 万円以下であるとき。	100 パーセント
400 万円以下であるとき。	80 パーセント
550 万円以下であるとき。	60 パーセント
750 万円以下であるとき。	40 パーセント
750 万円を超えるとき。	20 パーセント

（固定資産税の減免基準）

第 3 条 災害により被害を受けた固定資産に対して課した災害の日の属する年度分の固定資産税のうち、当該事由の発生した日以後に納期の末日の到来する税額については、次に定めるところにより軽減又は免除する。

（1） 農地又は宅地等が流失、水没、埋没、崩壊等により作付不能又は使用不能となったとき 次の区分により軽減又は免除

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上であるとき。	100 パーセント
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき。	80 パーセント
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき。	60 パーセント
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき。	40 パーセント

(2) 家屋の損害額が、当該家屋の災害前の評価額の 20 パーセント以上に相当することとなったとき 次の区分により軽減又は免除

損害の程度	軽減又は免除の割合
災害により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。	100 パーセント
主要構造物が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき。	80 パーセント
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき。	60 パーセント
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき。	40 パーセント

(3) 償却資産の損害額が、当該償却資産の災害前の評価額の 20 パーセント以上に相当することとなったとき 次の区分により軽減又は免除

損害の程度	軽減又は免除の割合
災害により償却資産が使用不能になり、取替を必要とするとき。	100 パーセント
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該償却資産の価格の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき。	80 パーセント
使用目的を著しく損じ、当該償却資産の価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき。	60 パーセント
使用目的を損じ、当該償却資産の価格の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき。	40 パーセント

2 生活保護法の規定により扶助を受けることとなった者又は特別の理由により負担税能力が著しく減少して納税が困難と認められる場合は、その受けることとなった日以後に納期の末日の到来する税額を免除する。

3 公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）については、その専

用することとなった日以後に納期の末日の到来する税額を免除する。

- 4 特別の事情がある者の所有する固定資産（土地及び家屋）については、当該事由の発生した日以後に納期の末日の到来する税額について、次の区分により軽減又は免除する。

事由	軽減又は免除の割合
身寄りのない高齢者で長期入院等の事由により、負担税能力が著しく減少して納税が困難と認められる者	100 パーセント
不慮の災害により両親等を失った遺児家庭で負担税能力が著しく減少して納税が困難と認められる者	90 パーセント

- 5 介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項又は第2項の規定により県知事の許可を受けた者が同法第8条第25項に規定する介護老人保健施設で平成9年4月1日から平成15年3月31日までの間に建設され、又は設置されるものの用に供する家屋及び償却資産（法第348条第1項並びに第2項第9号、第10号、第10号の2、第10号の3、第10号の4、第10号の5、第10号の6、第10号の7、第11号、第11号の2の規定の適用を受ける家屋及び償却資産を除く。）については、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年の間税額の25パーセントを軽減する。

（入湯税の減免基準）

第4条 条例第142条第4号の規則で定める者は、日帰客のうち市内に居住する者とする。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年3月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害被害者に対する町税の減免に関する条例（昭和59年北郷町条例第23号）、災害被害者に対する町税の減免に関する条例（昭和60年南郷町条例第6号）又は日南市税減免の基準に関する規則（昭和47年日南市規則第3号）（以下これらを「合併前の条例等」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 合併前の条例等の規定により減免した、又は減免すべきであった市税の取扱いについては、なお合併前の条例等の例による。

8 日南市国民健康保険税条例(抜粋)

平成 21 年 5 月 29 日条例第 261 号
改正 平成 22 年 3 月 31 日条例第 12 号
(略)
平成 30 年 3 月 31 日条例第 24 号

(国民健康保険税の減免)

第 27 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。

(1) 災害、所得の著しい減少等により生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められる者

(2) 国民健康保険法第 59 条の規定に該当する者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、特別の事由があると市長が認める者

(4) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65 歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定による被保険者。ただし、同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前項第 1 号及び第 3 号に該当する者のうち、日南市税条例（平成 21 年条例第 98 号）の規定により市民税又は固定資産税を減免されたものは、その減免の申請をもってこの項の規定による申請があったものとみなす。

(1) 年度、納期の別及び国民健康保険税額

(2) 減免を受けようとする事由

3 前項の規定にかかわらず、第1項第4号に該当する者は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第3条の規定による届書の提出をもって第2項の規定による申請があったものとみなす。

4 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第1項第4号の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、この限りでない。

9 日南市国民健康保険税減免に関する規則

平成30年 3 月 28 日規則第43号

改正 平成31年 2 月 27 日規則第 3 号

日南市国民健康保険税減免に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日南市国民健康保険税条例（平成21年日南市条例第261号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づく国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象及び基準)

第 2 条 納税義務者が、次の各号のいずれかに該当し、保険税の納付が困難と認められる場合には、それぞれ当該各号の定める基準の範囲内で保険税の減免をすることができる。

(1) 災害（所得税法（昭和40年法律第33号）第 2 条第 1 項第27号に規定する災害をいう。以下同じ。）を受けた場合、当該年度分の保険税のうち、災害等を受けた日以後の納期に係る額について、当該納税義務者が次のいずれかに該当する場合、それぞれに掲げる割合を当該保険税額に乗じて得た額を減免する。

ア 災害により障がい者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第 1 項第 9 号に規定する障がい者をいう。）となった者 10分の 9

イ 納税義務者（その世帯に属する被保険者を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害金額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）がその住宅又は家財の価格の10分の 3 以上である者で、前年中の地方税法第292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの次の表に定める割合に乗じて得た額

損害程度	軽減又は免除の割合	
	10分の 3 以上10分の 5 未満のとき	10分の 5 以上のとき
合計所得金額		
500万円以下であるとき	1 / 2	全額
750万円以下であるとき	1 / 4	1 / 2
750万円を超えるとき	1 / 8	1 / 4

ウ 冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた場合に、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が、平年における当

該農作物による収入額の合計額の10分の3以上ある者で、前年中の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超える者を除く。）前年中の合計所得金額に占める農業所得の割合を、災害を受けた日以後の保険税額に乗じて得た額に、次の表に定める割合を乗じて得た額

合計所得金額	対象保険税額	軽減又は免除の割合
300万円以下であるとき	災害を受けた日以後の納期に係	全部
400万円以下であるとき	る当該世帯の保険税額に前年中	8 / 10
550万円以下であるとき	における合計所得金額に占める	6 / 10
750万円以下であるとき	農業所得金額の割合を乗じて得	4 / 10
750万円を超えるとき	た額	2 / 10

- (2) 被保険者の所得が失業、休業、廃業、疾病、負傷等予期することのできない理由により激減し、世帯主及び当該世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の当該年中の合計所得金額の見積額（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第2項第1号に規定する基本手当が給付された場合その他の非課税所得を含む。以下同じ。）が前年中の合計所得金額の10分の5以下に減少すると認められる場合で、前年中の合計所得金額が400万円以下であり、納税が著しく困難であると認められるとき、減免申請のあった日以後に納期の末日の到来する保険税に係る所得割の額に、次の表に定める割合を乗じて得た額を減免する。

当該年中の合計所得金額の見積額	軽減又は免除の割合	
前年中の合計所得金額による区分	前年中の合計所得金額の10分の3以上10分の5以下のとき	前年中の合計所得金額の10分の3未満のとき
200万円以下であるとき	1 / 2	10 / 10
300万円以下であるとき	1 / 4	1 / 2
400万円以下であるとき	1 / 8	1 / 4

- (3) その世帯に属する被保険者が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定により療養の給付等を受けることができないと認められる場合 療養の給付等が制限されている期間の当該被保険者に係る保険税額に相当する額
- (4) 条例第27条第1項第4号に規定する者（以下「旧被扶養者」という。）の減免ア 旧被扶養者に係る所得割額及び資産割額については、所得、資産の状況にかかわらず、当分の間、これを免除する。

イ 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、減額賦課5割、7割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。

(ア) 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者：5割

(イ) 減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者：軽減前の額の3割

ウ 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯別平等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が減額賦課5割、7割軽減該当世帯又は特定世帯（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号イに規定する特定世帯をいう。）である場合は減免を行わない。

(ア) 減額賦課非該当世帯：5割

(イ) 減額賦課2割軽減該当世帯：当該軽減前の額の3割

(ウ) 減額賦課非該当の特定継続世帯：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減前の額の2.5割

(エ) 減額賦課2割軽減該当の特定継続世帯：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減及び減額賦課2割軽減前の額の1割

2 納税義務者が前項各号の2以上の号に該当するときは、減免の額が最も高いものを適用する。

3 第1項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者については、その者の実情に応じて減免することができる。

(減免の申請)

第3条 保険税の減免を受けようとする者は、国民健康保険税減免申請書（別記様式第1号）により申請するものとする。

(減免の決定又は棄却の通知)

第4条 前条の申請があったときは、速やかに当該申請に対する減免の決定又は棄却の決定を行い、国民健康保険税減免決定通知（別記様式第2号）又は国民健康保険税減免却下通知（別記様式第3号）により申請人に通知しなければならない。

(減免の取消し)

第5条 市長は、虚偽その他不正の行為により保険税の減免を受けた者があるときは、直ちにその者に係る減免を取り消し、国民健康保険税減免取消通知（別記様式第4号）により通知しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(日南市国民健康保険税減免に関する規則の廃止)

- 2 日南市国民健康保険税減免に関する規則(平成22年日南市規則第27号)は、廃止する。

附 則(平成31年2月27日規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

10 被災者生活再建支援法

平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号
改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号
平成 16 年 3 月 31 日法律第 13 号
平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号
平成 19 年 11 月 16 日法律第 114 号
平成 23 年 8 月 30 日法律第 100 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

第二章 被災者生活再建支援金の支給

(被災者生活再建支援金の支給)

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対

し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第五項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。
 - 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
 - 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
 - 三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 五十万円
- 3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前三項の規定を準用する。この場合において、第二項及び第三項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、前項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

（支給事務の委託）

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

- 2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

（政令への委任）

第五条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 被災者生活再建支援法人

（指定等）

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大

臣に協議するものとする。

- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- 二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(費用の支弁)

第八条 支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(基金)

第九条 支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。

- 2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点で踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

(運営委員会)

第十条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

- 2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
 - 一 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更
 - 二 第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更
- 3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができる。
- 4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

(業務規程の認可)

第十一条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に

関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

（事業計画等）

第十二条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第十三条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（秘密保持義務）

第十四条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（報告）

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

（監督命令）

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第十七条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 国の補助等

（国の補助）

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第十九条 第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第二十条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第五章 雑則

(譲渡等の禁止)

第二十条の二 支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十一条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十三条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

附 則 抄 省略

11 (一社)南那珂医師会災害医療計画

1. 目 的

この計画は、日南市及び串間市に、災害による救急医療を要する傷病者が突発的かつ集団的に発生した場合に、医師会として迅速かつ的確に救急医療体制を確立し、更に他の関係機関との連絡と協力を密にして救急医療を行うことを目的とする。

2. 災害医療対策本部の設置

当地区内に災害が発生した場合、又は県医師会、市町村から救急医療に関する要請があった場合は南那珂医師会災害医療対策本部を設置する。

災害医療対策本部は次の人員で構成し、災害現場への医療救護班の出動、被災現場、被災地内の医療機関、災害拠点病院での医療救護活動を円滑に実施できるように、統率かつ指揮し、同時に宮崎県医師会災害医療対策本部及び関係機関との連携を密にし、災害医療対策の万全を期する。

【南那珂医師会災害医療対策本部】

本 部 長 (医師会長)	1	名
副本部長 (副会長)	2	名
総 務 (総務担当理事)	1	名
副 総 務 (救急医療担当理事)	1	名
本 部 員 (その他)	若 干	名
事 務 (事務長)	1	名

3. 災害医療対策本部の組織及び業務

災害医療対策本部の組織及びそれぞれの役割は次のとおりとし、本部長の指揮のもとに業務に従事するものとする。

○本部長

県医師会災害医療対策本部、市町村災害対策本部よりの情報を分析、判断し、その要請により現地医療、助産等の諸般事項について総括指揮をする。

○副本部長

本部長を補佐し、本部長が不在の時は業務を代行する。

○総務

宮崎県医師会災害医療対策本部、市町村災害対策本部との連絡を密にし、患者発生状況及び災害の規模の分析を行い、会員医療機関への収容状況を把握し、これを本部長に報告する。

①災害医療対策に必要な、各団体との連絡を行う。

②救護用衛生材料等の資材確保、及び支給にあたる。

○副総務

会員医療機関との連絡を行い、会長及び総務を補佐する。

○事務長

実務的業務を掌握し、本部長を補佐する。

4. 医療救護班派遣要請の流れ（流れ図はP 31）

（1）基本的な流れ

県医師会又は、市町村から郡市医師会会長に医療救護班派遣の要請があった場合には会員に対し医療救護班の出動を要請する。

被害情報の通報が直接郡市医師会にあった場合は、被害状況等を判断して、医療救護班の出動を行う。

更に状況によっては、県医師会に、医療救護班の派遣を依頼する。

（2）日赤現地医療班について

日赤宮崎県支部は、常備救護班で対応するが、常備救護班で対応出来ない場合は、「宮崎県医師会と日赤県支部長との協定書」（昭和32年4月1日）により県医師会に派遣要請をする。

県医師会災害医療対策本部は、郡市医師会対策本部に派を要請し、要請を受けた郡市医師会は、会員を日赤現地医療班として被災地に派遣する。

5. 医療救護班の編成基準

【医療救護班編成基準】

医師（班長）	1名
看護師	3名
事務員	1名
運転手	1名

※「南那珂医師会災害医療救護班」名簿（P37）

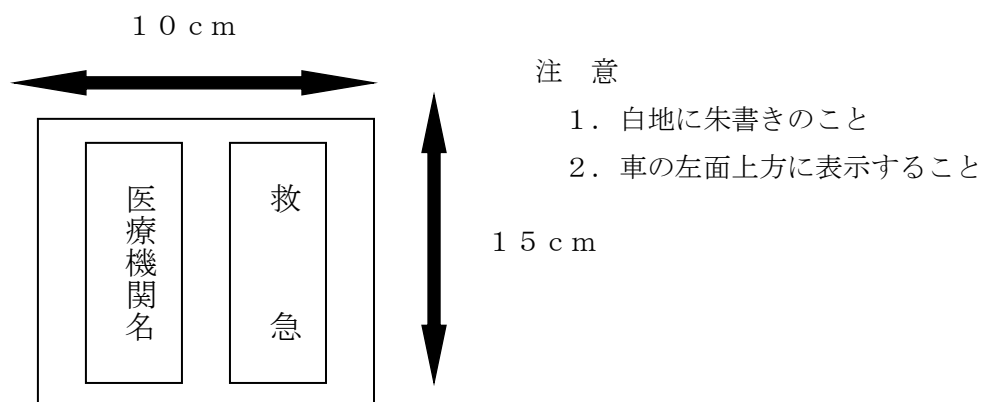
6. 会員の対応

出動の指示伝達を受けた会員は、指示された場所に参集することとし、被災等ため参集できない場合には、可能な限り、その旨を郡市医師会災害医療対策本部に連絡する。

南那珂医師会災害医療対策本部は、出動可能な班編成を確認し、それを県医師に連絡するものとする。

7. 災害医療活動に従事する車輛

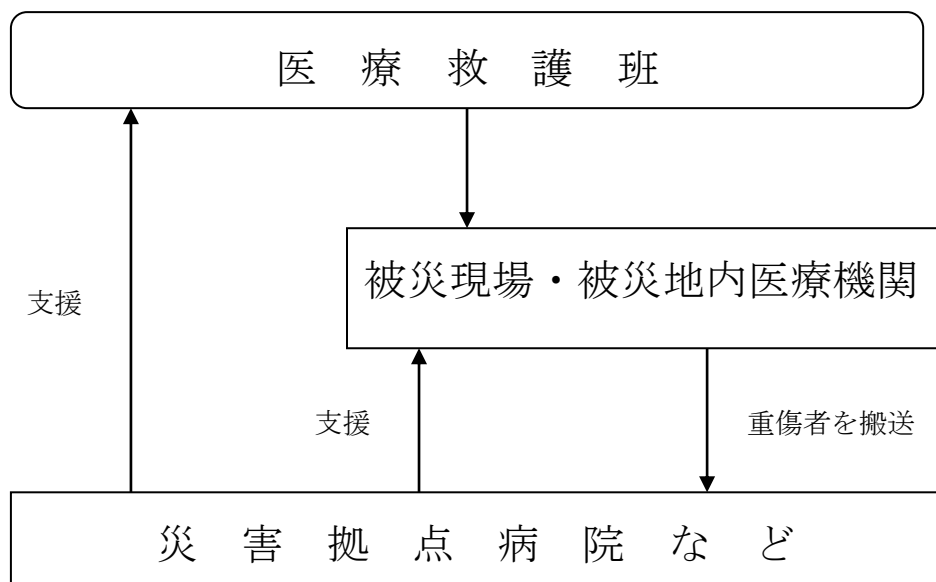
災害医療活動に従事する車輛には、下記の標章を参考に表示するものとする。



8. 災害医療の流れ

被災地に派遣された医療救護班は、被災現場や被災地内の医療機関で医療救護活動を行う。重症者は、消防機関が災害拠点病院に搬送する。

災害拠点病院は、医療救護班、被災地内の医療機関に対して応急用医療資器材の貸し出し等支援を行う。



※災害拠点病院

種 別	2次医療圏名	医 療 機 関 名
基幹災害医療センター	全医療圏	県立宮崎病院
地域災害医療センター	宮崎県北部	県立延岡病院
	日向入郷	社会福祉法人恩賜会財団宮崎県済生会 日向病院
		医療法人泉和会千代田病院
		医療法人誠和会和田病院
	西都児湯	西都市西児湯医師会立西都救急病院
	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院
	西 諸	小林市立市民病院
	都城北諸	都城市郡医師会病院
	日南串間	県立日南病院

※3次救急医療施設

初期、2次救急医療施設からの転送患者を受入れる後方病院であり、高度の検査・手術を要する重篤救急患者の救命医療を行う。

①国立大学法人宮崎大学医学部附属病院 ② 県立宮崎病院 ③ 県立延岡病院

9. 医療救護班の活動内容

(1) 災害現場等での医療救護班活動マニュアル

災害発生直後から概ね3日以内の、災害発生現場等に派遣された医療救護班の対応

ア. トリアージの実施

災害発生現場や医療救護所（被災地内で診療のできる施設、被災現場に設けられた救護所）に運び込まれる傷病者等は、軽症者も重症者も混在している可能性が高いことから、医療救護所の入り口等で、原則として医師がトリアージを行います。

※重病者の重症度判定

現地医療班の医師は、次のように区分し、それぞれ救命措置、応急措置を行うものとする。

- 0 死 亡-----すでに死亡している者 -----> (黒色)
- I 重 症-----早急に治療、搬送が必要な者 -----> (赤色)
- II 中等症-----すぐに治療しなくても生命に別状がなく、
搬送も急がなくてよい者 -----> (黄色)

Ⅲ 軽 症----- 収容治療は必要なく、搬送も必要としない者

-----> (緑色)

イ. 応急処置の実施

災害発生現場での応急処置は、傷病者数や、その傷病の程度等を考慮しながら、原則として必要最小限の応急処置にとどめ、より多くの傷病者に迅速に対応します。

重症者がいる場合は、後方医療機関（災害拠点病院、被災地隣接の医療機関）への搬送に努めることとします。

多数の傷病者が殺到し、必要な応急処置をする場合、患者の負傷の種類（打撲、熱傷、そう傷等）により、治療が適切に行われるよう配慮します。

救出、搬送段階で、特別な対応が必要な挫滅症候群患者等について、十分留意することとします。

ウ. 重症患者の搬送

トリアージの結果に基づき、緊急治療群から順次、後方医療機関へ、搬送を行います。

医療救護所から後方医療機関への搬送は、消防機関が対応することになっていきますので、医療救護所の責任者は、消防機関又は南那珂医師会を通じて搬送要請を行います。

エ. カルテの作成

多数の負傷者等が殺到する等、カルテを作成する余裕がない場合は、トリアージタグに必要事項を記載することで代行します。

オ. 医薬品等の補給

医薬品、医療用資器材、血液等が不足している場合は、南那珂医師会を通じて、搬送要請を行います。

カ. 次期医療救護班への引き継ぎ等

災害発生現場等での応急的な医療救護を終了したら、その活動状況等について南那珂医師会に報告します。また、報告内容については、次期医療救護班へ引き継ぐこととします。

キ. 他の医療救護班等との連携

災害発生現場等での応急医療救護にあたっては、必要に応じて地元市町村、又は南那珂医師会等の指示を受けるようにします。

また、他の応援医療救護班や、ボランティア等との連携をはかりながら、迅速かつ適切な医療救護活動を行うようにします。

(2) 避難所等での医療救護班活動マニュアル

被災から概ね3日経過した後は、避難所での医療救護が中心となります。

ここでは、これらの避難所等での医療救護活動について、記載しています。

【避難所等での活動】

避難所等での診療にあたっては、症状が多岐にわたるため、被災直後の混乱から、できるかぎり潜在的に存在する患者の発見に努めます。また、専門的医療が必要な場合には後方医療機関への搬送を行います。

医療救護活動にあたっては、避難者の健康管理にも十分留意することとします。特に、災害弱者である ①在宅難病患者 ②高齢者 ③心身障害者 ④外国人等の生活相談等にも、積極的に応じるように努めます。そのため、保健・福祉関係者と十分な連携を取りその対応をはかることとします。

避難所等での診療に際しては、症状、診断結果、医薬品等の処置内容を記録するよう、カルテを用意しておきます。

指示された派遣期間を終了した場合は、次期医療救護班へ必要事項を引き継ぐこととします。

南那珂医師会救急医療収容施設

収容施設名	所在地	電話番号
小玉共立外科	日南市吾田東10丁目4-1	24-0777
日南春光会病院	日南市園田1丁目4-2	22-2324
百瀬病院	日南市南郷町中村乙2101	64-0305
日南市立中部病院	日南市大堂津5丁目10-1	27-1111
串間市民病院	串間市大字西方7917	72-1234

南那珂医師会災害医療救護班

[応援医師団名簿]

班 名	医師名	住 所	電 話
飢肥班	小 玉 徳 信	日南市吾田東10丁目4-1 小玉共立外科	24-0777
	大 井 正 文	〃 星倉1丁目3-7	25-2100
	長 友 英 仁	日南市北郷町大字郷之原乙1403-1	55-3522
中央班	山 元 敏 嗣	日南市上平野町2丁目15-7	22-2552
	井 手 秀 幸	〃 戸高4丁目2-2	32-0811
	河 野 清 秀	〃 戸高1丁目6-10	22-5111
油津班	宮 路 重 和	日南市園田1丁目4-2 (医) 春光会 日南春光会病院	22-2324
	村 上 憲 彦	〃 岩崎1丁目2-12	24-0643
	島 田 雅 弘	〃 園田1丁目2-10	23-2233
中部班	百 瀬 文 教	日南市南郷町中村乙2101 (医) 文誠会 百瀬病院	64-0305
	笠 目 敏 夫	〃 東町8-1 (医) 春光会 東病院	64-1500
	猿 渡 義 彰	〃 東町13-5	64-2225
串間班	中 島 昌 文	串間市西浜2丁目7247-76	72-5202
	英 保 彦	〃 大字奈留5284-3	74-1187

南那珂地区御薬業会社一覧

薬業会社名	所 在 地	電話番号
(株)アステム日南支店	日南市吾田西1丁目11番15号	23-1146
森 薬品 (株) 日南支店	日南市木山2丁目5番8号	22-5177
(株)アトル日南支店	日南市西弁分4丁目1番地8	22-5145
富田薬品(株)日南営業所	日南市上平野1丁目5番12号	23-1201
九州東邦(株)日南営業所	日南市戸高1丁目15番8号	23-8058

附則：この計画は平成19年7月19日から施行する

12 宮崎県災害派遣医療チーム運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震などの自然災害や大規模事故等の災害現場等で、急性期の救命処置等を行う災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣等に関し、必要な事項を定める。

(指定病院及び協定締結)

第2条 宮崎県（以下「県」という。）は、県内のDMATが所属する病院であって、DMATの派遣等の協力を申し出た病院を宮崎DMAT指定病院（以下「指定病院」という。）に指定する。

2 県は、指定病院に所属するDMATを宮崎DMATとして、また、その構成員を宮崎DMAT隊員として登録する。

3 県と指定病院は、宮崎DMATの派遣に関する協定を締結する。

(編成)

第3条 宮崎DMATは、1チームにつき医師1名、看護師2名及び業務調整員1名の隊員で編成することを標準とする。

2 各チームにリーダー1名をおく。

3 リーダーは、チームの医療活動を統括する。

(派遣基準)

第4条 宮崎DMATの派遣基準は、次のとおりとする。

(1) 県内で、災害、事故等により20名以上の重症・中等症の傷病者が発生し、又は発生することが予想される場合

(2) 国又は他の都道府県から宮崎DMATに対する派遣要請があった場合

(3) その他、宮崎DMATが出動することが傷病者の救命救急に特に効果があると認められる場合

(派遣要請)

第5条 県は、前条の派遣基準に照らして派遣の必要があると認めるときは、指定病院に対して宮崎DMATの派遣を要請するものとする。

(宮崎DMATの派遣)

第6条 指定病院の長は、前条の規定による派遣要請を受けたときは、直ちに当該病院の宮崎DMATを、県が指定する災害現場等に派遣するものとする。

2 指定病院の長は、派遣した当該病院の宮崎DMATが、第8条の活動を終了したときは、速やかに活動の実績を県に報告するものとする。

(派遣要請の特例等)

第7条 次の各号のすべてに該当する場合においては、市町村長又は消防機関の長は、指定病院の長に対して宮崎DMATの派遣要請をすることができるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号に規定する派遣基準に該当する場合
 - (2) 通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができない場合
 - (3) 災害等の現場における救命措置の遅れが被災した傷病者の生命、身体に重大な影響を及ぼすと判断される場合
- 2 指定病院の長は、前項各号のすべてに該当する場合で、特に緊急を要すると判断したときは、当該病院の宮崎DMATを派遣することができるものとする。
 - 3 前2項の場合において、当該市町村長若しくは消防機関の長又は指定病院の長は、可能な限り速やかに県に報告を行い、当該派遣要請又は派遣に対する県の承認を得るものとする。
 - 4 前項の規定により県が承認した宮崎DMATの派遣は、第5条に規定する県の要請に基づく派遣とみなす。

(活動内容)

第8条 宮崎DMATの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場での医療情報の収集と伝達
 - (2) 災害現場でのトリアージ、救命処置、搬送支援
 - (3) 被災地内の病院における診療支援
 - (4) 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
 - (5) その他災害現場における救命活動に必要な措置
- 2 宮崎DMATは、原則として、現地までの移動、関係機関との連絡、医薬品等の医療資器材の調達及び生活手段等を自ら確保しながら継続した活動を行うものとする。
 - 3 宮崎DMATは、行政、消防、警察、自衛隊、災害拠点病院等関係機関と十分に連携を図るものとする。

(費用負担)

第9条 指定病院の長は、第6条の規定による当該病院の宮崎DMATの派遣に要した費用の全部又は一部を県に請求することができる。

(傷害保険の加入)

第10条 県は、宮崎DMATの活動に伴う事故等に対応するため、宮崎DMAT隊員にかかる傷害保険に加入する。

(研修等)

第11条 県は、宮崎DMATの質的向上を図るための研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

- 2 指定病院の長は、当該病院の宮崎DMAT隊員の技術向上等を図るための研修、訓練の実施に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、宮崎DMATに関し必要な事項は、県が別に定

める。

附 則

この要綱は、平成２３年１２月２８日から施行する。

日南市災害時要援護者避難支援計画

平成 2 2 年 4 月

日 南 市

目次

第1章 基本的な考え方

1 趣旨	43
2 位置づけ	43
3 避難支援計画の対象	43
（1）対象とする要援護者	43
（2）対象とする災害	44
（3）対象とする地域	44

第2章 避難支援体制の構築

1 市における支援体制の整備	45
（1）市の役割	45
2 地域における避難支援体制の整備	45
（1）自主防災組織、自治会等の役割	45
（2）民生委員・児童委員の役割	46
（3）消防団の役割	46
（4）社会福祉協議会の役割	46
3 社会福祉施設、福祉サービス事業者等における避難支援体制の整備	46
（1）社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割	46
（2）医療機関等の役割	47
（3）保健所の役割	47

第3章 災害時要援護者に関する情報の収集・管理

1 要援護者の把握	48
（1）要援護者に関する情報の収集・管理の目的	48
（2）要援護者に関する情報の収集・管理を要する対象者	48
（3）要援護者に関する情報の管理	48
（4）要援護者に関する情報の共有	48
（5）要援護者に関する情報の適正管理	48
（6）要援護者に関する情報の更新	49
2 個別支援計画の作成	49
（1）個別支援計画の作成目的	49
（2）個別支援計画の対象者	49
（3）個別支援計画の作成方法	49
（4）個別支援計画の内容	49

(5) 個別支援計画の共有	50
(6) 個別支援計画の適正管理	50
(7) 個別支援計画の確認	50
(8) 個別支援計画の更新	50
(9) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の保有する情報の活用	50

第4章 情報伝達・避難誘導・安否確認の実施

1 避難情報の伝達体制の確立	51
(1) 避難準備情報等の発令基準	51
(2) 伝達情報の整備	51
2 災害時の情報伝達	51
(1) 要援護者への情報伝達	51
(2) 避難支援者への情報伝達	51
3 避難誘導の実施	52
(1) 避難支援者による避難誘導	52
(2) 協力機関による避難誘導	52
4 安否確認の実施	52
(1) 安否窓口の設置	52

第5章 避難所等における支援

1 要援護者に配慮した避難所の確保	53
(1) 避難所のバリアフリー化等	53
(2) 福祉避難所の指定	53
2 避難所の設置及び運営	53
(1) 避難所の設置	53
(2) 避難所の運営	53
(3) 保健・医療機関との連携	54
(4) ボランティアとの連携	54
3 避難所以外の要援護者に対する支援	54

第6章 災害に強いまちづくりの推進

1 災害に強いまちづくりの推進	55
2 要援護者の避難支援方法等の普及啓発	55
3 避難支援訓練の実施	55
4 避難支援資機材等の整備	55
5 要援護者自身等の備え	55

(1) 住宅の安全対策	・ ・ ・ ・ ・ 55
(2) 住民の安全対策	・ ・ ・ ・ ・ 56
(3) 伝達手段の確保	・ ・ ・ ・ ・ 56
(4) 避難所、避難経路の確認	・ ・ ・ ・ ・ 56
(5) 早期の自主避難	・ ・ ・ ・ ・ 56

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

地震や台風などの自然災害をはじめとする様々な災害から市民の生命、財産を守るためには、日頃から個人、地域、行政等が連携し、防災対策に取り組むことが重要である。

特に、近年、全国的に多発している地震や台風は、高齢者などを中心に大きな被害をもたらしており、災害発生時に被害を受けやすい環境にある人々の防災、減災を図ることが喫緊の課題となっている。

本市においても、災害時の避難に支援を要する災害時要援護者（以下「要援護者」という。）に対し、地域と行政、関係機関等が連携し、要援護者のより迅速かつ的確な避難支援を図るため、災害時要援護者避難支援計画（以下「避難支援計画」という。）を策定する。

2 位置づけ

避難支援計画は、日南市地域防災計画第2編第1章第2節第10に規定する災害時要援対策に関し、関係機関による避難支援体制の確立、避難支援実施のために必要な事項をまとめた具体的な行動計画であり、今後、要援護者毎に作成される避難行動要援護者避難支援計画（以下「個別支援計画」という。）の円滑な作成及び実効性を確保するための基本計画である。

3 避難支援計画の対象

（1）対象とする要援護者

避難支援計画の対象とする要援護者は、災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの一連の防災行動をとる際に、支援を必要とする者のうち、次の表のいずれかに該当する者（注1）とする。

なお、妊産婦、乳幼児、外国人については、対象となる者の移り変わりが著しいことから、関係機関において支援が必要な状況にある者の把握に努めることとする。

対 象 者	
①	介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する要介護認定において、要介護３以上の認定を受けている者
②	身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号身体障害者障害程度等級表の１級又は２級に該当する者。
③	「療育手帳制度について」（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、「療育手帳制度の実施について」（昭和４８年９月２７日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちＡ判定を受けている者。
④	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成７年法律第９４条）第４５条第２項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。
⑤	特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者。
⑥	６５歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯
⑦	前各号に準じる状態にある者。

（注１）同居家族、近隣地に居住する家族、親戚等の支援により避難行動が可能な者は除く。

（２）対象とする災害

主に本市において発生頻度の高い台風等の風水害及び、重大な被害発生が予想される震度５弱以上の地震災害とする。ただし、これ以外の災害についても、状況に応じて対応を実施するものとする。

（３）対象とする地域

対象地域は本市全域とする。

第2章 避難支援体制の構築

1 市における避難支援体制の整備

要援護者の避難支援を迅速かつ的確に実施するため、関係各課が協力して要援護者の避難支援のための業務を推進するものとする。

日頃から個別支援計画の作成、管理を行うとともに、要援護者本人やその家族からの相談等を受けるための体制を整備する。また、災害時には「要援護者対策班」を編成して情報の収集や伝達に努め、支援を受けられない要援護者に対して必要な避難支援が実施できる体制を整備する。

(1) 市の役割

- ①要援護者の把握
- ②避難行動支援者の把握と個別支援計画の作成・管理
- ③災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- ④支援機関との協力関係の構築及び連絡体制の確立
- ⑤一般の指定避難所における要援護者に配慮した設備の改善
- ⑥一般の指定避難所では対応が困難な要援護者を収容できる避難所（以下「福祉避難所」という）の指定
- ⑦自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材の整備
- ⑧要援護者の避難支援に関する知識の普及啓発
- ⑨要援護者参加型の防災訓練の企画・実施
- ⑩避難準備情報等の発表及び伝達
- ⑪災害時における避難支援
- ⑫災害時における要援護者の避難状況の把握及び安否確認

2 地域における避難支援体制の整備

自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等は、日頃から地域の要援護者の所在や状態について把握するとともに、地域の支援ネットワークづくりを促進し、災害時には協力して要援護者の避難支援が実施できる体制の整備に努める

(1) 自主防災組織、自治会等の役割

- ①要援護者の把握及び調査への協力
- ②個別支援計画の作成、更新作業への協力
- ③個別支援計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ
- ④災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑤災害時における避難行動の支援

(2) 民生委員・児童委員の役割

- ①要援護者の把握及び調査への協力
- ②個別支援計画の作成、更新作業への協力
- ③個別支援計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ
- ④災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑤避難所における要援護者の心のケア

(3) 消防団の役割

- ①個別支援計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ
- ②災害時における避難準備情報等の伝達
- ③災害時における避難行動の支援又は協力

(4) 社会福祉協議会の役割

- ①要援護者を把握するための調査への協力
- ②個別支援計画の作成、更新作業の協力
- ③個別支援計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ
- ④支援機関との協力関係の構築及び連絡調整
- ⑤災害時における避難行動要支援者の安否確認への協力
- ⑥避難所におけるボランティアの受入、派遣調整

3 社会福祉施設、福祉サービス事業者等における避難支援体制の整備

社会福祉施設や福祉サービス事業者等は、日頃から施設利用者に対する災害時の対応方法を定めておくとともに、災害時には自ら保有する資機材や福祉車両等を活用して避難支援が実施できる体制の整備に努める。

(1) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

- ①要援護者を把握するための調査への協力
- ②個別支援計画の作成、更新作業の協力
- ③個別支援計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ
- ④施設利用者に対する避難支援計画の作成
- ⑤災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑥災害時における要援護者の臨時的収容
- ⑦災害時における緊急入所、ショートステイへの対応

(2) 医療機関等の役割

- ①入院者、来院者に対する避難計画の作成
- ②災害時における対応可能状況を把握するための調査への協力
- ③災害時における緊急入院への対応

(3) 保健所の役割

- ①市が行う要援護者を把握するための調査への協力
- ②個別支援計画の作成、更新作業への協力及び助言
- ③個別支援計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ
- ④災害時における難病患者に対する避難誘導及び安否確認への協力
- ⑤避難所における要援護者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言

第3章 災害時要援護者に関する情報の収集・管理

1 要援護者の把握

(1) 要援護者に関する情報の収集・管理の目的

要援護者の把握と迅速な避難支援を行うため、要援護者の把握に努める
また、要援護者に関する情報については次の業務に使用するものとする。

- ①在宅の要援護者の全体把握
- ②避難行動要援護者の把握調査及び個別支援計画の作成
- ③災害時の安否確認及び避難支援

(2) 要援護者に関する情報の収集・管理を要する対象者

災害時要援護者に関する情報の収集・管理を行う対象者は、第1章の3（1）に規定する者とする。

(3) 要援護者に関する情報の管理

下記に掲げる台帳等（以下「台帳等」という。）を保有する各関係課において当該台帳等及び既存システムの情報を活用して管理するものとする。

この場合、行政機関内における個人情報の目的外使用に関しては、日南市個人情報保護条例第8条第5号の規定に基づくものとする。

- ①住民基本台帳
- ②要介護・要支援認定台帳
- ③身体障害者手帳交付台帳
- ④療育手帳交付台帳

(4) 要援護者に関する情報の共有

要援護者に関する情報については、（3）に掲げる台帳等を保有する関係課が協力機関の協力を得ながら収集・管理を行い、共有するものとする。

なお、協力機関と共有する情報については、当該協力機関が対応する要援護者に係るものに限るものとする。

(5) 要援護者に関する情報の適正管理

要援護者に関する情報については、担当課（以下「事務局」という。）において電子データにて管理するものとする。また、要援護者に関する情報を共有者以外の閲覧、利用を禁じるため、電子データパスワードの設定等により適正に管理する。

(6) 要援護者に関する情報の更新

事務局は、毎年1回以上、要援護者の管理情報に変更がないか確認し、修正及び更新確認を行う。

また、要援護者に関する情報に変更があることを得た協力機関は、当該情報を遅滞なく事務局に連絡するものとする。

2 個別支援計画の作成

(1) 個別支援計画の作成目的

個別支援計画は避難行動要援護者の詳細な状況を把握し、迅速かつ的確な避難を実施するため作成するものとする。

(2) 個別支援計画の対象者

個別支援計画の対象者は、第1章の3(1)に該当する要援護者のうち、各関係機関、広報等により働きかけを行った結果、作成について同意を得られた者とする。

(3) 個別支援計画の作成方法

第1章の3(1)に該当する者で申請を行った要援護者の状況について、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員又はその他の関係機関に協力を依頼し、避難行動要援護者の特定及び個別支援計画策定に必要な情報を避難行動要援護者、家族及び避難支援者等と面談の上収集・作成する。

(4) 個別支援計画の内容

個別支援計画に記載する情報は、原則として下記の事項とし、様式1に記載するものとする。

なお、要援護者及び避難支援者の登録意志を確認し、個人情報の円滑な共有化を図るため、個別支援計画の情報管理及び利用に関する同意を得るものとする。

- ①本人の状況
- ②災害要援護者区分
- ③同居者の状況
- ④緊急時の連絡先
- ⑤避難支援者の状況
- ⑥その他留意事項
- ⑦代理人の状況

(5) 個別支援計画の共有

個別支援計画は、1 (3) に掲げる台帳等を保有する関係課が協力機関の協力を得ながら作成し、協力機関及び避難支援者と共有するものとする。

なお、協力機関及び避難支援者が共有する個別支援計画は、当該協力機関又は避難支援者が支援にあたる避難行動要援護者に係るものに限るものとする。

また、協力機関及び避難支援者との共有は、避難行動要援護者の同意に基づくことを原則とし、法令に基づく守秘義務が課せられるもの以外のものは、秘密の保持に関する誓約書（様式2）を事務局に提出するものとする。

(6) 個別支援計画の適正管理

個別支援計画を共有する者は、共有者以外の閲覧、利用を禁じるため、電子データで管理する場合はパスワードを設定し、紙等で保管する場合は、施錠できる保管庫に保管するなど情報の管理を適正に行うものとする。

(7) 個別支援計画の確認

個別支援計画が作成されたとき及び修正されたときは、要援護者及び避難支援者は、災害の際に迅速かつ的確な避難ができるよう、対面等により個別支援計画の内容について確認等を行うものとする。

(8) 個別支援計画の更新

事務局は関係課、協力機関及び避難支援者等の協力を得て、毎年1回以上個別支援計画の内容について確認を行い、必要な修正を加えるものとする。

また、個別支援計画の修正に関する情報を得た協力機関、避難支援者は、当該情報を遅滞なく事務局に連絡するものとする。

事務局は、個別支援計画を更新し、協力機関及び避難支援者等へ提供するものとする。

なお、個別支援計画に修正があった場合は、要援護者に関する情報の修正確認を行うものとする。

(9) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の保有する情報の活用

介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の保有する要援護者の居住状況等の情報を共有し、要援護者に関する情報の把握及び個別支援計画の作成、更新、安否確認、救出・救護活動に活用するものとする。

第4章 情報伝達・避難誘導・安否確認の実施

1 避難情報の伝達体制の確立

(1) 避難準備情報等の発令基準等

市は、要援護者が避難行動を迅速かつ円滑に開始するために必要な避難準備情報の発令基準を定めるものとする。

また、市はハザードマップを作成し、要援護者や避難支援者等を含む地域住民に配布、説明を行い、避難準備情報等の意味や留意点について周知徹底を図るものとする。

(2) 伝達情報の整備

市は、避難準備情報等が要援護者等を含む住民全員に確実に伝達されるよう、防災行政無線、広報車、ファックス、防災メール等複数の伝達手段の整備・充実及び地域における情報伝達体制の確立に努めるものとする。

2 災害時の情報伝達

(1) 要援護者への情報伝達

①市

市は、防災行政無線のほか、戸別受信機やファックス、防災メール、防災ラジオ、放送事業者、広報車等様々な手段で、要援護者へ避難準備情報等の防災情報を提供するものとする。

特に聴覚障害者への情報伝達については、防災メールやファックスによる災害情報配信サービスの活用を推進するものとする。

②避難支援者等

避難支援者及び自主防災組織、自治会等は、市から避難準備情報等の防災情報の通知があった場合は、相互に連携して要援護者へ情報伝達を行うものとする。

(2) 避難支援者への情報伝達

市は、電話、ファックス、防災メール等により、避難支援者や自主防災組織等に対し、災害情報、避難所情報等の伝達及び避難誘導の要請、安否確認等を行うものとする。

3 避難誘導の実施

(1) 避難支援者による避難誘導

避難支援者は、風雨が強くなる以前において、当該要援護者の避難が必要と判断した場合は、直ちに避難先（避難所、親戚宅等）への誘導にあたるものとする。

また、避難誘導にあたり避難支援者以外の者の支援が必要な場合は、状況に応じ自主防災組織等の協力機関又は、対策班等に応援要請を行うものとする。

避難支援者は、要援護者の避難が完了したときは、自主防災組織（自治会）の長に連絡するものとする。

(2) 協力機関による避難誘導

協力機関は、当該要援護者の避難が必要と判断した場合は、直ちに避難先（避難所、親戚宅等）への誘導にあたるものとする。

また、避難誘導にあたり協力機関以外の者の支援が必要な場合は、対策班に応援要請を行うものとする。

4 安否確認の実施

住民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、市、支援者、関係機関は協力して迅速かつ的確に要援護者の安否確認を行う。

安否情報は、支援者及び関係機関が持つ連絡網等を最大限に活用して、可能な限り直接の連絡により迅速に安否の確認を行うものとする。

また、消息が不明な者については、速やかに消防機関及び警察等との連携を図り、搜索活動のための体制を整える。

(1) 安否情報窓口の設置

市は、支援者や関係機関による安否情報の集約や照会を一元的に対応するため、要援護者対策班に安否情報窓口を設置する。

対策班は、関係機関が把握した安否情報や避難所の避難者名簿等とを照らし、避難の状況を把握しつつ、要援護者に係る問い合わせ等への対応を行うものとする。

また、情報収集と照会対応のための電話番号等は次のとおりとする。

①電話番号 0 9 8 7 - 3 1 - 1 1 2 5（危機管理課）

②ファックス 0 9 8 7 - 2 3 - 1 8 5 3

第5章 避難所等における支援

1 要援護者に配慮した避難所の確保

(1) 避難所のバリアフリー化等

市は、当該地域の要援護者の状況を考慮し、避難所のバリアフリー化等に配慮した施設整備に努めるものとする。

(2) 福祉避難所の指定

市は、通常の避難所での生活が困難な要援護者のための福祉避難所を指定するものとする。

福祉避難所を指定する場合は、当該施設との間で、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定をあらかじめ締結し、受け入れる際の要件、受け入れ可能人数、費用負担について明らかにしておくことにより円滑な福祉避難所の開設、受け入れ、運営を図るものとする。

なお、福祉避難所の利用は緊急避難的な場所の利用場合であり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を期待するものではないため、特別なサービスを必要とする場合は緊急入所、ショートステイ等を活用するものとする。

2 避難所の設置及び運営

(1) 避難所の設置

市は、災害の発生が予測されたとき又は災害が発生したときは、当該地域の要援護者の状況に配慮した適切な避難所を迅速に開設し、要援護者への周知、避難誘導等を的確に行うものとする。

また、災害時において指定した福祉避難所を開設しようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り受け入れ可能状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分に配慮するものとする。

(2) 避難所の運営

市は、避難所及び福祉避難所の円滑な運営のため、次のとおり配慮するものとする。

① 救援物資の供給に関する配慮

市又は自主的な避難所運営組織は、避難所の運営にあたっては要援護者に配慮するものとし、食料や救援物資等の配布について要援護者に対しても平等に配分がなされるよう配慮する。

②情報提供での配慮

避難所の情報提供は、音声だけでなく聴覚障害者にも配慮して必ず掲示も併用する。また、外国人への配慮として、外国語やイラストも用いて理解しやすい内容で掲示を行うよう努める。

③食事への配慮

要援護者の個々の特性に応じた食事を提供できるよう努める。

- ・乳幼児には粉ミルクや離乳食の提供
- ・高齢者等にはやわらかい食事
- ・難病患者、内部障害者には病態に応じた食事
- ・アレルギー患者にはアルファ米（無調理科）等アレルギー対応食の提供

（３）保健・医療機関との連携

避難所における要援護者の心のケア、障害の重度化等の防止のため、保健・医療機関等の協力を得て、保健師や看護師、医師等による巡回相談、健康確認を行うものとする。

（４）ボランティアとの連携

市は、避難所等におけるボランティアの活動が効果的に行われるよう社会福祉協議会等と連携し、受け入れ体制の整備・連絡調整機能の強化及び充実に努めるものとする。

3 避難所以外の要援護者に対する支援

市は、様々な理由で避難所に来ることができない要援護者についても状況の把握に努め、協力機関と連携し、情報提供その他必要な支援を実施するものとする。

第6章 災害に強いまちづくりの推進

1 災害に強いまちづくりの推進

市は、消防団、自主防災組織、地域福祉関係団体と協働し、声かけや見守り活動等、地域における各種活動を通じて地域住民同士のつながりを深めることができる環境づくりに努めるものとする。

2 要援護者の避難支援方法等の普及啓発

市は、要援護者、地域住民、協力機関に対し、要援護者情報の収集・共有、適正管理、要援護者の状況に配慮した避難支援方法について、説明会や広報誌、ホームページ等を通じて普及啓発を図るものとする。

3 避難支援訓練の実施

市は、毎年、避難支援者、協力機関等と連携し、地域防災訓練等において要援護者が参加した避難支援訓練及び避難所設置・運営訓練を実施するものとする。

4 避難支援資機材等の整備

市は、避難支援にあたる協力機関等の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、地域における救出・救護・運搬に要する防災資機材の整備、充実に努めるものとする。

また、協力機関等においても、自主的な防災資機材の整備、維持管理に努めるものとする。

5 要援護者自身等の備え

要援護者自身及びその家族等においても、自分の命は自分で守るとの認識に基づき、災害時において自らの身の安全を図り迅速な避難を行うため、日頃から次のとおり防災対策に取り組むものとする。

また、普段から地域の防災活動等へ積極的に参加し、隣近所や避難支援者等との交流を深めること等により、災害時において必要な支援が円滑に受けられる環境づくりに努めるものとする。

(1) 住宅の安全対策

災害発生時に身の安全を守るため、住宅に関する安全対策に努めるものとする。

①住宅の耐震補強

②家具の固定、ガラスの飛散防止

(2) 食料品等の備蓄

災害発生後は、水道や電気、ガス等のライフラインが途絶し、食料、医療品等の不足が発生することもあることから、外部からの支援が届くまで2、3日は自力で生活できるよう、生活物資の備蓄に努めるものとする。

- ①食料品、飲料水、医療品の確保
- ②非常持出品の整理、保管

(3) 伝達手段の確保

災害時に自分の存在や必要な支援内容を周囲に知らせるため、要援護者の状況に応じた伝達手段の確保に努めるものとする。

- ①携帯電話、ブザー、警笛
- ②必要とする支援内容を記入したカード等

(4) 避難所、避難経路の確認

迅速に避難できる適切な避難所の場所及び安全に避難できる避難経路を事前に確認、注意点、障害物の有無について把握するものとする。

また、避難所、避難経路等に支障がある場合は、市へ直接又は避難支援者や協力機関等を通じて連絡・相談するものとする。

(5) 早期の自主避難

台風等の風水害は、災害の発生までに時間的余裕があるので、自ら行動を起こすことのできる要援護者は、可能な限り早期に安全な親族や知人宅、又は短期入所施設等に自主的に避難しておくよう努める。

災害時要援護者個別支援計画に係る秘密の保持に関する誓約書

平成 年 月 日

日 南 市 長 様

私は、日南市災害時要援護者避難支援計画に基づく災害時要援護者及び避難行動要援護者個別支援計画に係る情報の共有、管理にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び宮崎県個人情報保護条例（平成14年条例第41号）並びに、日南市個人情報保護条例（平成21年条例第18号）の趣旨を尊重し、関係規定を遵守するとともに、提供のあった情報については、保管・管理を厳重に行い、個別支援計画書等に記載されている避難支援者及び避難協力機関以外の第三者への情報提供、漏洩及び私的利用はしないことを堅く誓います。

住所 _____

氏名 _____ 印

14 日南市営住宅条例

平成21年 3 月30日条例第207号
改正 平成21年 7 月21日条例第266号
(略)
平成30年 2 月28日条例第 3 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 一般市営住宅の管理

第 1 節 通則（第 4 条－第38条）

第 2 節 法第45条第 1 項の規定に基づく社会福祉事業等への活用（第39条－第44条）

第 3 節 法第45条第 2 項の規定に基づく一般市営住宅の活用（第45条－第49条）

第 3 章 改良市営住宅の管理（第50条－第57条）

第 4 章 単独市営住宅の管理（第58条・第59条）

第 5 章 補則（第60条－第64条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、市営住宅並びに共同施設及び地区施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市営住宅、共同施設及び地区施設を別表のとおり設置する。

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）市営住宅 一般市営住宅、改良市営住宅及び単独市営住宅をいう。

（2）一般市営住宅 市が設置及び管理を行う公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）をいう。

（3）改良市営住宅 市が設置及び管理を行う改良住宅（住宅地区改良法（昭和35年法

律第84号。以下「改良法」という。)第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)をいう。

(4) 単独市営住宅 前2号に掲げる住宅以外の住宅で市が国の補助を受けずに建設し、住民に賃貸するための住宅及び附帯施設をいう。

(5) 共同施設 法第2条第9号に規定する共同施設をいう。

(6) 地区施設 改良法第2条第7項に規定する地区施設をいう。

(7) 住宅監理員 法第33条第1項の公営住宅監理員及び改良法第29条第1項において法第33条第1項を準用する場合における改良住宅監理員をいう。

(8) 市営住宅建替事業 市が施行する公営住宅建替事業(法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。以下同じ。)をいう。

第2章 一般市営住宅の管理

第1節 通則

(入居者の募集方法)

第4条 市長は、次の各号のいずれかの事由がある場合において特定の者を一般市営住宅に入居させる場合を除くほか、一般市営住宅の入居者を公募するものとする。

(1) 災害による住宅の滅失等

(2) 不良住宅の撤去

(3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了

(4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却

(5) 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)第5条各号のいずれかの事由

2 前項の規定による入居者の公募は、新聞、掲示等住民が周知できるような方法で行うものとする。

(入居者資格)

第5条 一般市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第5号、第24条第1項、第51条第1号及び第5号において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。次条第3項において「高齢者等」

という。)にあってはこの限りではない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が身体障害にあっては身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度、精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）にあっては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下この条及び第51条において「令」という。）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度、知的障害にあっては本号に規定する精神障害の程度に相当する程度であるもの

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者で、同法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は同法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(2) その者の収入（政令第1条第3号に規定する収入をいう。以下この章及び次章において同じ。）がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合として、次に掲げる場合 214,000円

(ア) 入居者又は同居者に前号イからエまで、カ又はキに該当する者（同号イに該当する者のうち、精神障害及び知的障害にあつては令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度である者に限る。）がある場合

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(エ) 一般市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) 市区町村税を滞納していない者であること。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（入居者資格の特例）

第6条 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い一般市営住宅に入居の申込みをした場合（第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。）においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

3 前条第2号ア(エ)に掲げる一般市営住宅の入居者は、同条各号（高齢者等にあつては、同条第2号から第5号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（入居の申込み）

第7条 前2条に定める入居者資格のある者で一般市営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

(入居者の決定)

第8条 市長は、前条の申込みをした者のうちから、入居者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により入居者を決定する場合において、前条の申込みをした者の数が入居させるべき一般市営住宅の戸数を超えるときは、政令第7条各号のいずれかに該当する者について選考を行い、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定するものとする。

3 市長は、前項の場合において順位を定め難いときは、公開抽選により入居者を決定する。

4 市長は、前2項の規定により入居者を決定した場合においては、入居者として決定された者のほかに、補欠として入居順位を定めて、必要と認める数の入居補充者を定めるものとする。

5 市長は、第2項及び第3項の規定により入居者として決定された者が一般市営住宅に入居しないときは、入居補充者のうちから入居順位に従い入居者を決定するものとする。

6 市長は、第2項に規定する住宅困窮度の判定については、第60条に規定する日南市営住宅選考委員会の意見を聴くことができる。

7 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、高齢者又は障がい者で市長が定める条件を具備するもの、市長が定める基準以下の収入を有する者で速やかに一般市営住宅に入居することを必要としているものその他特に居住の安定を図る必要がある者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした一般市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居決定等の通知)

第9条 市長は、前条の規定により入居者を決定したときは、当該入居者として決定された者（以下「入居決定者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の場合において、入居決定者が借上げに係る一般市営住宅の入居決定者であるときは、当該入居決定者に対し、当該一般市営住宅の借上げの期間の満了時に当該一般市営住宅を明け渡さなければならない旨を併せて通知するものとする。

(入居の手続)

第10条 入居決定者は、市長が定める期間内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 原則として市内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する誓約書を提出すること。

(2) 第15条第1項の敷金を納付すること。

2 入居決定者がやむを得ない事情により前項の手続を同項の期間内にすることができないときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

3 前項の承認を得た者は、市長が指示する期間内に、第1項の手続をしなければならない。

4 市長は、特別の事情があると認める者については、第1項第1号の誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

5 市長は、入居決定者が第1項又は第3項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、その者に係る第8条の規定による決定を取り消すことができる。

6 市長は、入居決定者が第1項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し、速やかに一般市営住宅に入居することができる期日（以下「入居可能日」という。）を通知するものとする。

（家賃の決定）

第11条 一般市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定による認定に基づき、当該入居者の収入及び当該一般市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下第48条までにおいて同じ。）以下で、政令第2条に定める方法により、市長が定める。ただし、次条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第32条の規定による請求を行ったにもかかわらず、一般市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該一般市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、政令第3条に定める方法により、毎年度、市長が定める。

（収入の申告等）

第12条 入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、その収入を市長に申告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき、入居者の収入を認定するとともに、認定した収入の額を当該入居者に通知するものとする。

3 入居者は、前項の規定による認定に対し、市長が定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、当該意見の内容を審査し、理由があると認めるときは、当該認定を更正するとともに、更正した後の収入の額を当該入居者に通知するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第13条 市長は、次の各号のいずれかの事情がある場合において必要があると認めるときは、市長が定めるところにより、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者及び同居者の所得金額が著しく低額であること。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかっていること。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたこと。
- (4) その他特別の事情があること。

(家賃の徴収)

第14条 市長は、入居可能日（第25条第1項の承認を得た場合にあっては、当該承認を得た日）から入居者が一般市営住宅の明渡しを行う日（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる日）まで、入居者から家賃を徴収する。

(1) 第29条第1項又は第35条第1項の規定による請求があった場合 当該請求において明渡しの期限として指定した日又は当該入居者が一般市営住宅の明渡しを行う日のいずれか早い日

(2) 第33条第1項の規定による請求があった場合 当該請求の日

(3) 入居者が第34条に定める手続を経ないで一般市営住宅を退去した場合 市長が退去の日として認定した日

2 入居者は、毎月末日（月の中で一般市営住宅の明渡しを行う場合は、当該明渡しの日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。

3 入居者が新たに一般市営住宅に入居する場合又は一般市営住宅を明け渡す場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

(敷金)

第15条 市長は、入居者から入居時における3か月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収する。

2 市長は、第13条各号のいずれかの事情がある場合において必要があると認めるときは、市長が定めるところにより、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 入居者が一般市営住宅を明け渡したときは、第1項の規定により徴収した敷金を還付する。ただし、未納の家賃その他の未収入金があるときは、敷金のうちからこれを控除して還付することができる。

4 前項の規定により還付する敷金には、利息を付さない。

(修繕費用の負担)

第16条 一般市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 入居者は、自己の責に帰すべき事由により一般市営住宅又は共同施設の修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、市長の選択に従い、これを修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、借上げに係る一般市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用に関しては、別に定めるものとする。

(入居者の費用負担義務)

第17条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び污水处理施設の使用又は維持運営に要する費用

(入居者の保管義務)

第18条 入居者は、一般市営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責に帰すべき事由により一般市営住宅又は共同施設が滅失し、又は損傷したときは、入居者が原状回復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(不在届)

第19条 入居者が一般市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長が定めるところにより、届出をしなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第20条 入居者は、一般市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途外使用の禁止)

第21条 入居者は、一般市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該一般市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(模様替え等の禁止)

第22条 入居者は、一般市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の承認を行うに当たり、入居者が当該一般市営住宅を明け渡すときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

3 入居者は、第1項ただし書の承認を得ずに一般市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第23条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼすような行為はしてはならない。

(同居の承認)

第24条 一般市営住宅の入居者は、当該一般市営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、承認をしてはならない。

(入居の承継)

第25条 一般市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該一般市営住宅に居住しようとするときは、当該同居していた者は、市長の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、市長は、引き続き居住しようとする者が暴力団員であるときは、承認をしてはならない。

(連帯保証人の変更)

第26条 入居者は、連帯保証人が死亡したとき、若しくは連帯保証人について破産の宣告その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき、又は市長が不適当と認めてその変更を求めたときは、遅滞なく、市長が定めるところにより、新たに連帯保証人を立てなければならない。

2 第10条第1項第1号の規定は、前項の規定により新たに連帯保証人を立てる場合について準用する。

(異動報告)

第27条 入居者は、同居者に異動があったときは、その異動の日から起算して10日以内に市長が定めるところにより、異動の報告をしなければならない。

(収入超過者に対する措置)

第28条 入居者は、一般市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において第5条第2号ア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア又はイに掲げる金額を超える収入のあるときは、当該一般市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

2 市長は、入居者が前項の規定に該当する場合においては、毎年度、当該入居者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該入居者は、当該通知に関し、市長が定めるところにより、意見を述べることができる。

3 入居者が第1項の規定に該当する場合において一般市営住宅に引き続き入居しているときは、当該一般市営住宅の毎月の家賃は、第11条第1項の規定にかかわらず、毎年度、第12条第2項の規定による認定に基づき、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項に定めるところにより、市長が定める。

4 第13条及び第14条の規定は、前項に規定する一般市営住宅の家賃について準用する。
(高額所得者に対する措置)

第29条 市長は、入居者が一般市営住宅に引き続き5年以上入居している場合において最近2年間引き続き政令第9条第1項に規定する金額を超える高額の収入のあるときは、その者に対し、期限を定めて、当該一般市営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6か月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該一般市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、入居者が第1項の規定に該当する場合においては、毎年度、当該入居者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該入居者は、当該通知に関し、市長が定めるところにより、意見を述べることができる。

5 入居者が第1項の規定に該当する場合において一般市営住宅に引き続き入居しているときは、当該一般市営住宅の毎月の家賃は、第11条第1項及び前条第3項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

6 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても一般市営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該一般市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

7 市長は、第1項の規定による請求を受けた者について次の各号のいずれかの事情が

ある場合において、その者から申出があったときは、同項の期限を延長することができる。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかっていること。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたこと。
- (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されること。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があること。

8 第13条の規定は第5項に規定する家賃又は第6項に規定する金銭について、第14条の規定は第5項に規定する家賃について準用する。

(住宅のあっせん等)

第30条 市長は、入居者が一般市営住宅に引き続き3年以上入居しており、かつ、第5条第2号ア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア又はイに掲げる金額を超える収入のある場合において、必要があると認めるときは、その者が他の適当な住宅に入居することができるようにあっせんする等その者の入居している一般市営住宅の明渡しを容易にするように努めるものとする。

(期間通算)

第31条 市長が第6条第2項の規定による申込みをした者を一般市営住宅に入居させた場合における前3条の規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該一般市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が、第36条第1項の規定により同項の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された一般市営住宅に入居させた場合における前3条の規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき一般市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された一般市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第32条 市長は、第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、一般市営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他

の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

（一般市営住宅の明渡しの請求）

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して、一般市営住宅の明渡しを請求することができる。

- （1） 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- （2） 入居者が家賃を3か月以上滞納したとき。
- （3） 入居者が一般市営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
- （4） 入居者が正当な理由によらないで15日以上一般市営住宅を使用しないとき。
- （5） 入居者が第18条から第25条までの規定に違反したとき。
- （6） 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- （7） 一般市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 入居者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに当該一般市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該一般市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該一般市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 市長は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行う場合には、当該請求を行う日の6か月前までに、当該入居者にその旨を通知するものとする。

6 市長は、一般市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該一般市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

(一般市営住宅の検査)

第34条 入居者は、一般市営住宅を明け渡そうとするときは、その5日前までに市長に届け出て、住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第22条第1項ただし書の承認を得て一般市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査の時までに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(市営住宅建替事業による明渡し of 請求等)

第35条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する一般市営住宅を除却するため必要があると認めるときは、法第37条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした後、当該一般市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して3か月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該一般市営住宅を明け渡さなければならない。

(新たに整備される一般市営住宅への入居)

第36条 市長は、市営住宅建替事業により除却すべき一般市営住宅の除却前の最終の入居者（当該事業に係る法第37条第1項に規定する建替計画について同項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認があった日における入居者で、当該事業の施行に伴い当該一般市営住宅の明渡しをするものに限る。）で、当該入居者ごとに市長が定める期間内に当該事業により新たに整備させる一般市営住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該一般市営住宅に入居させるものとする。この場合においては、その者については、第5条及び第6条第3項の規定は、適用しない。

2 市長は、前項の期間を定めたときは、当該入居者に対して、これを通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出をした者に対して、相当の猶予期間を置いてその者が一般市営住宅に入居することができる期間を定め、その期間内に当該一般市営住宅に入居すべき旨を通知するものとする。

4 市長は、正当な理由がないのに前項の規定による通知に係る入居することができる期間内に当該一般市営住宅に入居しなかった者については、第1項の規定にかかわらず、当該一般市営住宅に入居させないことができる。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第37条 市長は、前条第1項の規定により一般市営住宅の入居者を新たに整備された一般市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する一般市営住宅の家賃が従前の一般市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項、第28条第3項又は第29条第5項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による一般市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第38条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を一般市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する一般市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項、第28条第3項又は第29条第5項の規定にかかわらず、政令第12条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

第2節 法第45条第1項の規定に基づく社会福祉事業等への活用

(使用許可)

第39条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条各号に掲げるもの（以下「社会福祉法人等」という。）が一般市営住宅を使用して同令第1条各号に掲げる事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、一般市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該一般市営住宅を使用させることができる。

2 社会福祉法人等は、前項の規定により一般市営住宅を使用しようとするときは、市長が定めるところにより、一般市営住宅の使用目的、使用期間その他一般市営住宅の使用に係る事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の許可に条件を付することができる。

4 市長は、社会福祉法人等から第2項の許可の申請があった場合において、許可するときはその旨及び一般市営住宅の使用を開始することができる期日並びに前項の条件を、許可しないときはその旨及び理由を当該社会福祉法人等に通知するものとする。

5 社会福祉法人等は、第2項の許可を受けたときは、市長が定める日までに当該一般市営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第40条 一般市営住宅を使用している社会福祉法人等は、毎月、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

(報告の請求)

第41条 市長は、一般市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該一般市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該一般市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第42条 一般市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第39条第2項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(許可の取消し)

第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第39条第2項の許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が第39条第3項の条件に違反したとき。
- (2) 一般市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障があると認めるとき。

(準用)

第44条 第14条、第15条（第2項を除く。）、第16条から第23条まで、第34条及び第35条の規定は、社会福祉法人等による一般市営住宅の使用について準用する。この場合において、これらの規定（第35条第1項を除く。）中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第14条第1項中「入居可能日（第25条第1項の承認を得た場合にあっては、当該承認を得た日）」とあるのは「一般市営住宅の使用を開始することができる期日」と、同項第1号中「第29条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同項第2号中「第33条第1項」とあるのは「第43条」と、「請求」とあるのは「許可の取消し」と、第35条第1項中「一般市営住宅の入居者」とあるのは「一般市営住宅を使用している社会福祉法人等」と読み替えるものとする。

第3節 法第45条第2項の規定に基づく一般市営住宅の活用

(使用)

第45条 市長は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により一般市営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要で

あると認める場合においては、一般市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該一般市営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第46条 市長は、一般市営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該一般市営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の建設省令で定める基準に従って管理する。

(入居者資格)

第47条 第45条の規定により、一般市営住宅を使用できる者は、第5条の規定にかかわらず、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第26条各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(家賃の決定)

第48条 第45条の規定による使用に供される一般市営住宅の毎月の家賃は、第11条第1項、第28条第3項又は第29条第5項の規定にかかわらず、当該一般市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、市長が定める。

2 第12条の規定は、前項の入居者の収入について準用する。

(準用)

第49条 第4条、第7条から第10条まで、第13条から第27条まで及び第32条から第38条までの規定は、第45条の規定による一般市営住宅の使用について準用する。この場合において、第7条中「前2条」とあるのは「第47条」と、第14条第1項第1号中「第29条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、第32条中「第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般市営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第36条の規定による一般市営住宅への入居の措置又は第48条第1項の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第3章 改良市営住宅の管理

(改良市営住宅に入居させるべき者)

第50条 市長は、改良法第18条各号に掲げる者で、改良市営住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものを改良市営住宅に入居させるものとする。

(入居の特例)

第51条 次の各号（高齢者、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として第5条第1号ア〜クに規定する者にあつては、第2号から第5号まで）の条件を具備する者は、前条に規定する者が改良市営住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合は、同条の規定にかかわらず、改良市営住宅に入居することができる。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障がい者である場合その他特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合として、次に掲げる場合 139,000円（第5条第2号ア(エ)に該当する場合、当該災害発生の日から3年を経過した後は、114,000円）

(ア) 入居者又は同居者に第5条第1号イからエまで、カ又はキに該当する者（同号イに該当する者のうち、精神障害及び知的障害にあつては令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度である者に限る。）がある場合

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

イ アに掲げる場合以外の場合 114,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) 市区町村税を滞納していない者であること。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

第52条 市長は、次の各号のいずれかの事由がある場合において特定の者を改良市営住宅に入居させる場合を除くほか、前条の規定による改良市営住宅の入居者を公募するものとする。

(1) 第4条第1号又は第2号に掲げる事由

(2) 政令第5条第1号又は第2号に掲げる事由

(3) 現に改良住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）

の同居者の人数に増減があったこと、又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている改良市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(4) 改良住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

2 前項の規定による入居者の公募は、新聞、掲示等住民が周知できるような方法で行うものとする。

(家賃の決定)

第53条 改良市営住宅の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法（以下「旧法」という。）第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の公営住宅法施行令第4条に定める方法により算出した額に国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第16条の規定により加算することができる額を加える方法により得た額の範囲内において、市長が定める。

(家賃の変更等)

第54条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の家賃及び第57条において準用する第13条の規定により減免された家賃を変更し、又は前条及び第57条において準用する第13条の規定にかかわらず、改良市営住宅の家賃を別に定めることができる。

(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2) 改良住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 改良市営住宅について改良を施したとき。

2 市長は、改良市営住宅について、前項の規定により旧法第12条第1項に規定する月割額（旧法第13条第3項に規定する月割額と異なる場合においては、当該月割額）の限度を超えて家賃を変更し、又は別に定めようとするときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聴くものとする。

(収入に関する決定)

第55条 市長は、改良市営住宅の入居者の収入について、毎年、入居した日の属する月に対応する月の末日までに、その額及び収入基準超過の有無を決定し、収入基準超過があると決定した場合は、当該入居者に通知するものとする。ただし、当該末日において当該改良市営住宅に入居している期間が引き続き3年に満たない入居者については、この限りでない。

2 前項の入居者（同項ただし書の入居者を除く。）は、毎年、規則で定めるところにより、収入に関する報告を行わなければならない。

3 第1項の収入基準は、第51条第2号ア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア又はイに掲げる金額とする。

4 入居者は、第1項の規定による決定に関し、市長が定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、当該意見の内容を審査し、理由があると認めるときは、当該決定を更正し、当該入居者に通知するものとする。

5 市長は、第1項の規定により収入基準超過があると決定した入居者について、収入基準超過がなくなり、又は収入が減少したと認めるときは、その旨の決定をし、当該入居者に通知するものとする。ただし、当該決定により次条第2項に規定する割増賃料の額に変動のないときは、この限りでない。

6 第1項の規定により収入基準超過があると決定された入居者は、収入基準超過がなくなり、又は収入が減少したときは、市長が定めるところにより、前項の決定を求めることができる。

7 第4項の規定は、第5項の決定について準用する。

（割増賃料）

第56条 前条第1項の規定により収入基準超過があると決定された入居者は、市長が定めるところにより、収入基準超過があると決定された日（入居者の責に帰すべき事由により割増賃料の徴収を免れたときは、入居の日から起算して3年を経過した日以後において市長が収入基準超過があったと認定した日。ただし、当該認定を行った日から起算して3年を超えてさかのぼることができない。）の翌日から収入基準超過がなくなった旨の決定のあった日の前日又は改良市営住宅を明け渡した日までの割増賃料を支払わなければならない。

2 前項の割増賃料の額は、旧法第13条第3項に規定する月割額（家賃が当該月割額を超えている場合においては、当該家賃の額）の0.8倍に相当する額以下で入居者の収入に応じて規則で定める額とする。

3 第13条並びに第14条第2項及び第3項の規定は、第1項の割増賃料について準用する。

（準用）

第57条 第6条（第3項を除く。）、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条（第1項第1号を除く。）、第15条、第16条（第3項を除く。）、第17条から第27

条まで、第28条第1項、第30条、第32条、第33条（第1項第7号、第5項及び第6項を除く。）及び第34条の規定は、改良市営住宅及び地区施設の管理について準用する。この場合において、第6条第1項中「法第23条各号」とあるのは「、改良法第29条第1項において準用する法第23条各号」と、「前条各号」とあるのは「第51条各号」と、同条第2項中「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止により当該改良住宅」と、「入居の申込みをした場合（第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。）」とあるのは「入居の申込みをした場合」と、「前条各号」とあるのは「第51条各号」と、第7条中「前2条」とあるのは「第57条の規定により読み替えて準用される第6条第1項及び第2項並びに第51条」と、第10条第1項、第2項及び第6項中「入居決定者」とあるのは「第50条の規定により入居者として決定された者又は入居決定者」と、第14条第1項第2号中「第33条第1項」とあるのは「第57条の規定により読み替えて準用される第33条第1項」と、第28条第1項及び第30条中「第5条第2号ア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア又はイに掲げる金額」とあるのは「第51条第2号ア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア又はイに掲げる金額」と、第32条中「第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡し請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般市営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第57条の規定により読み替えて準用される第30条の規定によるあっせん等又は第56条の規定による割増賃料の徴収、減免若しくは徴収の猶予」と、第33条第1項第2号中「家賃」とあるのは「家賃又は割増賃料」と、同条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第53条に規定する算定方法により得た額」と読み替えるものとする。

第4章 単独市営住宅の管理

（家賃の決定）

第58条 単独市営住宅の家賃は、別表に記載した金額とする。

（準用）

第59条 第4条、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第

13条、第14条（第1項第1号を除く。）、第15条、第16条（第3項を除く。）、第17条から第27条まで、第28条第1項、第30条、第32条、第33条（第1項第7号、第5項及び第6項を除く。）及び第34条の規定は、単独市営住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「一般市営住宅」とあるのは「単独市営住宅」と、第6条第2項中「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅」とあるのは「単独市営住宅の用途の廃止により当該単独市営住宅」と、「入居の申込みをした場合（第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。）」とあるのは「入居の申込みをした場合」と、第7条中「前2条」とあるのは「第5条及び第6条第2項」と、第14条第1項第2号中「第33条第1項」とあるのは「第33条第1項（第7号を除く。）」と、第32条中「第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般市営住宅への入居の措置」とあるのは、「第13条の規定による家賃若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第30条の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。

第5章 補則

（住宅選考委員会）

第60条 市営住宅の入居申込者の住宅困窮度の判定に関し必要な事項を審議させるため、日南市営住宅選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

3 委員は、民生委員及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

7 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

8 委員会の会議は、必要に応じ市長が招集する。

9 委員長は、会議の議長となる。

10 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

11 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(住宅監理員及び住宅管理人)

第61条 市長は、市営住宅並びに共同施設及び地区施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために住宅監理員を置く。

2 住宅監理員は、市長が職員のうちから命ずる。

3 市長は、住宅監理員の職務を補助させるため、必要と認めるときは、市営住宅の入居者のうちから住宅管理人を委嘱する。

4 住宅管理人は、住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡事務を行う。

5 前2項に規定するもののほか、住宅管理人に関し、必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第62条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは市長が指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査をする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第63条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第64条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の日南市営

住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年日南市条例第55号）、北郷町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年北郷町条例第25号）、北郷町営住宅選考委員会規則（昭和35年北郷町規則第６号）又は南郷町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成８年南郷町条例第27号）（以下これらを「合併前の条例等」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

３ 施行日の前日までに、合併前の条例等の規定により入居決定者又は入居補充者となった者については、入居決定者の有効期間又は入居候補者入居期限は、なお合併前の条例等の例による。

４ 合併前の条例等の規定により課した、又は課すべきであった家賃、敷金又は使用料の取扱いについては、なお合併前の条例等の例による。

５ 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例等の例による。

附 則（平成21年７月21日条例第266号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年10月１日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月21日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年11月30日条例第33号）

この条例は、平成23年12月１日から施行する。

附 則（平成24年３月30日条例第17号）

（施行期日）

１ この条例は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 第５条第１号アの改正規定の施行の日前に、60歳に満たない者で昭和31年４月１日以前に生まれた者の入居者資格については、この条例による改正後の同号アの規定にかかわらず、なお従前の例による。

３ この条例の施行の際現に市営住宅に入居している者については、改正後の条例の相当規定により入居を認められたものとみなす。

附 則（平成25年 3 月28日条例第20号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年10月10日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月 3 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 2 月27日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 2 月28日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅱ 協定等

1 宮崎県広域消防相互応援協定書

平成 7 年 6 月 19 日制定

改正 平成 18 年 7 月 20 日

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、宮崎県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）は、消防の相互の応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、県内において市町村単独では対応することのできない大規模・特殊災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援業務の範囲）

第 2 条 この協定における応援業務の範囲は、消防組織法第 1 条に規定する消防の任務とする。

（応援出動）

第 3 条 応援出動は、災害発生地の市町村の長の要請に基づいて行うものとする。ただし、緊急を要する場合については、災害を覚知した市町村の長の判断により要請を待たずに応援出動することができるものとする。

（応援要請の方法）

第 4 条 応援の要請は、災害の発生した市町村の長から電話その他の方法により、次の事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 災害等の状況
- （2） 応援を要する人員及び機械器具等の種別数量
- （3） その他必要な事項

（応援人員の派遣）

第 5 条 前条の規定により、応援の要請を受けた市町村の長は、管轄する区域における業務に支障のない限り、応援のための人員等（以下「応援隊」という。）を派遣しなければならない。なお、応援隊の派遣が困難な場合は、直ちに要請側の市町村の長に通報するものとする。

（応援の指揮）

第 6 条 応援隊の指揮は、要請側の市町村の長又は消防長若しくは消防団長が行うものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、直接応援隊の隊員に命令することができる。

(報告)

第7条 応援隊の長は、次に掲げるときは、第6条に規定する指揮者に報告しなければならない。

- (1) 応援隊が災害発生地に到着したとき
- (2) 応援隊が災害発生地から引揚げるとき

2 応援隊の長は、随時、指揮者に対し応援隊の活動状況について報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援出動に要した費用は、原則として応援側市町村の負担とする。ただし、応援隊の故意又は過失によらない事故等が発生した場合、又は多額の費用を要した場合等は、要請側及び応援側市町村両者の協議による。

(補則)

第9条 この協定は、市町村の協議により改定することができる。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村の消防長及び消防本部を置かない町村にあつてはその長から委任を受けた者又は消防団長が協議の上別に定める。

附 則

- 1 この協定は、平成7年6月19日から効力を生じる。
- 2 宮崎県市町村消防相互応援協定（昭和42年9月11日締結）は、廃棄する。

附 則（平成18年7月20日）

この協定は、平成18年7月20日から効力を生ずるものとする。

2 宮崎県市町村防災相互応援協定

平成8年8月29日制定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定の趣旨に基づき、県内において大規模な災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、円滑に市町村間相互の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、法第2条第1号に定める災害をいう。

(連絡窓口)

第3条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(応援項目)

第4条 応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (9) その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第5条 被災市町村の長は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) その他必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援を要請された市町村長は、あらゆる手段を講じ、応援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の市町村の長は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災市町村の長が前条に定める要請ができないと判断される場合には、県消防防災課と協議の上、同条の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、

同条の応援要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮)

第7条 応援部隊は、応援を要請した市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(平常時の任務)

第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、各市町村は、自らの応援能力等を正確に把握するものとする。

2 前項の規定による応援能力を相互に把握するため、年1回以上、連絡会を開催して応援に必要な情報の交換をするものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、市町村が別に消防組織法の規定に基づき締結した消防相互応援等その他の協定を排除するものではない。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して定めるものとする。

(効力発生の時期)

第12条 この協定は、平成8年9月1日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書44通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

3 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要領

平成 16 年 10 月 1 日

危機管理局

(趣旨)

第 1 条 この要領は、宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第 16 条第 3 項の規定により、宮崎県防災救急ヘリコプター（以下「防災救急ヘリ」という。）の緊急運航に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第 2 条 緊急運航については、要綱及び宮崎県防災救急ヘリコプター応援協定（以下「応援協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第 3 条 緊急運航は、原則として、次の要件を充たす場合に行うことができるものとする。

(1) 公共性地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とすること。

(2) 緊急性差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命及び財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合）

(3) 非代替性防災救急ヘリ以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材及び人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

(緊急運航の基準)

第 4 条 緊急運航は、前条に掲げる要件を満たし、かつ、宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準（別紙）に該当する場合に行うことができるものとする。

(緊急運航の要請)

第 5 条 緊急運航の要請は、緊急運航を要する事態が発生した市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合その他の関係機関（以下「要請機関」という。）の長が防災救急航空センター所長（以下「所長」という。）に対し行うものとする。

2 前項の要請は、緊急運航要請書（様式第 1 号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第 6 条 所長は、前条第 1 項に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、緊急運航を要する事態の状況、気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、航空隊長又は副隊長（以下「隊長等」という。）に必要な指示をするとともに、要請機関に決定内容を回答しなければならない。

2 隊長等は、前項の指示を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

3 所長は、第 1 項の規定により対応した結果を速やかに、消防保安課長（以下「運航管理責任者」という。）に報告するものとする。

((受入体制))

第7条 要請機関は、防災救急航空センターと緊密な連絡を図るとともに、当該要請機関の定める災害現場等の指揮者に、防災救急ヘリの運航指揮者と緊密な連絡を取らせるものとする。

2 要請機関は、必要に応じ次の受入体制を整えるものとする。

(1) 離着陸場所の確保（散水等必要な措置を含む。）及び安全対策

(2) 傷病者の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

(3) 空中消火のための給水場所の確保

(4) その他必要な事項

(報告)

第8条 運航管理責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ要請機関に対して当該災害等の状況について報告を求めることができる。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

《 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準 》

1 救急活動

(1) 事故又は急病等による搬送事故若しくは急病等に起因して重症が疑われ、又は山間部、離島等から緊急に傷病者の搬送を行う必要があると認められる場合で、別に定める救急活動出動基準に該当するとき

(2) 高度医療機関への傷病者の転院搬送遠隔地の高度医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、原則として医師が搭乗できるとき

(3) 傷病発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

山間部、離島等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

(4) 移植のための臓器等の搬送

移植医療を行うため、臓器や担当医師、医療機材等を緊急に搬送する必要があると認められる場合

(5) その他、特に、防災救急ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

2 救助活動

(1) 河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における搜索又は救助

水難事故、山岳遭難事故等において、防災救急ヘリによる対応がより有効と認められる場合

(2) 中高層建築物火災による救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

(3) 山崩れ等の災害において、陸上から接近できない被害者等の救出

大雨による山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

(4) その他、特に、防災救急ヘリによる救助活動が有効と認められる場合

3 災害応急活動

(1) 被害状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又はガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査又は情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると認められるとき

(2) 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、医療その他の生活必需品、復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要があると認められるとき

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報、警告等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められるとき

(4) その他、特に、防災救急ヘリによる災害応急活動が有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 林野火災等における空中からの消火活動

防災救急ヘリによる消火がより効果的であると認められる場合

(2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあるとして認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査又は情報収集活動を行う必要があると認められるとき

(3) 広報活動

住民への避難誘導等広報活動が必要と認められる場合

(4) 資機材や要員の搬送

交通遠隔地等において効果的な消火活動を行うため、消火資機材又は消火要員の搬送が必要であると認められる場合

(5) その他、特に、防災救急ヘリによる火災防御活動が有効と認められる場合

5 広域航空消防防災応援活動

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号）、九州・山口9県災害時応援協定（平成23年10月31日締結）等に基づく要請があった場合

6 防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づく活動

熊本県、大分県、鹿児島県及び宮崎県における防災消防ヘリコプター相互応援協定（平成24年10月31日締結）に基づく要請があった場合

4 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書

平成 10 年 7 月 24 日制定

水道法第 6 条の事業認可を受けた水道事業者のうち、地方公共団体（地方自治法第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合を含む。）の水道事業者（以下「市町村水道事業者」という。）は、市町村水道事業者が管理する水道施設において災害が発生した際、「宮崎県市町村防災相互応援協定」（平成 8 年 8 月 29 日締結）に基づく「飲料水の提供」の相互応援について、この覚書を締結する。

（用語）

第 1 条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害及び渇水等による被害をいう。

（連絡担当課）

第 2 条 市町村水道事業者は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を行う連絡担当課を定めるものとする。

（応援の内容）

第 3 条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 応援職員の派遣
- （2） 応援給水の実施
- （3） 応急復旧の実施
- （4） 県、日本水道協会宮崎県支部等の関係機関との連絡調整
- （5） 給水に係る衛生措置の確保
- （6） その他飲料水の提供に関し必要な事項

（応援要請等）

第 4 条 被災した市町村水道事業者が応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 被害状況
- （2） 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- （3） 応援の期間
- （4） その他必要な事項

（応援の実施）

第 5 条 応援を要請された市町村水道事業者は、あらゆる手段を講じて、これに応じ救援に努めるものとする。

2 市町村水道事業者は、特に緊急を要し、被災市町村水道事業者が前条に定める要請ができないと判断される場合は、県水道主管課と連絡調整の上、同条の要請を待たないで、応援給水等を行うことができる。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

3 応援を行う市町村水道事業者は、応援を要請した市町村水道事業者等の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村水道事業者の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(応援資機材等の把握)

第7条 市町村水道事業者は、相互応援の円滑な実施及び災害時に必要な物資並びに資材の相互融通を図るため、次の事項について正確に把握しておくものとする。

- (1) 連絡担当課の責任者及び副責任者
- (2) 災害時応援可能資機材等の備蓄及び整備状況
- (3) 災害発生直後に応援に従事できる職員数

(応急給水・復旧体制の整備)

第8条 市町村水道事業者は、被災時に被災状況に応じた相互応援の円滑な実施を行うために、次の事項等を定めた応急給水・復旧基本計画（以下、「基本計画」という。）を作成するものとする。

- (1) 指揮命令系統の整備
- (2) 応急復旧期間
- (3) 応急給水目標水量
- (4) 応急供給拠点の設定
- (5) 応急給水拠点の設定
- (6) 応急資機材等の確保
- (7) 応急資機材の受入・配送拠点の整備
- (8) 応援受入拠点の整備
- (9) 優先的給水が必要な重要施設の把握
- (10) 水質管理の適正実施
- (11) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

2 市町村水道事業者は、地域防災計画の見直しその他の事由により、基本計画の内容に変更を生じた場合は、速やかに変更等を行うものとする。

(実施細目)

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この覚書は平成10年8月1日から適用する。

この覚書の成立を証するため、本書45通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

5 災害時における民間等との応援協定締結状況

令和7年2月1日現在

名 称（協 定 名）	協 定 先	協 定 内 容	締 結 時 期	締結担当課
災害応急対策活動の相互応援に関する協定	串間市	(1)災害応急活動に必要な職員の派遣並びに車両及び資機材提供 (2)食料品、飲料水及び生活必需品の提供 (3)避難及び収容施設並びに住宅の提供 (4)医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 (5)遺体の火葬のための施設の提供 (6)ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供 (7)ボランティア団体の受付及び活動調整	平成 21 年 3 月 30 日	総務課
災害時の電気設備応急対策に関する協定	日南電気工事業協同組合	(1)市が管理する施設の被災状況の調査、報告、応急復旧 (2)市が管理する施設の機能確保 (3)電設資材の提供	平成 21 年 3 月 30 日	総務課
災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	日南地区生コン事業協同組合	飲料水を除く生活用水や消防用水の供給	平成 21 年 3 月 30 日	総務課
大規模災害時における公共建築施設の応急対策業務等に関する協定	日南建築業協会	(1)公共建築施設に関する災害情報の収集 (2)公共建築施設の機能の確保及び回復のために必要な緊急を要する応急復旧作業 (3)緊急を要する建築資機材等の調達及び輸送	平成 21 年 3 月 30 日	総務課
大規模災害時における公共土木施設の応急対策業務等に関する協定	日南地区建設業協会	(1)公共土木施設に関する災害情報の収集 (2)公共土木施設の機能の確保及び回復のために必要な緊急を要する応急復旧作業 (3)緊急を要する建築資機材等の調達及び輸送	平成 21 年 3 月 30 日	総務課
大規模災害時における公共土木施設の応急対策業務等に関する協定	県南地区建設事業協同組合	(1)公共土木施設に関する災害情報の収集 (2)公共土木施設の機能の確保及び回復のために必要な緊急を要する応急復旧作業 (3)緊急を要する建築資機材等の調達及び輸送	平成 21 年 3 月 30 日	総務課
災害時における水道の応急復旧に関する協定	日南管工事協同組合	復旧に必要な人員、車両、資機材等を準備し、応急復旧に従事	平成 21 年 3 月 30 日	上下水道課

名 称（協 定 名）	協 定 先	協 定 内 容	締 結 時 期	締結担当課
災害時における生活物資等の供給に関する協定	ホテルシーズン日南	食料品、飲料水、食器類、日用品等の優先供給	平成 21 年 3 月 30 日	総務課
災害時における生活物資等の供給に関する協定	日南第一ホテル	食料品、飲料水、食器類、日用品等の優先供給	平成 21 年 3 月 30 日	総務課
災害時における救援物資提供に関する協定書	南九州コカコーラボトリング（株）	(1)緊急飲料提供自動販売機の機内在庫製品の無償提供 (2)フォロー体制の整備 (3)飲料水の優先的な安定供給	平成 21 年 3 月 30 日	総務課
災害時における救援物資提供に関する協定書	南九州ペプシコーラ販売（株）	(1)緊急飲料提供自動販売機の機内在庫製品の無償提供 (2)フォロー体制の整備 (3)飲料水の優先的な安定供給	平成 21 年 3 月 30 日	総務課
大規模災害時における公共施設の応急対策業務等に関する協定	北郷町建友会	(1)公共施設に関する災害情報の収集 (2)公共施設の機能の確保及び回復のために必要な緊急を要する応急復旧作業 (3)緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送	平成 21 年 6 月 9 日	総務課
大規模災害時における公共施設の応急対策業務等に関する協定	日南市南郷町建設業協議会	(1)公共施設に関する災害情報の収集 (2)公共施設の機能の確保及び回復のために必要な緊急を要する応急復旧作業 (3)緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送	平成 21 年 6 月 30 日	総務課
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	作業用品、日用品、飲料水、冷暖房機器、電気用品等の優先供給	平成 22 年 5 月 26 日	総務課
日南市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	(1)所管施設の被害状況の把握 (2)情報連絡網の構築 (3)現地情報連絡員（リエゾン）の派遣 (4)災害応急措置	平成 23 年 9 月 9 日	総務課

名 称（協 定 名）	協 定 先	協 定 内 容	締 結 時 期	締結担当課
日南市・那覇市災害時相互応援協定書	那覇市	(1)食料、飲料水及び生活必需品の供給に必要な資機材の提供及びあつせん (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあつせん (3)応援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん (4)救援及び応急措置に必要な職員の派遣 (5)被災者の一時収容のための施設の提供 (6)被災した児童・生徒の受け入れ (7)ボランティアのあつせん (8)ホームページの代理掲載など災害時の情報発信協力	平成 24 年 6 月 1 日	危機管理課
災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定	(社)宮崎県エルピーガス協会 日南支部	資材、器具、避難者のための炊き出しや暖房を確保するために必要なLPガスの供給	平成 24 年 8 月 21 日	危機管理課
災害時相互応援に関する協定	犬山市	(1)食料、飲料水及び簡易トイレ等の生活必需品の提供及び斡旋 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及び斡旋 (3)応援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及び斡旋 (4)救援及び応急措置に必要な職員の派遣 (5)被災者の一時収容のための施設の提供 (6)被災した児童・生徒の受け入れ (7)ボランティアの斡旋 (8)ホームページの代理掲載など災害時の情報発信協力	平成 25 年 2 月 10 日	危機管理課
小樽市・半田市・日南市災害時相互応援協定書	小樽市・半田市	(1)被災者の支援に必要な物資及び機材の提供 (2)食糧、飲料水その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供 (3)被災者を一時収容するために必要な施設の提供 (4)この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣 (5)災害救助ボランティアの斡旋	平成 25 年 3 月 1 日	危機管理課

名 称（協 定 名）	協 定 先	協 定 内 容	締 結 時 期	締結担当課
災害時相互応援に関する協定書	広島市	(1)食糧、飲料水その他生活必需物資等の供給並びにその供給に必要な機材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供 (4)被災者を一時収容するために必要な施設の提供 (5)被災児童、生徒等の一時受入 (6)救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣 (7)その他被災市から特に要請があった事項	平成 25 年 4 月 2 日	危機管理課
地震津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	株式会社サンメッセ日南	地震津波時に一時避難施設としての施設の提供	平成 25 年 6 月 19 日	危機管理課
地震津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	あいらんどシー	地震津波時に一時避難施設としての施設の提供	平成 25 年 6 月 19 日	危機管理課
地震津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	株式会社シーズズ	地震津波時に一時避難施設としての施設の提供	平成 25 年 6 月 19 日	危機管理課
災害時相互応援に関する協定書	所沢市	(1)食料品、生活必需品、医療品等の供給並びにその供給に必要な機材の提供 (2)被災者を一時収容するために必要な施設の提供 (3)救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣 (4)その他被災市から特に要請があった事項	平成 25 年 7 月 26 日	危機管理課
災害時における相互応援に関する協定書	全国さくらサミット加盟自治体 (新ひだか町、仙北市、柴田町、富岡町、前橋市、幸手市、五泉市、本巢市、吉野町、雲南市、大村市、日立市)	(1)食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4)消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣 (5)被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん (6)被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん (7)ボランティアのあっせん (8)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項	平成 26 年 4 月 17 日	総務課

名 称（協 定 名）	協 定 先	協 定 内 容	締 結 時 期	締結担当課
災害時における仮事務所施設利用に関する協定	門司税関 細島税関支署	日南市庁舎の一部施設の利用	平成 26 年 7 月 7 日	総務課
災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話(株)宮崎支店	大規模災害時に備え避難所に特設公衆電話の事前設置を行い、災害に備える。	平成 26 年 10 月 31 日	総務課
減災を目的とした防災 AR に関する協定	(一社)全国防災共助協会	端末装置(スマートフォン)にて利用される防災 AR システムを使った防災情報の提供	平成 27 年 1 月 30 日	総務課 危機管理室
大規模災害時におけるタクシー無線を活用した情報提供等に関する協定	(一社)宮崎県タクシー協会 日南支部	大規模災害時にタクシー無線を活用した情報提供を行う。	平成 27 年 7 月 21 日	総務課 危機管理室
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平常時から防災に関する情報交換を通じ、防災減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努める。	平成 28 年 1 月 26 日	総務課 危機管理室
災害時等における避難所設置に関する協定	社会福祉法人敬和会	大規模災害時における避難所としての使用、東郷地区(平山、風田区のみ)	平成 28 年 3 月 30 日	総務課 危機管理室
大規模災害時における行政手続相談等に関する協定	宮崎県行政書士会	大規模災害時における臨時行政手続等相談窓口及び移動行政相談所の設置	平成 28 年 6 月 17 日	総務課 危機管理室
災害復旧に関する災害協定	九州電力株式会社日南営業所	(1)災害発生時の被災情報の収集・提供 (2)災害発生時における復旧応援者用の施設借用	平成 28 年 12 月 19 日	総務課 危機管理室

名 称（協 定 名）	協 定 先	協 定 内 容	締 結 時 期	締結担当課
宮崎県河川国道事務所管内光ファイバー網の相互接続等に関する協定	国土交通省九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	(1)道路監視用CCTVカメラによる通行規制、津波状況の確認共有 (2)ホットライン、テレビ会議による防災情報共有	平成 29 年 6 月 5 日	総務課 危機管理室
災害発生時における日南市と日南市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 吾田郵便局	(1) 災害対応時に使用する車両の提供 (2) 被災者の避難所開設情報及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供 (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4) 災害救助法適用における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 (5) 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供 (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にこなうための必要な事項 (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いにおける情報提供及び設置場所の提供 (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項	平成 30 年 6 月 11 日	総務・危機管理課 危機管理係
地域における協力に関する協定	日本郵便株式会社 吾田郵便局	日南市内における業務中、業務に支障のない範囲で、情報提供を行う。	平成 30 年 6 月 11 日	総務・危機管理課 危機管理係
災害時における車両の移動等の協力に関する協定	宮崎県自動車整備振興会日南支部	大規模災害時において、緊急車両等の妨げになる車両等のレッカー移動、または、応援車両等の整備。	平成 30 年 8 月 1 日	総務・危機管理課 危機管理係

名 称（協 定 名）	協 定 先	協 定 内 容	締 結 時 期	締結担当課
災害時における避難場所としての施設利用等に関する協定	宮崎県立日南高等学校	災害発生時に避難場所として施設の一部、設備、備品の提供	平成 30 年 10 月 1 日	総務・危機管理課 危機管理係
災害時における避難場所としての施設利用等に関する協定	宮崎県立日南高等学校 宮崎県立日南高等学校黒潮同窓会	災害発生時に避難場所として施設の一部、設備、備品の提供	平成 30 年 10 月 1 日	総務・危機管理課 危機管理係
災害時における車両の移動等の協力に関する協定	宮崎県レッカー事業協力会県南支部	大規模災害時において、緊急車両等の妨げになる車両等のレッカー移動。	平成 30 年 10 月 23 日	総務・危機管理課 危機管理係
災害時における物資供給に関する協定	ホームプラザナフコ日南店	作業用品、工具類、食料、飲料水、生活必需品、調理・電気用品、暖房機器等の優先供給	平成 30 年 10 月 23 日	総務・危機管理課 危機管理係
仮事務所に関する協定	宮崎海上保安部	日南市所有の一部施設の利用	平成 30 年 12 月 5 日	総務・危機管理課 危機管理係
災害時の福祉避難所設置に関する協定	日南マルキガス株式会社	風水害時における避難所としての使用（東光寺地区のみ）	令和 2 年 2 月 2 日	総務・危機管理課 危機管理係
災害に係る情報発信に関する協定	ヤフー株式会社	・ 災害発生時に市ホームページのアクセス負荷の軽減 ・ 防災情報等をヤフーサービス上に掲載	令和 2 年 4 月 1 日	総務・危機管理課 危機管理係
災害時避難施設に係る情報提供に関する協定	株式会社 バカン	・ 避難所における混雑状況の配信サービスの提供	令和 2 年 8 月 6 日	総務・危機管理課 危機管理係

名 称（協 定 名）	協 定 先	協 定 内 容	締 結 時 期	締結担当課
防災パートナーシップ協定	株式会社 テレビ宮崎	・ 災害時における災害及び防災に関する緊急情報発信 ・ 平常時における災害予防対策についての情報の周知	令和３年３月２４日	総務・危機管理課 危機管理係
電気自動車を活用した災害連携協定	株式会社九南、日産自動車株式会社、宮崎日産自動車株式会社、株式会社日産サティオ宮崎	災害時において、避難所等への電気自動車からの電気供給支援	令和３年７月３０日	総務・危機管理課 危機管理係
災害時における応急対策業務等に関する協定	南那珂森林組合	災害における倒木等の伐採・除去作業、山火事等の消火作業協力などの緊急応急作業	令和３年１１月８日	総務・危機管理課 危機管理係
災害時における相互連携に関する協定	西日本電信電話株式会社 宮崎支店	災害時における、道路啓開及び通信障害復旧のため情報の共有及び要請	令和５年９月８日	危機管理室
災害時におけるヘリコプター輸送等に関する協定	株式会社レジャークリエイトホールディングス	災害時における、救援物資・資機材や、救援隊・医師等の人員などの搬送をヘリコプターにより支援	令和５年１２月１４日	危機管理室
災害時等における施設利用等の協力に関する協定	株式会社ダイナム	災害時における、災害ボランティア活動の拠点として、駐車場の一部提供及びトイレ等の設備を可能な範囲で提供	令和６年４月２３日	危機管理室
災害時における発泡スチロール製非常用トイレの提供に関する協定	株式会社南郷包装	災害時における、地域住民の生活環境の保全のため、避難所等に発泡スチロール製トイレを迅速かつ円滑に提供	令和６年１０月３１日	危機管理室

Ⅲ 防災組織・消防関係

1 災害時の動員計画 (1/2)

(令和6年4月1日現在)

	情報連絡本部		災害警戒本部		災害対策本部	
	予備配備(レベル1)	警戒配備(レベル2)	非常配備初動(レベル3)	非常配備(レベル4)	特別非常配備(レベル5)	
風水害	①市域に大雨警報又は洪水警報が発表され、災害に関する情報連絡が必要となったとき	①市域に災害が発生する可能性が高まり総合政策部長が必要と認めたとき	①市域に災害が発生する可能性が明らかに高まり市長が必要と認めたとき	①市域の広範囲にわたり、市民の生命・財産に被害を及ぼす災害が発生したとき ②市長が必要と認めたとき	①市域に大規模な災害が発生したとき ②市長が必要と認めたとき	
地震	①市域で震度4が観測されたとき	①市域で震度5弱が観測されたとき	①市域で震度5強が観測されたとき	①市域で震度5強が観測されたとき	①市域で震度6弱以上が観測されたとき	
津波	①宮崎県沿岸部に津波注意報が発令されたとき	①宮崎県沿岸部に津波警報が発令されたとき		①宮崎県沿岸部に大津波警報が発令されたとき		
二役			市長・副市長	市長・副市長	市長・副市長	
教育長			教育長	教育長	教育長	
総合政策対策部	総合政策部部長	部長	部長	部長	部長	
	危機管理課	全職員	全職員	全職員	全職員	
	総務課		課長・係長以上	全職員	全職員	
	総合政策課		課長	課長・係長以上	係長級以上の職員	
	未来創生課		課長	課長・係長以上	係長級以上の職員	
	秘書広報課	広報広聴係長	課長・広報広聴係長	課長・広報広聴係長	係長級以上の職員	
	職員課		課長	課長・人事研修係長	係長級以上の職員	
	会計課		課長	課長	係長級以上の職員	
	財政課		課長	課長・係長以上	係長級以上の職員	
	監査委員事務局		局長	局長	局長・次長	
議会事務局		局長	局長・次長	係長級以上の職員		
市民生活対策部	市民生活部長		部長	部長	部長	
	地域自治課		協働係長(各支所3別掲)	係長以上(各支所3別掲)	係長級以上の職員	
	税務課		課長	係長以上	係長級以上の職員	
	市民課		課長	係長以上	係長級以上の職員	
	美化推進課		課長	課長・施設係長	係長級以上の職員	
健康福祉対策部	健康福祉部長		部長	部長	部長	
	福祉課		課長・管理係長	課長・管理係長	係長級以上の職員	
	長寿課		課長	課長・高齢者支援係長	係長級以上の職員	
	こども課		課長	課長・こども政策係長	係長級以上の職員	
	健康増進課		課長・管理係長	課長・管理係長	係長級以上の職員	
産業経済対策部	産業経済部長		部長	部長	部長	
	商工政策課		課長	課長・商工係長	係長級以上の職員	
	農政課		課長	課長・農業振興係長	係長級以上の職員	
	農村整備課		課長	課長・農村整備係全職員	係長級以上の職員	
	水産林政課		課長	課長・林政係長	係長級以上の職員	
	観光・クルーズ課		課長	課長・観光推進係長	係長級以上の職員	
建設対策部	建設部長		部長	部長	部長	
	建設課		建設係長、保全係長	全職員	全職員	
	財産マネジメント課		課長	課長・係長以上	係長級以上の職員	
	下水道課		課長	課長・施設係長・工務係長	係長級以上の職員	
	水道課		課長	課長・施設計画係長・工務係長	係長級以上・工務係職員	
教育対策部	教育部長		部長	部長	部長	
	学校教育課		担当監・管理係長	担当監・管理係長	係長級以上の職員	
	生涯学習課		課長	課長	係長級以上の職員	
消防対策部	消防長		消防長	消防長	消防長	
	消防本部		全職員	全職員	全職員	
	消防署		全職員	全職員	全職員	
	消防団		団長・副団長(5名) (団員は、状況に応じ配備)	団長・副団長(5名) (団員は、状況に応じ配備)	団長・副団長(5名) (団員は、状況に応じ配備)	
地方支部	北郷町地域振興センター					
	センター長		センター長	センター長	センター長	
	住民係	防災担当	係長・防災担当	係長・防災担当	全職員	
	地域振興係		係長	係長	係長級以上の職員	
	南郷町地域振興センター					
	センター長		センター長	センター長	センター長	
住民係	防災担当	係長・防災担当	係長・防災担当	全職員		
地域振興係		係長	係長	係長級以上の職員		

○配備動員については、予想される災害、被害の状況等により各レベル指揮本部長及び、各課の課長の判断に応じて職員増員・減員を行うものとする。

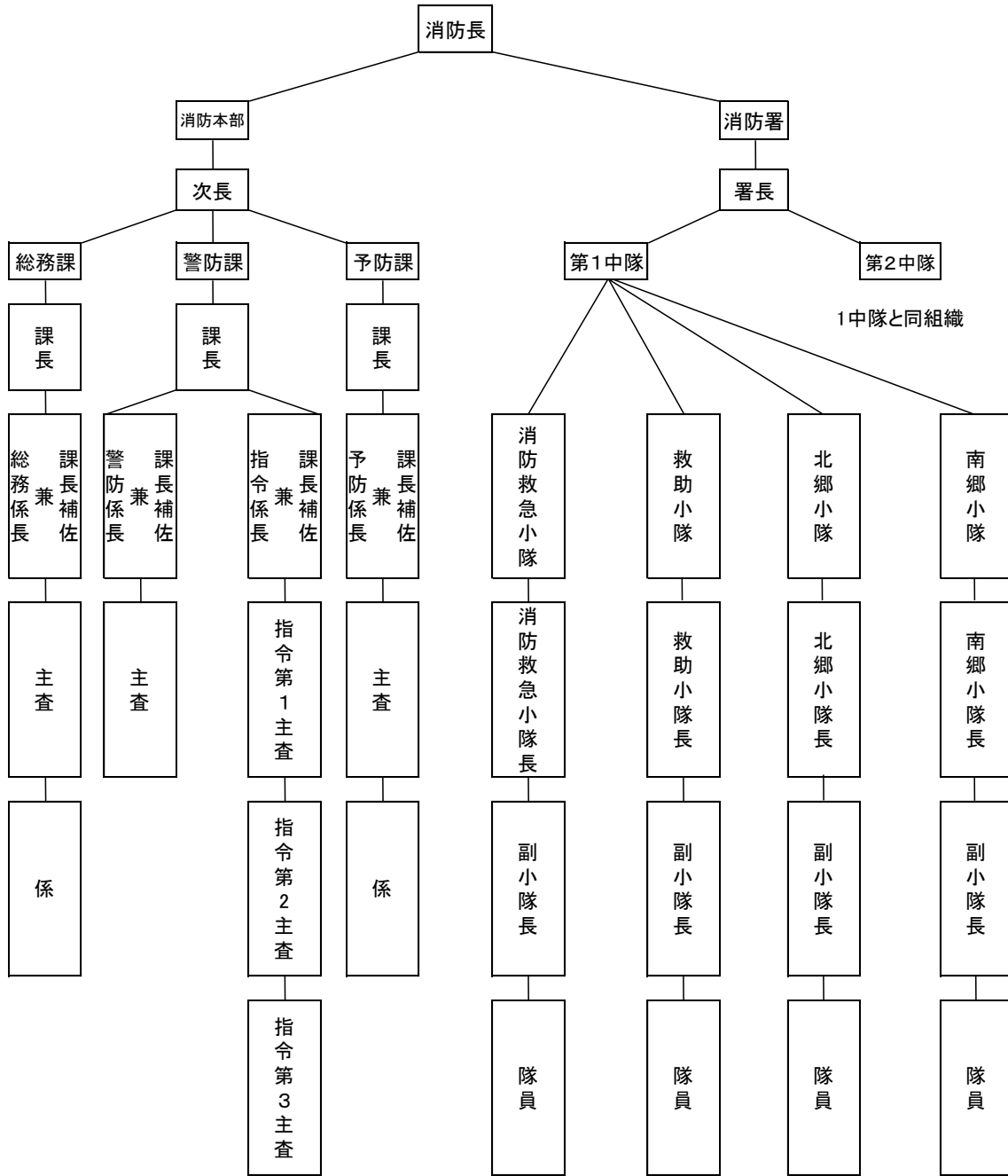
		情報連絡本部	災害警戒本部	災害対策本部	
		予備配備(レベル1)	警戒配備(レベル2)	非常配備(レベル3)	特別非常配備(レベル4)
海上災害	①人命救助が必要なとき	②排出油等が漂着する可能性があるとき	①多数の人命に損害のおそれがあるとき ②排出油等が漂着する被害のおそれがあるとき	①多数の人命に損害が発生したとき ②排出油等が漂着し相当の被害発生のおそれがあるとき	①災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生したとき
	①航空災害発生の情報があるとき				
航空災害	①航空災害発生の情報があるとき		①多数の人命に損害のおそれがあるとき	①多数の人命に損害が発生したとき	①災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生したとき
鉄道災害	①鉄道災害発生の情報があるとき		①多数の人命に損害のおそれがあるとき	①多数の人命に損害が発生したとき	①災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生したとき
危険物災害	①危険物等災害が発生し拡大するおそれがあるとき		①多数の人命に損害のおそれがあるとき	①多数の人命に損害が発生したとき	①災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生したとき
林野火災災害	①林野火災発生の情報があるとき		①人命に損害のおそれがあるとき	①多数の人命に損害が発生したとき	①災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生したとき
火山災害	①火山災害発生の情報があるとき		①火山灰の降灰による被害のおそれがあるとき	①火山灰の降灰による相当の被害発生のおそれがあるとき	①災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生したとき
原子力災害	①川内原子力発電所において警戒事態又はこれに準じる事象が発生したとき		①川内原子力発電所において施設敷地緊急事態が発生し、被害のおそれがあるとき	①川内原子力発電所において全面緊急事態が発生し、相当の被害発生のおそれがあるとき	①災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生したとき
二役				市長・副市長	市長・副市長
教育長				教育長	教育長
総合政策対策部	総合政策部長	部長	部長	部長	部長
	危機管理課	全職員	全職員	全職員	全職員
	総務課		課長・係長以上	係長級以上の職員	全職員
	総合政策課		課長	係長級以上の職員	全職員
	未来創生課		課長	係長級以上の職員	全職員
	秘書広報課		課長・広報広聴係長	係長級以上の職員	全職員
	職員課		課長	係長級以上の職員	全職員
	会計課		課長	係長級以上の職員	全職員
	財務課		課長	係長級以上の職員	全職員
	監査委員事務局		局長	係長級以上の職員	全職員
市民生活対策部	議会事務局		局長	係長級以上の職員	全職員
	市民生活部長	部長	部長	部長	部長
	地域自治課		課長	係長級以上の職員	全職員
	税務課		課長	係長級以上の職員	全職員
	市民課		課長	係長級以上の職員	全職員
健康福祉対策部	美化推進課		課長	係長級以上の職員	全職員
	健康福祉部長	部長	部長	部長	部長
	福祉課		課長	係長級以上の職員	全職員
	長寿課		課長	係長級以上の職員	全職員
	こども課		課長	係長級以上の職員	全職員
産業経済対策部	健康増進課		課長	係長級以上の職員	全職員
	産業経済部長	部長	部長	部長	部長
	商工政策課		課長	係長級以上の職員	全職員
	農政課		課長	係長級以上の職員	全職員
	農村整備課		課長	係長級以上の職員	全職員
建設対策部	水産林政課		課長	係長級以上の職員	全職員
	観光・クルーズ課		課長	係長級以上の職員	全職員
	建設部長	部長	部長	部長	部長
	建設課		課長	係長級以上の職員	全職員
	財産マネジメント課		課長	係長級以上の職員	全職員
教育対策部	下水道課		課長	係長級以上の職員	全職員
	水道課		課長	係長級以上の職員	全職員
	教育部長	部長	部長	部長	部長
	学校教育課		局長	係長級以上の職員	全職員
	生涯学習課		局長	係長級以上の職員	全職員
消防対策部	消防団		団長・副団長(5名)	団長・副団長(団員は状況に応じ配備)	全団員
	消防本部	警防課長・通常勤務員	係長級以上の職員	本部全職員	全職員
	消防署	署長・通常勤務員	署長・通常勤務員	署長・通常勤務員	全署員
	消防防				
	消防団				
地方支部	北郷町地域振興センター				
	センター長		支所長	支所長	支所長
	総務市民係	防災担当	係長・防災担当	係長級以上の職員	全職員
	福祉経済係		係長	係長級以上の職員	全職員
	南郷町地域振興センター				
	センター長		センター長	センター長	センター長
	住民係	防災担当	係長・防災担当	係長・防災担当	全職員
地域振興係	地域振興係		係長	係長	係長級以上の職員

○配備動員については、予想される災害、被害の状況等により各レベル指揮本部長及び、各課の課長の判断に応じて職員増員・減員を行うものとする。

2 防災関係機関連絡窓口

機関名		電話番号	所在地
宮崎県	災害対策本部	0985-26-7066	宮崎市橘通東 2-10-1
	危機管理課	0985-26-7066	同上
	河川課	0985-26-7184	同上
	日南土木事務所	23-4661	日南市戸高 1-12-1
	南那珂農林振興局	23-4311	同上
	日南保健所	23-3141	日南市吾田西 1-5-10
	油津港湾事務所	23-3125	日南市油津 4-12-16
	日南警察署	22-0110	日南市中央通 1-9-1
第十管区海上保安本部 宮崎海上保安部	警備救難課	22-3021	日南市油津 4-12-1
宮崎河川国道事務所	日南国道維持出張所	23-1846	日南市上平野町 3-8-1
宮崎地方气象台		0985-25-4033	宮崎市霧島 5-1-4
陸上自衛隊	第 43 普通科連隊	0986-23-3944	都城市久保原町 1 街区 12
航空自衛隊	新田原基地司令	0983-35-1121	児湯郡新富町大字新田 19581
日本赤十字社	宮崎県支部	0985-22-4045	宮崎市別府町 3-1
南那珂医師会		23-3411	日南市上平野町 1-1-17
九州旅客鉄道(株)	宮崎総合鉄道事業部	0985-51-5988	宮崎市東大淀 2-60
宮崎交通(株)	日南管理所	23-4145	日南市岩崎 2-9-20
西日本電信電話(株)	宮崎支店	0985-23-8726	宮崎市広島 1-5-3
九州電力(株)	宮崎支社	0985-24-2140	宮崎市橘通西 4-2-23
	日南営業所	0120-986-706	日南市中央通 1-8-8
日本通運(株)	日南支店	23-3148	日南市戸高 1850
飢肥通産(株)		23-2537	日南市上平野町 2-3-4
日本放送協会	宮崎放送局	0985-32-8111	宮崎市江平西 2-2-15
宮崎日日新聞社	日南支社	22-2620	日南市上平野町 1-2-8

3 日南市消防本部・消防署組織



4 日南市消防団組織

地区		管轄部
飫肥地区	飫肥分団	1 部、2 部、3 部、4 部、5 部
吾田地区	吾田分団	1 部、2 部、3 部、4 部
油津地区	油津分団	1 部、2 部
東郷地区	東郷分団	1 部、2 部、3 部、4 部、5 部
細田地区	細田分団	1 部、3 部、4 部、5 部、6 部、7 部
鵜戸地区	鵜戸分団	1 部、2 部、3 部、4 部
酒谷地区	酒谷分団	1 部、2 部、3 部

北郷地区	北郷大藤分団	1 部、2 部、3 部
	北郷郷之原分団	1 部、2 部、3 部
	北郷北河内分団	1 部、2 部、3 部、4 部

南郷地区	南郷中央分団	1 部、2 部、3 部
	榎原分団	1 部、2 部、3 部、4 部、5 部
	潟上分団	1 部、2 部、3 部

5 日南市自主防災組織(令和2年2月 現在)

地区	区 名	世帯数	自主防災 組織の有無	組織表の 提出	組織率(%)
飫肥地区 24	山 ノ 口	207	○	○	83.33
	楠 原	240	○		
	前 鶴	172			
	小 川	120	○	○	
	大 手	79	○	○	
	本 町	101	○	○	
	上 新 町	90	○	○	
	下 新 町	112	○	○	
	鳥 居 下	114	○	○	
	十 文 字	104	○	○	
	山 川	111	○	○	
	原 之 迫	138	○	○	
	今 町	296	○	○	
	板 敷 1 区	318	○	○	
	上 板 敷	73	○	○	
	下 板 敷	169			
	永 吉	188	○	○	
	西 ノ 村	79	○		
	畦 ノ 丸	74	○		
	つづら八重	47	○		
	徳 の 峯	49	○		
	瀬 田 尾	43			
	倉 掛	29	○	○	
	大 平 ・ 中 角	19	○		
	小 計	2,972	21	15	
吾田地区 26	川 向	87	○		96.15
	向 原	316	○		
	釈 迦 尾 ケ 野	518	○	○	
	星 倉 住 宅	61	○		
	仮 屋 講	733	○	○	
	南 平	556	○	○	
	星 倉 山 瀬	1,079	○		
	中 央 団 地	577	○		
	戸 高 山 瀬	299	○		
	中 央 区	799	○	○	
	王 子 社 宅	72	○		
	横 通	406	○		
	後 河 内	367	○		
	中 浦	279	○	○	
	日 後 谷	250	○	○	
	隈 谷 団 地	15	○		
	上 隈 谷	58	○		
	中 隈 谷	115	○	○	
	下 隈 谷	128			
	東 光 寺	48	○		
	上 平 野	653	○		
	吾 田 団 地	191	○	○	
	中 平 野	793	○		
	松 原 団 地	162	○		
	桜 ケ 丘	389	○		
	二 の 丸 団 地	99	○	○	
	小 計	9,050	25	9	

地区	区 名	世帯数	自主防災 組織の有無	組織表の 提出	組織率(%)
東郷地区 7	殿 所	220	○	○	100.00
	松 永	170	○	○	
	甲 東	229	○		
	乙 東	199	○	○	
	益 安	443	○	○	
	平 山	423	○	○	
	風 田	602	○	○	
	小 計	2,286	7	12	
油津地区 14	木 山	344	○	○	85.71
	岩 上	177	○		
	岩 下	107			
	材 木	72			
	瀬 西	280	○		
	西 町	229	○		
	園 田	399	○	○	
	春 日	180	○	○	
	瀬 貝	343	○	○	
	上 町	174	○		
	下 西	151	○		
	下 東	126	○		
	梅 上	195	○		
	梅 下	118	○		
	小 計	2,895	12	4	
細田地区 20	宿 之 河 内	7	○		100.00
	南 平	19	○		
	寺 村	41	○		
	仮 屋	36	○		
	茶 円	24	○		
	通 水	23	○		
	上 塚 田	51	○		
	下 塚 田	81	○	○	
	西 寺	54	○		
	仏 坂	20	○		
	東 下 中	55	○		
	川 下	64	○		
	上 毛 吉 田	35	○		
	下 毛 吉 田	59	○		
	上 方	97	○		
	下 方	213	○		
	塩 鶴	111	○		
	大 堂 津 1 区	219	○		
	大 堂 津 2 区	268	○		
	大 堂 津 3 区	410	○		
	小 計	1,887	20	1	

地区	区 名	世帯数	自主防災 組織の有無	組織表の 提出	組織率(%)
鵜戸地区 9	大 浦	23	○	○	100.00
	小 吹 毛 井	21	○	○	
	鵜 戸	96	○	○	
	宮 浦	97	○	○	
	小 目 井	20	○	○	
	富 土	83	○	○	
	富 土 河 内	18	○	○	
	伊 比 井	105	○	○	
	鶯 巢	13	○	○	
	小 計	476	9	9	
酒 谷 地区 10	酒 谷 1 区	65	○		100.00
	酒 谷 2 区	113	○		
	酒 谷 3 区	121	○		
	酒 谷 4 区	60	○		
	酒 谷 5 区	24	○		
	酒 谷 6 区	44	○		
	酒 谷 7 区	50	○	○	
	酒 谷 8 区	23	○		
	酒 谷 9 区	32	○		
	酒 谷 1 0 区	30	○		
	小 計	562	10	1	
北 郷 地区 26	内 之 田	88	○		96.15
	倉 迫	66	○		
	大 藤	304	○	○	
	立 野	215	○	○	
	新 町	183	○	○	
	鵜 之 木	263	○	○	
	蓑 崎	110	○		
	伊 十 川	84	○	○	
	中 央	122	○		
	太 夫	57	○		
	常 明 寺	108	○		
	一 之 瀬	56	○		
	宮 鶴	60	○		
	年 見	24	○		
	猪 八 重	22			
	坂 元	86	○		
	昼 野	50	○	○	
	平 佐	42	○		
	宿 野	59	○		
	谷 合	16	○		
	河 原 谷	7	○		
	曾 和 田	10	○		
	黒 荷 田	34	○		
	田 代	26	○		
	大 戸 野	21	○		
	山 仮 屋	23	○		
	小 計	2,136	25	6	

地区	区 名	世帯数	自主防災組織の有無	組織表の提出	組織率(%)
南郷地区 17	津 屋 野	159	○		94.12
	谷 之 口	109	○	○	
	上 中 村	433	○		
	中 央 町	881	○	○	
	目 井 津	875	○	○	
	栄 松	699	○	○	
	脇 本	128	○	○	
	潟 上 下	175	○		
	潟 上 中	102	○		
	潟 上 上	47	○		
	外 浦	519	○		
	贄 波	109	○		
	夫 婦 浦	80	○		
	上 講	161	○		
	中 講	97			
	下 講	79	○		
	札 之 尾	18	○		
	小 計	4,671	16	5	
合 計		26,935	145	62	94.77

自治会数	
飫肥地区	24
吾田地区	26
東郷地区	7
油津地区	14
細田地区	20
鵜戸地区	9
酒谷地区	10
北郷地区	26
南郷地区	17
合 計	153

総自治会数	153
自主防災組織数	145
組 織 率(%)	94.77

組織表提出率(%)	42.76

IV 通信・防災無線

1 日南市デジタル防災行政無線設置場所一覧

○主配信局 設置場所 日南市役所本庁舎、

○副配信局 設置場所 北郷町・南郷町地域振興センター、日南市消防本部

○固定系子局 屋外拡声子局

番号	地区名	設置場所
0	吾田地区	日南市役所
1	"	松原団地集会所
2	"	山王国道沿いグラウンド
3	"	中平野地区市道緑地帯
4	"	下隈谷公民館
5	"	日南消防署
6	鵜戸地区	鷺巣公民館
7	"	伊比井神社
8	"	富士集落センター建設記念碑付近
9	"	小目井公民館
10	"	鵜戸支所
11	"	鵜戸公民館
12	"	鵜戸神宮
13	"	小吹毛井公民館
14	"	大浦地区農民研修センター
15	"	宮浦漁港付近
16	"	富士海水浴場
17	"	県立日南くろしお支援学校
18	東郷地区	サンライフ日南
19	"	風田区交流センター
20	"	東郷分団第4部格納庫
21	"	平山公民館
22	"	平山自治区グラウンド
23	"	日南市衛生センター付近
24	"	丸山地区海岸
25	"	風田神社
26	油津地区	木山街区公園
27	"	園田住宅
28	"	梅ヶ浜上区公民館
29	"	ハッピークレヨン
30	"	梅ヶ浜下区公民館
31	"	下東児童遊園
32	"	乙女ニュータウン
33	"	西町埋立地
34	"	春日地区内公園

番号	地区名	設置場所
35	細田地区	下方農民研修センター
36	"	ハマボウ公園
37	"	大堂津小学校構内
38	"	大堂津漁港
39	"	塩鶴営農センター
40	"	大堂津津波緊急避難施設
41	"	細田塩田跡住宅内緑地
42	"	大堂津キャンプ場跡
43	"	上方公民館
44	"	南那珂森林組合
45	"	下方地区剣道緑地帯
46	"	細田塩田跡住宅内緑地
47	"	消防本部
48	飫肥地区	下板敷研修センター
49	"	旧飫肥配水池
50	"	旧吉野方小学校
51	酒谷地区	酒谷乙道路沿い
52	細田地区	都市農村交流センター
53	"	谷之口多目的集会施設

北郷地区

番号	地区名	設置場所
1	郷之原地区	北郷地域振興センター
2	"	内之田公民館
3	"	大藤地区多目的研修会施設
4	"	北郷多目的公園上
5	"	郷之原団第2部倉庫
6	"	本河内地区多目的集会施設

南郷地区

番号	地区名	設置場所
1	中央町地区	南郷町地域振興センター
2	"	旧南郷町総合支所
3	"	中央公園
4	"	水道調整池下
5	"	南郷団地公園
6	"	市道中央町中央線敷
7	"	国道 438 号中央町道路敷
8	津屋野地区	津屋野防火用水地
9	"	津屋野神社
10	"	津屋野霊園前
11	上中村地区	南郷川堤防敷

番号	地区名	設置場所
12	〃	中村保育所
13	〃	上中村公民館
14	〃	榎之平団地公園
15	目井津地区	目井津漁民アパート
16	〃	南郷漁業共同組合
17	〃	目井津公民館
18	脇本地区	市営脇本住宅団地
19	〃	市道脇本平原線近傍地
20	潟上下地区	潟上地区グラウンド
21	〃	波平瀬公民館付近堤防敷
22	〃	原向公民館の上
23	栄松地区	忠霊塔
24	〃	日南市南郷健康福祉センター
25	〃	元栄松公民館
26	外浦地区	潟上川堤防敷
27	〃	外浦児童公園
28	〃	外浦港湾用地
29	賛波地区	元賛波公民館
30	〃	国道 448 号元賛波道路敷
31	夫婦浦地区	夫婦浦漁民研修施設
32	潟上下地区	谷之口多目的集会施設
33	〃	下講道路沿い
34	〃	榎原中学校グラウンド脇芝生内
35	〃	大迫地区研修所

○戸別受信機

設置場所	摘要
市内全世帯	全世帯対象
要配慮者利用施設	社会福祉施設(老人福祉施設、有料老人ホーム、児童福祉士施設等)
市内事業所	全事業所対象
公共施設	図書館、スポーツ施設、観光施設、学校等
日南市消防団	日南市消防団拠点施設
避難所	「日南市地域防災計画」に掲載してある避難所

○送信局

名 称	設置場所
鰐塚送信局	宮崎市大字田野町
富士送信局	日南市富士字瀬平967

2 水防信号

水防法第 20 条の規定による水防信号は、次のとおりである。

方法区分	警鐘信号	サイレン信号	説明
出動信号 第1信号	○休○休○休	約5秒 約15秒 約5秒 (休止)	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの。幹部は出動し資材点検、樋門等開閉準備を行う。
出動信号 第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 (休止)	消防機関に属する者全員が、出動すべきことを知らせるもの。
出動信号 第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 (休止)	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動することを知らせるもの。
避難信号 第4信号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 (休止)	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

(平成 25 年度 日南市水防計画より)

(備考)

1. 信号は適宜の時間継続すること。
2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
3. 危険がなくなったときは、口頭伝達により周知するものとする。

V 水防・危険箇所等

1 水防区域

(1) 重要水防箇所一覧表(A)

知事管理河川

平成 30 年度県水防計画参照

番号	水系名	河川名	地先	左岸 右岸	延長	理由	予想される 事態	対水防工法	背後資産の状 況
1	広渡川	広渡川	日南市大字殿 所字 鼻操地先	右岸	850m	堤防高不足A	水があふ れる	積土のう工	住宅地
2	広渡川	広渡川	日南市大字殿所字 鼻操地先	左岸		工作物A	水があふ れる堤防 決壊	積土のう工	住宅地
3	広渡川	広渡川	日南市北郷町 大藤字古屋敷 地先	右岸		工作物A	水があふ れる堤防 決壊	積土のう工	住宅地
4	広渡川	広渡川	日南市北郷町 大藤字中道上 地先	左岸	600m	流下能力不足A 工作物A	水があふ れる	積土のう工	住宅地
5	広渡川	広渡川	日南市北郷町 郷之原乙字鶴 之木地先	右岸	600m	流下能力不足A 工作物A	水があふ れる	積土のう工	住宅地、 市支所
6	広渡川	妻手川	日南市大字西 弁分 字大柳地先	左岸	650m	水衝・深掘れA	洗掘、堤防 決壊	根固ブロック工 木流し工	住宅地
7	広渡川	益安川	日南市大字益安字 敷下地先	右岸	1,200m	本川水位増大A	水があふ れる	積土のう工	住宅地
8	広渡川	益安川	日南市大字益安字 敷下地先	左岸 右岸		工作物A	水があふ れる堤防 決壊	積土のう工	住宅地
9	広渡川	益安川	日南市大字益安字 鷺ノ元地先	右岸	850m	水衝・深掘れA	洗掘、堤防 決壊	根固ブロック工 木流し工	住宅地
10	広渡川	酒谷川	日南市大字平 野字下扇形地 先	左岸	300m	堤防高不足A	水があふ れる	積土のう工	住宅地
11	広渡川	酒谷川	日南市大字星 倉字鳳翅下地 先	左岸	800m	堤防高不足A	水があふ れる	積土のう工	住宅地
12	広渡川	酒谷川	日南市大字星 倉字青木ヶ下 地先	左岸	800m	堤防高不足A	水があふ れる	積土のう工	住宅地
13	広渡川	酒谷川	日南市大字星 倉字閑才道上 地先	左岸	120m	堤防高不足A	水があふ れる	積土のう工	住宅地
14	広渡川	酒谷川	日南市大字星 倉字下稲荷下 川端地先	右岸	150m	流下能力不足A	水があふ れる	積土のう工	住宅地
15	広渡川	戸高川	日南市大字平 野地先～大字 星倉地先	左岸 右岸	3,500m	流下能力不足A 工作物A	水があふ れる	積土のう工	住宅地
16	広渡川	大根川	日南市大字吉 野方字長谷場 地先	左岸	50m	堤防高不足A	水があふ れる	積土のう工	住宅地

17	広渡川	大根川	日南市大字吉野方 字上拉田地先	右岸	50m	堤防高不足A 水衝・深掘れA	水があふ れる	積土のう工	住宅地
18	広渡川	大根川	日南市大字吉野方 字弓場津留地先	左岸	50m	堤防高不足A	水があふ れる	積土のう工	住宅地
19	広渡川	福谷川	日南市大字松永字 荒神免地先	右岸	40m	堤防高不足A	水があふ れる	積土のう工	住宅地
20	広渡川	内之田 川	日南市北郷町大藤 乙字松ヶ迫地先	左岸 右岸	100m 400m	本川水邊響A	水があふ れる	積土のう工	住宅地、 浄化センタ ー、県道
21	広渡川	恵良川	日南市北郷町大藤 甲字下大迫地先	左岸	470m	本川水邊響A	水があふ れる	積土のう工	住宅地
22	広渡川	黒荷田 川	日南市北郷町北河 内字菅和田平地先	右岸	200m	流下能力不足A	水があふ れる	積土のう工	住宅地
23	広渡川	隈谷川	日南市大字隈谷乙 字川北四地先	左岸	30m	堤防高不足A	水があふ れる	積土のう工	住宅地
24	広渡川	細田川	日南市大字萩之嶺 地先	左岸	50m	堤防高不足A 工作物A	水があふ れる	積土のう工	県道
25	広渡川	南郷川	日南市南郷町中村 甲字岩ヶ迫地先	右岸	200m	堤防高不足A	水があふ れる	積土のう工	県道

(2) 重要水防箇所一覧表(B)

知事管理河川

平成30年度県水防計画参照

番号	水系名	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想され る事態	対水防 工法	背後資 産の状況
1	手洗川	手洗川	日南市大字宮浦 字中頭	左岸	40m	堤防高不足B	水があふ れる	積土のう工	住宅地
2	風田川	風田川	日南市大字風田 元弓場地先	右岸	50m	堤防高不足B	水があふ れる	積土のう工	病院
3	広渡川	広渡川	日南市大字殿所 字鼻操地先	左岸	650m	流下能力不足B	水があふ れる	積土のう工	住宅地
4	広渡川	広渡川	日南市大字殿所 勘場地先	右岸	100m	水衝・深掘れB	洗掘、堤防 決壊	根留め工 木流し工	住宅 地、運 動公園
5	広渡川	広渡川	日南市大字殿所 字唐津原地先	右岸	300m	水衝・深掘れB	洗掘、護岸 決壊	根留め工 木流し工	JR 日南 線
6	広渡川	広渡川	日南市北郷町大 藤古屋敷地先	右岸	200m	流下能力不足B	洗掘、護岸 決壊	積土のう工	住宅地
7	広渡川	広渡川	日南市北郷町郷 之原乙字正月作 地先	右岸	1,300m	流下能力不足B 水衝・深掘れB	水があふ れる洗掘、 堤防決壊	積土のう工 根留め工 木流し工	工場、 浄水場
8	広渡川	広渡川	日南市北郷町郷 之原乙字下せん だん地先	左岸	300m	堤防高不足B	水があふ れる	積土のう工	工場
9	広渡川	広渡川	日南市北郷町郷 之原甲字高樋地 先	左岸	200m	水衝・深掘れB	洗掘、堤防 決壊	根留め工 木流し工	住宅
10	広渡川	広渡川	日南市北郷町郷 之原甲字道上地 先	右岸	100m	流下能力不足B	水があふ れる	積土のう工	小学校
11	広渡川	広渡川	日南市北郷町北 河内字竹下地先	左岸	100m	水衝・深掘れB	洗掘、護岸 決壊	根留め工	県道
12	広渡川	沼川	日南市大字戸高 地先	左岸 右岸	750m	水衝・深掘れB	洗掘、護岸 決壊	根留め工	住宅地

番号	水系名	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される 事態	対水防 工法	背後資 産の状況
13	広渡川	益安川	日南市大字益安 字片平地先	左岸 右岸	920m 1,100m	本川水増響B	水があふ れる	積土のう工	住宅地
14	広渡川	甲東川	日南市大字益安 字神永地先	左岸	360m	水衝・深掘れB	洗掘、護岸 決壊	根留/叩工	住宅地 等
15	広渡川	酒谷川	日南市大字星倉 字長割地先	右岸	900m	堤防断面不足B	水があふれる 堤防決壊	積土のう工シー ト張工	住宅地 等
16	広渡川	酒谷川	日南市大字星倉 字中倉地先	右岸	950m	堤防断面不足B	水があふれる 堤防決壊	積土のう工シー ト張工	住宅地 等
17	広渡川	酒谷川	日南市大字星倉 2丁目地先	右岸	140m	堤防断面不足B	水があふれる	積土のう工	住宅地
18	広渡川	酒谷川	日南市大字星倉 地先	右岸	100m	水衝・深掘れB	洗掘、護岸 決壊	根留/叩工 木流し工	工場
19	広渡川	酒谷川	日南市大字楠原 地先	右岸	200m	水衝・深掘れB	洗掘、護岸 決壊	根留/叩工 木流し工	橋梁、 住宅地
20	広渡川	酒谷川	日南市大字酒谷 甲字名尾下地先	左岸	150m	水衝・深掘れB	洗掘、護岸 決壊	根留/叩工	国道、 住宅地
21	広渡川	大根川	日南市大字吉野 方字亀田地先	左岸 右岸	800m 600m	流下能力不足B	水があふ れる	積土のう工	住宅地
22	広渡川	大根川	日南市大字吉野 方字上宮前地先	左岸 右岸	300m 100m	堤防高不足B	水があふ れる	積土のう工	住宅地
23	広渡川	大根川	日南市大字吉野 方字上菟田地先	左岸 右岸	100m 450m	流下能力不足B	水があふ れる	積土のう工	住宅地
24	広渡川	福谷川	日南市大字東弁 分甲字下鶴地先	右岸	500m	本川水増響B	水があふ れる	積土のう工	学校、 住宅地
25	広渡川	恵良川	日南市北郷町大 藤乙字河原地先	左岸	300m	本川水増響B	水があふ れる	積土のう工	市道
26	広渡川	恵良川	日南市北郷町大 藤甲字折生田地先	左岸	100m	本川水増響B	水があふ れる	積土のう工	市道
27	広渡川	赤岩川	日南市北郷町郷 之原乙字大丸地先	左岸	590m	本川水増響B	水があふ れる	積土のう工	工場
28	広渡川	谷之城 川	日南市北郷町郷 之原乙字唐人淵 地先	右岸	340m	本川水増響B	水があふ れる	積土のう工	工場
29	広渡川	猪八重 川	日南市北郷町郷 之原甲字下村地 先	右岸	100m	水衝・深掘れB	洗掘、護岸 決壊	根留/叩工 木流し工	住宅 地、県 道、橋 梁
30	広渡川	細田川	日南市大字下方 大堂津5丁目地先	左岸	200m	堤防高不足B	水があふ れる	積土のう工	住宅地
31	細田川	細田川	日南市大字下方大堂津 5丁目地先～3丁目地先	左岸	1,200m	堤防高不足B	水があふ れる	積土のう工	住宅地
32	細田川	細田川	日南市大字下方 字塩鶴地先	右岸	600m	堤防高不足B	水があふ れる	積土のう工	住宅地
33	細田川	南郷川	日南市南郷町津 屋野字梶原地先	左岸	400m	堤防高不足B	水があふ れる	積土のう工	住宅地
34	細田川	南郷川	日南市南郷町榎 原丙字下鶴ノ切 地先	右岸	100m	堤防高不足B 工作物B	水があふ れる	積土のう工	住宅地
35	湯上川	湯上川	日南市南郷町湯 上字原ノ下地先	左岸 右岸	700m	堤防高不足B	水があふ れる	積土のう工	住宅地

(3)重要水防箇所一覧表(要注意)

知事管理河川

平成 30 年度県水防計画参照

番号	水系名	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される 事態	対水防 工法	背後資産 の状況
1	伊比井川	伊比井川	日南市大字伊比井	左岸	300m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうえポンプ排水	住宅地
2	大浦川	大浦川	日南市大字宮浦	左岸	20m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうえポンプ排水	住宅地
3	広渡川	妻手川	日南市大字平野字影平	左岸	400m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうえポンプ排水	住宅地
4	広渡川	妻手川	日南市大字西弁分 3 丁目	左岸	200m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうえポンプ排水	商業施設、 県道
5	広渡川	妻手川	日南市大字西弁分 4 丁目	右岸	200m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうえポンプ排水	住宅地
6	広渡川	酒谷川	日南市星倉 3 丁目 ～4 丁目	右岸	400m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうえポンプ排水	住宅地等
7	広渡川	酒谷川	日南市星倉 1 丁目	右岸	50m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうえポンプ排水	住宅地
8	広渡川	酒谷川	日南市飫肥 2 丁目 ～3 丁目	左岸	50m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうえポンプ排水	住宅地
9	広渡川	酒谷川	日南市今町 2 丁目	左岸		陸間		月の輪工 釜段工	住宅地
10	広渡川	酒谷川	日南市今町 2 丁目	左岸		陸間		月の輪工 釜段工	住宅地
11	広渡川	酒谷川	日南市今町 2 丁目	左岸		陸間		月の輪工 釜段工	住宅地
12	広渡川	酒谷川	日南市今町 2 丁目	左岸		陸間		月の輪工 釜段工	住宅地
13	広渡川	酒谷川	日南市今町 1 丁目	左岸		陸間		月の輪工 釜段工	住宅地
14	広渡川	酒谷川	日南市今町 1 丁目	左岸		陸間		月の輪工 釜段工	住宅地
15	広渡川	酒谷川	日南市今町 1 丁目	左岸		陸間		月の輪工 釜段工	住宅地
16	広渡川	酒谷川	日南市飫肥 2 丁目	左岸		陸間		月の輪工 釜段工	住宅地
17	広渡川	酒谷川	日南市飫肥 2 丁目	左岸		陸間		月の輪工 釜段工	住宅地
18	広渡川	酒谷川	日南市飫肥 2 丁目	左岸		陸間		月の輪工 釜段工	住宅地
19	広渡川	酒谷川	日南市飫肥 2 丁目	左岸		陸間		月の輪工 釜段工	住宅地
20	広渡川	酒谷川	日南市飫肥 2 丁目	左岸		陸間		月の輪工 釜段工	住宅地
21	広渡川	酒谷川	日南市飫肥 2 丁目	左岸		陸間		月の輪工 釜段工	住宅地
22	広渡川	酒谷川	日南市星倉 1 丁目	右岸		陸間		月の輪工 釜段工	住宅地
23	広渡川	酒谷川	日南市星倉 1 丁目	右岸		陸間		月の輪工 釜段工	住宅地

番号	水系名	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される 事態	対水防 工法	背後資産 の状況
24	広渡川	酒谷川	日南市星倉1丁目	右岸		陸閘		月の輪工 釜段工	住宅地
25	広渡川	酒谷川	日南市大字星倉	右岸		陸閘		月の輪工 釜段工	住宅地
26	広渡川	酒谷川	日南市大字星倉	右岸		陸閘		月の輪工 釜段工	住宅地
27	広渡川	酒谷川	日南市大字星倉	右岸		陸閘		月の輪工 釜段工	住宅地
28	広渡川	酒谷川	日南市大字星倉	右岸		陸閘		月の輪工 釜段工	住宅地
29	広渡川	戸高川	日南市大字平野	右岸	150m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうエ ポンプ排水	市道
30	広渡川	飛ヶ峯川	日南市今町2丁目	右岸	150m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうエ ポンプ排水	住宅地
31	広渡川	飛ヶ峯川	日南市大字板敷	右岸	700m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうエ ポンプ排水	住宅地
32	広渡川	赤岩川	日南市北郷町郷之原乙	右岸	20m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうエ ポンプ排水	住宅地
33	細田川	細田川	日南市大字下方字塩鶴	右岸	100m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうエ ポンプ排水	住宅地
34	細田川	細田川	日南市大字下方大堂津3丁目～1丁目	左岸	200m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうエ ポンプ排水	住宅地
35	細田川	細田川	日南市大字上方	右岸	300m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうエ ポンプ排水	住宅地
36	細田川	細田川	日南市南郷町中村乙地先	右岸		陸閘		月の輪工 釜段工	住宅地
37	細田川	細田川	日南市南郷町中村乙地先	右岸		陸閘		月の輪工 釜段工	住宅地
38	細田川	細田川	日南市南郷町中村乙地先	右岸		陸閘		月の輪工 釜段工	住宅地
39	細田川	細田川	日南市大字下方地先	右岸		陸閘		月の輪工 釜段工	県道
40	細田川	南郷川	日南市南郷町中村甲字上中村	右岸	300m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうエ ポンプ排水	住宅地
41	潟上川	潟上川	日南市南郷町中村乙	右岸	20m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうエ ポンプ排水	住宅地
42	潟上川	潟上川	日南市南郷町潟上	右岸	150m	内水	河川水位上昇に伴い、側溝等からあふれる	積土のうエ ポンプ排水	住宅地
43	潟上川	潟上川	日南市南郷町潟上	右岸		陸閘		月の輪工 釜段工	住宅地

(4)重要水防箇所一覧表(要注意)(海岸)

平成 30 年度県水防計画参照

番号	海岸名	被害区域	延長 m	災害の種類	危険箇所の状況	予想される事態	備考
1	伊比井海岸	伊比井海岸一帯	350	高潮等により浸水 のおそれ	住宅 84 戸 公民館 1	浸水	H16 災害
3	風田海岸	蔓ヶ迫地先から 元弓場地先	200	高潮等により浸水 のおそれ	住宅 870 戸 病院 1	浸水等	H17 浸水
4	鶯巣漁港	伊比井字鶯巣	200	高潮 浸食等	住宅地	浸水等	
5	富士海岸	富士海水浴場から 富士漁協	1,230	高潮 浸食等	住宅地	浸水等	
6	鵜戸漁港	宮浦	640	高潮 浸食等	住宅地	浸水等	
7	油津港	石油基地から油 津漁協まで	2,200	高潮 浸食等	住宅地	浸水等	
8	山王海岸	山王海岸一帯	280	高潮 浸食等	住宅地	浸水等	
9	大堂津海岸	旧造船所から海 水浴場一帯	1,430	高潮 浸食等	住宅地	浸水等	
10	栄松港	栄松区一帯	400	高潮 浸食等	住宅地	浸水等	
11	栄松港	栄松区一帯	400	高潮 浸食等	住宅地	浸水等	
12	大島港	日南市南郷町大 島字荒平	520	陸間・高潮	住宅地	浸水等	

2 広渡川水系広渡川及び酒谷川の洪水予報

広渡川水系広渡川洪水予報文（県例文）

広渡川水系広渡川氾濫警戒情報

広渡川水系広渡川洪水予報第1号
洪水警報（発表）
平成30年09月30日10時05分
日南土木事務所 宮崎地方気象台 共同発表

（見出し）

広渡川水系広渡川では、避難判断水位（レベル3）に到達し、今後、氾濫危険水位（レベル4）に到達する見込み

（主 文）

広渡川の東郷橋水位観測所（日南市）では、30日11時頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達する見込みです。日南市では、広渡川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

広渡川の谷之城橋水位観測所（日南市）では、30日09時40分頃に、「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	30日03時30分～30日09時30分 までの流域平均雨量	30日09時30分～30日12時30分 までの流域平均雨量の見込み
東郷橋上流域	139 ミリ	70 ミリ

流域	30日03時30分～30日09時30分 までの流域平均雨量	30日09時30分～30日12時30分 までの流域平均雨量の見込み
谷之城橋上流域	144 ミリ	80 ミリ

（水位）

広渡川水系広渡川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
東郷橋 水位観測所 (日南市)	30日09時40分の状況	3.61 -				
	30日10時00分の予測	3.69 -				
	30日10時30分の予測	3.85 -				
	30日11時00分の予測	4.19 -				
	30日11時30分の予測	4.36 -				
	30日12時00分の予測	4.46 -				
	30日12時30分の予測	4.49 -				
谷之城橋 水位観測所 (日南市)	30日09時40分の状況	5.39 -				
	30日10時00分の予測	5.51 -				
	30日10時30分の予測	5.49 -				
	30日11時00分の予測	5.46 -				
	30日11時30分の予測	5.38 -				
	30日12時00分の予測	5.02 -				
	30日12時30分の予測	4.71 -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
 レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位
 の場合は最大になります。なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	東郷橋 水位観測所	谷之城橋 水位観測所	
	日南市	日南市	
レベル4 氾濫危険水位※	4.10	5.60	
レベル3 避難判断水位※	3.80	5.30	
レベル2 氾濫注意水位	3.60	5.10	
レベル1 水防団待機水位	3.20	4.70	
受け持ち区間	広渡川 左岸 宮崎県日南市北郷町大藤字宮園前甲488番2地先から海まで 右岸 宮崎県日南市北郷町大藤字桜原乙2117番地先9から海まで	広渡川 左岸 宮崎県日南市北郷町郷之原甲字下村甲3713番3地先から宮崎県日南市北郷町大藤字宮園前甲488番2地先まで 右岸 宮崎県日南市北郷町郷之原字壱町田甲3871番1地先から宮崎県日南市北郷町大藤字桜原乙2117番9地先まで	

氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	宮崎県日南市大字益安、 宮崎県日南市北郷町大藤	宮崎県日南市北郷町郷之 原	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
宮崎県ホームページ 気象庁ホームページ	http://kasen.pref.miyazaki.lg.jp https://www.jma.go.jp	http://kasen.pref.miyazaki.lg.jp/mobile/

問い合わせ先

水位関係：日南土木事務所 電話：0987-23-4661

気象関係：気象庁 宮崎地方气象台 電話：0985-25-4031

広渡川水系酒谷川氾濫危険情報

広 渡 川 水 系 酒 谷 川 洪 水 予 報 第 3 号
洪 水 警 報
平 成 30 年 09 月 30 日 11 時 30 分
日南土木事務所 宮崎地方気象台 共同発表

（見出し）

広渡川水系酒谷川では、氾濫危険水位（レベル4）に到達し、氾濫のおそれあり

（主 文）

酒谷川の本町橋水位観測所（日南市）では、30日11時10分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。日南市では、酒谷川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

（雨量）

多いところで1時間に80ミリの雨が降っています。
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	30日05時10分～30日11時10分 までの流域平均雨量	30日11時10分～30日14時10分 までの流域平均雨量の見込み
東光寺橋上流域	199 ミリ	25 ミリ

流域	30日05時10分～30日11時10分 までの流域平均雨量	30日11時10分～30日14時10分 までの流域平均雨量の見込み
本町橋上流域	206 ミリ	25 ミリ

（水位）

広渡川水系酒谷川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
東光寺橋 水位観測所 (日南市)	30日11時10分の状況	3.49 -				
	30日11時30分の予測	3.80 -				
	30日12時00分の予測	4.03 -				
	30日12時30分の予測	4.24 -				
	30日13時00分の予測	4.51 -				
	30日13時30分の予測	4.57 -				
	30日14時00分の予測	4.54 -				
本町橋 水位観測所 (日南市)	30日11時10分の状況	3.56 -				
	30日11時30分の予測	3.51 -				
	30日12時00分の予測	3.69 -				
	30日12時30分の予測	3.79 -				
	30日13時00分の予測	3.77 -				
	30日13時30分の予測	3.68 -				
	30日14時00分の予測	3.59 -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	東光寺橋 水位観測所	本町橋 水位観測所	
	日南市	日南市	
レベル4 氾濫危険水位※	3.80	3.50	
レベル3 避難判断水位※	3.50	2.80	
レベル2 氾濫注意水位	3.50	2.30	
レベル1 水防団待機水位	3.10	2.00	
受け持ち区間	酒谷川 左岸 宮崎県日南市鉄肥 2丁目6742番 52地先から広渡 川への合流点まで 右岸 宮崎県日南市星倉 1丁目2番6地 先から広渡川への 合流点まで	酒谷川 左岸 宮崎県日南市大字 酒谷字上床乙237 番地先から宮崎県 日南市鉄肥2丁目 6742番52地先 まで 右岸 宮崎県日南市大字 酒谷字種子田乙 1853番の4地先 から宮崎県日南市 星倉1丁目2番6 地先まで	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	宮崎県日南市大字戸高、 宮崎県日南市大字星倉、 宮崎県日南市大字平野、	宮崎県日南市大字楠原	

	宮崎県日南市中央通、 宮崎県日南市吾田東、 宮崎県日南市吾田西、 宮崎県日南市上平野町		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
宮崎県ホームページ 気象庁ホームページ	http://kasen.pref.miyazaki.lg.jp https://www.jma.go.jp	http://kasen.pref.miyazaki.lg.jp/mobile/

問い合わせ先

水位関係：日南土木事務所 電話：0987-23-4661

気象関係：気象庁 宮崎地方气象台 電話：0985-25-4031

3 溜池で危険が予想される箇所

平成 30 年度日南市水防計画参照

図面 対象 番号	溜池名	危険箇所の状況					危険 度	被害の種類
		被害 区域	要水防 延長 m	満水 面積 m2	貯水量 m3	現況		
1	横通溜池	横通	31.0	1,500	2,400	住家 30 世帯、県道、公民館	C	堤防決壊
2	海田溜池	中平野	20.0	500	500	住家 15 戸	A	堤防の洗掘
3	時任溜池	南平	80.0	3,000	6,400	住家 61 世帯、公民館	B	地震による堤体の損壊可 能性あり 溜池内に侵食部あり
4	仮治面谷池	下方	64.0	3,000	21,000	住家 3 世帯、市道	B	地震による堤体の損壊可 能性あり 漏水及び堤体の一部陥没
5	原ノ迫池	原ノ迫	32.0	10,000	28,000	住家 30 世帯、市道、学校	B	地震による堤体の損壊可 能性あり
6	田平第 1 溜 池	風田	85.0	4,000	15,300	住家 2 世帯	C	地震による堤体の損壊可 能性あり 堤防の脆弱による漏水
7	深田池	脇本	82.0	3,000	13,000	住宅 3 世帯	A	パイピングによる漏水
8	木場迫溜池	中浦	47.0	3,700	3,000	住家 85 世帯、市道		地震による堤体の損壊可 能性あり
9	夫婦池下	中浦	58.0	3,000	4,800			地震による堤体の損壊可 能性あり
10	夫婦池上	中浦	50.0	4,000	3,300			地震による堤体の損壊可 能性あり
11	七迫溜池上	桜ヶ丘 区	57.0	16,000	18,000	住家 22 世帯		地震による堤体の損壊可 能性あり
12	神田溜池	東郷	110.0	5,000	8,000	住家 1 世帯、学生寮、市道		地震による堤体の損壊可 能性あり
13	野中第 1 溜 池	風田	80.0	12,000	21,700	住家 3 世帯、県道		地震による堤体の損壊可 能性あり
14	野中第 2 溜 池	風田	70.0	7,000	6,400			地震による堤体の損壊可 能性あり
15	野中第 3 溜 池	風田	71.0	11,000	20,000			地震による堤体の損壊可 能性あり
16	池ノ平第 1 溜池	平山	103.0	7,000	12,800	宿泊施設 1、市道		地震による堤体の損壊可 能性あり
17	池ノ平第 2 溜池	平山	83.0	5,000	9,000			地震による堤体の損壊可 能性あり
18	池ノ平第 3 溜池	平山	74.0	11,000	18,000			地震による堤体の損壊可 能性あり 溜池内に侵食、堤体から の浸水あり
19	犬山第 1 溜 池	下方	88.0	3,000	8,500	住家 4 世帯、県道		地震による堤体の損壊可 能性あり

図面 対象 番号	溜池名	危険箇所の状況					危険 度	被害の種類
		被害 区域	要水防 延長 m	満水 面積 m2	貯水量 m3	現況		
20	鎌ヶ迫溜池	脇本	50.0	2,000	5,700	住家3世帯、市道		地震による堤体の損壊可能性あり
21	黒岩溜池	毛吉田	75.0	4,000	6,800	県道、公民館		溜池内に浸食、堤体からの浸水あり

危険度ランク基準

ランク	要因
A	危険度の非常に高いもの。例えば、台風等による降雨時には常に避難を要する最も危険な状態にある地区をいう。
B	危険度の高いもの。例えば、危険度がA地区までには至らないが、降雨の状態によっては、避難を要する危険な状態にある地区をいう。
C	危険なもの。例えば、危険度がB地区までには至らないが、大雨警報が圧例されるなど降雨の状態により危険が予想される地区をいう。

4 急傾斜地崩壊危険箇所

(1) 自然がけ

日南地区

番号	位置		地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と 同距離 以内の 崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
1	伊比井	鶯巢	35	100	30	無	無	有	林地B	5	公民館	1	国道 市道	50 100	5	B	
2	伊比井	浜平	30	150	20	無	有	有	林地A	6	駅	1	鉄道	150	6	A	
3	伊比井	家ノ下	40	200	50	無	有	無	林地A	12			市道	50	12	B	
4	富士	鍋頭	40	200	20	無	無	有	林地B	2	小学校	1			2	A	
6	富士	金ヶ崎	50	390	30	無	無	有	林地B80 裸地 20	7			国道	390	7	C	
7	富士	小目井	45	160	25	無	無	有	林地B	11			国道	100	11	A	59. 9. 6
8	宮浦	浜田	40	750	50	無	有	有	林地A	36	保育所 電話交換所	2	市道	670	36	A	58. 3. 24
9	宮浦	串平	50	150	15	有	有	有	林地B80 裸草地 20	8					8	A	
10	宮浦	東平	50	150	30	無	無	有	林地A	8			市道	90	8	A	
11	宮浦	松山	40	360	15	無	有	有	林地B	29			国道 県道	200 160	29	B	45. 4. 30
12	宮浦	中道	45	160	40	無	無	無	林地B	13			市道	100	13	A	59. 9. 6
13	宮浦	中崎	45	340	50	無	無	無	林地B	16			国道	130	16	A	59. 12. 14
14	宮浦	大浦	40	490	35	無	有	無	林地B	23	公民館	1	国道 市道	120 350	23	B	58. 3. 15
15	風田	かけ平	35	280	40	無	無	有	林地A	7			市道	280	7	A	
16	風田	山下上	30	200	20	有	有	無	林地A	4			市道	200	4	A	
17	風田	田辺 中ノ切	35	400	30	有	有	有	林地B	21			市道	400	21	A	

番号	位置		地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と 同距離 以内の 崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
19	東弁分乙	神田	30	200	30	有	有	有	林地 A	10			市道	200	10	B	
20	東弁分乙	神田	30	20	30	有	有	有	林地 A	10			市道	70	10	A	
21	益安	中山	35	200	30	有	有	無	林地 B	6			市道	150	6	A	
22	益安	埴石	30	700	20	有	有	無	林地 A	22			市道	200	22	A	54. 9. 18
23	益安	青木	35	200	30	有	有	無	林地 B	5			市道	200	5	B	
24	東弁分乙	前田	40	200	20	無	無	無	林地 A	6			市道	200	6	B	
25	東弁分乙	船石	40	300	30	有	有	無	林地 B	10			市道	60	10	A	
26	東弁分甲	大川田	35	500	50	有	無	無	林地 A	28	保育所	1	市道	500	16	A	
27	東弁分甲	大平	40	300	20	有	有	無	林地 A	13					13	A	
28	東弁分甲	内山	30	450	30	有	有	有	林地 A	24			市道	300	24	A	
29	東弁分甲	崩平	45	400	50	有	有	有	林地 B	23			市道 2	300	23	A	
30	松永	西ノ迫	30	350	40	有	有	有	林地 B	14			市道	250	14	A	
31	松永	仲洲	45	130	30	有	有	有	林地 A	5			市道	50	5	B	
32	松永	沢渡	40	130	30	有	有	有	林地 A	7			市道	130	7	B	
33	松永	柿ヶ迫	45	200	30	無	有	無	林地 A	11					11	A	
34	松永	後迫	35	200	15	無	無	無	林地 A	7					7	B	
35	殿所	東迫	30	300	20	無	有	有	林地 B	12			市道	150	12	B	
36	殿所	上之段	45	300	20	無	有	有	林地 B	14			市道	300	14	B	
37	殿所	坂之下	30	180	11	無	有	無	林地 A	10			市道	100	10	B	
38	星倉	閉才 道下	40	150	20	無	無	無	林地 B	5	公民館	1	市道	100	5	B	
39	星倉	中之迫	42	150	20	無	無	無		5			市道	110	5	B	
40	殿所	上汐満	36	200	20	無	有	無	林地 A	10			市道	200	10	C	
41	星倉	下汐満	36	200	20	無	有	無	林地 A	8			市道	90	8	B	
42	平野	下扇形	35	350	30	無	無	無	林地 A	14			市道	300	14	B	

番号	位置		地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と 同距離 以内の 崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
43	平野	下扇形	40	200	20	無	無	無	林地B	7			市道	220	7	B	
44	益安	片平	50	450	50	有	有	有	林地A	19			県道 市道	400 100	19	A	53. 5. 30
45	益安	羽山	45	200	50	有	有	有	林地A	7			県道	150	7	A	
46	平山	藪下	35	250	50	有	有	有	林地A	5	保養 センター	1	県道	80	5	A	
47	平山	山口	30	150	20	有	無	有	林地A	5	老人ホーム	1	県道	50	5	B	
48	油津 平野	花峯	40	300	25	無	有	有	林地B	27			市道	230	27	B	46. 3. 31
49	油津 平野	梅ヶ浜	50	160	30	有	無	有	林地B	20	旅館	1	市道	40	20	A	50. 8. 22
50	油津 平野	梅ヶ浜	60	1200	35	無	有	無	林地B	112			市道 国道	1050 150	112	B	50. 8. 22
51		大節	40	430	50	有	有	無	林地A	0	石油コン ビナート	5	県道	430	0	A	H4. 6. 1
52		大節	35	1100	60	有	有	無	林地A 林地B	85	保育所	1	県道 市道	400 703	85	A	45. 4. 20 45. 5. 20 53. 5. 30
53		西町	40	280	15	無	有	有	林地A 60 草地 20 裸地 20	18			市道 鉄道	220 50	18	A	
54		材木町	40	1300	40	有	有	有	林地A 林地B その他	120			市道	600	120	A	48. 2. 23 45. 4. 20 46. 3. 31 53. 5. 30
55		瀬西	50	400	25	有	有	有	林地B	100			市道	300	100	B	56. 9. 4
56		天福	30	225	10	有	無	無	林地B	20					20	A	54. 4. 5
57	平野	内ノ野	40	70	20	有	有	有	林地B	5					5	B	
58	平野	否手平	30	100	20	無	有	無	林地A	5					5	A	

番号	位置		地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と 同距離 以内の 崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
59	平野	五反田	30	250	20	有	有	無	林地 A	22			市道	150	22	B	
60	平野	吹切	30	550	13	無	有	有	林地 A	35			市道	80	35	B	55. 2. 22
61		木山	40	750	35	有	有	有	林地 B	53			市道 2	780	53	A	48. 2. 23
62	平野	影平	30	300	20	有	有	無	林地 A	15			市道 2	200	15	A	
63		中平野	45	100	15	有	有	無	林地 A	8					8	C	
64	平野	大谷西	30	1150	20	有	有	無	林地 A 林地 B	69			市道	120	69	A	64
65	西弁分	上尾山	30	250	20	無	有	無	林地 B	10					10	A	65
66	西弁分	ハツ頭	60	270	10	無	有	無	林地 A 30 林地 B 30 草地 40	12					12	C	66
67	西弁分	浦ヶ迫	40	230	20	無	無	有	その他	17					17	B	67
68	西弁分	派田	35	350	15	有	有	有	林地 A	16					16	A	68
69	西弁分	中浦ヶ迫	30	600	10		有	有	林地 A	24	公民館	1	市道	80	24	A	
70	西弁分	上田平	40	300	20	無	有	無	林地 A 30 林地 B 30 草地 40	11					11	C	
71	西弁分	上田平	40	250	20	無	有	無	林地 A	14					14	B	
72	西弁分	城ヶ迫	30	300	20	有	有	有	林地 A	20	公民館	1	市道	300	20	A	
73	戸高	横通	40	750	30	有	有	無	林地 A	73	公民館	1			73	B	53. 5. 30 55. 2. 22
74	戸高	和田迫	40	410	20	無	有	有	林地 A 20 林地 B 40 草地 40	17					17	B	55. 8. 29
75	戸高	野添	45	300	20	有	有	無	林地 A	22	公民館	1	市道	50	22	B	59. 2. 3

番号	位置		地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と 同距離 以内の 崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
76	戸高	菖蒲 ヶ迫	37	300	16	有	有	有	林地 A	20	公民館	1			20	B	51. 1. 17
77	戸高	野添	35	150	15	無	有	有	林地 A	7			市道	20	7	B	
78	星倉	堺ヶ谷	30	250	30	有	有	無	林地 A	20			市道	120	20	A	
79	星倉	南平	30	200	15	有	有	無	林地 A	5					7	C	
80	星倉	石ヶ嶺	30	250	20	有	有	無	林地 A	19					19	C	
81	星倉	上溝	35	300	20	有	無	無	林地 A	18			市道	200	18	B	
82	星倉	時任	35	200	25	有	無	無	林地 A	11			市道	100	11	B	
83	星倉	釈迦尾 ヶ野	70	350	12	有	有	有	林地 A	15					15	A	
84	星倉	釈迦尾 ヶ野	60	90	10	有	有	有	林地 A 20 林地 B 20 裸地 70	7					7	B	
85	星倉	三ヶ所	50	300	13	有	無	有	林地 A	22			市道	200	22	A	59. 9. 6
86	隅谷甲	山王	45	350	60	無	有	無	林地 B	18			市道	300	18	B	
87	隅谷甲	峯ノ原	30	200	15	無	有	無	林地 A	10					10	C	
88	隅谷甲	上床	40	150	15	無	無	有	林地 A	7					7	B	
89	隅谷甲	中島	60	200	7	有	無	有		11					11	C	
90	隅谷乙	川北 4	50	150	15	無	無	無	林地 A	5					5	C	
91	隅谷乙	川北 2	30	100	15	無	有	無	林地 A	7	公民館	1	市道	150	7	C	
92	隅谷丙	東ヶ迫	30	200	15	無	有	無	林地 A	4	公民館	1	市道	90	4	C	
93	隅谷	宮ヶ谷	30	200	20	無	有	無	林地 A	8					8	C	
94	下方	山王坂	40	400	60	無	有	無	林地 A	27			市道	200	27	B	45. 4. 20
95	下方	雁俣谷	40	450	50	無	有	無	林地 A	42	小学校 幼稚園	2	市道	200	42	A	45. 4. 20
96	下方	永道浜	35	250	20	無	有	無	林地 A	19			市道	250	19	B	

番号	位置		地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と 同距離 以内の 崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
97	下方	下涼松	30	700	40	無	有	無	林地 A	33			市道	650	33	C	
98	下方	方ノ口	30	250	30	無	有	無	林地 A	8			市道	110	8	C	
99	下方	仮屋西	35	300	30	無	有	無	林地 B	10			市道	50	10	A	
100	下方	内ノ田	35	300	20	無	有	無	林地 A	21			市道	200	21	A	
101	下方	亀石	40	241	70	無	有	無	林地 B	19	公民館	1	市道 県道	30 250	19	A	
102	下方	犬山	40	150	35	無	有	無	林地 A	5			県道	150	5	A	
103	下方	海門	40	200	10	無	無	無	林地 A	7			市道	150	7	C	
104	下方	海門	55	300	15	無	有	有	林地 A 10 林地 B 60 草地 30	8			市道	130	8	A	
105	下方	仮屋西	40	200	15	無	有	無	林地 A	8			市道	200	8	B	
106	上方	鳥越	40	430	35	無	有	有	林地 A	10			県道	400	10	A	
107	上方	中園	30	150	13	無	有	無	林地 A	6			県道	150	6	B	
108	上方	中尾上	40	200	30	無	無	無	林地 A	7					7	B	
109	上方	中園	30	200	15	無	有	無	林地 A	14			県道 市道	150 100	14	C	
110	毛吉田	諏訪 ノ脇	45	200	9	無	有	有	林地 A	10	農協 支所	2	県道	100	10	B	
111	毛吉田	村上	35	150	30	無	有	無	林地 B	8			市道	150	8	C	
112	毛吉田	宮脇	35	200	15	無	有	有	林地 B	7			市道	80	7	A	
113	毛吉田	黒岩	40	600	20	無	有	無	林地 A	18			市道	500	18	A	
114	萩之嶺	片平原	50	250	13	無	有	無		12			県道	200	12	C	
115	萩之嶺	宮ノ原	50	110	6	無	有	無		7			県道	100	7	A	
116	萩之嶺	別府原	45	300	12	有	有	無	林地 A	14	営農 センター	1	県道 市道	100 200	7	B	

番号	位置		地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と 同距離 以内の 崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
117	萩之嶺	西原	40	150	8	無	無	有	林地 A	5					5	C	
118	塚田乙	井出原	35	300	15	無	有	有	林地 B	8			市道	280	8	C	
119	塚田甲	反原	45	520	15	無	有	無	林地 B	20	公民館	1	市道	570	20	B	59. 9. 14
120	大窪	宮谷	50	150	12	無	有	無	林地 A	6			市道	150	6	A	
121	大窪	竹之下	30	200	20	無	無	無	林地 B	9			市道	200	9	B	
122	大窪	松之下	35	250	14	無	無	有	林地 B	9			県道	100	9	B	
123	大窪	松之下	40	200	20	無	有	有	林地 A	7			県道	200	7	A	
124	板敷	大川田	35	320	50	無	有	有	林地 A	17			県道	200	17	A	
125	板敷	出水 ヶ尾	30	400	10	無	無	無	林地 A	23			市道	350	23	C	
126	板敷	広木田	45	200	8	無	有	無	林地 A	20			県道	200	20	B	45. 4. 20
127	板敷	中島田	50	300	11	無	有	無	林地 A	22	公民館	1	市道	200	22	B	54. 12. 14
128	板敷	鳥居下	40	400	12	無	有	無	林地 A	56	公民館	1	県道 市道	400 50	56	B	
129	板敷	十文字	70	200	10	無	有	無	その他	25			市道	50	25	A	61. 5. 2
130	板敷	十文字	60	150	20	無	有	有	林地 A	0	中学校	1			0	C	
131	板敷	原之迫	50	130	15	有	有	無	林地 A	5			市道	100	5	B	
132	板敷	原之迫	50	150	10	有	有	無	林地 A	7			市道	150	7	B	
133	板敷	糺	75	250	15	有	有	有	林地 70 草地 30	15			市道	250	15	B	
134	板敷	糺	80	110	15	無	無	無	林地 A 20 林地 B 20 裸地 70	8					8	C	
135	板敷	樋渡	45	200	20	無	有	無	林地 A	10			市道	150	10	C	
136	板敷	寺ノ尾	35	300	15	無	有	無	林地 B	10	公民館	1	市道	300	10	B	
137	板敷	東平	30	150	15	無	有	無	林地 B	7	公民館	1	市道	150	7	A	

番号	位置		地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と 同距離 以内の 崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
138	板敷	中ノ 八重	30	200	20	無	有	無	林地 A	7			市道	250	7	A	
139	板敷	荒平	35	200	15	無	有	有	林地 B	10	公民館	1	市道	250	10	A	
140	楠原	小原	50	200	20	無	有	有	林地 A	6					6	C	
141	楠原	上城	65	750	15	有	有	有	林地 A	70	公民館	1	国道 市道	70 650	70	B	45. 4. 20
142	楠原	原坂 ノ下	80	200	15	有	有	有	林地 B	15	消防車庫	1	市道	200	15	A	
143	楠原	諏訪 馬場	70	300	15	有	有	有	林地 A	8	公民館	1	市道	300	8	A	
144	吉野方	木場	30	300	20	無	無	有	林地 B	12	公民館	1	県道	250	12	C	
145	吉野方	西ノ村	40	250	15	有	有	有	林地 A 20 林地 B 40 草地 40	10	神社	1	市道	350	10	A	
146	吉野方	竹野	45	150	15	無	有	無	林地 A	5					5	A	
147	吉野方	上内 之迫	30	200	15	無	無	無	林地 B	8					8	B	
148	吉野方	木場	35	150	15	無	無	無	林地 B	5			市道	100	5	C	
149	吉野方	宮の窪	45	300	25	無	有	無	林地 B	12			県道 国道	160 150	12	A	
150	吉野方	つづら 八重	35	350	25	無	有	有	林地 B	11			市道	250	11	B	
151	吉野方	立野	35	300	15	無	有	有	林地 A	9			市道	200	9	A	
152	吉野方	立野	35	200	30	無	有	有	林地 B	6	公民館	1	市道	200	6	C	
153	酒谷乙	種子田	45	250	30	無	有	無	林地 B	10			県道	250	10	A	
154	酒谷乙	宮之上	40	250	30	無	有	無	林地 B	11					11	B	59. 9. 6
155	酒谷乙	鵜戸谷	45	350	15	無	有	無	林地 B	14					14	B	H4. 9. 18

番号	位置		地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と 同距離 以内の 崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
156	酒谷乙	桜馬場	60	320	35	無	有	無	林地B	18	神社 郵便局	2	国道 市道	100 150	18	A	61.5.2
157	酒谷乙	年之神	35	300	20	無	有	有	林地B	11					11	A	
158	酒谷乙	瀬口	40	160	20	無	有	有	林地B	7					7	A	
159	酒谷乙	城ヶ尾	35	530	20	無	有	有	林地A	26			国道 市道	120 300	26	B	53.5.30
160	酒谷乙	鯛之子	45	150	35	無	有	有	林地A20 林地B40 草地40	3	小学校 児童館	2	国道	150	3	C	55.8.29
161	酒谷乙	桃木	45	200	35	無	有	有	林地A	8	中学校	1	市道	230	8	B	
162	酒谷甲	秋山	40	550	60	無	有	無	林地A	17	公民館	1	市道	200	17	B	
163	酒谷甲	後藤	35	200	40	無	有	無	林地A	7			市道	200	7	B	
164	酒谷甲	片頭	45	250	60	無	有	有	林地A	9			国道 市道	200 50	9	B	
165	酒谷甲	名尾下	30	350	60	無	有	有	林地B	20	公民館	1	市道	350	20	B	45.4.20
166	酒谷甲	深瀬	40	200	30	無	有	有	林地A	7	公民館 簡易郵便局 駐在所	3	国道 市道	200 80	7	A	
167	酒谷甲	小布瀬	35	200	30	無	有	無	林地A	7	公民館	1	市道	150		A	
168	酒谷甲	白木俣	40	170	30	無	有	有	林地B	5			国道	180	5	B	
169	酒谷甲	割岩 河内	45	200	60	無	有	有	林地B	8			市道	150	8	A	
170	酒谷甲	白木俣 上津留	45	350	40	無	有	有	林地A50 裸地50	15			市道	400	15	A	
171	酒谷甲	白木俣 上津留	45	110	40	無	有	有	林地B	6			市道	110	6	C	
172		瀬西	50	130	16					22			市道	65	22		

番号	位置		地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と 同距離 以内の 崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
173	板敷	山川	41	169	18					13			市道	130	13		
174	伊比井	丸山	40	150	40	無	有	無	林地B	4			市道	150	4	A	
175	伊比井	郷之瀬	45	50	30	無	有	無	林地B	1			市道	50	1	A	
176	富士	塩谷平	60	80	30	無	無	有	林地B	0			国道	80	0	A	
177	富士	大名竹	30	80	30	無	無	有	林地A	2			市道	80	2	C	
178	富士	桑鶴	40	180	30	無	無	無	林地B80 裸地20	6			市道	130	6	B	
179	宮浦	串平	50	50	30	無	無	有	林地A30 林地B70	0			県道	50	0	B	
180	宮浦	東平	30 90	120	30	有	無	有	林地A	0	観光 トイレ 店舗	3	観光 駐車場	120	0	B	
181	風田	茅場尻	40	350	40	有	有	有	林地A	5			農道	350	5	A	
182	東弁分 甲	内山	40	350	15	無	無	無	林地B	8			市道	200	8	B	
183	益安	羽山	40	250	40	有	有	有	林地A	5			県道	250	5	A	
184	平山	松花	80	170	15	無	有	有	林地B	3	老人福祉 センター	1	国道	170	3	A	
185		油津	70	60	10	無	無	無	その他	3			市道	30	3	C	
186	平野	五反田	30	160	20	無	有	無	林地A	14	公民館	1	市道	150	14	A	
187	西弁分	中浦 ヶ迫	45	120	10	無	無	有	その他	6			市道	120	6	A	
188	西弁分	畑登	45	100	20	無	有	無	林地A	3			市道	100	18	C	
189	星倉	堺ヶ谷	30	300	20 7	有	有	無	林地B	20			市道	120	20	C	
190	星倉	向原	60	80	12	無	無	無	林地B	2	公民館	1	市道	80	2	A	
191	板敷	山川	50	60	7	無	有	有	林地A	2			市道	30	2	B	

番号	位置		地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と 同距離 以内の 崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
192	板敷	出水 ヶ尾	40	300	15	無	有	有	林地 A	9			市道	280	9	C	
193	板敷	中ノ 八重	40	200	20	無	有	有	林地 B	5			市道 河川	150 30	5	C	
194	吉野方	楠木原	45	150	12	無	有	無	林地 A	3					3	C	
195	吉野方	山本	40	50	12	無	有	有	林地 B	2			市道	80	2	C	
196	吉野方	下つづ ら八重	40	300	30	無	有	有	林地 B	2					2	C	
197	吉野方	下つづ ら八重	45	120	20	無	有	有	林地 B	6			市道	120	6	C	
198	吉野方	中角	30	180	30	無	有	無	林地 B	5			県道	70	5	C	
199	酒谷乙	上平	35	50	10	無	有	無	林地 B	1					1	C	
200	酒谷乙	榎木田	40	80	20	無	有	無	林地 B	4			市道	80	4	C	
201	酒谷乙	石東	45	320	10	無	有	無	林地 B	6			市道	320	6	A	
202	楠原	山ノ口	45	20	10	無	有	有	林地 B	1			広域農道 農道	20 20	1	C	
203	塚田甲	留山	70	30	10	無	有	有	林地 A	1					1	A	
204	大窪	野中	50	40	10	無	無	有	林地 B	1			農道	20	1	B	
205	大窪	国当	45	120	50	無	有	有	林地 B	3			県道	120	3	A	
206	大窪	国当	45	100	10	無	無	有	林地 B	4					4	A	
207	大窪	五郎	30	50	7	無	有	無	林地 B	3					3	A	
208	大窪	樋渡	70	100	7	無	有	有		3			農道	30	3	A	
209	塚田乙	山神	50	40	20	無	有	有	林地 B	1					1	B	
210	萩之嶺	東原	50	80	15	無	無	有	林地 B	2					2	B	
211	萩之嶺	数	80	100	8	無	無	有	林地 A	3					3	A	
212	毛吉田	諏訪ノ 脇	45	90	30	無	有	有	林地 A	6					6	C	

番号	位置		地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と 同距離 以内の 崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
213	毛吉田	黒岩	40	100	7	無	有	有	林地A	3	公民館	1	県道 市道	20 30	3	B	
214	隅谷丙	萬太郎	45	70	20	無	有	無	林地B	2					2	C	
215	隅谷甲	江良 ヶ迫	70	70	15	無	有	無	林地B	2			県道 市道	20 70	2	C	
216	隅谷甲	上床	45	100	15	無	有	無	林地A	3					3	C	
217	隅谷甲	平峯	40	400	20	無	有	無	林地B	5			市道	40	5	C	
218	宮浦	神ノ尾	35	100	50	無	有	無	林地	7	郵便局	1	国道	100	7	A	
219	殿所			150	20	無	有	有	林地B	3					3	A	
220	毛吉田	釘ノ元	57	50	9	有	無	有	林地B	2					2	A	
221	板敷	小槌 ヶ尾	30	50	10	有	有	有	林地B	2			市道	50	1	A	
222	酒谷乙	鯛の子	45	100	35	有	有	有	林地B	7			市道	100	7	A	
223	吉野方	弓場津 留	35	140	35	無	無	有	林地B	6	小学校	1			6	A	
224	隅谷甲	峰之原	45	140	30	有	無	無	林地B	4					4	B	
225	風田	葛ヶ迫	45	70	50	無	無	無	林地B	2			林道	70	2	B	
226	平山	駒宮	40	200	40	無	無	有		12			県道	50	12	A	
227	平野	立上	35	36	30	無	有	有	林地	1			市道	50	1	A	

北郷地区

番号	位置		地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と 同距離 以内の 崖下戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
1	大藤	内之田	40	370	15	無	無	無	林地 90 その他 10	24			町道	300	19	B	
2	〃	下内之田	40	150	50	無	無	無	林地 100	6			〃	100	6	B	
3	〃	倉迫	35	310	40	無	無	有	林地 90 その他 10	20	公民館	1	〃	160	11	B	
4	〃	菖蒲迫	40	265	15	無	無		林地 100	15			〃	100	15	B	S55. 2. 22
5	〃	藤尾	45	300	11	無	無	60 有	林地 100	9	河鹿の里	1	〃	150	6	B	
6	郷之原	聖前	35	310	25	無	無	有	林地 30 その他 70	10			〃	120	10	B	S55. 2. 22 S45. 4. 20
7	〃	筋ヶ迫	40	320	25	無	無	有	林地 70 その他 30	20			〃	200	10	B	
8	〃	新町	40	150	20	無	無	無	裸地 10 林地 90	7	公民館	1	〃	150	7	B	
9	〃	沖水	35	90	10	無	有	無	林地 50 その他 50	6	健康 センター	1	〃	120	5	C	
10	〃	伊十川	50	200	10	無	無	有	林地 70 その他 30	9			〃	200	5	B	
11	〃	中央	35	200	40	無	無	有	林地 50 草地 50	8			〃	200	5	B	
12	〃	太夫	30	200	35	無	無	無	林地 70 草地 30	15			〃	200	6	B	
13	〃	宮之元	35	130	25	無	無	無	林地 100	5			〃	130	5	B	
14	〃	常明寺	35	300	25	無	無	有	林地 100	9			県道 町道	400 400	7	B	
15	〃	一之瀬	35	200	30	無	無	有	林地 100	8	公民館	1	町道	100	5	C	
16	〃	下村	35	300	30	無	無	有	林地 100	12					10	C	
17	〃	上園	35	150	50	無	無	無	林地 70 草地 30	10	公民館	1	町道	200	4	B	

番号	位置		地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住 家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と 同距離 以内の 崖下戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
18	〃	東川久保	5	300	20	無	無	無	林地 70 草地 30	15			〃	150	8	B	
19	〃	寺山	40	290	50	無	無	無	林地 70 草地 30	15			〃	300	11	A	
20	〃	猪八重	35	210	50	無	無	無	林地 80 その他 20	5					5	B	
21	〃	蜂の巣	40	150	50	無	無	有	林地 100	1	蜂之巣キャンプ 宿泊施設	1			1	C	
22	〃	猫塚	35	120	9	無	無	有	林地 90	3			町立保育 所	1	3	B	
23	〃	天神免	35	500	40	無	無	無	林地 100	11					11	C	
24	〃	北河内	35	270	20	無	無	無	林地 100 その他 10	9			県道	150	9	C	
25	〃	平佐	35	280	20	無	無	無	林地 100	13			〃	100	7	B	
26	〃	黒山	30	200	20	無	無	無	林地 100	8	公民館	1	町道	200	8	B	
27	〃	広河原 1	40	200	50	無	無	有	林地 100	7	公民館	1	県道	250	7	B	
28	〃	広河原 2	30	150	10	無	有	有	竹地 20 草地 80	6	公民館	1	〃	150	3	B	
29	〃	牧野	35	150	50	無	無	無	林地 100 その他 10	7			〃	150	7	B	
30	〃	曾和田	30	200	50	無	無	無	林地 100	9			町道	200	9	B	
31	北河内	二合目	30	250	100	無	無	無	林地 100	12	公民館	1	町道	250	11	B	
32	〃	松八重	35	130	30	無	無	無	林地 100	8			県道 町道	130 100	5	B	
33	〃	山仮屋	30	150	40	無	無	無	林地 100	7			県道	150	7	B	
34	大藤	下大藤	50	300	15	無	無	有	林地 100	4			町道	300	8	A	
35	北河内	横谷	35	150	50	無	無	無	林地 100	2						B	
36	〃	広河原	30	150	10	無	無	無	林地 100	5						B	

番号	位置		地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住 家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と 同距離 以内の 崖下戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
37	〃	大戸野	30	150	40	無	無	無	林地 100	3			県道		3	B	
38	〃	田代	30	150	40	無	無	無	林地 100	2	公民館	1	〃	100	2	B	
39	〃	大野	30	200	50	無	無	無	林地 100	1			〃	100	1	B	
40	〃	鎮瀬戸	30	200	50	無	無	無	林地 100	5			町道	100	5	B	
41	〃	宿野	35	150	50	無	無	無	林地 100	5			〃	100	5	B	
42	郷之原	花立	40	150	50	無	無	無	林地 100	4			県道	100	5	B	
43	〃	立野	30	200	50	無	無	無	林地 100	10	公民館	1			10	B	

南郷地区

番号	位置			地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と同 距離以内 の崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の 指定 年月日
	区域名	大字	小字	傾斜 度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
1	榎原	榎原	札之尾	30	150	25	無	有	有	林地 A20 林地 B80	10	公民館	1	町道	30m	10	B	
2	〃	〃	松藪	35	200	15	〃	〃	〃	草地 30 林地 B70	6					6	B	
3	〃	〃	亀川	35	100	10	〃	〃	〃	裸地 60 林地 B40	16					7	C	
4	〃	〃	鶴前 (一)	45	200	20	〃	無	〃	林地 A90 林地 B10	8					8	C	
5	谷之口	谷之口	蛸山	40	100	20	〃	有	無	草地 70 林地 B30	5					5	C	
6	津屋野	津屋野	小山田	30	70	10	〃	〃	〃	草地 20 林地 80	7			町道	30m	7	B	
7	〃	〃	二反田	40	150	30	〃	〃	有	林地 A20 林地 B80	8						C	
8	上中村	中村	前田	30	150	15	〃	〃	〃	草地 30 林地 B60	11			町道		11	B	
9	目井津	〃	奥宮下 の谷	40	50	20	〃	〃	無	草地 20 林地 B40 林地 B40	6			国道	50	6	B	
10	〃	〃	川の口	40	250	30	〃	〃	有	林地 B100	40			鉄道 国道		30	C	
11	〃	〃	古河の 平	35	150	25	〃	〃	無	林地 B100	20			町道	70	16	B	
12	目井津	中村	狼鼻	80	50	20	有	無	無	裸地 30 林地 70	24			町道	50	6	C	45. 4. 20
13	〃	〃	目井	35	150	30	〃	有	有	林地 B100	40					40	C	54. 12. 14
14	目井津	中村	山ノ口	35	80	30	有	有	有	林地 B100	13					13	B	
15	大島	〃	小浜	35	100	30	無	〃	〃	林地 B100	11	公民館	1	町道	50	11	C	
16	〃	〃	上新堀	40	50	30	〃	〃	〃	林地 B100	1			〃	50	1	B	
17	〃	〃	坪山	30	100	10	〃	〃	無	草地 60 林地 40	5					5	C	

番号	位置			地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と同 距離以内 の崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の 指定 年月日
	区域名	大字	小字	傾斜 度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
18	中央町	〃	柳ヶ谷	45	150	15	〃	〃	有	草地 10 林地 B90		中学校	1				C	
19	〃	〃	鳥越	40	100	10	〃	〃	〃	草地 10 林地 B90	12	A コープ	1	町道		5	B	
20	〃	〃	壺丁田	30	50	15	〃	〃	無	林地 B100	10	幼稚園 病院	1 1	〃	50	6	B	
21	〃	〃	野迫	40	150	20	〃	〃	有	林地 B100	11			県道	40	11	C	
22	〃	〃	池田	30	50	15	〃	〃	無	林地 B100	11			町道	20	11	C	
23	栄松	中村	柿原	30	50	15	無	有	無	草地 30 林地 A40 林地 B30	15					7	B	
24	中栄松	〃	空也ヶ 迫	30	200	20	〃	〃	有	林地 B100	30			町道	200m	23	B	53. 4. 13
25	〃	〃	鼓ヶ嶽	35	150	20	〃	〃	無	草地 30 林地 B70	30			〃	150	30	A	
26	下栄松 (一)	〃	栄松	40	150	20	〃	〃	有	林地 B100	35			〃	150	26	C	45. 4. 20
27	下栄松 (二)	〃	〃	40	200	20	〃	〃	無	林地 B100	40			〃	200	32	C	45. 4. 20
28	外浦 (一)	潟上	早風	60	200	50	〃	〃	有	草地 100	30			〃	40	30	C	53. 4. 13
29	〃	〃	小田	40	300	40	〃	〃	〃	草地 30 林地 B70	72					55	C	
30	外浦 (一)	潟上	谷川	50	80	30	無	有	有	草地 20 林地 B80	15					15	C	
31	〃	〃	魚見	40	150	30	〃	〃	〃	林地 B100	46			県道 町道	50	23	C	45. 4. 20
32	贅波	贅波	〃	45	100	20	〃	〃	〃	林地 B100	20			県道		7	C	48. 2. 23
33	〃	〃	江川	40	50	25	〃	〃	無	草地 30 林地 B70	8			町道	50	8	B	
34	夫婦浦	夫婦浦	御津	30	200	30	無	有	有	草地 30 林地 B70	33			県道		22	A	45. 4. 20

番号	位置			地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と同 距離以内 の崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の 指定 年月日
	区域名	大字	小字	傾斜 度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
35	〃	〃	夫婦浦	40	168	80	〃	〃	無	林地 B100	14			町道	200m	14	A	
36	脇本	脇本	高畑	30	100	15	〃	〃	有	林地 B100	8					8	B	
37	波平瀬	潟上	川の上	30	50	10	〃	〃	無	林地 B100	10			町道	50	10	A	
38	〃	〃	刈代山	35	300	22	〃	〃	〃	林地 B100	27			〃	300	27	A	
39	〃	〃	松尾 (一)	30	50	15	〃	〃	〃	林地 B50 その他 50	6					6	C	
40	〃	〃	松尾 (二)	35	100	20	〃	〃	〃	林地 B50 その他 B50	5					5	C	
41	〃	〃	辨分	40	50	20	〃	〃	〃	林地 B100	5					5	C	
42	津屋野	津屋野	待寄	35	80	100	〃	〃	〃	草地 50 林地 B50	7			町道	50	7	B	45. 4. 20
43	原向	潟上	原向	63	150	50	〃	無	〃	草地 100	5			町道	150	5	C	45. 4. 20
44	脇本	脇本	大崎	47	60	20	〃	有	有	草地 50 林地 50	5			県道 町道	30 20	5	C	
45	中央町	中村	野迫	35	180	20	〃	〃	〃	林地 60 その他 40	13			県道 町道		10	B	
46	賛波	賛波	横桃	35	100	20	無	有	無	林地 20 その他 80	5					5	B	
47	中央町	中村	脇本越	35	100	40	〃	〃	有	林地 50 その他 50	6			県道	50m	6	A	
48	賛波	賛波	西平	55	210	70	〃	〃	〃	林地 A30 林地 B30 草地 40	10			町道		10	A	
49	谷之口	谷之口	猫森	40	80	20	〃	〃	〃	林地 20 その他 80	4					4	C	
50	榎原	榎原丙	鶴前 (三)	50	150	20	有	〃	〃	林地 100	2					2	C	
51	目井津	中村	古河平	70	30	10	無	〃	〃	林地 100	1					1	B	
52	栄松	〃	古城	60	50	10	〃	〃	〃	林地 50 草地 50	4			町道	50	4	C	
53	中央町	〃	下装束	30	35	25	〃	〃	〃	林地 80 草地 20	3			町道	50	3	C	

番号	位置			地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と同 距離以内 の崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の 指定 年月日
	区域名	大字	小字	傾斜 度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
54	脇本	脇本	アテノ木	60	40	30	〃	〃	〃	林地 100	1					1	C	
55	榎原	榎原丙	堤下	40	30	20	〃	〃	〃	林地 60 草地 40	1			町道 国道	30 20	2	C	
56	谷之口	谷之口	百合ノ元	35	30	50	無	有	有	林地 90 草地 10	1			鉄道 町道	30 20	1	B	
57	大島	中村乙	坪山平	40	30	50	〃	〃	〃	竹林 50 林地 30 草地 20	2			町道	50	2	C	
58	榎原	榎原丙	前鶴 (二)	40	40	80	〃	〃	〃	竹地 100	3			国道	50	3	C	
59	伊崎野	潟上	丸畑	30	100	30	〃	〃	〃	林地 100	2			県道	100	2	B	
60	〃	〃	畑田	40	50	25	〃	〃	〃	林地 100	2			〃	50	2	C	
61	大牟礼	潟上	堂面	45	50	35	無	有	有	林地 100	2			県道	50	2	C	
62	〃	〃	宮田	40	40	25	〃	〃	〃	林地 100	2			町道	50	2	C	
63	津屋野	津屋野	穴山	30	100	20	〃	〃	〃	林地 100	2					2	B	
64	〃	〃	瀬戸ノ下	40	150	25	〃	〃	無	林地 150	7			町道	100	7	A	
65	外浦	潟上	地浦	40	200	30	〃	〃	有	林地 200	72			町道 国道	100 100	72	A	
66	外浦 (二)	〃	寺坂	40	200	30	〃	〃	無	林地 200	40	神社	1	町道	100	40	A	
67	中央町	中村	池田平	30	100	25	有	有	無	林地 100	10			鉄道 国道	200 200	10	C	
68	〃	〃	高戸平	40	100	30	〃	〃	有	林地 100	13			県道	200	13	C	
69	上中村	〃	四反田	30	70	30	〃	〃	〃	林地 100	3			町道	100	3	B	
70	脇本	脇本	辻	30	100	30	〃	〃	〃	林地 100	5			〃	200	4	B	
71	目井津	中村	狼ヶ鼻	60	50	30	〃	無	無	林地 100				港湾 道路	30		A	
72	脇本	脇本	大崎	40	30	20	〃	有	有	林地 100	2			町道	50	2	B	
73	中央町	中村	下池田	35	200	30	〃	無	無	宅地	11			〃	50	5	C	

番号	位置			地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と同 距離以内 の崖下 戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	区域名	大字	小字	傾斜 度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
74	〃	〃	池田	40	50	15	無	〃	〃	林地 100	10			鉄道 町道	100	3	B	
75	栄松	〃	空也ヶ 迫	一部 70 30	200	40	〃	〃	〃	林地 100	10			町道	100	5	B	

(2)人工がけ

日南地区

番号	位置		地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と同距 離以内の崖 下戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日
	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
1	萩之嶺	片平原	50	250	13	有	無	有	林地 A	13	公民館	1			13	A	
2	萩之嶺	西原	60	100	8	有	無	有	林地 A	5					5	C	
3	板敷	原之迫	80	110	8	有	無	有	林地 A 20 林地 B 40 裸地 40	7			市道	100	7	C	
4	板敷	飛ヶ峯	80	170	10	有	有	有	林地 A 20 林地 B 40 裸地 60	7			市道	170	7	C	
5	平野	中平野	75	210	8	有	有	有	裸地 40	12			市道	200	12	C	
6	上方	馬場	45	160	11	有	有	有	林地 A 60 林地 B 30 裸地 10	7			県道	150	7	C	
7	楠原	大道 奇西	65	150	20	有	無	無	ブロッコ 80 草地 20	15			河川	150	15	C	
8	星倉	早鈴	60	200	6	無	有	無	林地 A	15	公民館	1			15	A	
9	富士	日向 八重	35	150	40	無	無	無	林地 B	6			市道	200	6	C	H13. 3. 26
10	風田	田辺 下ノ切	35	200	30	無	無	無	林地 A	8			市道	250	8	C	H14. 1. 28

南郷地区

番号	位置			地形			オーバー ハングの 有無	湧水等 の有無	崩壊の 有無	地被物の 状況	住家 戸	公共的建物		公共施設		崖高と 同距離 以内の 崖下戸数	危険度	急傾斜地 崩壊危険 区域の指定 年月日
	区域名	大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m						種類	数	種類	数			
1	榎原	榎原	石之元	40	80	20	無	無	有	裸地 90 草地 10	7					7	B	
2	中央町	中村	大谷	35	50	20	〃	有	〃	裸地 30 草地 700	10					6	B	
3	脇本	脇本	庄之嶺	40	100	20	〃	〃	無	裸地 50 草地 50	4			小学校	1	7	B	45. 4. 20
4	中央町	中村	下池田	50	100	20	〃	〃	有	裸地 40 草地 60	8			小学校	1	8	B	
5	潟上町	潟上	鵜戸前	60	100	20	〃	無	〃	裸地 20 草地 80	3				1		B	
6	中央町	中村	内関戸	60	100	13	〃	〃	〃	草地 100	15					9	B	

5 土石流危険渓流

日南地区

番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		渓流概況			危険度 分類	保全対象	
				大字	小字	渓流長 k m	渓流面積 k m ²	流下部 平均勾配度		人家戸数	公共施設等
1	鶯巣川	鶯巣川	鶯巣谷川		鶯巣	0.73	0.12	16	A	16	漁港 市道
2	伊比井川	伊比井川	伊比井谷川		伊比井	0.65	0.12	14	A	12	駐在所 郵便局 市道
3	鍋頭谷川	鍋頭谷川	鍋頭谷川		伊比井	0.48	0.12	15	A	1	潮小学校
4	鍋頭谷川	鍋頭谷川	鍋頭谷川		伊比井				A		潮小学校
5	鍋頭谷川	鍋頭谷川	鍋頭谷川		伊比井				A		潮小学校
6	富士川	富士川	大荷田谷川		大荷田	0.17	0.04	15	A	6	
7	富士川	富士川	大荷田谷川		大荷田	0.22	0.03	13	A	5	
8	富士川	富士川	日向八重谷川			0.17	0.05	23	A	6	
9	富士川	富士川	富士谷沢		富士	0.30	0.04	18	A	24	国道
10	富士川	富士川	金ヶ脇川		富士	1.10	0.04	15	A	10	国道
11	宮浦川	宮浦川	浜田川		宮浦	0.33	0.12	18	A	36	市道
12	宮浦川	宮浦川	鵜戸沢		鵜戸	0.28	0.06	15	A	24	国道
13	下の村谷川	下の村谷川	下の村谷川		小吹毛 井	0.10	0.02	20	A	3	国道
14	大浦川	大浦川	谷溝谷川		大浦	0.20	0.06	18	A	12	市道
15	大浦川	大浦川	大浦谷川		大浦	0.10	0.03	25	A	10	大浦公民館 国道
16	風田川	野中川	上田辺谷川		田辺	0.08	0.02	14	A	5	市道
17	風田川	野中川	田辺谷川		田辺	0.25	0.07	20	A	7	市道
18	風田川	野中川	田辺谷川		田辺	0.23	0.03	22	A	6	市道
19	広渡川	広渡川	中ノ溝谷川		福谷	0.38	0.06	17	A	8	
20	広渡川	福谷川	福谷谷川		福谷	0.05	0.04	14	A	9	市道
21	広渡川	甲東川	甲東谷川		甲東	0.13	0.01	22	A	7	県道

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概況			危険度 分類	保全対象	
				大字	小字	溪流長 k m	溪流面積 k m ²	流下部 平均勾配度		人家戸数	公共施設等
22	広渡川	甲東川	崩ヶ平川		甲東	0.13	0.01	18	A	9	県道
23	広渡川	益安川	上弁分沢		乙東	0.10	0.02	20	A	5	市道
24	広渡川	益安川	下弁分沢		乙東	0.08	0.01	21	A	7	市道
25	広渡川	益安川	東乙東沢		乙東	0.08	0.01	18	A	12	市道
26	広渡川	益安川	西乙東沢		乙東	0.10	0.02	11	A	8	市道
27	広渡川	益安川	岩下川		益安	0.48	0.10	17	A	8	市道
28	広渡川	酒谷川			下新村	0.05	0.02	18	A	5	市道
29	広渡川	酒谷川	来多沢		上白木 俣	0.33	0.04	15	A	5	市道
30	広渡川	酒谷川	上白木俣沢		上白木 俣	0.28	0.01	10	A	7	市道
31	広渡川	酒谷川	下白木俣谷川		下白木 俣	0.08	0.23	16	A	5	国道
32	広渡川	酒谷川	深瀬小谷川		深瀬	0.28	0.03	18	B	7	国道
33	広渡川	酒谷川	深瀬谷川		深瀬	0.38	0.07	13	A	5	公民館 駐在所 国道
34	広渡川	酒谷川	坂元谷川		坂元	1.17	0.39	18	A	23	公民館
35	広渡川	酒谷川	名尾谷川		名尾	1.15	0.48	18	A	5	国道
36	広渡川	酒谷川	片頭谷川		片頭	1.05	0.89	15	A	8	国道
37	広渡川	酒谷川	秋山谷沢		秋山	0.28	0.08	18	A	9	公民館 国道
38	広渡川	酒谷川	秋山小谷沢		秋山	0.35	0.05	16	A	6	国道
39	広渡川	酒谷川	桃木谷川		桃ノ木	0.73	0.16	16	A	6	中学校 国道
40	広渡川	鯛ノ子川	鯛ノ子小谷川		鯛ノ子	0.40	0.03	18	A	5	国道
41	広渡川	鯛ノ子川	中畑小谷川		中畑	0.58	0.20	12	A	10	国道
42	広渡川	鯛ノ子川	中畑谷川		中畑	0.80	0.19	13	A	5	国道
43	広渡川	鯛ノ子川	種子田谷川		種子田	8.58	0.11	12	A	5	国道
44	広渡川	鯛ノ子川	木戸谷川		山ノ口	0.13	0.13	12	A	6	市道

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概況			危険度 分類	保全対象	
				大字	小字	溪流長 k m	溪流面積 k m ²	流下部 平均勾配度		人家戸数	公共施設等
45	広渡川	鯛ノ子川	木戸谷川		山ノ口	0.10	0.02	12	A	7	市道
46	広渡川	つづら八重川	後野谷川		つづら 八重	0.30	0.06	16	A	6	市道
47	広渡川	つづら八重川	中野谷川		畦ノ丸	0.23	0.01	14	A	5	畦ノ丸保育所 県道
48	広渡川	飛ヶ峯川	菖蒲ヶ迫谷川		仮屋	0.20	0.02	13	A	8	下板敷公民館 市道
49	広渡川	飛ヶ峯川	大原谷川		糺	0.10	0.01	11	A	5	
50	広渡川	酒谷川	今町谷川		今町	0.28	0.06	15	A	10	県道
51	広渡川	酒谷川	金山谷川		今町	0.25	0.03	21	A	10	県道
52	広渡川	酒谷川	汐持上一谷川		釈迦尾 ヶ野	0.10	0.03	20	A	6	市道
53	広渡川	戸高川	下山瀬谷川		星倉山 瀬	0.48	0.08	19	A	24	市道
54	広渡川	戸高川	上山瀬谷川		星倉山 瀬	0.33	0.05	13	A	30	市道
55	広渡川	戸高川	山瀬境谷川		戸高山 瀬	0.30	0.06	13	A	16	市道
56	広渡川	戸高川	山瀬谷川		戸高山 瀬	0.28	0.02	13	A	26	市道
57	広渡川	戸高川	菖蒲ヶ迫谷川		戸高山 瀬	0.25	0.01	10	A	21	市道
58	広渡川	沼川	上田平谷		後河内	0.08	0.02	22	A	6	市道
59	広渡川	沼川	上田平谷		後河内	0.10	0.02	16	A	9	市道
60	広渡川	沼川	後河内谷川		後河内	0.63	0.13	16	A	17	市道
61	広渡川	沼川	横通沢		横通	0.30	0.02	9	A	11	横通公民館 県道
62	広渡川	妻手川	尾山谷川		上平野	0.35	0.07	16	A	13	
63	広渡川	妻手川	尾山谷川		上平野	0.50	0.06	14	A	10	
64	広渡川	妻手川	中平野沢川		上平野	0.18	0.03	17	C	5	
65	広渡川	妻手川	中平野川		中平野	0.65	0.10	12	A	75	市道
66	広渡川	桜ヶ丘谷川	山の田谷川		桜ヶ丘	0.18	0.12	15	A	29	市道

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概況			危険度 分類	保全対象	
				大字	小字	溪流長 k m	溪流面積 k m ²	流下部 平均勾配度		人家戸数	公共施設等
67	広渡川	堀川	桜ヶ丘谷川		桜ヶ丘	0.68	0.09	16	C	31	桜ヶ丘小学校 市道
68	隅谷川	隅谷川	東ヶ迫谷川		上隅谷	0.18	0.01	14	A	5	市道
69	隅谷川	隅谷川	山王谷川		山王	0.10	0.03	27	A	6	市道
70	広渡川	妻手川	日後谷川		日後谷	0.81	0.25	13	A	14	県道
71	細田川	細田川	塚田谷川		坂ノ上	0.25	0.01	11	A	5	
72	細田川	細田川	石原谷川		下塚田	0.23	0.07	15	A	18	県道
73	細田川	細田川			仏坂	0.25	0.06	20	B	4	県道
74	細田川	細田川	西谷河		西寺	0.28	0.02	13	A	8	県道
75	細田川	細田川	堂地谷川		堂地	1.00	0.22	12	A	8	
76	細田川	細田川	黒岩谷川		黒岩	0.08	0.01	16	A	12	上毛吉田公民館 市道
77	細田川	細田川	黒岩谷川		黒岩	0.05	0.01	19	A	12	上毛吉田公民館 市道
78	細田川	細田川	馬場一谷川		馬場	0.15	0.03	17	A	5	県道
79	細田川	細田川	馬場二谷川		馬場	0.15	0.04	23	C	3	上方公民館 県道
80	細田川	南郷川	草木田谷川		宿之河 内	1.41	0.97	19	A	6	宿之河内公民館 県道
81	細田川	南郷川	坂下谷川		宿之河 内	0.39	0.12	15	A	6	宿之河内公民館 市道、県道
82	細田川	南郷川	寺村二谷川		寺村	0.10	0.01	20	C	3	県道
83	細田川	南郷川	谷郷谷川		仮屋	0.55	0.03	10	A	8	県道
84	細田川	細田川	汐持上一谷川		下方	0.08	0.02	23	A	5	市道
85	細田川	細田川	汐持上二谷川		下方	0.18	0.04	16	A	6	市道
86	細田川	細田川	舟屋上谷川		舟屋上	0.23	0.08	20	A	2	大堂津小学校 市道
87	細田川	細田川	内ノ田谷川		塩鶴	0.18	0.05	18	A	8	市道
88	細田川		サボテン沢		サボテ ン公園	0.09	0.03	16	A	0	
89	堀川	堀川	上町沢川		上町	0.06	0.01	27	A	26	

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概況			危険度 分類	保全対象	
				大字	小字	溪流長 k m	溪流面積 k m ²	流下部 平均勾配度		人家戸数	公共施設等
90	石河谷川	石河谷川	石河谷川		西町	0.10	0.03	14	A	19	
91	宮浦川	宮浦川	神ノ谷谷川		神ノ谷	0.50	20.00	20	B	3	宮浦保育所 神社
92	手洗川	手洗川	手洗川			2.00	1.80	4	B	66	鵜戸小学校 派出所 国道
93	広渡川	甲東川	槌落谷川			1.60	0.71	6	C	27	県道 市道
94	伊比井川	伊比井川	丸山谷川			0.50	1.00	14	B	6	市道
95	富士川	富士川	富士河内谷川			0.50	1.00	14	C	3	
96	風田川	風田川	葛ヶ迫谷川			0.30	1.00	14	B	6	市道
97	風田川	風田川	荒巻谷川			0.30	1.50	14	B	9	
98	広渡川	益安川	牧内谷川			0.25	1.00	14	B	5	県道
99	広渡川	飛ヶ峯川	中之八重谷川			0.20	3.00	9	B	10	市道
100	広渡川	飛ヶ峯川	寺ノ尾谷川			0.30	0.40	14	C	3	
101	広渡川	飛ヶ峯川	出水ヶ尾谷川			0.25	2.00	14	A	12	
102	広渡川	つづら八重川	つづら八重 谷川			0.20	2.00	14	A	15	市道
103	広渡川	つづら八重川	宮ノ窪谷川			0.30	0.20	14	A	12	
104	広渡川	大平川	徳之嶺谷川			0.30	3.00	9	C		市道
105	広渡川		中角谷川			0.20	2.00	14	B	5	
106	広渡川	酒谷川	山ノ口谷川			0.25	1.00	16	C	3	
107	広渡川	戸高川	境ヶ谷谷川			0.20	3.00	14	A	30	
108	細田川	細田川	下隈谷谷川			0.15	2.00	14	A	11	
109	細田川	細田川	狭間谷川			0.30	1.00	14	A	10	
110	細田川	細田川	通水谷川			0.10	0.50	14	A	8	
111	広渡川	酒谷川	桜馬場谷川			0.10	0.50	14	B	12	
112	広渡川	酒谷川	新村谷川			0.20	0.02	14	A	10	
113	広渡川	酒谷川	日永八重谷川			0.35	1.00	14	C		市道

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概況			危険度 分類	保全対象	
				大字	小字	溪流長 k m	溪流面積 k m ²	流下部 平均勾配度		人家戸数	公共施設等
114	広渡川	酒谷川	大谷谷川			0.30	1.50	14	B	5	市道
115	広渡川	酒谷川	白木俣谷川			0.45	1.00	14	A	10	国道
116	広渡川	酒谷川	割岩谷川		上白木 俣	1.50	1.05	5	C	5	市道
117	広渡川	酒谷川	尾ヶ野沢		釈迦尾 ヶ野	0.11	0.02	19	A	5	
118	広渡川	戸高川	池上谷川		星倉山 瀬	0.53	0.14	19	A	10	
119	広渡川	戸高川	立山谷川		星倉山 瀬	0.22	0.03	17	A	5	
120	広渡川	戸高川	平部ヶ下谷川		星倉山 瀬	0.47	0.16	18	A	16	
121	広渡川	益安川	中益安谷川		乙東	0.07	0.01	25	A	5	
122	広渡川	益安川	下益安谷川		乙東	0.13	0.03	21	A	6	
123	広渡川	益安川	益工谷川		乙東	0.38	0.08	16	A	0	
124	広渡川	益安川	下岩下川		益安	0.11	0.11	19	B	7	公民館
125	広渡川	大川田川	大川田川		甲東	0.82	0.23	9	A	8	
126	広渡川	甲東川	槌落谷川		甲東	1.32	0.53	11	A	18	
127	広渡川	堀川	谷郷		桜ヶ丘	0.33	0.07	17	A	20	
128	広渡川		富士之沢		富士	0.77	0.34	11	A	1	
129	小目井川	小目井谷川	小目井谷川		小目井	0.12	0.04	25	A	11	
130	小目井谷川	脇のふと川	脇のふと川		小目井	0.44	0.14	17	A	13	
131			上西町沢		西町	0.14	0.02	26	A	0	
132			上西町沢		西町	0.15	0.08	25	A	0	
133	広渡川	酒谷川			向田	0.30	0.043	16	C	3	
134	富士川	富士川	北河内川		富士	0.25	0.05	15	C	3	富士河内集落センター 市道
135	広渡川	妻手川	梅田沢川		平野	0.24	0.01	15	A	2	
136			立平沢	宮浦	立平	0.30	0.09	10	C	0	国道 220 号

北郷地区

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概況			危険度 分類	保全対象	
				大字	小字	溪流長 k m	溪流面積 k m ²	流下部 平均勾配度		人家戸数	公共施設等
1	広渡川	広渡川	下内之田 谷川	北郷町	内之田	0.08	0.03	24	B	6	県道 J R
2	〃	〃	内之田 小谷川	〃	〃	0.20	0.04	16	A	6	
3	〃	内之野川	倉迫小谷川	〃	倉迫	0.05	0.01	27	B	8	町道
4	〃	赤岩川	寺之河内川	〃	立野	1.25	0.43	27	A	6	県道 J R
5	〃	〃	立野小谷川	〃	〃	0.07	0.02	18	B	11	
6	〃	〃	立野谷川	〃	〃	0.53	0.21	27	A	10	
7	〃	猪八重川	猪八重 小谷川	〃	一之瀬	0.14	0.07	10	B	5	県道
8	〃	〃	年見小谷川	〃	年見	0.16	0.01	27	B	12	町道
9	〃	〃	猪八重谷川	〃	猪八重	1.05	0.23	27	A	10	
10	〃	〃	猪八重 小谷川	〃	〃	0.38	0.08	22	B	5	
11	〃	広渡川	坂元谷川	〃	坂元	0.70	0.29	27	A	23	県道
12	〃	〃	坂元小谷川	〃	〃	0.35	0.11	22	B	25	県道
13	〃	〃	平佐小谷川	〃	平佐	0.26	0.07	34	A	7	公民館 県道
14	〃	〃	黒山谷川	〃	黒山	1.23	0.50	22	A	7	
15	〃	〃	広河原谷川	〃	広河原	0.50	0.14	27	B	6	公民館県道
16	〃	〃	谷合小谷川	〃	谷合	0.73	0.24	27	B	6	県道
17	〃	〃	上の谷川	〃	河原谷	1.13	0.81	27	A	10	
18	〃	〃	西の谷川	〃	黒荷田	0.19	0.06	22	B	5	県道

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概況			危険度 分類	保全対象	
				大字	小字	溪流長 k m	溪流面積 k m ²	流下部 平均勾配度		人家戸数	公共施設等
19	〃	〃	くえの谷川	〃	〃	1.30	0.64	27	A	14	県道
20	〃	〃	上谷合 小谷川	〃	谷合	0.50	0.80	30	A	3	県道
21	〃	〃	板谷小谷川	〃	板谷	0.60	0.33	30	B	3	
22	〃	〃	河原谷 小谷川	〃	河原谷	0.30	0.16	20	B	3	
23	〃	〃	寺山谷川	〃	猪八重	1.00	0.40	5	B	10	県道
24	〃	〃	寺山小谷川	〃	〃	0.40	0.18	5	B	10	県道
25	〃	〃	権現谷川	〃	立野	0.50	0.24	15	B	2	県道
26	〃	〃	山澄小谷川	〃	大藤	0.20	0.11	30	B	4	町道
27	〃	〃	内之田谷川	〃	〃	0.20	0.13	15	B	4	

南郷地区(崩壊土砂流出)

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概況			危険度 分類	保全対策	
				大字	字	溪流長	流域面積	流下部 平均勾配		人家戸数	公共施設等
1	細田川	南郷川	小 谷	南郷町	小 谷	300	0.04	20	B	5	
2	〃	〃	石坂谷川	〃	水掛谷	430	0.16	20	B	8	
3	〃	〃	二反田川 穴山川	〃	二反田 穴 山	300	0.09	20	A	6	
4	〃	〃	大脇谷川	〃	大脇谷	350	0.08	20	A	9	
5	潟上川	潟上川	荒 谷	〃	荒 谷	430	0.17	20	C	5	
6	〃	〃	鎌ヶ谷	〃	鎌ヶ谷	1,200	0.51	20	A	5	
7	〃	〃	後 谷	〃	後 谷	330	0.13	20	B	12	原向公民館
8	〃	〃	八萬谷	〃	八萬谷	630	0.14	20	A	10	
9	〃	〃	山崎谷	〃	山崎谷	150	0.02	20	B	0	
10	〃	〃	並松谷	〃	並松谷	400	0.10	20	B	5	
11	〃	〃	前田谷	〃	前田谷	250	0.03	20	B	5	
12	潟上川	潟上川	井巢ヶ谷	南郷町	井巢ヶ谷	280	0.06	20	B	5	
13	〃	〃	安竹谷	〃	安竹	100	0.01	20	B	7	
14	〃	〃	竹之下谷	〃	竹之下	100	0.01	20	B	10	
15	〃	〃	佐土丸谷	〃	佐土丸	150	0.05	20	A	10	
16	〃	〃	矢越谷	〃	矢越	130	0.03	20	B	5	
17	〃	〃	柳ヶ谷	〃	柳ヶ谷	150	0.03	20	C		
18	〃	〃	大谷	〃	大谷	280	0.04	20	A	12	
19	〃	〃	汗田谷	〃	汗田	150	0.03	20	B	6	

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概況			危険度 分類	保全対策	
				大字	字	溪流長	流域面積	流下部 平均勾配		人家戸数	公共施設等
20	〃	〃	小田之谷	〃	小田	230	0.03	20	A	13	
21	〃	〃	空也ヶ迫谷	〃	空也ヶ迫	100	0.02	20	A	12	
22	〃	〃	寺坂谷川	〃	寺坂	200	0.13	20	A	25	
23	潟上川	潟上川	山野田谷	南郷町	山野田谷	250	0.10	20	B	14	
24	賛波川	賛波川	地藏谷	〃	地藏谷	250	0.05	20	A	6	
25	(目津井) 港		山之神谷	〃	山之神谷	100	0.01	20	C	22	
26	(小浜) 港		屋敷谷	〃	屋敷谷	160	0.07	20	C	9	
27	(外浦) 港		江川谷	〃	江川谷	100	0.03	20	B	9	
28	夫婦浦港		夫婦浦谷	〃	夫婦浦谷	450	0.15	20	A	9	
29	細田川	南郷川	小城下谷	〃	小城下谷		0.18		C	7	
30	〃	〃	山之神谷	〃	山之神谷		0.12		C	5	
31	〃	〃	石坂本谷	〃	石坂本谷		0.20		C	5	
32	〃	〃	緑谷	〃	緑谷		0.20		C	7	
33	〃	〃	中尾谷	〃	中尾谷		0.20	29	C	5	
34	潟上川	潟上川	大崎谷川	南郷町	大崎谷		0.15		A	7	
35	細田川	南郷川	水掛谷	〃	蛸山	380	0.15	20	C	5	
36	〃	〃	札ノ尾谷川	〃	札ノ尾	400	0.20	30	A	10	町道 200m
37	〃	〃	桃木谷川	〃	桃木	400	0.10	30	C		町道 50m
38	潟上川	潟上川	平畑谷川	〃	平畑	300	1.80	30	A	10	町道 100m
39	〃	〃	轟山谷川	〃	轟山	400	2.40	30	B	6	町道 50m 橋 1

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概況			危険度 分類	保全対策	
				大字	字	溪流長	流域面積	流下部 平均勾配		人家戸数	公共施設等
40	〃	〃	誓願寺川	〃	誓願寺	350	2.10	30	A	14	
41	〃	〃	〃	〃	〃	200	1.20	30	B	5	国道 200m
42	細田川	南郷川	岡ヶ平谷川	〃	岡ヶ平		1.80	30	A	10	町道 300m
43	〃	〃	穴山谷川	〃	穴山	450	2.70	30	A	15	町道 200m
44	潟上川	潟上川	外浦小谷	〃	山野田	200	0.10	50	A	20	町道 50m
45	海		小浜（一）	南郷町	小浜	200	1.20	30	A	12	漁港 1 公民館 1 スクール・ト待合所 1 町道 300m 消防格納庫 1
46	〃		小浜（二）	〃	〃	〃	〃	30	A		〃
47	潟上川	中央川	富屋	〃	富屋	100	5.00	30	B		町道 200m
48	〃	潟上川	地浦	〃	地浦	100	0.50	45	A	8	町道 100m
49	細田川	みぞこ沢	みぞこ沢	〃	宮越	120	0.20	20	A	5	国道 220 号線 200m
50	港	狼ヶ鼻沢	狼ヶ鼻沢	〃	狼ヶ鼻	100	0.10	20	A	22	町道 100m
51	潟上川	潟上川	空也ヶ迫	〃	空也ヶ迫	80	0.30	20	A	8	国道 448 号線 100m
52	賛波川	賛波川	江川谷	〃	江川谷	280	0.80	20	A	7	町道 50m
53	榎原川	前田川	鯛取川	〃	榎原乙	300	2.00	20	A	1	河川ﾌﾟｰﾙ 鯛取公園

6 地すべり危険箇所

日南地区

番号	区域名	位置 大字	危険区域の現況			活動の状況			区域内の保全対象					地すべり指定地の有無	危険度
						現在		過去							
			面積 ha	勾配	地質	クラック の状況	陥没及 び隆起	地すべりの 発生及びそ の年次	河川へ の影響 ㎡	住家 戸	耕地 ha	公共的建物 施設の種類 及び数	その他		
1	永吉	吉野方	12.5	12	第三紀 頁岩	無			11,000	39	4.8	公民館 1 県道 1 市道 1		無	C
2	富士原	板敷	36.0	10	〃	〃		昭 47	360,000	22		学校 1 公民館 4 市道 1		〃	〃
3	中ノ八重	板敷	14.3	15	〃	〃	無		140,000	7	9.0	公民館 1 市道 1		〃	B
4	板床	吉野方	3.0	17	〃	有		昭 50		8		市道 1		有	A
5	上つづら 八重	吉野方	10.0	30	〃	〃			500	15	0.5	市道 1		無	C
6	仮屋	大窪	6.9	12	シラス	無		昭 58		13	2.1	小学校 1 保育所 1 市道 1		〃	B
7	黒岩	萩之嶺	17.6	14	〃	〃		昭 60	20,000	15	5.1	県道 1 市道 1		〃	B
8	塩鶴	下方	27.2	19	砂岩 頁岩	〃		昭 53	150,000	35	11.3	市道 1		〃	A
9	富士河内	富士	66.6	13	〃	有	有		600,000	15	5.8	市道 1		〃	C
10	鵜戸	宮浦	13.6	21	〃	〃		昭 40	300,000	31	0.3	県道 1 市道 1		〃	B
11	秋山	酒谷甲	48.4	19	頁岩	〃		昭 48	380,000	22	7.4	国道 1 市道 1		有	A
12	荒谷	板敷	20.0	30	〃	〃	有		100,000	4	5.0	市道 1		無	B
13	小松崎	富士	16.3	11	第三紀 砂岩	無	無	昭 40 昭 47		3		国道 1	富士海 道ライン	〃	A
14	中津隅	宮浦	9.5	19	砂岩 頁岩	〃	〃					国道 1		〃	B
15	牧場	宮浦	31.3	15	砂岩	有	〃	昭 56 昭 58 昭 59		4	0.9	国道 1		〃	A

番号	区域名	位置 大字	危険区域の現況			活動の状況			区域内の保全対象					地すべり 指定地の有 無	危険度
						現在		過去							
			面積 ha	勾配	地質	クラック の状況	陥没及 び隆起	地すべりの 発生及びそ の年次	河川へ の影響 ㎡	住家 戸	耕地 ha	公共的建物 施設の種類 及び数	その他		
16	大浦	宮浦	12.7	25	砂岩 頁岩	無	〃			0	0.0	国道 1		〃	B
17	立石	宮浦	8.0	27	〃	〃	〃	昭 21 ～ 昭 40		0	0.0	国道 1		〃	〃
18	山王	油津	29.9	26	砂岩	〃	〃	大 10 昭 36		3	0.0	国道 1 鉄道 1	ホテル ・民宿	〃	A
19	倉掛	吉野方	29.6	11	古第三 紀頁岩	〃	〃		330,000	5	6.9	市道 1		〃	C
20	小布瀬	酒谷甲	98.5	16	〃	有	〃	昭 32 昭 40 平 2	1,200,0 00	1	4.8	林道 1		有	A
21	下新村	酒谷甲	31.9	25	〃	〃	〃	昭 58	500,000	7	1.5	国道 1 市道 1		無	B
22	上熊	酒谷甲	31.0	21	砂岩	無	有		400,000			県道 1 市道 1		〃	C
23	港平	伊比井	4.5	20	〃	有	無	平 2	30,000		2.2	国道 1 農道 1		有	
24	伊比井	伊比井	19.7	17	〃	無	有	昭 55	8,000	103	3.4	国道 1 市道 1 鉄道 1		無	C
25	大堂津西	大堂津	7.6	25	砂頁	〃	無	昭 58		62	1.1	市道 1 幼稚園 1 小学校 1		有	B
26	富士	富士	5.7	23	砂岩	有	〃	昭 56		5	0.4	国道 1		無	B
27	下白木俣	酒谷甲	20.4	25	シラス 頁岩	〃	〃	昭 58	200,000	9	6.0	国道 1 市道 1		〃	B
28	観音	板敷	5.6	18	頁岩	無	〃		50,000	5	0.8	市道 1		〃	C
29	小吹毛井	宮浦	5.7	20	砂岩	〃	〃					国道 1		〃	B
30	徳之峯	吉野方	55.3	11	頁岩	〃	〃		1,300,0 00	33	19.4	県道 1 市道 1		〃	A
31	鶴ヶ峯	平野	14.1	16	〃	〃	〃	昭 35	2,000	49	1.2	市道 1		〃	A
32	上野	油津	7.2	35	砂岩	〃	〃	昭 35		194		県道 1 市道 1		〃	B

番号	区域名	位置 大字	危険区域の現況			活動の状況			区域内の保全対象					地すべ り指定 地の有 無	危険度
						現在		過去							
			面積 ha	勾配	地質	クラック の状況	陥没及 び隆起	地すべりの 発生及びそ の年次	河川へ の影響 ㎡	住家 戸	耕地 ha	公共的建物 施設の種類 及び数	その他		
33	大堂津東	大堂津	4.9	32	砂頁	有	有	昭 61		28	0.1	市道 1		〃	A
34	瀬田尾	吉野方	3.0	30	礫	〃	〃	平 11		1		小学校 1 市道 1 林道 1 橋りょう 1		〃	A
35	上塚田	上塚田	5.2	11	第三紀 頁岩 ハ	無				2	1.3	市道 1 農道 1 河川 1		〃	B

北郷町地区

番号	区域名	位置 大字	危険区域の現況			活動の状況			区域内の保全対象					地すべり指定地の有無	危険度
						現在		過去							
			面積 ha	勾配	地質	クラック の状況	陥没及 び隆起	地すべりの 発生及びそ の年次	河川へ の影響 ㎡	住家 戸	耕地 ha	公共的建物 施設の種類 及び数	その他		
1	内之田	大藤	11.8	20	砂質頁岩	無	無	昭 42～ 昭 45	32,000		0.1	鉄道 650m 県道 550m		無	B
2	岸之河内	郷之原	6.3	25	〃	〃	〃		7,500					〃	C
3	岩下	北河内	23.8	24	砂岩	有	有	昭 30～ 昭 46	25,000			県道 550m 町道 550m		〃	C
4	黒山	〃	24.4	20	砂質頁岩	〃	〃	昭 29	25,000	8	4.0	町道 700m	第 6 部格 納庫	有	B
5	元狩倉	〃	9.0	20	〃	〃	〃		16,000			林道 200m		無	C
6	広河原	〃	17.3	28	〃	〃	〃	昭 51	17,500	6	0.7	県道 350m		〃	B
7	大戸野	〃	9.5	16	〃			昭 13	25,000	20	0.2	県道 400m 公民館 1		〃	C
8	中萩	〃	228.0	17	ローム						0.3	県道 400m		〃	C
9	元仮屋	〃	50.3	14	頁岩	有	有		50,000	4	5.0	県道 100m		〃	B
10	山仮屋	〃	10.0	45	砂岩	〃	〃	昭 46	10,000	10	5.0	県道 200m		〃	B
11	黒荷田	〃	8.0	18		〃	〃					町道 200m 水源地	けい 舎	〃	B
12	倉迫	大藤	5.0	30	砂質頁岩	〃	〃	昭 58		15	6.0	林道 200m 町道 500m		〃	B
13	田代	北河内	15.0	20	砂岩	無	無		20,000			町道 100m		〃	C

南郷地区

番号	区域名	位 置	危険区域の現況				活動の状況			区域内の保全対策					地すべり指定地の有無	危険度
							現 在		過 去							
			面積 ha	勾配	地質	地質	クラックの状況	陥没及び隆起	地すべり及びその年度	河川への影響 ㎡	住家戸	耕地 ha	公共的建物施設の種類及び数	その他		
1	上中村	〃	32	20	三紀層砂頁岩	粘質土砂岩礫	有	有	T10 S49 S50		11	8.3	町道 150m		無	B
2	外浦	潟上	10	35	三紀層砂頁岩	〃	〃	〃	S40～ S47		231	0.5	町道 450m 県道 640m		有	A
3	賛波（前田）	賛波	7	30	〃	〃	〃	〃			14	0.2	県道 200m		無	B
4	札之尾	榎原	5	20	〃	〃	〃	〃			9	0.5	町道 150m		〃	C
5	上大島	中村乙	6	30	〃	〃	〃	〃			6	0.2	町道 300		〃	B
6	下大島	〃	5	20	〃	〃	〃	〃			5	0.1	町道 200m		〃	B
7	中大島	〃	3.8	17	〃	〃	〃	〃			0	0	町道 200m		〃	B
8	夫婦浦	賛波	50.6	16	〃	〃	〃	〃			55	0.06	県道 600m 町道 300m 公民館		〃	A
9	賛波（西平）	〃	10	55	〃	〃	〃	〃	S52		10	2.5	町道 200m		〃	A
10	榎 原	榎原	3	30	〃	〃	〃	〃	H1		1	2.0	国道 300m		〃	A
11	〃	〃	3	30	〃	〃	〃	〃	H5		5	3.0	国道 100m		〃	A

7 土砂災害警戒区域

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
1	今町谷川	02-204-1-046	今町	土石流			宮崎県告示 第 194 号		H18. 3. 30
2	金山谷川	02-204-1-047	今町飢肥	土石流			宮崎県告示 第 194 号		H18. 3. 30
3	崩平	I-1-0202-1	東弁分甲	急傾斜			宮崎県告示 第 194 号		H18. 3. 30
4	西ヶ迫	I-1-0203	松永	急傾斜	○		宮崎県告示 第 194 号		H18. 3. 30
		I-1-0205	松永	急傾斜	○		宮崎県告示 第 194 号		H18. 3. 30
		II-1-0204	松永	急傾斜	○		宮崎県告示 第 194 号		H18. 3. 30
5	尾ヶ野沢	02-204-1-036	釈迦尾ヶ野	土石流	○		宮崎県告示 第 441 号		H18. 6. 29
6	槌落谷川	02-204-1-049	甲東	土石流	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
7	下槌落谷 川	02-204-1-050	甲東	土石流	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
8	大川田川 -1	02-204-1-051	甲東	土石流	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
9	東乙東沢	02-204-1-052	乙東	土石流	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
10	上恵良沢 川	02-321-1-017	北郷町倉迫	土石流	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
11	倉迫沢	02-321-1-020	北郷町倉迫 沢	土石流	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
12	崩ヶ平上 川	02-204-2-091	甲東	土石流	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
13	崩ヶ平川	02-204-2-092	甲東	土石流	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
14	西乙東沢	02-204-2-093	乙東	土石流	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
15	下恵良川	02-321-2-013	北郷町倉迫	土石流	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
16	大川田川 -2	02-204-1-901	須賀崎	土石流	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
17	甲東谷川	02-204-1-902	北郷町須賀 崎	土石流	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
18	倉迫小谷 川	02-324-1-921	北郷町須賀 崎	土石流	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
19	中之迫沢	02-324-1-922	北郷町須賀 崎	土石流	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
20	江良	I-1-0196	益安	急傾斜	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
21	前田	I-1-0197	東弁分乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
22	甲東	I-1-0198	東弁分乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
23	大川田	I-1-0199	東弁分甲	急傾斜	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
24	大平	I-1-0200	東弁分甲	急傾斜	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
25	内山	I-1-0201	東弁分甲	急傾斜	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
26	内山-1	II-1-4391	東弁分乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
27	柏田-2	II-1-4534	東弁分乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
28	倉迫	I-1-0362	北郷町大藤	急傾斜	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
29	倉迫-1	II-1-4565	北郷町大藤	急傾斜	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
30	倉迫-2	II-1-4566	北郷町大藤	急傾斜	○		宮崎県告示 第 429 号		H19. 4. 26
31	大谷沢	02-322-1-025	南郷町東町	土石流	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
32	矢越谷川	02-322-1-026	南郷町装束	土石流	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
33	西矢越谷 川	02-322-1-027	南郷町装束	土石流	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
34	知田沢	02-322-1-028	南郷町社宅	土石流	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
35	社宅谷川	02-322-1-029	南郷町社宅	土石流	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
36	社宅谷沢	02-322-1-030	南郷町社宅	土石流	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
37	上東谷	02-322-1-037	南郷町東町	土石流	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
38	下中村沢 1	02-322-1-038	南郷町下中 村	土石流	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
39	下中村沢 2	02-322-1-911	南郷町	土石流	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
40	門脇谷川	02-322-1-912	南郷町	土石流	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
41	柿原谷川	02-322-1-913	南郷町	土石流	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
42	南矢越川	02-322-2-014	南郷町矢越	土石流	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
43	池田	I-1-0373	南郷町中村 乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
44	中央町	I-1-0374	南郷町中村	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
45	柳ヶ谷	I-1-0375	南郷町中村 乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
46	鳥越	I-1-0377	南郷町中村 乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
47	野迫	I-1-0379	南郷町中村 乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
48	柿原	I-1-0381	南郷町中村 乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
49	中栄松	I-1-0382	南郷町中村 乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
50	鼓ヶ嶽	I-1-0383	南郷町中村 乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
51	下栄松	I-1-0384	南郷町中村 乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
52	下栄松 2	I-1-0385	南郷町中村 乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
53	矢越－1	I-1-3130	南郷町脇本	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
54	栄松-1	I-1-3131	南郷町中村	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
55	内関戸	I-2-0028	南郷町中村 乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
56	大谷	I-2-0029	南郷町中村 乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
57	下中村-1	II-1-4603	南郷町中村	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
58	栄松-4	II -1-4628	南郷町中村	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
59	栄松-5	II-1-4629	南郷町中村	急傾斜	○		宮崎県告示 第 22 号		H20. 1. 15
60	釈迦尾ヶ 野谷川	02-204-1-035	釈迦尾ヶ野	土石流	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
61	中ノ講谷 川	02-204-1-048	福谷	土石流	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
62	下弁分沢	02-204-1-053	乙東	土石流	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
63	上弁分沢	02-204-1-054	乙東	土石流	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
64	下益安谷 川	02-204-1-055	乙東	土石流	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
65	中益安谷 川	02-204-1-056	乙東	土石流	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
66	上益安川	02-204-1-057	乙東	土石流	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
67	赤岩谷沢	02-321-1-012	北郷町立野	土石流	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
68	無名沢	02-321-1-013	北郷町立野	土石流	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
69	寺之河内 川	02-321-1-014	北郷町立野	土石流	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
70	下飛ヶ峯 谷川	02-204-2-088	今町	土石流	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
71	福谷谷川	02-204-2-090	福谷	土石流	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
72	神田一谷 川	02-204-2-094	神田	土石流	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
73	神田二谷 川	02-204-2-095	神田	土石流	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
74	小姓迫谷	02-321-2-009	北郷町立野	土石流	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
75	立野谷川	02-321-2-010	北郷町立野	土石流	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
76	神田 2	I-1-0192	東弁分甲	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
77	神田 1	I-1-0193	東弁分甲	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
78	中松永	I-1-0206	松永	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
79	東ヶ迫東	I-1-0211	星倉	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
80	釈迦尾ヶ 野 2	I-1-0256	星倉	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
81	大田川	I-1-0297	板敷	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
82	釈迦尾ヶ 野 3	I-1-3104	星倉	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
83	下釈迦尾 ヶ野	I-2-0025	星倉	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
84	上松永	II-1-0207	松永	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
85	上松永-1	II-1-4349	松永	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
86	中ノ講-1	II-1-4371	松永	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
87	中ノ講-2	II-1-4372	松永	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
88	中ノ講-3	II-1-4373	松永	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
89	中ノ講-4	II-1-4374	松永	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
90	中ノ講-5	II-1-4375	松永	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
91	柏田-1	II-1-4387	東弁分乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
92	神田 3	II-1-4388	東弁分乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
93	神田 4	II-1-4389	東弁分乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
94	神田 5	II-1-4390	東弁分乙	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
95	立野 1	I-1-0358	北郷町郷之 原	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
96	菖蒲迫 2	I-1-0360	北郷町大藤	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
97	菖蒲迫	I-1-0361	北郷町大藤	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
98	下大藤-1	II-1-4562	北郷町大藤	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
99	立野 3	II-1-4573	北郷町郷之 原	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
100	上大節	I-1-0225	油津	急傾斜	○		宮崎県告示 第 67 号		H20. 3. 30
101	新町	I-1-0356	北郷町郷之 原	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 254 号	宮崎県告示 第 255 号	H21. 3. 30
102	立野 2	I-1-0357	北郷町郷之 原	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第254号	宮崎県告示 第 255 号	H21. 3. 30
103	無名沢	02-322-1-008	南郷町宮越	土石流	○	○	宮崎県告示 第286号	宮崎県告示 第 287 号	H21. 4. 1
104	みぞこ沢	02-322-1-009	南郷町宮越	土石流	○	○	宮崎県告示 第286号	宮崎県告示 第 287 号	H21. 4. 1
105	右大神原 川	02-322-1-022	南郷町目井 津	土石流	○	○	宮崎県告示 第286号	宮崎県告示 第 287 号	H21. 4. 1
106	左大神原 川	02-322-1-023	南郷町目井 津	土石流	○	○	宮崎県告示 第286号	宮崎県告示 第 287 号	H21. 4. 1
107	興宮下の 谷	I-1-0368	南郷町中村 乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第286号	宮崎県告示 第 287 号	H21. 4. 1
108	川の口	I-1-0369	南郷町中村 乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第286号	宮崎県告示 第 287 号	H21. 4. 1
109	平部ヶ下 谷川	02-204-1-034	星倉山瀬	土石流	○		宮崎県告示 第696号		H21. 10. 29
110	二の丸谷 川	02-204-2-055	南平	土石流	○	○	宮崎県告示 第696号	宮崎県告示 第 697 号	H21. 10. 29
111	汐満一谷 川	02-204-1-089	汐満	土石流	○	○	宮崎県告示 第696号	宮崎県告示 第 697 号	H21. 10. 29
112	下汐満	I-1-0214	星倉	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第696号	宮崎県告示 第 697 号	H21. 10. 29
113	石ヶ嶺	I-1-0253	星倉	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 696 号	宮崎県告示 第 697 号	H21. 10. 29
114	時任	I-1-0255	星倉	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 696 号	宮崎県告示 第 697 号	H21. 10. 29
115	時任町	I-1-3106	星倉	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 696 号	宮崎県告示 第 697 号	H21. 10. 29
116	南平-1	I-1-3107	星倉	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 696 号	宮崎県告示 第 697 号	H21. 10. 29
117	南平	II-1-0252	星倉	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 696 号	宮崎県告示 第 697 号	H21. 10. 29
118	神田 5-新 ①	I-1-4390-新①	東弁分乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 696 号	宮崎県告示 第 697 号	H21. 10. 29

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
119	南平-2	II-1-4395	星倉	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 696 号	宮崎県告示 第 697 号	H21. 10. 29
120	星倉-1	II-1-4530	星倉	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 696 号	宮崎県告示 第 697 号	H21. 10. 29
121	汐持上二 谷川	02-204-1-011	下方	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
122	舟屋上谷 川	02-204-1-012	舟屋上	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H22. 3. 31
123	日後谷川	02-204-1-025	日後谷	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H22. 3. 31
124	細田谷川	02-204-2-001		土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
125	法ノ瀬二 谷川	02-204-2-002	法ノ瀬	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H22. 3. 31
126	法ノ瀬二 谷川新①	02-204-2-2002 新①	法ノ瀬	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H22. 3. 31
127	汐持上一 谷川	02-204-2-034	下方	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
128	大堂津谷 沢	02-204-2-035	大堂津	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
129	大堂津沢	02-204-2-036	大堂津	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
130	尾山谷川 (4)	02-204-2-051	日後谷	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H22. 3. 31
131	隈谷一谷 川	02-204-2-052	隈谷	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
132	隈谷二谷 川	02-204-2-053	隈谷	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H22. 3. 31
133	西弁分四 丁目谷川	02-204-3-001	西弁分四丁 目	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
134	上尾山	I-1-0238	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
135	日後谷	I-1-0239	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
136	浦ヶ迫	I-1-0240	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
137	猪崎	I-1-0267	大堂津	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
138	大堂津	I-1-0268	大堂津	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
139	永道浜	I-1-0269	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
140	法ノ瀬	I-1-0275	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
141	日後谷-1	I-1-3110	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
142	隈谷-1	I-1-3111	隈谷乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
143	中浦-1	II-1-4417	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
144	日後谷-2	II-1-4420	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
145	日後谷-3	II-1-4421	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
146	隈谷-2	II-1-4422	隈谷乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
147	下方-3	II-1-4436	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
148	下方-4	II-1-4437	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
149	大堂津二 丁目-1	II-1-4438	大堂津	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 202 号	H22. 3. 31
150	目井津	II-1-4605	南郷町中村 乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 222 号	宮崎県告示 第 227 号	H23. 3. 31
151	栄松-2	I-1-3132	南郷町中村	急傾斜	○		宮崎県告示 第 541 号		H23. 6. 30
152	山の田谷 川	02-204-1-017	平野	土石流	○		宮崎県告示 第 72 号		H24. 2. 6
153	桜ヶ丘谷 川 (1)	02-204-1-018	平野	土石流	○		宮崎県告示 第 72 号		H24. 2. 6
154	桜ヶ丘谷 川 (2)	02-204-1-019	平野	土石流	○		宮崎県告示 第 72 号		H24. 2. 6
155	上町沢川	02-204-1-020	油津	土石流	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
156	中平野川	02-204-1-021	平野	土石流	○		宮崎県告示 第 72 号		H24. 2. 6
157	中平野沢 川	02-204-1-022	上平野町	土石流	○		宮崎県告示 第 72 号		H24. 2. 6
158	尾山谷川 (1)	02-204-1-023	上平野町	土石流	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
159	尾山谷川 (2)	02-204-1-024	上平野町	土石流	○		宮崎県告示 第 72 号		H24. 2. 6
160	桜ヶ丘谷 川 (3)	02-204-2-048	山田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
161	谷郷	02-204-2-049	桜	土石流	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
162	尾山谷川 (3)	02-204-2-050	尾山	土石流	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
163	神田三谷 川-新①	02-204-3-013- 新①	神田	土石流	○		宮崎県告示 第 72 号		H24. 2. 6
164	平山上	I-1-0219	平山	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
165	平山下	I-1-0220	平山	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
166	花峯	I-1-0221	園田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
167	祇園	I-1-0222	梅ヶ浜	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
168	梅ヶ浜	I-1-0223	梅ヶ浜	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
169	大節	I-1-0224	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
170	油津	I-1-0227	材木町	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
171	稲荷	I-1-0228	瀬西	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
172	下天福	I-1-0229	天福	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
173	鶴ヶ峯	I-1-0233	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
174	木山	I-1-0234	木山	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
175	鶴ヶ峯影 平	I-1-0235	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
176	中平野	I-1-0236	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
177	海田	I-1-0237	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
178	海田-1	I-1-3097	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
179	園田	I-1-3113	園田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
180	梅ヶ浜-1	I-1-3114	梅ヶ浜	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
181	松ヶ花	II-1-4407	平山	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
182	中平野四 丁目	II-1-4416	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
183	海田-2	II-1-4424	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
184	中平野-1	II-1-4425	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
185	山田-1	II-1-4426	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
186	山 田 -1- 新①	II-1-4426- 新 ①	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
187	山田-2	II-1-4427	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
188	中平野三 丁目	II-1-4428	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
189	山田-3	II-1-4429	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 72 号	宮崎県告示 第 73 号	H24. 2. 6
190	上田平谷 (2)	02-204-1-027	後河内	土石流	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
191	後河内谷川	02-204-1-028	後河内	土石流	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
192	浜田川	02-204-1-067	宮浦	土石流	○		宮崎県告示 第 367 号		H24. 5. 17
193	小河内	02-321-1-004	北郷町北河内	土石流	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
194	西の谷	02-321-1-005	北郷町北河内	土石流	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
195	倉迫沢川	02-321-1-016	北郷町大藤	土石流	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
196	カリヤニシギ谷川	02-204-2-033	内野原	土石流	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
197	内之田谷川	02-321-2-017	北郷町大藤	土石流	○		宮崎県告示 第 367 号		H24. 5. 17
198	宮浦	I-1-0181	宮浦	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
199	後河内	I-1-0244	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
200	方ノ口下	I-1-0271	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
201	小森坂上	I-1-0272	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
202	海門	I-1-0276	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
203	海門 2	I-1-0277	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
204	仮屋西	I-1-0278	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
205	鳥居下	I-1-0301	飢肥	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
206	海門 3	I-1-3115	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
207	後河内 4	II-1-4409	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
208	後河内 5	II-1-4410	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
209	内野原-2	II-1-4432	上方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
210	下方-1	II-1-4434	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
211	下方-2	II-1-4435	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
212	下大藤	I-1-0359	北郷町大藤	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
213	藤の尾上	I-1-2058	北郷町大藤	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
214	藤の尾上-新①	I-1-2058-新①	北郷町大藤	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
215	上大藤-6	II-1-4561	北郷町大藤	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 367 号	宮崎県告示 第 368 号	H24. 5. 17
216	堂地谷川	02-204-1-008	堂地	土石流	○		宮崎県告示 第 284 号		H25. 4. 25
217	馬場二谷 川	02-204-1-010	馬場	土石流	○		宮崎県告示 第 284 号		H25. 4. 25
218	二反田川	02-322-1-006	南郷町津屋 野	土石流	○		宮崎県告示 第 284 号		H25. 4. 25
219	大脇谷川	02-322-1-007	南郷町津屋 野	土石流	○		宮崎県告示 第 284 号		H25. 4. 25
220	竹田の谷 沢	02-204-2-015	竹田	土石流	○		宮崎県告示 第 284 号		H25. 4. 25
221	竹田谷川	02-204-2-016	竹田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
222	堂地谷沢	02-204-2-017	堂地	土石流	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
223	馬場一谷 川	02-204-2-032	馬場	土石流	○		宮崎県告示 第 284 号		H25. 4. 25
224	上方	I-1-0279	上方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
225	中園	I-1-0280	上方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
226	中園-新 ①	I-1-0280-新①	上方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
227	中園 2	I-1-0282	上方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
228	今町	I-1-㍶	今町	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
229	中島田	I-1-0300	飫肥	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
230	浄心馬場	I-1-0302	飫肥	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
231	前鶴跡	I-1-0303	飫肥	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
232	山ヶ迫	I-1-0304	板敷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
233	糺	I-1-0306	板敷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
234	糺 2	I-1-0307	板敷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
235	鯛/子 2	I-1-0333	酒谷乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
236	山川	I-1-2056	飫肥	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
237	馬場	I-1-3122	上方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
238	堂地	II-1-0281	上方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
239	内野原-1	II-1-4431	上方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
240	法ノ瀬-1	II-1-4433	上方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
241	法ノ瀬-1- 新①	II-1-4433- 新 ①	上方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
242	法ノ瀬-1- 新②	II-1-4433- 新 ②	上方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
243	瀬田尾 -2-新①	II-1-4470- 新 ①	吉野方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
244	瀬田尾 -2-新②	II-1-4470- 新 ②	吉野方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
245	堂地-1	II-1-4512	上方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
246	堂地-2	II-1-4513	上方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
247	竹田	II-1-4514	上方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
248	下 隈 谷 -1-新①	II-1-4515- 新 ①	隈谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
249	立野 1	I-1-0358	郷之原	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
250	野迫	I-1-0379	東町	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
251	二反田	I-1-0365	南郷町津屋 野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
252	二反田- 新①	I-1-0365-新①	南郷町津屋 野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
253	中栄松	I-1-0382	南郷町中村 乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
254	西町	I-1-3129	南郷町西町	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
255	矢越-1- 新①	I-1-3130-新①	南郷町脇本	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
256	矢越-1- 新②	I-1-3130-新②	南郷町脇本	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
257	下津屋野 -1	II-1-4575	南郷町津屋 野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
258	下津屋野 -2	II-1-4576	南郷町津屋 野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
259	下津屋野 -3	II-1-4577	南郷町津屋 野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
260	上 講 - 新 ①	II-1-4586- 新 ①	南郷町榎原 甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
261	上 講 - 新 ②	II-1-4586- 新 ②	南郷町榎原 甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25
262	屋地	II-1-4589	南郷町谷之 口	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 284 号	宮崎県告示 第 285 号	H25. 4. 25

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
263	山瀬一谷川	02-204-3-007	星倉	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
264	山瀬二谷川	02-204-3-008	星倉	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
265	下飛ヶ峰 谷川(2)	02-204-3-009	楠原	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
266	木戸谷川 (1)	02-204-2-056	楠原	土石流	○		宮崎県告示 第 54 号		H27. 1. 22
267	木戸谷川 (2)	02-204-2-057	楠原	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
268	山王谷川	02-204-1-013	隈谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
269	黒岩谷川 (1)	02-204-2-027	毛吉田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
270	黒岩谷川 (2)	02-204-2-028	毛吉田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
271	山田一谷川	02-204-2-029	毛吉田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
272	中隈谷沢	02-204-2-037	隈谷乙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
273	宮ヶ迫谷川	02-204-2-038	隈谷丙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
274	宮ヶ迫谷川-新①	02-204-2-038- 新①	隈谷丙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
275	上隈谷谷川	02-204-2-039	隈谷丙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
276	東ヶ迫谷川	02-204-2-040	隈谷丙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
277	山の神沢	02-204-2-041	隈谷丙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
278	牧の山谷川	02-204-2-042	隈谷乙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
279	下隈谷一 谷川	02-204-2-043	隈谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
280	下隈谷二 谷川	02-204-2-044	隈谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
281	下隈谷川	02-204-2-045	隈谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
282	下隈谷一 新①	02-204-2-045- 新①	隈谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
283	楠原	I-1-0314	楠原	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
284	上楠原	I-1-0315	楠原	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
285	奥原	I-1-3103	楠原	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
286	石ヶ谷	II-1-0313	楠原	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
287	山之口－ 1	Ⅱ－1－4393	楠原	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
288	山王	I－1－0259	隈谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
289	峯ノ原	I－1－0260	隈谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
290	上床	I－1－0261	隈谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
291	中島	I－1－0262	隈谷乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
292	中隈谷下	I－1－0263	隈谷乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
293	中隈谷下 －新①	I－1－0263－ 新①	隈谷乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
294	中隈谷下 －新②	I－1－0263－ 新②	隈谷乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
295	中隈谷上	I－1－0264	隈谷乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
296	中隈谷上 －新①	I－1－0264－ 新①	隈谷乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
297	中隈谷上 －新②	I－1－0264－ 新②	隈谷乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
298	上隈谷	I－1－0265	隈谷丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
299	大木戸	I－1－0266	隈谷丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
300	下隈谷－ 5	Ⅱ－1－4519	隈谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
301	下隈谷－ 4	Ⅱ－1－4518	隈谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
302	下隈谷－ 2	Ⅱ－1－4516	隈谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
303	下隈谷－ 2－新①	Ⅱ－1－4516－ 新①	隈谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
304	下隈谷－ 2－新②	Ⅱ－1－4516－ 新②	隈谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
305	下隈谷－ 3	Ⅱ－1－4517	隈谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
306	下隈谷－ 1	Ⅱ－1－4515	隈谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
307	上隈谷－ 4	Ⅱ－1－4506	隈谷丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
308	上限谷－ 5	Ⅱ－1－4507	隈谷丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
309	上限谷－ 6	Ⅱ－1－4533	隈谷丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
310	上限谷－ 3	Ⅱ－1－4505	隈谷丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
311	上限谷－ 2	Ⅱ－1－4504	隈谷丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
312	上限谷－ 1	Ⅱ－1－4503	隈谷丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
313	黒岩	Ⅰ－1－0286	毛吉田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 54 号	宮崎県告示 第 55 号	H27. 1. 22
314	石原谷川 (1)	02-204-1-009	塚田乙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
315	上西町沢 (1)	02-204-1-014	西町	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
316	上西町沢 (2)	02-204-1-015	西町	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
317	石河谷川	02-204-1-016	西町二丁目	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H28. 3. 17
318	上田平谷 (1)	02-204-1-026	西弁分	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
319	上山瀬谷 川	02-204-1-032	星倉	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H28. 3. 17
320	下山瀬谷 川	02-204-1-033	星倉	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H28. 3. 17
321	釈迦尾ヶ 谷川	02-204-1-037	酒谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
322	深瀬小谷 川	02-204-1-038	酒谷甲	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H28. 3. 17
323	深瀬谷川	02-204-1-039	酒谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
324	坂元谷川	02-204-1-040	酒谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
325	名尾谷川	02-204-1-041	酒谷甲	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H28. 3. 17
326	桃木谷川	02-204-1-042	酒谷	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H28. 3. 17
327	西谷川	02-204-1-018	萩之嶺	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
328	西谷川－ 新①	02-204-2-018－ 新①	萩之嶺	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
329	河原谷川	02-204-2-019	塚田乙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
330	下塚田川	02-204-2-023	塚田乙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
331	下塚田谷 川－新①	02-204-2-023 新①	毛吉田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
332	下塚田谷 川-新②	02-204-2-023 新②	毛吉田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
333	川下谷川	02-204-2-024	萩之嶺	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
334	狭間－谷 川	02-204-2-025	毛吉田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
335	狭間－谷 川-新①	02-204-2-025- 新①	毛吉田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
336	狭間二谷 川	02-204-2-026	毛吉田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
337	狭間二谷 川-新①	02-204-2-026- 新①	毛吉田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
338	山田二谷 川	02-204-2-030	毛吉田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
339	西の山沢	02-204-2-046	西町	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
340	西の山川	02-204-2-047	西町	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
341	種子田谷 川	02-204-2-058	酒谷乙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
342	中畑谷川	02-204-2-059	酒谷	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
343	中畑小谷 川（１）	02-204-2-060	酒谷	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
344	中畑小谷 川（２）	02-204-2-061	酒谷	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H28. 3. 17
345	西の園谷 川	02-204-2-062	酒谷	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
346	西の園谷 川-新①	02-204-2-062- 新①	酒谷	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H28. 3. 17
347	西の園谷 川-新②	02-204-2-062- 新②	酒谷	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
348	西の園谷 川-新③	02-204-2-062- 新③	酒谷	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
349	鯛ノ子小 谷川	02-204-2-063	酒谷	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H28. 3. 17
350	上新村沢	02-204-2-064	酒谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
351	風呂平谷 沢	02-204-2-065	酒谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
352	本多沢	02-204-2-066	酒谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
353	下白木俣 谷川	02-204-2-068	酒谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
354	石原谷川 （２）	02-204-2-069	酒谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
355	片頭谷川	02-204-2-070	酒谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
356	秋山谷沢	02-204-2-071	酒谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
357	秋山小谷 川	02-204-2-072	酒谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
358	秋山小谷 川	02-204-2-073	酒谷甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
359	日後谷沢 川	02-204-3-002	西弁分	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
360	中浦谷川	02-204-3-003	西弁分	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H28. 3. 17
361	後河内一 谷川	02-204-3-004	西弁分	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
362	後河内二 谷川	02-204-3-005	西弁分	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
363	後河内三 谷川	02-204-3-006	西弁分	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
364	後谷屋沢	02-322-1-011	南郷町潟上	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
365	八萬谷	02-322-1-012	南郷町潟上	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
366	外之浦沢	02-322-1-019	南郷町潟上	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
367	寺坂谷川	02-322-1-020	南郷町潟上	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
368	谷具川	02-322-1-021	南郷町潟上	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H28. 3. 17
369	宮越沢	02-322-1-036	南郷町中村 甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
370	原向沢	02-322-2-007	南郷町潟上	土石流	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
371	波平瀬沢	02-322-2-008	南郷町潟上	土石流	○		宮崎県告示 第 199 号		H28. 3. 17
372	石河	I-1-0226	西町二丁目	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
373	菰田	I-1-0241	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
374	中浦迫	I-1-0242	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
375	後河内	I-1-0243	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
376	鏡ヶ谷	I-1-0251	星倉	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
377	上隈谷一 新①	I-1-0265-新①	隈谷丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
378	狭間下一 新①	I-1-0284-新①	毛吉田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
379	狭間下一 新②	I-1-0284-新①	毛吉田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
380	川下	I-1-0287	萩之嶺	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
381	川下－新 ①	I-1-0287-新①	萩之嶺	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
382	川下 2	I-1-0288	萩之嶺	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
383	東川下	I-1-0289	萩之嶺	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
384	西寺 1	I-1-0290	萩之嶺	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
385	西寺－新 ①	I-1-0290-新①	萩之嶺	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
386	西寺－新 ②	I-1-0290-新②	萩之嶺	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
387	下塚田 1	I-1-0291	塚田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
388	下塚田 1 －新①	I-1-0291-新①	塚田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
389	諏崩馬場	I-1-0316	楠原	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
390	桜馬場	I-1-0329	酒谷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
391	桜馬場－ 新①	I-1-0329-新①	酒谷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
392	桜馬場－ 新②	I-1-0329-新②	酒谷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
393	桜馬場－ 新③	I-1-0329-新③	酒谷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
394	桜馬場－ 新④	I-1-0329-新④	酒谷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
395	西の園	I-1-0330	酒谷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
396	栗ヶ野	I-1-0331	酒谷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
397	鯛ノ子	I-1-0332	酒谷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
398	鯛ノ子 2 －新①	I-1-0333 新①	酒谷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
399	桃ノ木	I-1-0334	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
400	秋山	I-1-0335	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
401	下片頭	I-1-0336	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
402	名尾	I-1-0338	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
403	深瀬	I-1-0339	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
404	小布瀬	I-1-0340	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
405	下白木俣	I-1-0341	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
406	割岩	I-1-0342	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
407	上白木俣	I-1-0343	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
408	白木俣上 津留	I-1-0344	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
409	前田	I-1-0366	南郷町中村 甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
410	地浦	I-1-0386	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
411	外浦 1	I-1-0387	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
412	くぬぎ山	I-1-0388	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
413	谷川	I-1-0391	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
414	魚身 1	I-1-0392	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
415	早風	I-1-2059	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
416	鯛ノ子 3	I-1-3099	酒谷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
417	桃ノ木-3	I-1-3100	酒谷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
418	西町ー 1	I-1-3112	西町二丁目	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
419	西 町 -1- 新①	I-1-3112-新①	西町二丁目	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
420	上中村-1	I-1-3127	南郷町中村 甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
421	上中村-2	I-1-3128	南郷町中村 甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
422	外浦 2	I-1-3134	潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
423	狭間下 2	I-1-0285	毛吉田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
424	狭間下 2- 新①	Ⅱ -1-0285- 新 ①	毛吉田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
425	上片頭	Ⅱ -1-0337	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
426	萩之嶺	Ⅱ -1-4363	萩之嶺	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
427	後河内 3	Ⅱ -1-4408	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
428	西町-2	Ⅱ-1-4430	西町	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
429	小布瀬-3	Ⅱ-1-4443	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
430	大谷-2	Ⅱ-1-4445	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
431	大谷-3	Ⅱ-1-4446	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
432	坂元	Ⅱ-1-4447	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
433	石原-1	Ⅱ-1-4448	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
434	鷹取-1	Ⅱ-1-4449	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
435	鷹取-2	Ⅱ-1-4450	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
436	名尾-1	Ⅱ-1-4451	酒谷甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
437	上平-1	Ⅱ-1-4452	酒谷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
438	鯛ノ子4	Ⅱ-1-4457	酒谷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
439	上永野	Ⅱ-1-4459	酒谷乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
440	下永野	Ⅱ-1-4460	酒谷乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
441	西の園-3	Ⅱ-1-4461	酒谷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
442	西の園-3-新①	Ⅱ-1-4461-新①	酒谷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
443	上平-2	Ⅱ-1-4480	酒谷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
444	下塚田-1	Ⅱ-1-4491	塚田乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
445	西寺-1	Ⅱ-1-4492	萩之嶺	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
446	下塚田-2	2-1-4496	下塚田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
447	下塚田-2-新①	Ⅱ-1-4496-新①	下塚田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
448	西寺-2	Ⅱ-1-4497	塚田乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
449	東下中-1	Ⅱ-1-4498	萩之嶺	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
450	東下中-1-新①	Ⅱ-1-4498-新①	萩之嶺	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
451	東下中-2	Ⅱ-1-4499	萩之嶺	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
452	東下中-3	Ⅱ-1-4500	萩之嶺	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
453	上 限 谷 -5-新①	Ⅱ-1-4507- 新 ①	隈谷丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
454	上 限 谷 -5-新②	Ⅱ-1-4507- 新 ②	隈谷丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
455	上 限 谷 -5-新③	Ⅱ-1-4507- 新 ③	隈谷丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
456	上 限 谷 -5-新④	Ⅱ-1-4507- 新 ④	隈谷丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
457	川下 3	Ⅱ-1-4508	萩之嶺	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
458	山田- 4	Ⅱ-1-4509	毛吉田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
459	山田-5	Ⅱ-1-4510	毛吉田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
460	山 田 -5- 新①	Ⅱ-1-4510- 新 ①	毛吉田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
461	上 限 谷 -6-新①	Ⅱ-1-4533- 新 ①	隈谷丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
462	上 限 谷 -6-新②	Ⅱ-1-4533- 新 ②	隈谷丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
463	波平瀬-1	Ⅱ-1-4618	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
464	原向-2	Ⅱ-1-4625	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
465	波平瀬-2	Ⅱ-1-4626	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
466	波 平 瀬 -2-新①	Ⅱ-1-4626- 新 ①	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
467	波平瀬-3	Ⅱ-1-4627	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
468	下中村-3	Ⅱ-1-9328	南 郷 町 中 村 甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 199 号	宮崎県告示 第 200 号	H28. 3. 17
469	下中村-4	Ⅱ-1-9329	南 郷 町 中 村 甲	急傾斜	○		宮崎県告示 第 771 号		H28. 3. 17
470	内ノ田谷 川	02-204-1-001	下方	土石流	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
471	内ノ田谷	02-204-1-002	下方	土石流	○		宮崎県告示 第 771 号		H28. 12. 1
472	塩鶴谷川	02-204-1-003	下方	土石流	○		宮崎県告示 第 771 号		H28. 12. 1
473	源田越谷 川	02-204-1-028- 新①	西弁分	土石流	○		宮崎県告示 第 771 号		H28. 12. 1
474	岩下川	02-204-1-058	益安	土石流	○		宮崎県告示 第 771 号		H28. 12. 1
475	下岩下川	02-204-1-059	益安	土石流	○		宮崎県告示 第 771 号		H28. 12. 1

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
476	下岩下川 -新①	02-204-1-059- 新①	益安	土石流	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
477	下岩下川 -新②	02-204-1-059- 新②	益安	土石流	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
478	岩下谷川	02-204-2-096	益安	土石流	○		宮崎県告示 第 771 号		H28. 12. 1
479	東益安ヶ 沢 (1)	02-204-3-016	益安	土石流	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
480	東益安ヶ 沢 (2)	02-204-3-017	益安	土石流	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
481	西益安ヶ 二沢	02-204-3-018	益安	土石流	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
482	西益安ヶ 沢	02-204-3-019	益安	土石流	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
483	西益安ヶ 三沢	02-204-3-020	益安	土石流	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
484	いちばえ 沢	02-322-1-010	南郷町潟上	土石流	○		宮崎県告示 第 771 号		H28. 12. 1
485	江川谷	02-322-1-031	南郷町賛波	土石流	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
486	江川谷右 支溪	02-322-1-032	南郷町賛波	土石流	○		宮崎県告示 第 771 号		H28. 12. 1
487	夫婦浦沢	02-322-1-033	南郷町賛波	土石流	○		宮崎県告示 第 771 号		H28. 12. 1
488	道士沢	02-322-2-006	南郷町潟上	土石流	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
489	賛波川	02-322-2-011	南郷町賛波	土石流	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
490	片平	I-1-0217	益安	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
491	羽山	I-1-0218	益安	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
492	羽山 - 新 ①	I-1-0218-新①	益安	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
493	羽山 - 新 ②	I-1-0218-新②	益安	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
494	羽山 - 新 ③	I-1-0218-新③	益安	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
495	城ヶ迫	I-1-0245	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
496	城ヶ迫 - 新 ①	I-1-0245-新①	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
497	城ヶ迫 - 新 ②	I-1-0245-新②	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
498	城ヶ迫 - 新 ③	I-1-0245-新③	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
499	下亀石	I-1-0273	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
500	上亀石	I-1-0274	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
501	魚見（贅 波）	I-1-0394	南郷町贅波	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
502	贅波 2	I-1-0395	南郷町贅波	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
503	卸津	I-1-0397	南郷町贅波	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
504	卸津 - 新 ①	I-1-0397-新①	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
505	夫婦浦	I-1-0398	南郷町贅波	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
506	岩下-1	I-1-3108	益安	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
507	岩下 -1- 新①	I-1-3108-新①	益安	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
508	夫婦浦-1	I-1-3135	南郷町贅波	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
509	中山	Ⅱ -1-0194	益安	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
510	中山-1	Ⅱ -1-4348	益安	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
511	岩下-2	Ⅱ -1-4399	益安	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
512	網屋敷	Ⅱ -1-4400	益安	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
513	後河内 6	Ⅱ -1-4411	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
514	後河内 7	Ⅱ -1-4412	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
515	後河内 8	Ⅱ -1-4413	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
516	後河内 9	Ⅱ -1-4414	西弁分	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
517	原 向 -2- 新①	Ⅱ -1-4625- 新 ①	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 771 号	宮崎県告示 第 774 号	H28. 12. 1
518	並松谷川	02-322-1-013	南郷町脇本	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
519	岡迫沢	02-322-1-014	南郷町脇本	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
520	四枝沢	02-322-1-015	南郷町脇本	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
521	竹之上谷	02-322-1-016	南郷町脇本	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
522	竹之下谷	02-322-1-017	南郷町脇本	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
523	脇本谷川	02-322-1-018	南郷中村	土石流	○		宮崎県告示 第 59 号		H29. 1. 26

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
524	矢越谷川	02-322-1-026	南郷中村	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
525	装束谷川	02-322-1-026- 新①	南郷中村	土石流	○		宮崎県告示 第 59 号		H29. 1. 26
526	西矢越谷 川	02-322-1-027	南郷中村	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
527	知田沢	02-322-1-028	南郷中村	土石流	○		宮崎県告示 第 59 号		H29. 1. 26
528	社宅谷川	02-322-1-029	南郷中村	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
529	社宅谷沢	02-322-1-030	南郷中村	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
530	下中村沢 2	02-322-1-911	南郷中村	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
531	門脇谷川	02-322-1-912	南郷中村	土石流	○		宮崎県告示 第 59 号		H29. 1. 26
532	柿原谷川	02-322-1-913	南郷中村	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
533	荒谷	02-322-2-004	南郷町潟上	土石流	○		宮崎県告示 第 59 号		H29. 1. 26
534	かなが谷	02-322-2-005	南郷町潟上	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
535	和田女沢	02-322-2-009	南郷町脇本	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
536	脇本沢	02-322-2-010	南郷町脇本	土石流	○		宮崎県告示 第 59 号		H29. 1. 26
537	和田谷	02-322-2-012	南郷町脇本	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
538	脇本中谷 川	02-322-2-013	南郷町脇本	土石流	○		宮崎県告示 第 59 号		H29. 1. 26
539	南矢越谷 川	02-322-2-014	南郷町中村	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
540	宮田沢	02-322-2-016	南郷町潟上	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
541	和田之沢	02-322-3-001	南郷町潟上	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
542	脇本下谷 川	02-322-3-002	南郷町脇本	土石流	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
543	柿原	I-1-0381	南郷町中村	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
544	鼓ヶ嶽	I-1-0383	南郷町中村	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
545	下栄松	I-1-0384	南郷町中村	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
546	下栄松 2	I-1-0385	南郷町中村	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
547	庄ノ嶺 2	I-1-0389	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
548	庄ノ嶺 2- 新①	I-1-0389-新①	南郷町脇本	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
549	原向	I-1-0396	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
550	矢越-1	I-1-3130	南郷町脇本	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
551	栄松-1	I-1-3131	南郷町中村	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
552	栄松-2	I-1-3132	南郷町中村	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
553	潟上下-1	I-1-3133	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
554	伊崎野-1	I-2-0212	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
555	脇本-1	Ⅱ-1-4596	南郷町脇本	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
556	脇本-2	Ⅱ-1-4597	南郷町脇本	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
557	大牟礼-1	Ⅱ-1-4606	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
558	大牟礼-2	Ⅱ-1-4607	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
559	大牟礼-3	Ⅱ-1-4608	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
560	大牟礼-4	Ⅱ-1-4609	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
561	笹ノ久保	Ⅱ-1-4610	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
562	原向-1	Ⅱ-1-4611	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
563	脇本-3	Ⅱ-1-4612	南郷町脇本	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
564	脇本-4	Ⅱ-1-4613	南郷町脇本	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
565	脇本-5	Ⅱ-1-4614	南郷町脇本	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
566	潟上下-2	Ⅱ-1-4616	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
567	潟上下-3	Ⅱ-1-4617	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
568	大牟礼-5	Ⅱ-1-4619	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
569	大牟礼-6	Ⅱ-1-4620	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
570	大牟礼 -6-新①	Ⅱ-1-4620-新 ①	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
571	大牟礼-7	Ⅱ-1-4621	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
572	伊崎野-2	Ⅱ-1-4622	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
573	伊 崎 野 -2-新①	Ⅱ-1-4622- 新 ①	南郷町潟上	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
574	和田	Ⅱ-1-4624	南郷町脇本	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
575	栄松-4	Ⅱ-1-4628	南郷町中村	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
576	栄松-5	Ⅱ-1-4629	南郷町中村	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 59 号	宮崎県告示 第 60 号	H29. 1. 26
577	菖浦ヶ迫 谷川（1）	02-204-1-029	戸高	土石流	○	○	宮崎県告示 第 128 号	宮崎県告示 第 131 号	H29. 2. 23
578	山瀬谷川	02-204-1-030	戸高	土石流	○	○	宮崎県告示 第 128 号	宮崎県告示 第 131 号	H29. 2. 23
579	山瀬境谷 川	02-204-1-031	戸高	土石流	○		宮崎県告示 第 128 号		H29. 2. 23
580	山田沢川	02-204-2-031	毛吉田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 128 号	宮崎県告示 第 131 号	H29. 2. 23
581	横通沢	02-204-2-054	戸高	土石流	○		宮崎県告示 第 128 号		H29. 2. 23
582	横通	I-1-0246	戸高	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 128 号	宮崎県告示 第 131 号	H29. 2. 23
583	戸高山瀬	I-1-0247	戸高	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 128 号	宮崎県告示 第 131 号	H29. 2. 23
584	和田迫	I-1-0248	戸高	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 128 号	宮崎県告示 第 131 号	H29. 2. 23
585	吾田	I-1-0249	戸高	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 128 号	宮崎県告示 第 131 号	H29. 2. 23
586	吾 田 - 新 ①	I-1-0249-新①	戸高	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 128 号	宮崎県告示 第 131 号	H29. 2. 23
587	吾 田 - 新 ②	I-1-0249-新②	戸高	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 128 号	宮崎県告示 第 131 号	H29. 2. 23
588	下組	I-1-0283	毛吉田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 128 号	宮崎県告示 第 131 号	H29. 2. 23
589	狭間下	I-1-0284	毛吉田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 128 号	宮崎県告示 第 131 号	H29. 2. 23
590	下組-1	I-1-3121	毛吉田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 128 号	宮崎県告示 第 131 号	H29. 2. 23
591	下 組 -1- 新①	I-1-3121-新①	毛吉田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 128 号	宮崎県告示 第 131 号	H29. 2. 23
592	吾田 2	Ⅱ-1-0250	戸高	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 128 号	宮崎県告示 第 131 号	H29. 2. 23
593	吾田 2-新 ①	Ⅱ-1-0250- 新 ①	戸高	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 128 号	宮崎県告示 第 131 号	H29. 2. 23
594	中園 3	Ⅱ-1-4511	毛吉田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 128 号	宮崎県告示 第 131 号	H29. 2. 23
595	尾ヶ野沢	02-204-1-036	星倉	土石流	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
596	今町谷川	02-204-1-046	飫肥今町	土石流	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
597	金山谷川	02-204-1-047	板敷/星倉	土石流	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
598	下鎚落谷 川	02-204-1-050	東弁分甲	土石流	○		宮崎県告示 第 371 号		H29. 6. 15
599	大川田川 1	02-204-1-051	東弁分甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
600	下弁分沢	02-204-1-053	東弁分乙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
601	下益安谷 川	02-204-1-055	東弁分乙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
602	中益安谷 川	02-204-1-056	東弁分乙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
603	上益安谷 川	02-204-1-057	東弁分乙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
604	大川田川	02-204-1-901	東弁分甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
605	西乙東沢	02-204-2-093	東弁分甲/乙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
606	神田一谷 川	02-204-2-094	東弁分乙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
607	神田二谷 川	02-204-2-095	東弁分乙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
608	神田 2	I-1-0192	東弁分乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
609	神田 1	I-1-0193	東弁分乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
610	江良	I-1-0196	益安	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
611	前田	I-1-0197	東弁分甲/乙 益安	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
612	甲東	I-1-0198	東弁分乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
613	大平	I-1-0200	東弁分甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
614	内山	I-1-0201	東弁分甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
615	崩平	I-1-0202	東弁分甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
616	東ヶ迫東	I-1-0211	星倉	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
617	上大節	I-1-0225	星倉	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
618	太田川	I-1-0297	板敷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
619	釈迦尾ヶ 野 3	I-1-3104	星倉	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
620	釈迦尾ヶ 野	I-2-0025	星倉	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
621	上松永	II-1-0207	松永	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
622	上松永-1	II-1-4349	松永	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
623	中ノ講-1	II-1-4371	松永	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
624	中ノ講-2	II-1-4372	松永	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
625	中ノ講-3	II-1-4373	松永	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
626	中ノ講-4	II-1-4374	松永	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
627	柏田-1	II-1-4387	東弁分甲/乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
628	神田 3	II-1-4388	東弁分乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
629	神田 4	II-1-4389	東弁分乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
630	神田 5	II-1-4390	東弁分乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
631	東弁分	II-1-4391	東弁分甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
632	柏田	II-1-4534	東弁分乙/益 安	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 371 号	宮崎県告示 第 372 号	H29. 6. 15
633	野中谷川	02-204-2-097	風田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 609 号	宮崎県告示 第 610 号	H29. 10. 30
634	法ノ瀬一 谷川	02-204-1-004	下方	土石流	○		宮崎県告示 第 124 号		H30. 1. 18
635	坂下谷川	02-204-1-005	大窪	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
636	寺村二谷 川	02-204-1-006	大窪	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
637	谷郷谷川	02-204-1-007	大窪	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
638	上田辺谷 川	02-204-1-060	風田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
639	田辺谷川 (1)	02-204-1-061	風田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
640	田辺谷川 (2)	02-204-1-062	風田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
641	法ノ瀬谷 川	02-204-2-003	風田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
642	堀切谷川	02-204-2-004	下方	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
643	宿之河内 谷川	02-204-2-005	大窪	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
644	草木田谷 川（１）	02-204-2-006	大窪	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
645	草木田谷 川（２）	02-204-2-007	大窪	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
646	草木田谷 川（３）	02-204-2-008	大窪	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
647	寺村一谷 川	02-204-2-009	大窪	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
648	寺村五谷 川	02-204-2-010	大窪	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
649	寺村三谷 川	02-204-2-011	大窪	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
650	寺村四谷 川	02-204-2-012	大窪	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
651	寺村六谷 川	02-204-2-013	大窪	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
652	土取場谷 川	02-204-2-014	大窪	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
653	塚田谷川	02-204-2-020	塚田甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
654	坂の上谷 川	02-204-2-021	塚田甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
655	仁の下谷 川	02-204-2-022	塚田甲	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
656	田辺谷川 （３）	02-204-2-098	風田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
657	蔓ヶ迫谷 川	02-204-2-099	風田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
658	下荒牧谷 川	02-204-2-100	風田	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
659	神田三谷 川	02-204-3-013	東弁分乙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
660	神田四谷 川	02-204-3-014	東弁分乙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
661	益工谷川	02-204-3-015	東弁分乙	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
662	田辺谷川 （４）	02-204-3-021	風田	土石流	○		宮崎県告示 第 124 号		H30. 1. 18
663	葛ヶ迫	I-1-0188	風田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
664	空田	I-1-0189	酒谷乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
665	田部中ノ 辺	I-1-0190	風田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
666	田辺下ノ 辺	I-1-0191	風田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
667	埴石	I-1-0195	風田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
668	東光寺 1	I-1-0215	益安	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
669	東光寺 2	I-1-0216	益安	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
670	上塚田 1	I-1-0292	塚田甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
671	通水 1	I-1-0293	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
672	茶園	I-1-0294	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
673	寺村下 1	I-1-0295	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
674	寺村上	I-1-0296	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
675	種子田	I-1-0326	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
676	駒宮-1	I-1-3109	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
677	野地-1	I-1-3118	酒谷乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
678	茶円-1	I-1-3120	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
679	田辺下ノ 辺-1	II-1-4347	風田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
680	通水-1	II-1-4350	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
681	寺村下-1	II-1-4351	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
682	野中	II-1-4359	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
683	寺村-1	II-1-4360	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
684	五郎	II-1-4361	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
685	宮の谷	II-1-4362	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
686	東光寺 3	II-1-4396	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
687	東光寺 4	II-1-4397	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
688	東光寺 5	II-1-4398	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
689	蔓ヶ迫-2	II-1-4402	風田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
690	蔓ヶ迫-3	II-1-4403	風田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
691	蔓ヶ迫-4	II-1-4405	風田	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
692	堀切-1	Ⅱ-1-4439	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
693	堀切-2	Ⅱ-1-4440	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
694	堀切-3	Ⅱ-1-4441	下方	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
695	宿之河内 -2	Ⅱ-1-4454	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
696	大窪南平 -1	Ⅱ-1-4462	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
697	大窪南平 -2	Ⅱ-1-4463	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
698	大窪南平 -3	Ⅱ-1-4464	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
699	寺村-2	Ⅱ-1-4465	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
700	寺村-3	Ⅱ-1-4466	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
701	通水-2	Ⅱ-1-4467	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
702	通水-3	Ⅱ-1-4468	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
703	野地-3	Ⅱ-1-4481	酒谷乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
704	野地-4	Ⅱ-1-4482	酒谷乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
705	坂ノ上	Ⅱ-1-4483	塚田甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
706	坂ノ上-新 ①	Ⅱ-1-4483-新 ①	塚田甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
707	上塚田-1	Ⅱ-1-4484	塚田甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
708	上塚田-2	Ⅱ-1-4485	塚田甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
709	上塚田-3	Ⅱ-1-4486	塚田甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
710	上塚田-4	Ⅱ-1-4487	塚田甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
711	上塚田-5	Ⅱ-1-4488	塚田甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
712	上塚田-6	Ⅱ-1-4489	塚田甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
713	上塚田-7	Ⅱ-1-4490	塚田甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
714	通水-4	Ⅱ-1-4493	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
715	茶円-2	Ⅱ-1-4494	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
716	通水-5	Ⅱ-1-4495	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
717	通 水 -5- 新①	Ⅱ -1-4495- 新 ①	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
718	通 水 -5- 新②	Ⅱ -1-4495- 新 ②	大窪	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
719	東光寺 7	Ⅲ-1-9324	平野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
720	小谷	02-322-1-001	南 郷 町 谷 之 口	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
721	石坂谷川	02-322-1-002	南 郷 町 谷 之 口	土石流	○		宮崎県告示 第 124 号		H30. 1. 18
722	水掛谷川	02-322-1-003	南 郷 町 谷 之 口	土石流	○		宮崎県告示 第 124 号		H30. 1. 18
723	登尾谷川	02-322-1-004	南 郷 町 津 屋 野	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
724	梶原川	02-322-1-005	南 郷 町 津 屋 野	土石流	○		宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
725	大島谷川	02-322-1-024	南 郷 町 中 村 乙	土石流	○		宮崎県告示 第 124 号		H30. 1. 18
726	東谷之口 沢	02-322-1-034	南 郷 町 谷 之 口	土石流	○		宮崎県告示 第 124 号		H30. 1. 18
727	上津屋野 沢	02-322-1-035	南 郷 町 津 屋 野	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
728	上津屋野 沢-新①	02-322-1-035- 新①	南 郷 町 津 屋 野	土石流	○		宮崎県告示 第 124 号		H30. 1. 18
729	ユリの本 沢	02-322-2-001	南 郷 町 谷 之 口	土石流	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
730	石本本谷 川	02-322-2-002	南 郷 町 谷 之 口	土石流	○		宮崎県告示 第 124 号		H30. 1. 18
731	石本小谷 川	02-322-2-003	南 郷 町 谷 之 口	土石流	○		宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
732	谷之口沢	02-322-2-015	南 郷 町 谷 之 口	土石流	○		宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
733	札ノ尾	I-1-0364	南郷町榎原	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
734	中園	I-1-0367	南 郷 町 津 屋 野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
735	港町	I-1-0370	南 郷 町 中 村 乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
736	目井	I-1-0371	南 郷 町 中 村 乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
737	池田	I-1-0373	南 郷 町 中 村 乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
738	中央町	I-1-0374	南 郷 町 中 村 乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
739	柳ヶ谷	I-1-0375	南 郷 町 中 村 乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
740	蛸山	I-1-0376	南郷町谷之口	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
741	蛸山 - 新①	I-1-0376-新①	南郷町谷之口	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
742	鳥越	I-1-0377	南郷町中村乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
743	鶴前	I-1-0380	南郷町榎原丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
744	小浜	I-1-0399	南郷町中村乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
745	内関戸	I-2-0028	南郷町中村乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
746	大谷	I-2-0029	南郷町中村乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
747	小浜-1	Ⅱ-1-4574	南郷町中村乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
748	牧野	Ⅱ-1-4579	南郷町榎原乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
749	竹ノ内-1	Ⅱ-1-4580	南郷町榎原乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
750	竹ノ内-2	Ⅱ-1-4581	南郷町榎原乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
751	竹ノ内-3	Ⅱ-1-4582	南郷町榎原乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
752	下講-1	Ⅱ-1-4583	南郷町榎原丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
753	下講-2	Ⅱ-1-4584	南郷町榎原丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
754	札ノ尾-1	Ⅱ-1-4585	南郷町榎原	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
755	札ノ尾-1-新①	Ⅱ-1-4585-新①	南郷町榎原	急傾斜	○		宮崎県告示 第 124 号		H30. 1. 18
756	札ノ尾-1-新②	Ⅱ-1-4585-新②	南郷町榎原	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
757	上講	Ⅱ-1-4586	南郷町榎原甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
758	上講 - 新③	Ⅱ-1-4586-新①	南郷町榎原甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
759	下講-4	Ⅱ-1-4588	南郷町榎原丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
760	下講-4-新①	Ⅱ-1-4588-新①	南郷町榎原丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
761	下講-4-新②	Ⅱ-1-4588-新②	南郷町榎原丙	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
762	上津屋野-1	Ⅱ-1-4590	南郷町津屋野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18
763	上津屋野-2	Ⅱ-1-4591	南郷町津屋野	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 124 号	宮崎県告示 第 125 号	H30. 1. 18

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
764	谷之口-1	Ⅱ-1-4592	南郷町谷之口	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 124 号	宮崎県告示第 125 号	H30. 1. 18
765	谷之口-2	Ⅱ-1-4593	南郷町谷之口	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 124 号	宮崎県告示第 125 号	H30. 1. 18
766	谷之口-3	Ⅱ-1-4594	南郷町谷之口	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 124 号	宮崎県告示第 125 号	H30. 1. 18
767	谷之口-4	Ⅱ-1-4595	南郷町谷之口	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 124 号	宮崎県告示第 125 号	H30. 1. 18
768	上津屋野-3	Ⅱ-1-4598	南郷町津屋野	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 124 号	宮崎県告示第 125 号	H30. 1. 18
769	上津屋野-4	Ⅱ-1-4599	南郷町津屋野	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 124 号	宮崎県告示第 125 号	H30. 1. 18
770	谷之口-5	Ⅱ-1-4600	南郷町谷之口	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 124 号	宮崎県告示第 125 号	H30. 1. 18
771	上中村-3	Ⅱ-1-4601	南郷町中村甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 124 号	宮崎県告示第 125 号	H30. 1. 18
772	上中村-4	Ⅱ-1-4602	南郷町中村甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 124 号	宮崎県告示第 125 号	H30. 1. 18
773	下中村-1	Ⅱ-1-4603	南郷町中村甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 124 号	宮崎県告示第 125 号	H30. 1. 18
774	上中村-5	Ⅱ-1-4604	南郷町中村甲	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 124 号	宮崎県告示第 125 号	H30. 1. 18
775	中大島-1	Ⅱ-1-4630	南郷町中村乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 124 号	宮崎県告示第 125 号	H30. 1. 18
776	上大島	Ⅱ-1-4631	南郷町中村乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 124 号	宮崎県告示第 125 号	H30. 1. 18
777	中大島-2	Ⅱ-1-4632	南郷町中村乙	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 124 号	宮崎県告示第 125 号	H30. 1. 18
778	畑田沢	02-321-1-003	北郷	急傾斜	○		宮崎県告示第 318 号		H30. 2. 8
779	坂本谷川	02-321-1-008	北郷	急傾斜	○		宮崎県告示第 318 号		H30. 2. 8
780	那須沢一新①	02-321-1-010-新①	北郷	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 318 号	宮崎県告示第 319 号	H30. 2. 8
781	昼野上谷川	02-321-2-018	北郷	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 318 号	宮崎県告示第 319 号	H30. 2. 8
782	上昼野	I-1-0351	北郷	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 318 号	宮崎県告示第 319 号	H30. 2. 8
783	中坂元	I-1-0352	北郷	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 318 号	宮崎県告示第 319 号	H30. 2. 8
784	一之瀬	I-1-0353	北郷	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 318 号	宮崎県告示第 319 号	H30. 2. 8
785	下村	I-1-0354	北郷	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 318 号	宮崎県告示第 319 号	H30. 2. 8
786	太夫 2	I-1-2057	北郷	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 318 号	宮崎県告示第 319 号	H30. 2. 8
787	昼野一1	Ⅱ-1-4539	北郷	急傾斜	○	○	宮崎県告示第 318 号	宮崎県告示第 319 号	H30. 2. 8

整理 番号	区域名	危 険箇所 番 号	町・大字	自 然 現象の 種 類	土砂災害警戒 区 域 等		告示番号		告 示 年月日
					警戒 区域	特別警 戒区域	警戒区域	特別警戒 区 域	
788	昼野一2	Ⅱ-1-4540	北郷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 318 号	宮崎県告示 第 319 号	H30. 2. 8
789	昼野一3	Ⅱ-1-4543	北郷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 318 号	宮崎県告示 第 319 号	H30. 2. 8
790	郷之原	Ⅱ-1-4555	北郷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 318 号	宮崎県告示 第 319 号	H30. 2. 8
791	一之瀬一 3	Ⅲ-1-9326	北郷	急傾斜	○	○	宮崎県告示 第 318 号	宮崎県告示 第 319 号	H30. 2. 8

8 海岸保全区域

区分	海岸名	位置又は地区名	海岸線延長
建設関係	梅ヶ浜	大字平野梅ヶ浜	252m
	古奥	大字平野字古奥	418m
	小目井	大字富士小目井	434m
	伊比井	大字伊比井字坂口	350m
	平山	大字平山字丸山	625m
	風田	大字風田字蔓ヶ迫	558m
	〃 その2	大字風田字元弓場	1,051m
港湾関係	油津	山王坂地区	284m
		油津地区	355m
	外浦	南郷町栄松地区	1,185m
		〃 外浦地区	1,102m
		〃 贅波地区	1,051m
	大島	南郷町竹ノ尻地区	525m
		〃 小場浜地区	848m
漁港関係	鶯巣		161m
	富士		1,237m
	宮浦(鵜戸)		1,023m
	鵜戸	小吹毛井地区	367m
		吹毛井地区	827m
	油津	林光寺地区	312m
	大堂津	東地区	999m
		南地区	386m
	目津井	北地区	457m
		北第2地区	331m
		南地区	153m
		南第2地区	284m
	夫婦浦		699m

9 要配慮者施設一覧（水防法第 15 条第 1 項、土砂災害防止法第 8 条第 1 項関係）

（1）児童福祉施設

①保育所・保育園等

区分	No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
						警戒区域	特 別 警戒区域
公立	1	大堂津保育所	大堂津 3 丁目 10 番 24 号	27-0107	0.5m 未満	—	—
	2	宮浦保育所	大字宮浦 696 番地	29-1500	—	○	—
法人立	3	小山保育所	上平野町 3 丁目 4 番地 1	23-2081	3.0m～5.0m 未満	—	—
	4	わかすぎ保育園	大字星倉 4482 番地 1	23-5565	3.0m～5.0m 未満	—	—
	5	中央こども保育園	吾田東 5 丁目 9 番 42 号	23-0220	3.0m～5.0m 未満	—	—
	6	にちなん保育園	中央通 1 丁目 1 番地 8	23-8533	3.0m～5.0m 未満	—	—
	7	ひなもり保育園	園田 1 丁目 178 番 11 号	27-3440	0.5m～3.0m 未満	—	—
	8	栄松保育園	南郷町中村乙 7051 番地 7	64-1650	0.5m 未満	—	—
	9	みなと保育園	南郷町西町 3 番地 4	64-3780	—	—	—
	10	みなと保育園・榎原分園	南郷町榎原甲 495 番地 10	68-1233	—	○	—

②小規模保育事業所

区分	No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
						警戒区域	特 別 警戒区域
法人立	1	油津オアシスこども園	岩崎 3 丁目 7-22	55-0028	0.5m～3.0m 未満	—	—

③認定こども園

区分	No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
						警戒区域	特 別 警戒区域
公立	1	北郷保育所	大字西弁分 601-1	55-3374	0.5m～3.0m 未満	—	—
法人立	2	あがた幼稚園	吾田西 3 丁目 9 番 28 号	22-4567	0.5m～3.0m 未満	—	—
	3	フローラルきらり園	大字西弁分 601-1	55-0222	—	○	—
	4	日南幼稚園	飫肥 2 丁目 11 番 23 号	25-1370	3.0m～5.0m 未満	—	—
	5	飫肥保育園	飫肥 10 丁目 2 番 2 号	25-1482	—	—	—
	6	油津恵愛幼稚園	園田 1 丁目 6 番 5 号	23-4833	0.5m～3.0m 未満	—	—
	7	立正幼稚園	南郷町東町 9-8	64-0331	—	○	○
	8	四季の森こども園	大字東弁分甲 871 番地 1	23-0315	0.5m～3.0m 未満	○	—
	9	めいつ保育園	南郷町中村乙 2791 番地	64-0328	—	—	—
	10	にじ色の海保育園	南郷町中村乙 7101 番地 390	64-0329	0.5m 未満	—	—
	11	日南・飫肥カトリック幼稚園	大字星倉 6583 番地 3	25-3989	3.0m～5.0m 未満	—	—
	12	子供の家幼稚園	飫肥 3 丁目 2 番 20 号	25-0164	3.0m～5.0m 未満	○	—
	13	浄念寺学園	今町 2 丁目 8 番 39 号	25-1864	3.0m～5.0m 未満	—	—

④認可外保育施設

区分	No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
						警戒区域	特 別 警戒区域
法人立	1	愛泉会日南病院	大字風田 3349-2	23-3131	—	—	—
法人立	2	なかよし園（百瀬病院）	大字中村乙 2048	64-0965	—	—	—
法人立	3	キッズルームはなたて	北郷町郷之原甲 3598-1	21-7701	0.5m～3.0m 未満	—	—
法人立	4	宮崎県立日南病院ひなた保育園	木山 1 丁目 9-5	58-5415	—	—	—

(2) 介護保険等施設

①老人福祉施設/短期入所生活介護

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
1	特別養護老人ホームはまゆうの里	大字楠原 1840 番地	21-2080	—	—	—
2	特別養護老人ホーム 河鹿の里	北郷町大藤甲 3186 番地 1	55-3738	3.0m～5.0m 未満	○	—
3	特別養護老人ホーム昭寿園 (サンライズ)	大字風田 3224 番地	23-1045	—	—	—
4	特別養護老人ホーム昭寿園 (サンヒルズ)	大字風田 3224 番地	23-1045	—	—	—
5	特別養護老人ホームくろしおの里	南郷町中村乙 7051 番地 111	64-3143	—	○	—

②介護老人保健施設/短期入所療養介護

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
1	介護老人保健施設 みどりの丘	大字隈谷甲 1218-1	27-2525	—	○	○
2	介護老人保健施設 ハイム苑	中央通 1 丁目 10 番 15 号	23-0844	3.0m～5.0m 未満	—	—
3	介護老人保健施設 おびの里	飢肥 6 丁目 1 番 15 号	25-2012	3.0m～5.0m 未満	—	—
4	介護老人保健施設 しあわせの里	北郷町大藤甲 3589-1	55-4800	—	○	○

③療養型医療施設

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
1	医療法人社団 愛鍼会 山元病院	中央通 1 丁目 10-15	27-2525	5.0m～10.0m 未満	—	—

④特定施設入居者生活介護施設

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
1	ロイヤルガーデン日南	大字星倉 1099 番地	23-1165	—	○	○
2	清風園 指定特定施設入居者生活介護事務所	北郷町郷之原乙 3655-5	55-2039	—	○	—
3	養護老人ホーム 和幸園	大字風田 3200 番地	22-2712	—	—	—
4	社会福祉法人滝ヶ平 福祉会養護老人ホーム恵老園	南郷町津屋野 2458 番地 2	64-2940	—	—	—

⑤有料老人ホーム

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
1	あじさい	大字楠原 700-1	25-9816	0.5m～3.0m 未満	—	—
2	日南さくら苑	大字隈谷甲 878-1	32-6011	—	—	—
3	よつば	大字平野 1512 番地 3	23-4280	0.5m～3.0m 未満	—	—
4	花みずき	中央通 1 丁目 4-16	23-8100	3.0m～5.0m 未満	—	—
5	にじ	大字平山 541 番地 2	23-7755	5.0m～10.0m 未満	—	—
6	はいびすかす	北郷町北河内 5754	56-1505	—	○	—
7	はなたて	北郷町郷之原甲 3598 番地 1	21-7701	0.5m～3.0m 未満	—	—
8	貴崇	南郷町谷之口 2384 番地 5	21-8511	—	—	—
9	南の郷	南郷町中村甲 400 番地	64-1152	0.5m～3.0m 未満	—	—
10	びろうの里	南郷町中村乙 6947-1	64-1630	—	○	—
11	ファミリー	南郷町中村甲 2367 番地 1	55-5020	—	—	—
12	せんだんの樹	大字吉野方 7368-1	25-1040	—	—	—

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
13	ゑびすの杜	上平野 3 丁目 1 番地 11	27-3553	3.0m～5.0m 未満	—	—
15	ほほえみの里	大字東弁分乙 2154	25-2623	—	○	○
16	心の芽Ⅰ	大字殿所 81 番地 4	21-2810	0.5m～3.0m 未満	—	—
17	心の芽Ⅱ	大字殿所 1192 番地	25-9885	0.5m～3.0m 未満	—	—
18	和顔愛語	大字板敷 830 番地	25-0879	—	—	—
19	オアシス	戸高 4 丁目 1 番地 3	23-6117	3.0m～5.0m 未満	—	—
20	憩いの家	吾田東 2-2106-2	27-3303	3.0m～5.0m 未満	—	—
21	霧島	平野 1498-2	23-5352	3.0m～5.0m 未満	—	—
22	あかり	大字平野 2776-6	32-0036	5.0m～10.0m 未満	—	—
24	よりべ	大字平山 2121-2	55-0234	—	—	—
25	やどや	北郷町北河内 8916-3	55-3556	—	—	—
26	ほっこりはうす	南郷町中村甲 4729 番地	55-6565	0.5m～3.0m 未満	—	—
27	日南けいめい館	飢肥 6 丁目 6 番 3 号	21-2550	3.0m～5.0m 未満	—	—
28	有料老人ホーム いたじき	大字板敷 818 番地	25-4278	—	—	—
29	ホームホスピス 日南子 日南かあさんの家	上平野町 2 丁目 5 番地 9	21-2171	3.0m～5.0m 未満	—	—
30	サンテラス昭寿園	大字風田 3324 番地	23-1045	—	—	—
31	三三	吾田西 1 丁目 4 - 28	23-6517	3.0m～5.0m 未満	○	—
32	心の里	大字楠原 18 番地	25-3327	3.0m～5.0m 未満	—	—
33	ロイヤルガーデン日南（介護付住宅型）	大字星倉 1099 番地	23-1165	—	○	○

⑥サービス付高齢者向け住宅

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
1	南風の丘	南郷町中村甲 3528 番地 4	55-5800	—	—	—

⑦通所介護

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
1	はまゆうの里 デイサービス	大字楠原 1840 番地	21-2118	—	—	—
2	日南ふれあいホーム	飢肥 6 丁目 6 番 62 号	21-2570	3.0m～5.0m 未満	—	—
3	あじさい	大字楠原 700-1	25-9816	0.5m～3.0m 未満	—	—
4	おひさま	吾田西 1 丁目 4 番 30 号	23-6517	3.0m～5.0m 未満	—	—
5	日南さくら苑	大字隈谷甲 878-1	32-6011	—	—	—
6	ロイヤルガーデン日南	大字星倉 1099 番地	23-1165	—	○	○
7	よつば	大字平野 1512 番地 3	23-4280	0.5m～3.0m 未満	—	—
8	花みずき	中央通 1 丁目 4-16	23-8100	3.0m～5.0m 未満	—	—
9	三三	大字星倉 5158-2	25-3365	—	—	—
10	ぼぼの木	大字東弁分甲 1112 番地 1	23-7280	0.5m～3.0m 未満	—	—
11	社会福祉法人（啓和会） 昭寿園	大字風田 3895 番地	23-1045	—	—	—
12	にじ	大字平山 541 番地 2	23-7755	5.0m～10.0m 未満	—	—
13	河鹿の里 通所介護	北郷町大藤甲 1384 番地 5	55-3738	3.0m～5.0m 未満	○	—
14	はいびすかす	北郷町北河内 5754	56-1505	—	○	—
15	リハステップ 郷	北郷町郷之原乙 2058-1	55-2050	3.0m～5.0m 未満	—	—

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
16	はなたて	北郷町郷之原甲 3598 番地 1	21-7701	0.5m～3.0m 未満	—	—
17	貴崇	南郷町谷之口 2384 番地 5	21-8516	—	—	—
18	特別養護老人ホームくろしおの里	南郷町中村乙 7051 番地 111	64-3143	—	○	—
19	南の郷	南郷町中村甲 400 番地	64-1152	0.5m～3.0m 未満	—	—
20	びろうの里	南郷町中村乙 6947-1	64-1630	—	○	—
21	ファミリー	南郷町中村甲 2367 番地 3	55-5021	0.5m～3.0m 未満	—	—
22	心の里	大字平野 1498 番地 8	25-3327	0.5m～3.0m 未満	—	—

(地域密着型通所介護)

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
1	スタイル	大字板敷 7614-1	25-4855	—	—	—
2	ひだまり	大字楠原 17 番地	25-3517	3.0m～5.0m 未満	—	—
3	せんだんの樹	大字吉野方 7363-1	25-1040	—	—	—
4	和	大字西弁分 137 番地	32-0887	0.5m～3.0m 未満	○	—
5	心の里	大字平野 1498 番地 8	27-3381	0.5m～3.0m 未満	—	—
6	みなと	吾田東 1 丁目 6 番 17 号	23-5352	3.0m～5.0m 未満	—	—
7	コウセイ	北郷町大藤乙 402-1	55-2799	5.0m～10.0m 未満	○	—
8	来見遊	大字平野 4195-3	32-1071	—	—	—
9	ほりかわ苑 ディサービスセンター	春日町 5-22	23-6630	—	—	—
10	心の芽	大字殿所 81 番地 4	21-2810	3.0m～5.0m 未満	—	—

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
11	ディサービスほほえみの里 2 号館	大字東弁分乙 2154	55-6688	—	○	○
12	フルール	大字東弁分甲 2546-3	27-3580	—	—	—
13	恵老園	南郷町津屋野 2458 番地 1	64-3300	—	—	—
14	茶の実	南郷町潟上 4408 番地	64-1606	—	○	○
15	南風の丘	南郷町中村甲 3528 番地 4	55-5800	—	—	—

(地・認知症対応型通所介護)

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
1	来見遊	大字平野 4195-3	32-1071	—	—	—
2	CordialCare ほほえみの里	大字萩之嶺 1190	67-5039	—	—	—

⑧地・認知症対応型共同生活介護施設 (グループホーム)

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
1	グループホーム わかば	上平野 2 丁目 8-20	22-5656	5.0m～10.0m 未満	—	—
2	グループホーム ひかり苑日南	星倉 1 丁目 11-8	25-9494	3.0m～5.0m 未満	—	—
3	グループホーム くろしお	南郷町中村乙 7051-111	64-3466	—	○	—
4	グループホーム さくら坂	大字楠原 1797 番地 1	25-0022	—	—	—

⑨地・小規模多機能型居宅介護施設

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
1	小規模多機能型居宅介護支援事業所ひかり苑	星倉 1 丁目 11-8	25-9494	3.0m～5.0m 未満	—	—
2	小規模多機能型居宅介護つわぶき	飢肥 6 丁目 5-18	27-3911	3.0m～5.0m 未満	—	—
3	喜多郷ひばり	北郷町北河内 8874 番地	55-3210	—	—	—

⑩通所リハビリ施設

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
1	川越整形外科	吾田東 11 丁目 9 番 18 号	22-4321	3.0m～5.0m 未満	—	—
2	介護老人保健施設 みどりの丘	大字隈谷甲 1218-1	27-2525	—	○	○
3	介護老人保健施設 ハイム苑	中央通 1 丁目 10 番 15 号	23-0844	0.5m～3.0m 未満	—	—
4	中部病院	大堂津 5 丁目 10 番地 1 号	27-1182	—	—	—
5	松田整形外科デイケアきずな	中央通 2 丁目 3 番 5 号	23-1151	3.0m～5.0m 未満	—	—
6	介護老人保健施設 おびの里	飢肥 6 丁目 1 番 15 号	25-2012	3.0m～5.0m 未満	—	—
7	介護老人保健施設 しあわせの里	北郷町大藤甲 3589-1	55-4800	—	○	○

(3) 福祉サービス事業所

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
1	つよし寮	日南市大字吉野方 5655-4	25-3911	—	○	○
2	Kurumu(クルム)	日南市飫肥 8 丁目 1-10-1	25-2566	0.5m～3.0m 未満	—	—
3	ゆめや	日南市大字星倉 154-3	23-1390	—	—	—
4	はぐるま工房	日南市大字星倉 154-3	23-1390	—	—	—
5	サン・スマイル	日南市大字星倉 2308	25-9800	—	○	
6	さんさんほ一む	日南市大字星倉 2824	25-9800	—	○	—
7	ひなこみち	日南市吾田東 7 丁目 1-3	22-4411	3.0m～5.0m 未満	—	—
8	のぞみ	日南市大字戸高 1056	23-0077	—	—	—
9	Ren	日南市大字平野 1112-8	23-0134	3.0m～5.0m 未満	—	—
10	さんぽ	日南市中平野 1 丁目 7-2	23-5528	3.0m～5.0m 未満	○	
11	わくわく	日南市瀬西 1 丁目 1-11	23-5293	0.5m～3.0m 未満	—	—
12	Pastel(パステル)	日南市油津 1 丁目 4-21	23-4215	—	○	○
13	Rainbow (レインボー)	日南市油津 1 丁目 4-21	23-4215	—	○	○
14	Flower (フラワー)	日南市油津 1 丁目 4-21	23-4215	—	○	○
15	HappyCrayon(ハッピークレヨン)	日南市油津 1 丁目 4-21	23-4215	—	○	○
16	ひまわり	日南市大字平山 2247-15	23-3833	—	—	—
17	かがやき	日南市大字松永 1784	23-1127	—	○	
18	おおぞら園	日南市大字益安 1025-8	23-7286	0.5m～3.0m 未満	—	—
19	虹	日南市大字益安 753	23-7285	3.0m～5.0m 未満	—	—
20	星	日南市大字益安 754	23-7284	3.0m～5.0m 未満	—	—
21	夢	日南市大字益安 755-2	23-3482	3.0m～5.0m 未満	—	—

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
22	風の子（つよし学園内）	日南市大字風田 3585	23-5370	—	—	—
23	タートルズ（つよし学園内）	日南市大字風田 3585	23-5336	—	—	—
24	つよし学園	日南市大字風田 3585	23-5336	—	—	—
25	ホーム浜風 1 号館	日南市大字平山 2054-2	23-1287	—	—	—
26	ホーム浜風 2 号館	日南市吾田東 1 丁目 2-17	23-1287	3.0m～5.0m 未満	—	—
27	ホーム浜風 3 号館	日南市吾田東 1 丁目 2-12	23-1287	3.0m～5.0m 未満	—	—
28	愛泉会日南病院	日南市大字風田 3649-2	23-3131	—	—	—
29	和み（谷口病院）	日南市大字風田 3861	31-0567	—	—	—
30	北郷荘	日南市北郷町大藤甲 3655	55-3322	—	—	—
31	さくらの里	日南市北郷町郷之原乙 2009—1	55-4228	3.0m～5.0m 未満	—	—
32	フクちゃん工房	日南市北郷町郷之原乙 2006—1	55-2719	3.0m～5.0m 未満	—	—
33	ひなたぼっこ	日南市南郷町中村甲 198	64-2265	0.5m～3.0m 未満	—	—
34	南風の丘	日南市南郷町中村甲 1068	67-4665	0.5m～3.0m 未満	—	—

(4) 小学校・中学校

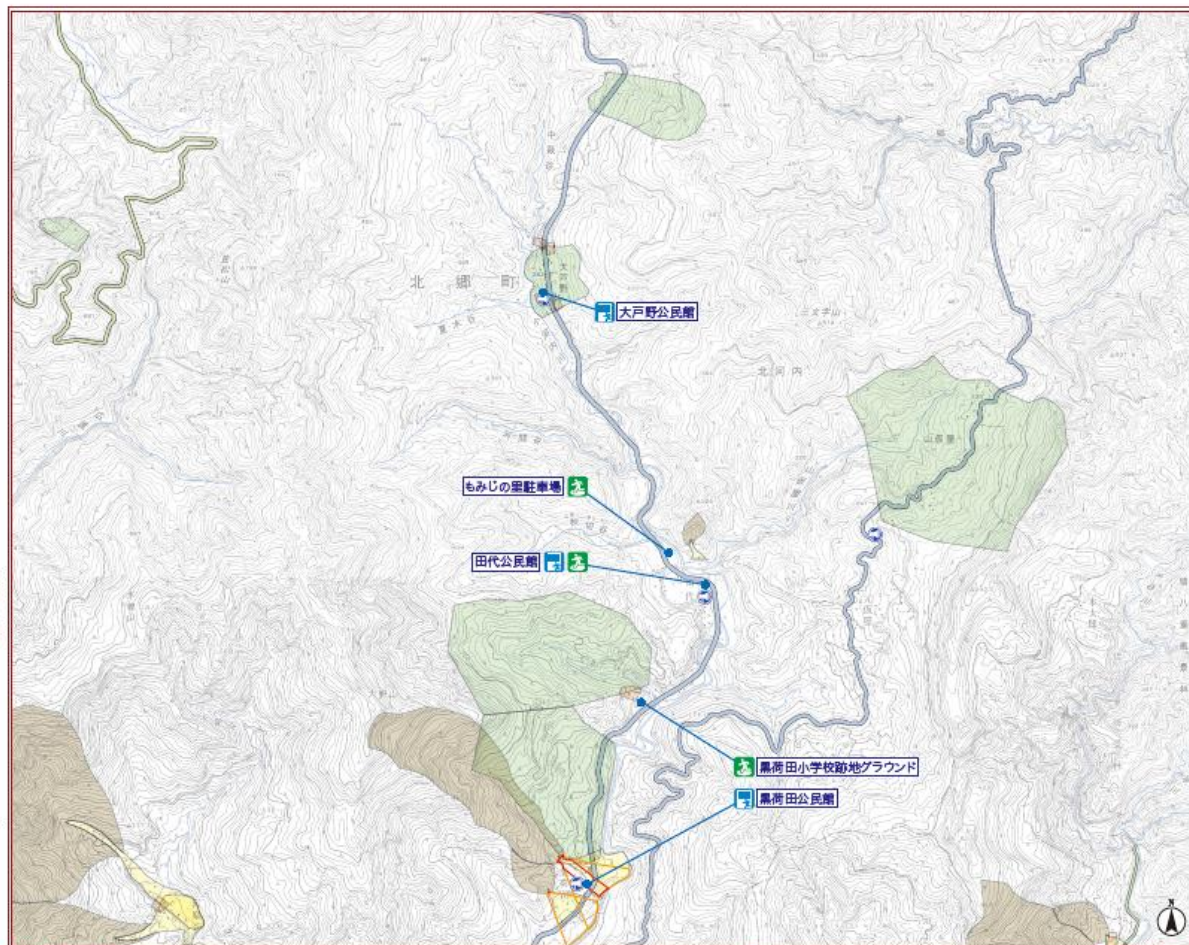
No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
1	飫肥小学校	飫肥十丁目 1 番 3 号	25-1177	—	—	—
2	吾田小学校	大字戸高 1135 番地	23-1129	—	○	○
3	油津小学校	園田二丁目 11 番 1 号	23-5241	0.5m～3.0m 未満	—	—
4	東郷小学校	大字東弁分乙 55 番地	23-1478	0.5m～3.0m 未満	—	—
5	桜ヶ丘小学校	大字平野 4400 番地	22-2709	—	○	○
6	細田小学校	大字萩之嶺 1200 番地	27-0520	—	○	—
7	大堂津小学校	大堂津一丁目 8 番 1 号	27-0009	0.5m 未満	○	○
8	鵜戸小学校	大字宮浦 2385 番地	29-1150	—	—	—
9	酒谷小学校	大字酒谷乙 9086 番地	25-1284	0.5m～3.0m 未満	○	—
10	大窪小学校	大字大窪 3021 番地 3	28-1090	—	—	—
11	吾田東小学校	吾田東十丁目 1 番 1 号	23-3442	3.0m～5.0m 未満	—	—
12	北郷小中学校	北郷町郷之原甲 50 番地	55-2014	0.5m～3.0m 未満	—	—
13	南郷小学校	南郷町中村乙 1766 番地 1	64-0040	0.5m～3.0m 未満	○	—
14	潟上小学校	南郷町脇本 2833 番地	64-0028	—	—	—
15	榎原小学校	南郷町榎原甲 160 番地	68-1007	—	—	—
16	飫肥中学校	飫肥十丁目 2 番 3 号	25-1181	—	○	—
17	油津中学校	梅ヶ浜二丁目 2 番 1 号	23-1149	—	○	○
18	吾田中学校	吾田東四丁目 9 番 1 号	23-1139	3.0m～5.0m 未満	—	—
19	東郷中学校	大字東弁分乙 22 番地	23-1481	0.5m～3.0m 未満	—	—

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川洪水浸水想定	土砂災害警戒区域等	
					警戒区域	特 別 警戒区域
20	細田中学校	大字上方 1211 番地	27-0497	0.5m～3.0m 未満	—	—
21	鵜戸中学校	大字宮浦 2385 番地	29-1150	—	—	—
22	南郷中学校	南郷町中村乙 6008 番地	64-0223	—	○	—
23	榎原中学校	南郷町榎原甲 482 番地 6	68-1004	—	—	—
24	日南学園中学校	吾田東 3 丁目 5 番 1 号	23-1311	3.0m～5.0m 未満	—	—

10 ハザードマップ(洪水浸水予想区域)

(1) 北郷地区①

37



39

北郷地区① この地図は、国土地理院の承諾を得て、国土地理院の地図25000(地図商標)を複製したものである。(承諾番号 平25第13号 第306号)

※避難場所、避難場所とは異なる可能性がありますので、ご注意ください。
※土砂災害特別警戒区域・警戒区域は平成28年度までに指定された区域です。今後、調査等により指定区域が増える可能性がありますので、ご注意ください。
※1 地震調査場所は、指定された場所のグラウンド(駐車場・広場)になります。

41

38

洪水・土砂災害ハザードマップ

河川浸水想定区域



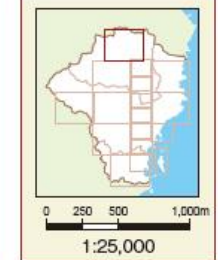
土砂災害危険箇所・土砂災害(特別)警戒区域



避難・防災関連施設



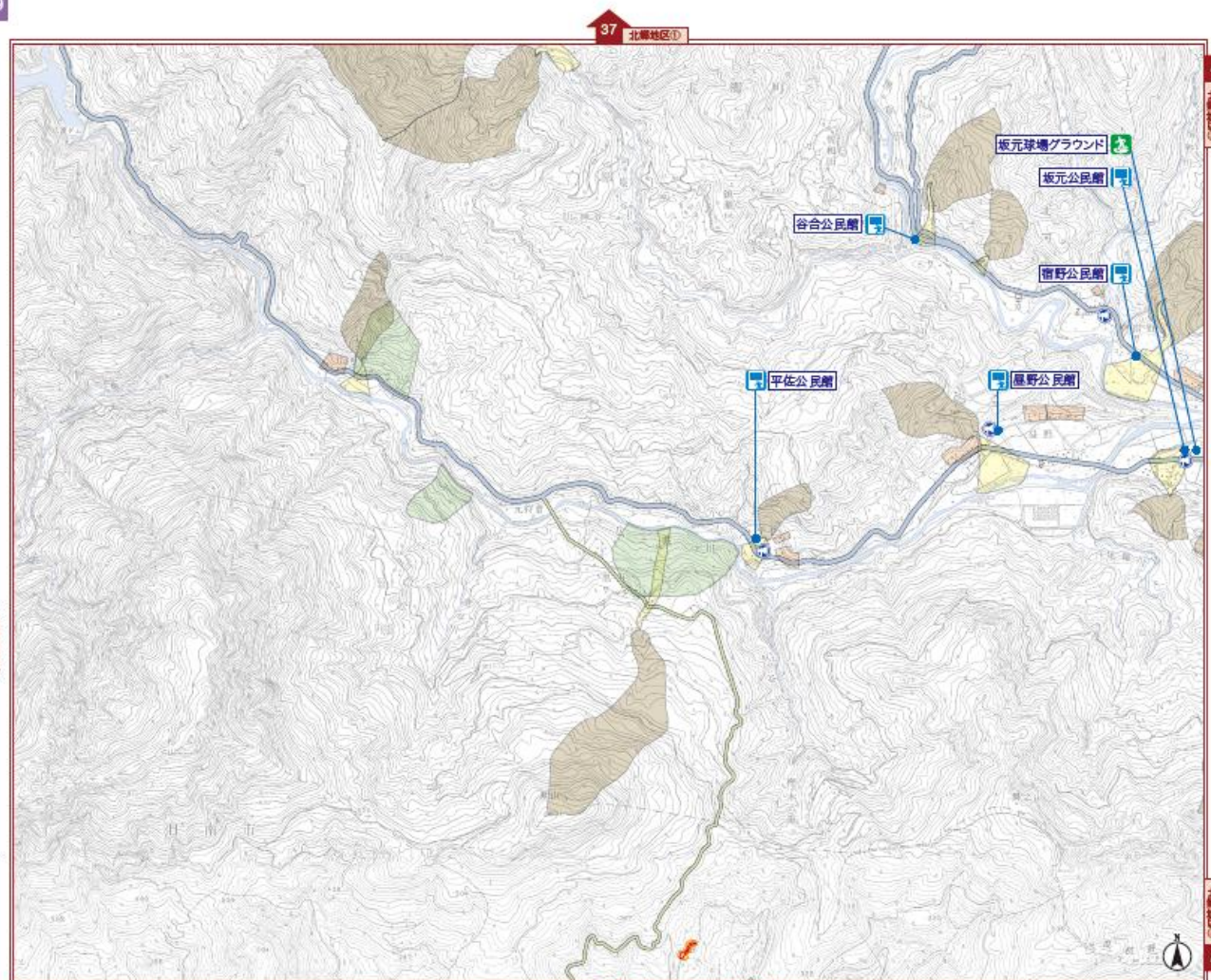
道路・鉄道



北郷地区①

(2)北郷地区②

39



この地図は、国土地理院長の承認を得て、国院発行の数値地図25000(地形画像)を複製したものである。(承認番号 平25地保 第306号)

49 谷合地区②・飯能地区①

※避難場所・避難場所とは、避難しやすき場所であり、必ずしも安全な場所とは限りません。また、避難場所の指定は、避難計画に基づき行われます。今後、避難場所の指定が変更される可能性があります。必ずしも安全な場所とは限りません。また、避難場所の指定は、避難計画に基づき行われます。今後、避難場所の指定が変更される可能性があります。

40

洪水・土砂災害ハザードマップ

河川浸水想定区域

- 5.0m以上
- 2.0～5.0m未満
- 1.0～2.0m未満
- 0.5～1.0m未満
- 0.5m未満

土砂災害危険箇所・土砂災害(特別)警戒区域

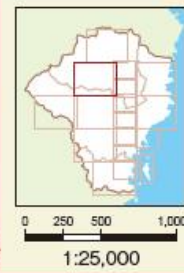
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 土石流危険渓流
- 土石流被害想定区域
- 地すべり危険箇所
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

避難・防災関連施設

- 風水害避難所
- 地震避難場所※1
- 警察機関
- 水位観測所
- 水防倉庫
- 防災行政無線

道路・鉄道

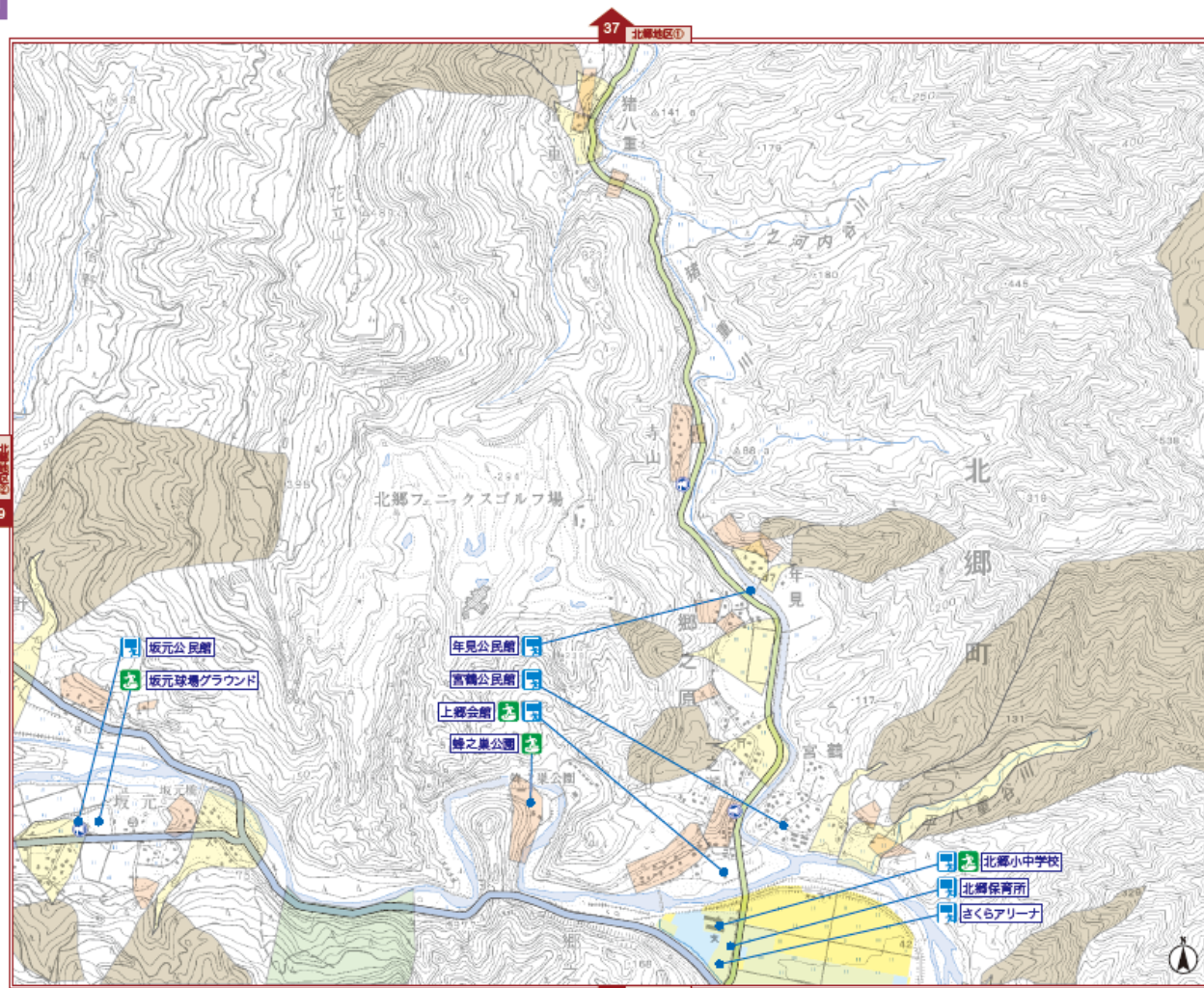
- 国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 駅
- 鉄道



北郷地区②

(3)北郷地区③

41



この地図は、国土地理院長の承認を得て、国土地理院の縮尺25000(地図縮尺)を模倣したものである。(国土地理院 縮尺25000 第306号)

43 北郷地区④

●避難所、避難場所は避難しにより変更する可能性がありますので、ご注意ください。
●土砂災害特別警戒区域(警戒区域は平成23年度までに指定された区域です。今後、調査等により指定区域が増える可能性があります。)

42

洪水・土砂災害ハザードマップ

河川浸水想定区域

- 5.0m以上
- 2.0~5.0m未満
- 1.0~2.0m未満
- 0.5~1.0m未満
- 0.5m未満

土砂災害危険箇所・土砂災害(特別)警戒区域

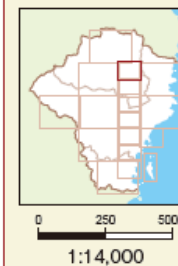
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 土石流危険渓流
- 土石流被害想定区域
- 地すべり危険箇所
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

避難・防災関連施設

- 風水害避難所
- 地震避難場所*
- 警察機関
- 水位観測所
- 水防倉庫
- 防災行政無線

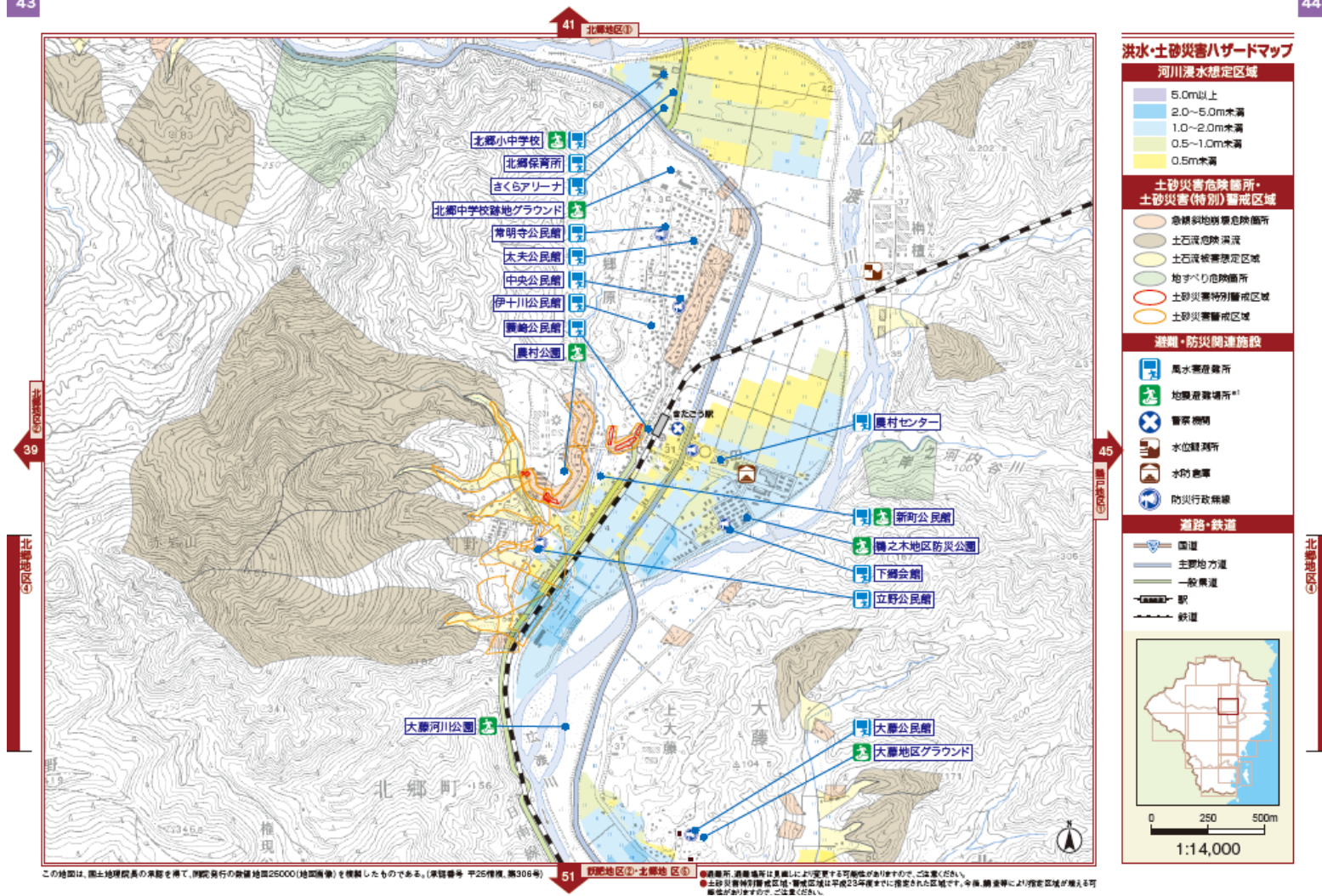
道路・鉄道

- 国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 駅
- 鉄道



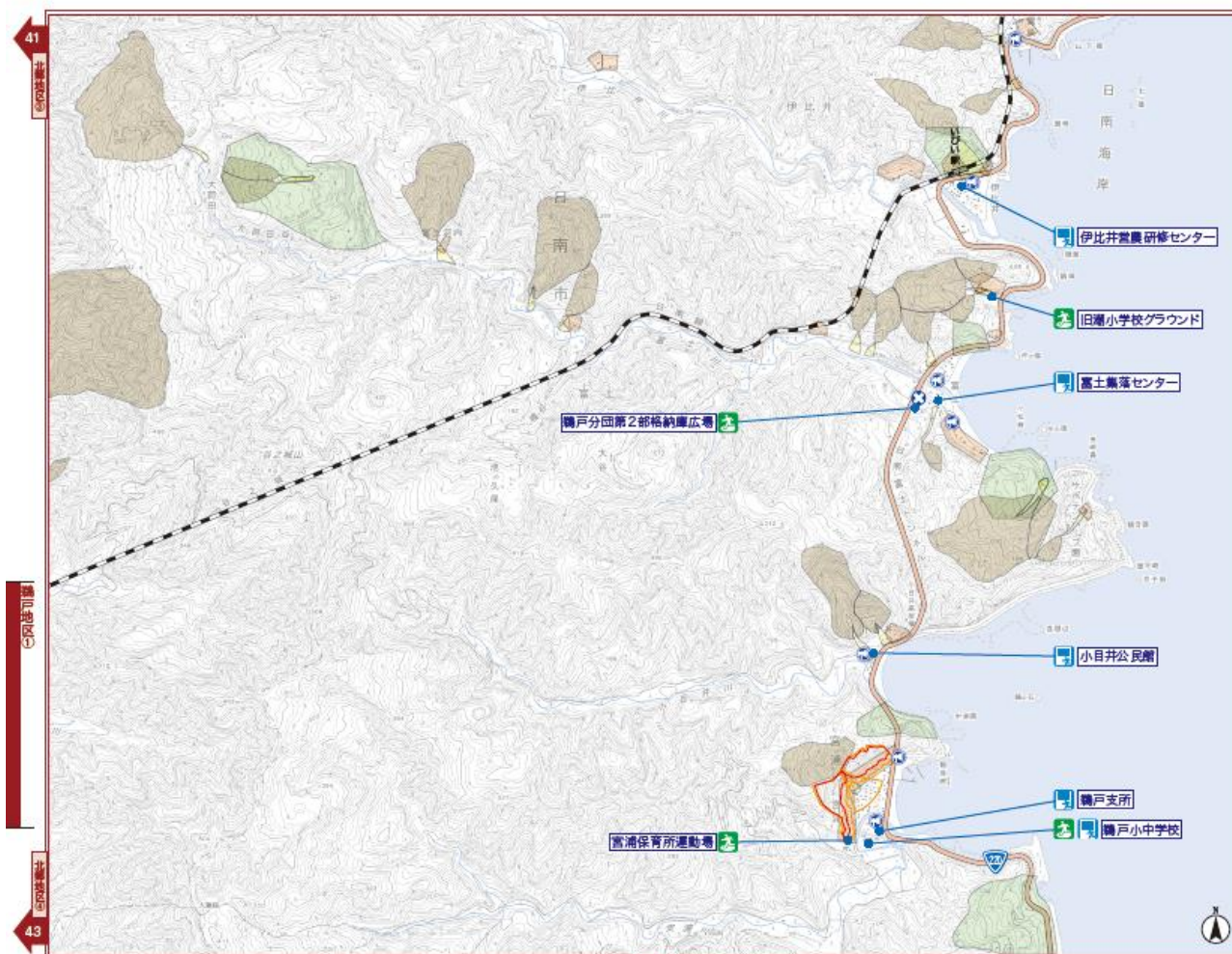
-216-

44



(5) 鵜戸地区①

45



この地図は、国土地理院長の承認を得て、国土地理院の数字地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平25第4号 第306号)

鵜戸地区①・東郷地区①

※避難所、避難場所は変更により変更する可能性がありますので、ご注意ください。
※土砂災害特別警戒区域、警戒区域は平成23年度までに指定された区域です。今後、調査等により指定区域が増える可能性がありますので、ご注意ください。

46

洪水・土砂災害ハザードマップ

河川浸水想定区域



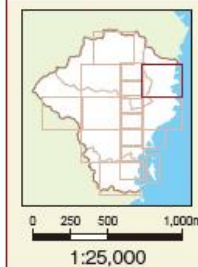
土砂災害危険箇所・土砂災害(特別)警戒区域



避難・防災関連施設



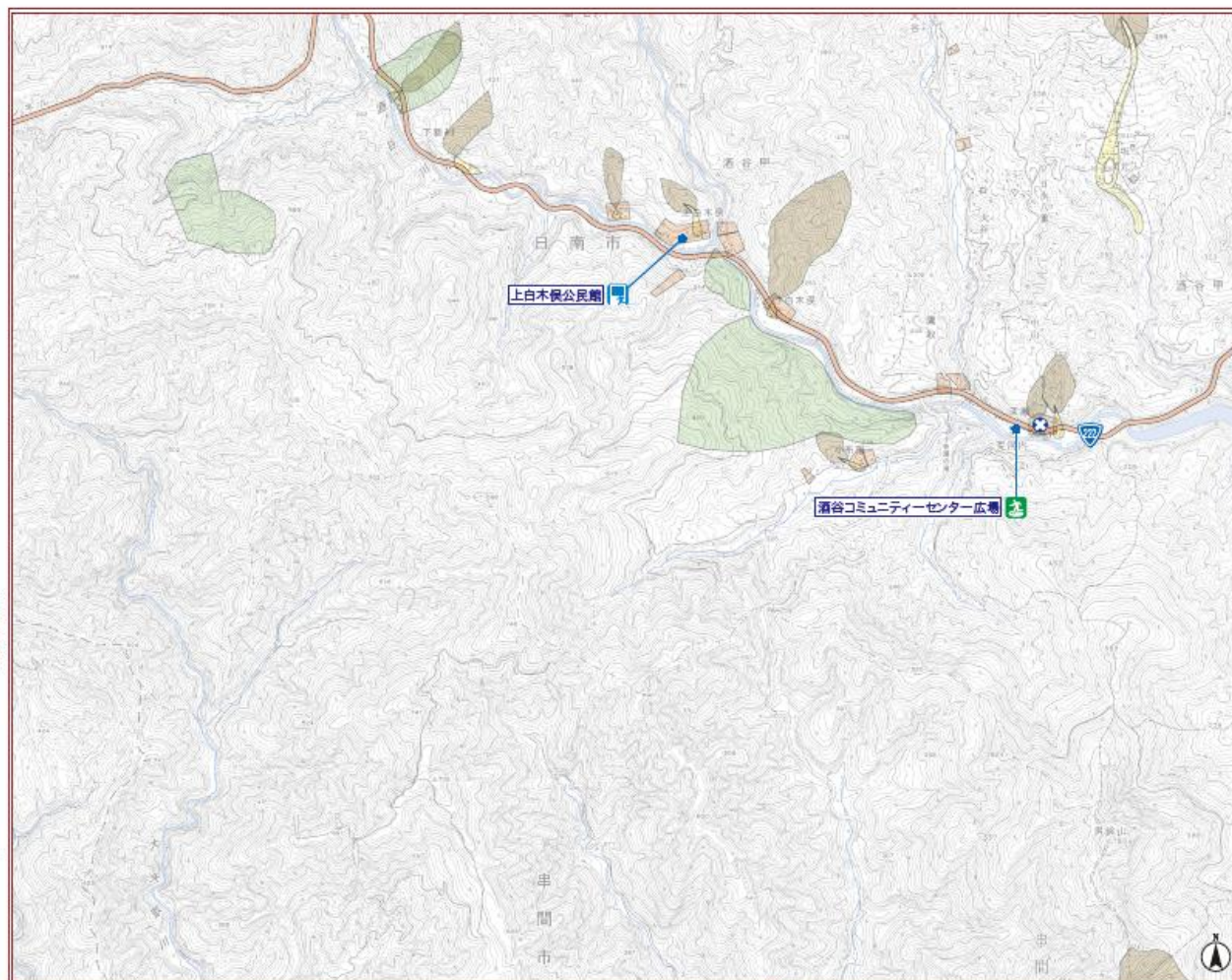
道路・鉄道



鵜戸地区①

(6)酒谷地区①

47



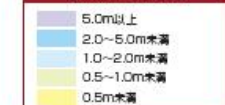
この地図は、国土地理院長の承認を得て、所収発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平25情保第308号)

●避難所、避難場所は見直しにより変更する可能性がありますので、ご注意ください。
●土砂災害特別警戒区域・警戒区域は平成23年度までに指定された区域です。今後、調査等により指定区域が増える可

48

洪水・土砂災害ハザードマップ

河川浸水想定区域



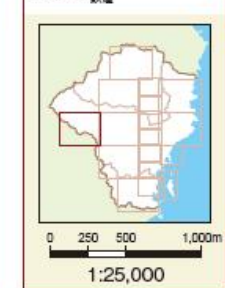
土砂災害危険箇所・土砂災害(特別)警戒区域



避難・防災関連施設



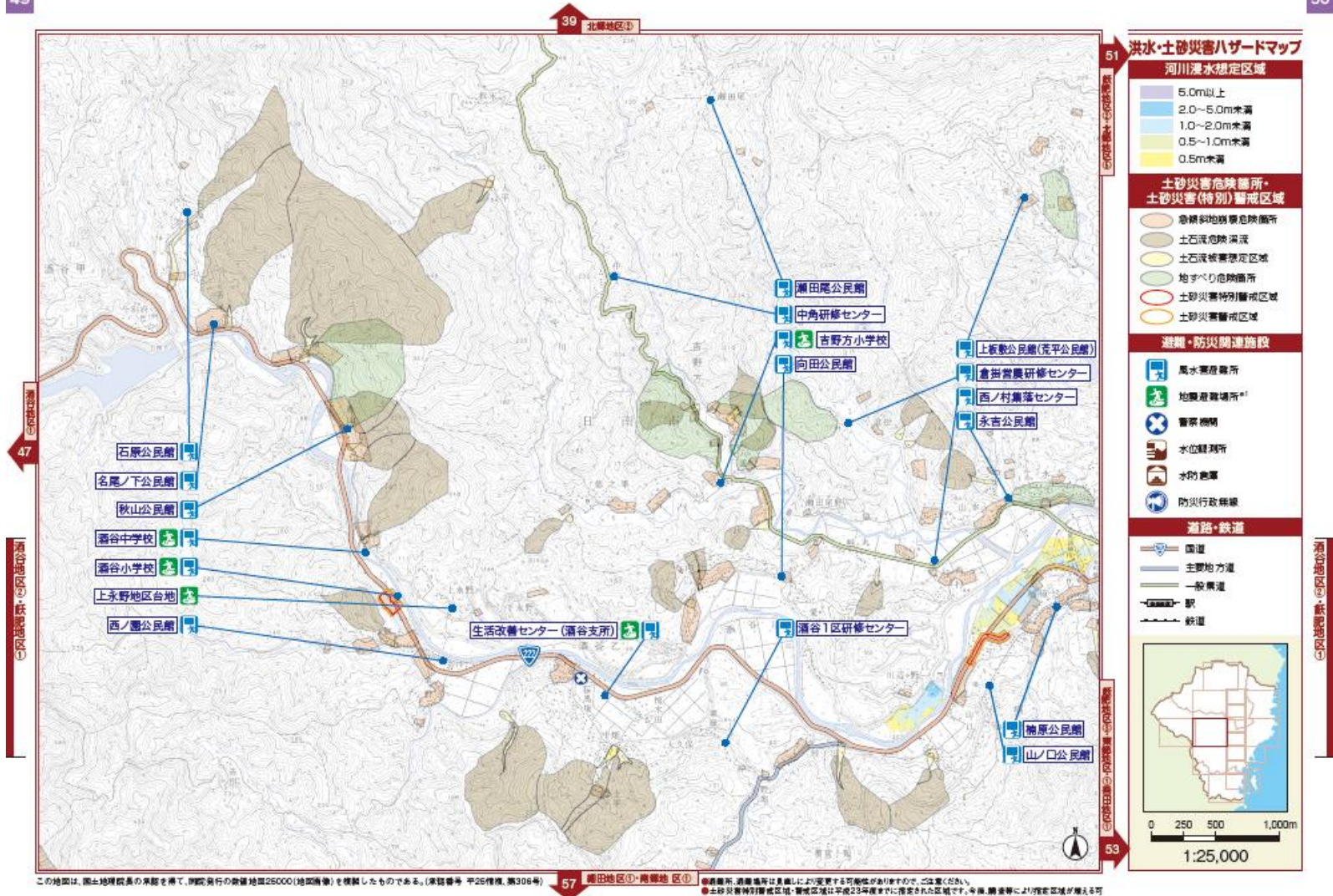
道路・鉄道



(7)酒谷地区②・鉄肥地区①

49

50



51



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平25権複、第306号)

新肥地区③・東郷地区・④-吾田地区④

●土砂災害特別警戒区域・警戒区域は平成23年度までに指定された区域です。今後、調査等により指定

52

河川浸水想定区域



250 500m

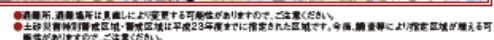
1:14,000

1:14,000

蘇記地区②・北郷地区⑤

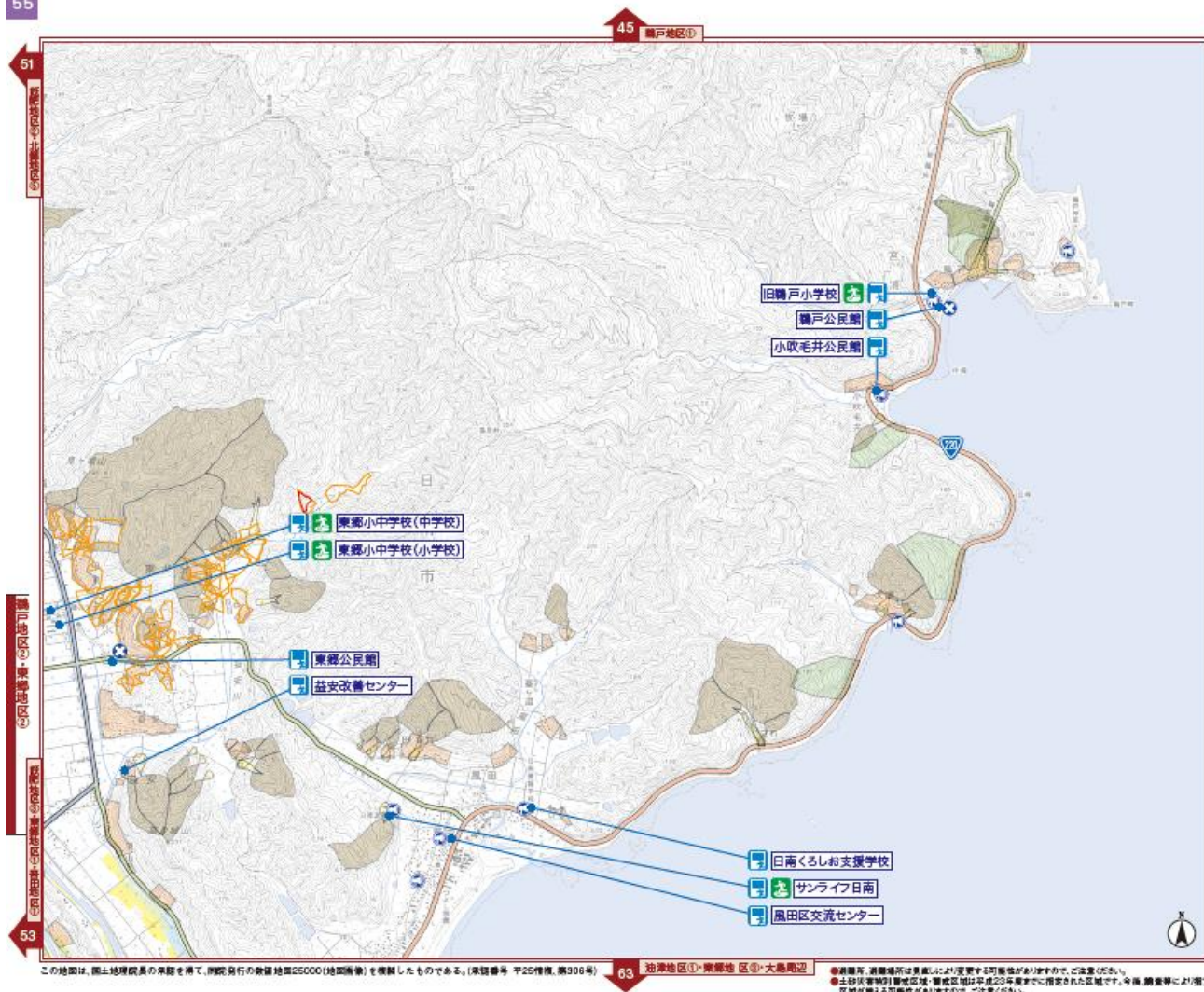
-221-

54



(10) 鵜戸地区②・東郷地区②

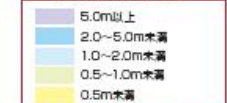
55



56

洪水・土砂災害ハザードマップ

河川浸水想定区域



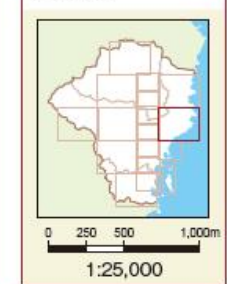
土砂災害危険箇所・土砂災害(特別)警戒区域



避難・防災関連施設



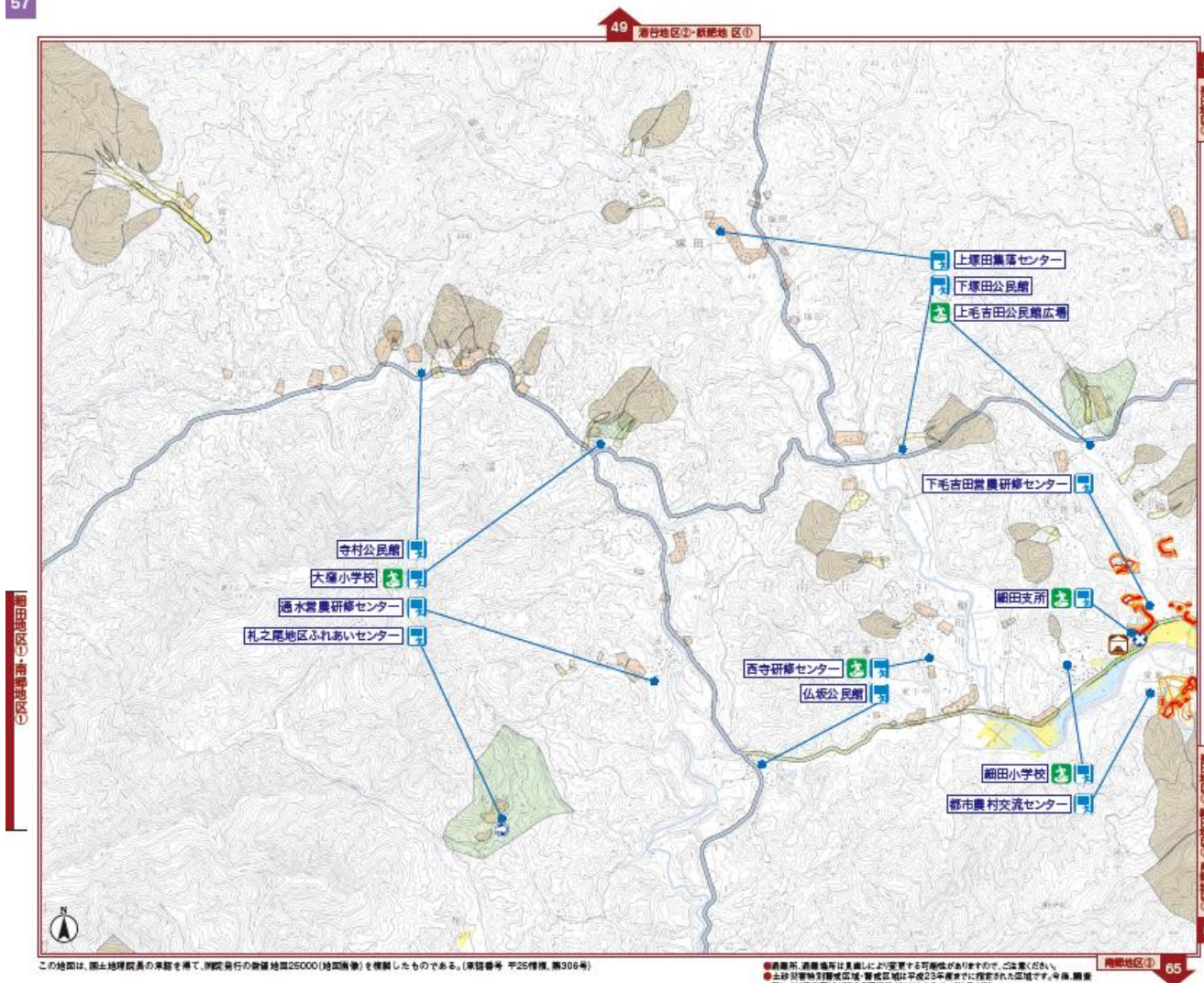
道路・鉄道



●避難所: 避難場所は最速により変更する可能性があるため、ご注意ください。
●土砂災害(特別)警戒区域: 警戒区域は平成23年度までに指定された区域です。今後、調査等により指定区域が拡大・縮小される場合があります。

(11) 細田地区①・南郷地区①

57

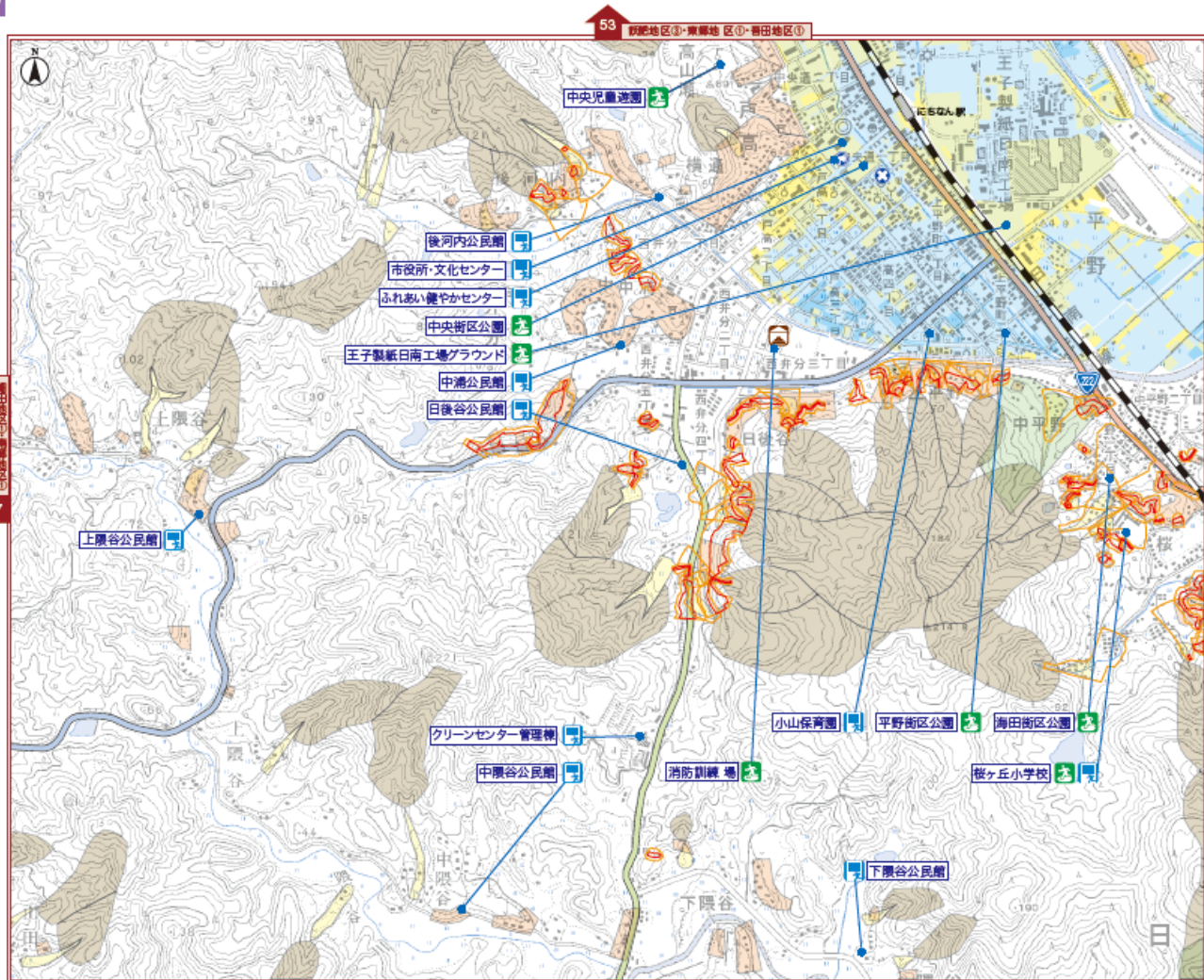


58



(12) 吾田地区②

59



60

洪水・土砂災害ハザードマップ

河川浸水想定区域

- 5.0m以上
- 2.0～5.0m未満
- 1.0～2.0m未満
- 0.5～1.0m未満
- 0.5m未満

土砂災害危険箇所・土砂災害(特別)警戒区域

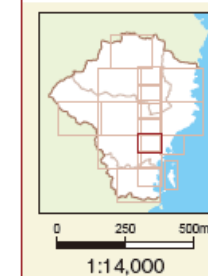
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 土石流危険渓流
- 土石流被害想定区域
- 地すべり危険箇所
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

避難・防災関連施設

- 風水害避難所
- 避難場所※1
- 警察機関
- 水位観測所
- 水防倉庫
- 防災行政無線

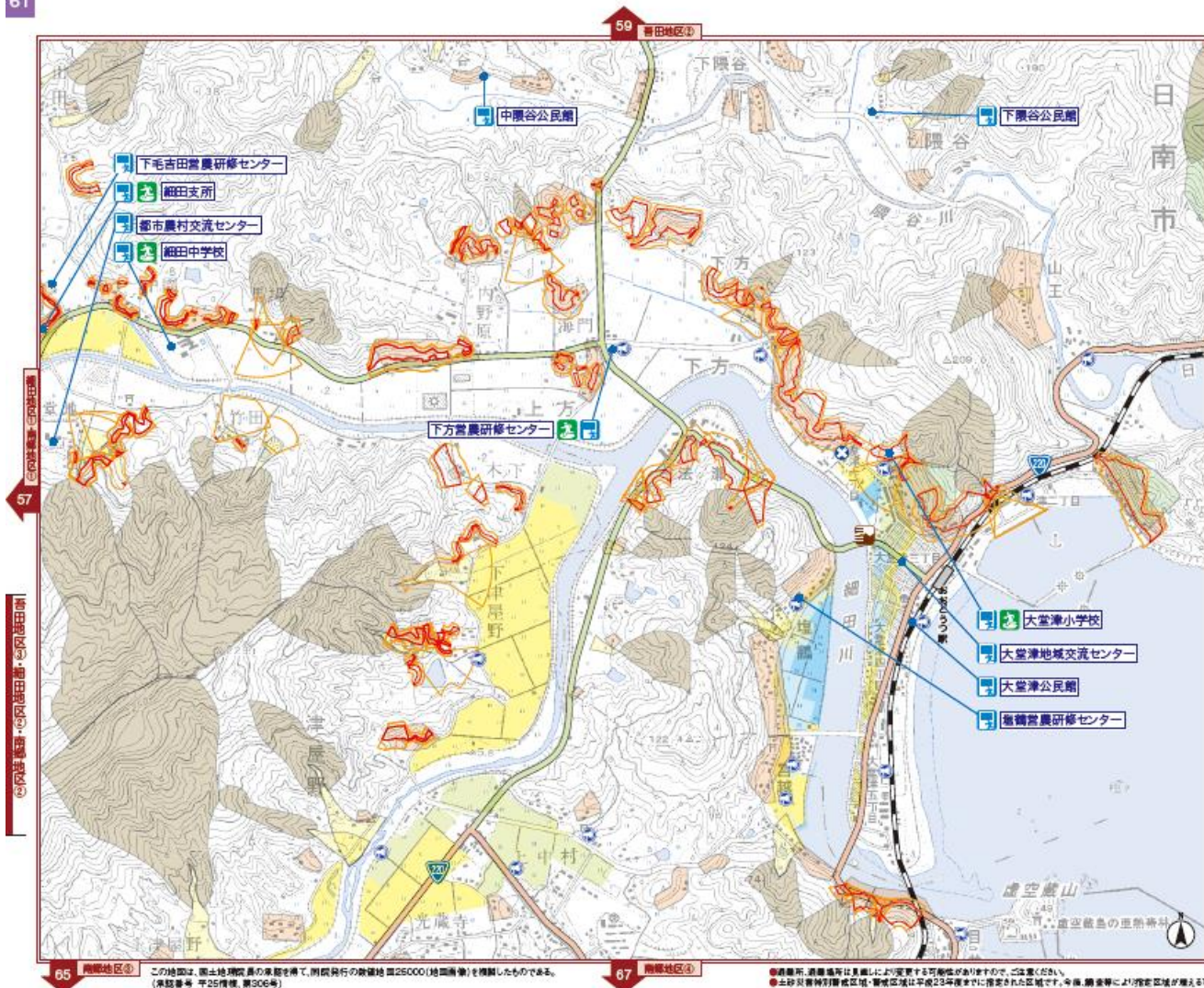
道路・鉄道

- 国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 駅
- 鉄道



(13) 吾田地区③・細田地区②・南郷地区②

61



62

洪水・土砂災害ハザードマップ

河川浸水想定区域



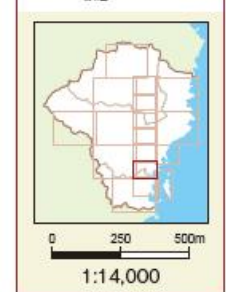
土砂災害危険箇所・土砂災害(特別)警戒区域



避難・防災関連施設



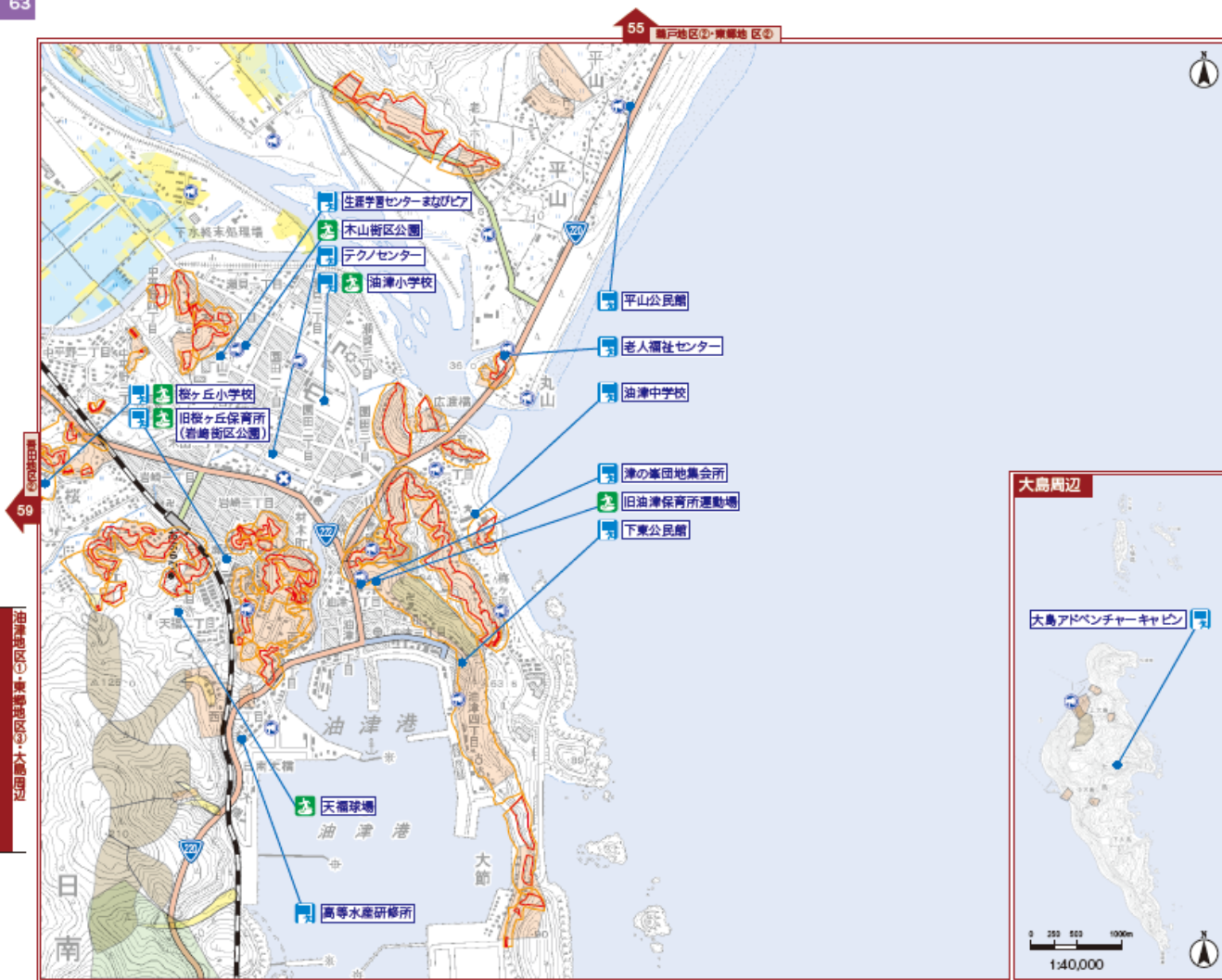
道路・鉄道



※避難所、避難場所は見直しにより変更する可能性がありますので、ご注意ください。
※土砂災害特別警戒区域、警戒区域は平成23年度までに指定された区域です。今後、調査等により指定区域が増える可能性があります。

(14) 油津地区①・東郷地区③・大島周辺

63



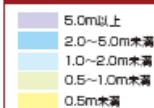
この地図は、国土地理院員の承認を得て、所定発行の数値地図25000(地図情報)を複製したものである。(承認番号 平25情報_第308号)

●避難所、避難場所は見直しにより変更する可能性がありますので、ご注意ください。

64

洪水・土砂災害ハザードマップ

河川浸水想定区域



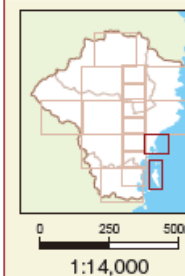
土砂災害危険箇所・土砂災害(特別)警戒区域



避難・防災関連施設

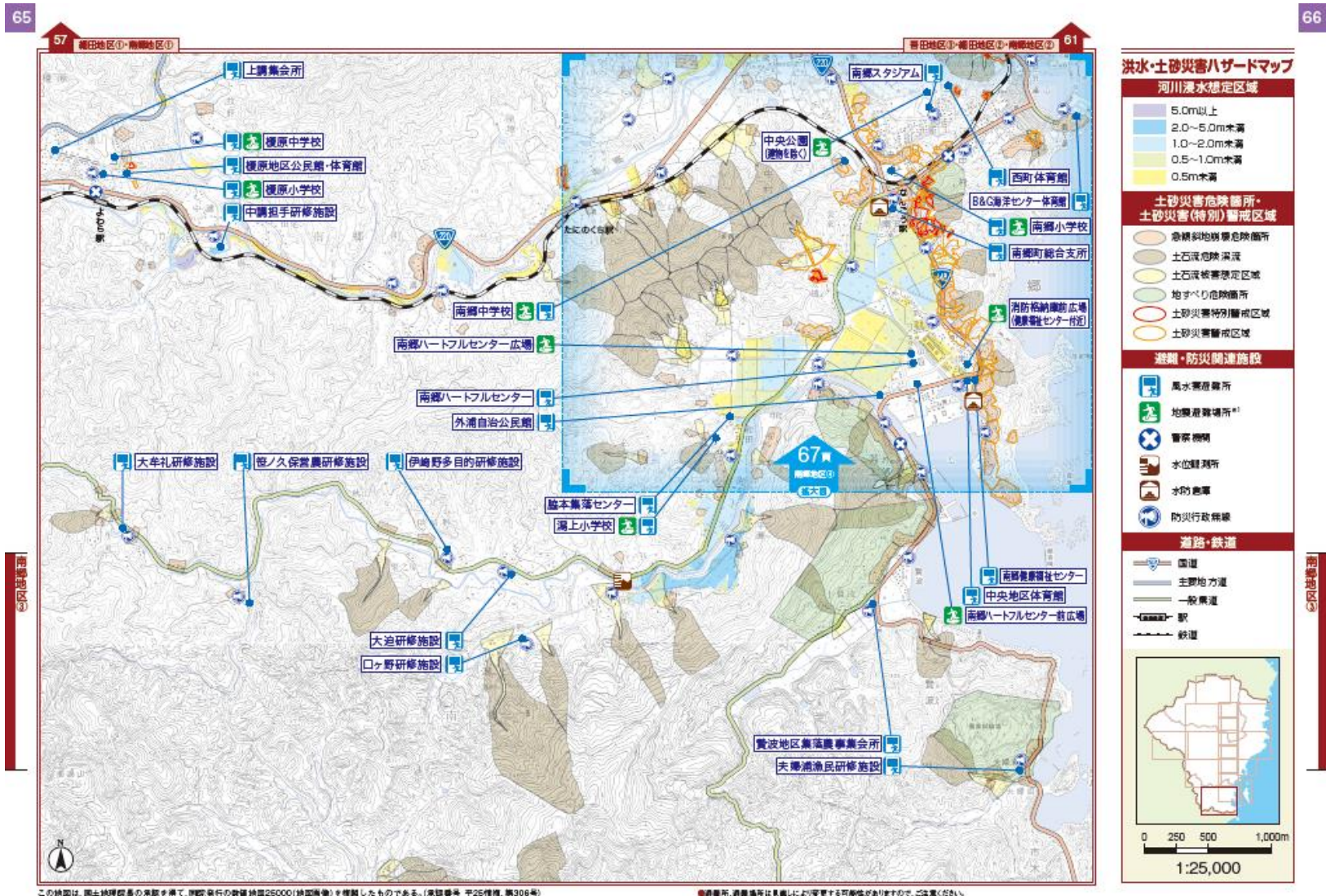


道路・鉄道



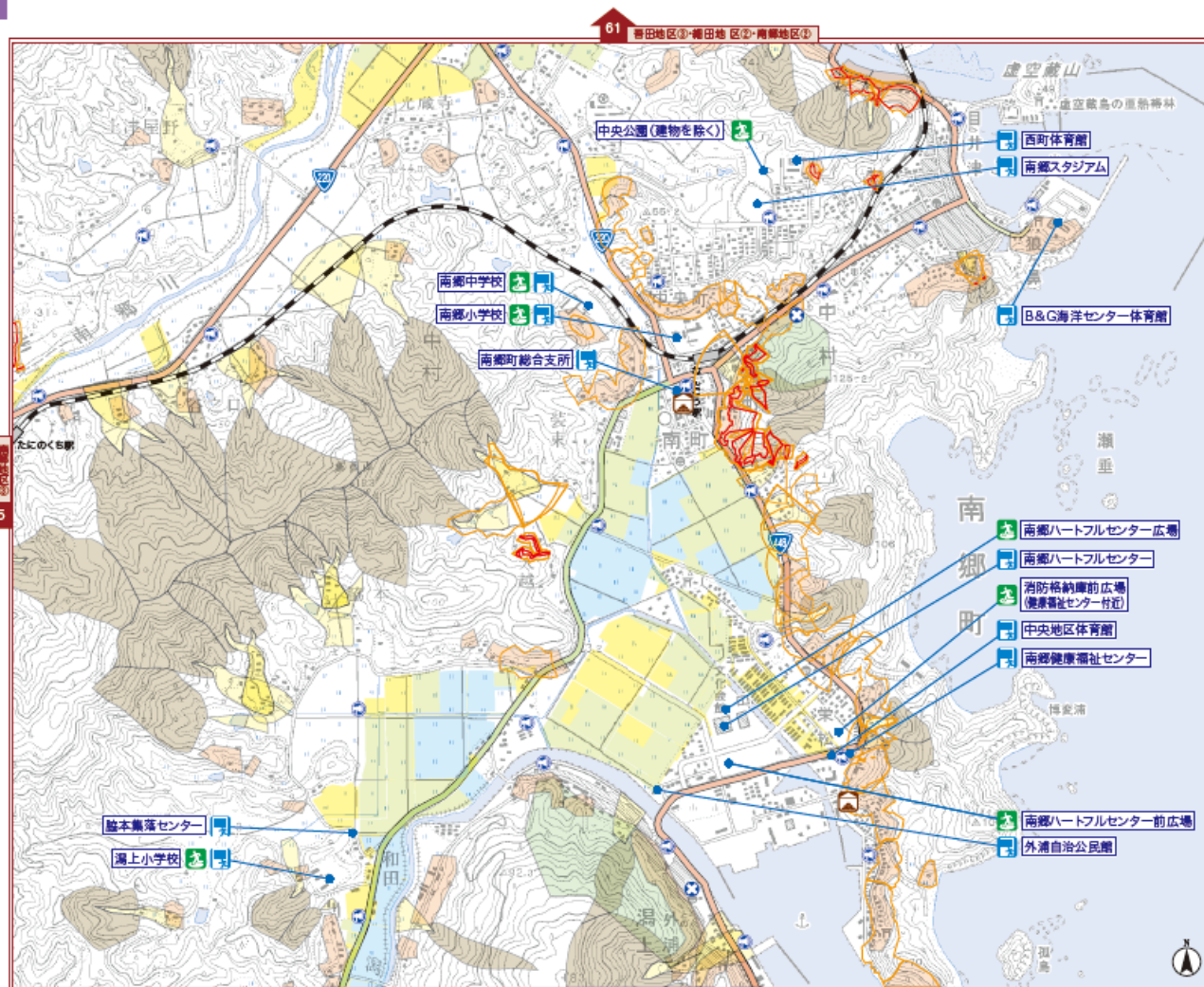
油津地区①・東郷地区③・大島周辺

(15) 南郷地区③



(16)南郷地区④

67



この地図は、国土地理院長の承認を得て、国土地理院の地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平25情保第308号)

68

洪水・土砂災害ハザードマップ

河川洪水想定区域

- 5.0m以上
- 2.0~5.0m未満
- 1.0~2.0m未満
- 0.5~1.0m未満
- 0.5m未満

土砂災害危険箇所・土砂災害(特別)警戒区域

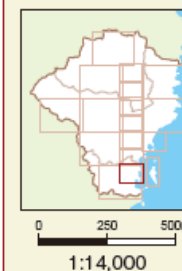
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 土石流危険渓流
- 土石流被害想定区域
- 地すべり危険箇所
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

避難・防災関連施設

- 風水害避難所
- 地震避難場所^{※1}
- 警察機関
- 水位観測所
- 水防倉庫
- 防災行政無線

道路・鉄道

- 国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 駅
- 鉄道



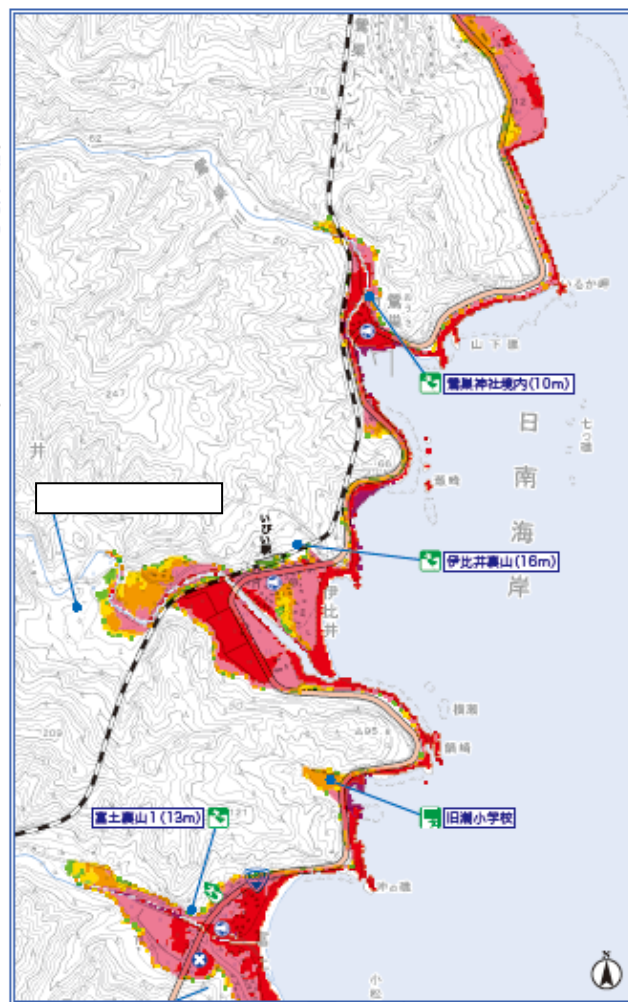
南郷地区④

※避難所、消防機関は記載しにおいて変更する可能性がありますので、ご注意ください。
※土砂災害特別警戒区域・警戒区域は平成25年度までに指定された区域です。今後、調査等により警戒区域が増える可能性がありますので、ご注意ください。

11 ハザードマップ(津波浸水予測図)

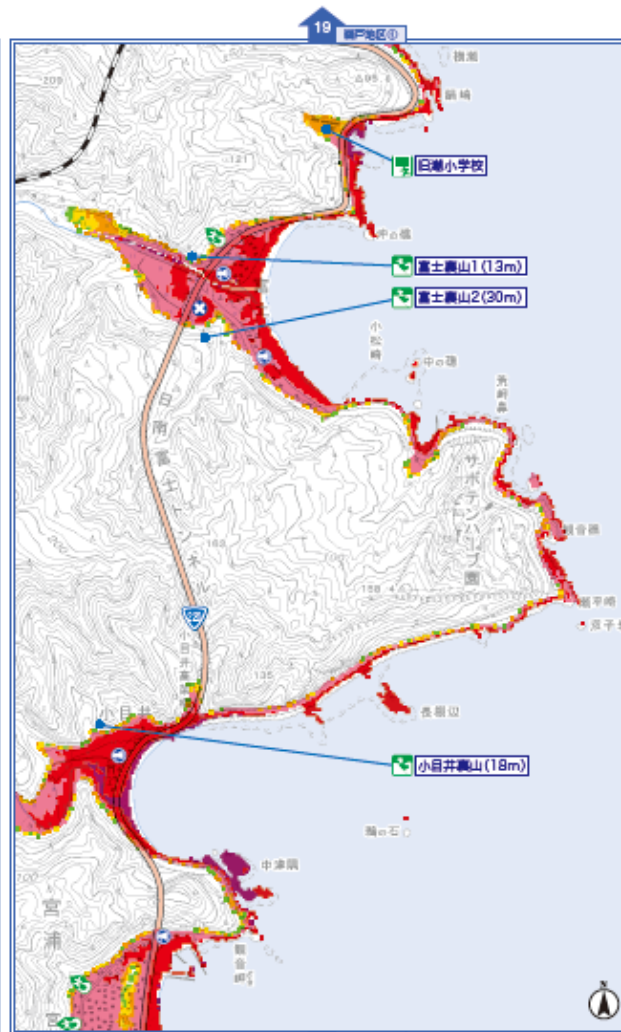
(1) 鵜戸地区①・②

19



この地図は、国土交通省の承認を得て、調査報告の計測地
図(25000(地)国測特)を基にしたものである。
(承認番号 平25特認、第305号)

20 鵜戸地区②



●避難場所、避難経路、避難ビルは避難しにより変更する可能性が低いため、ご注意ください。
※1 海外で地震が発生し、本市に津波が襲来する時の避難場所です。

21 鵜戸地区③

20

津波ハザードマップ

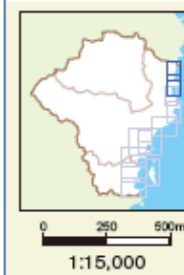
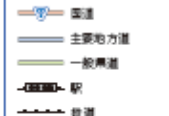
津波浸水想定区域



避難・防災関連施設

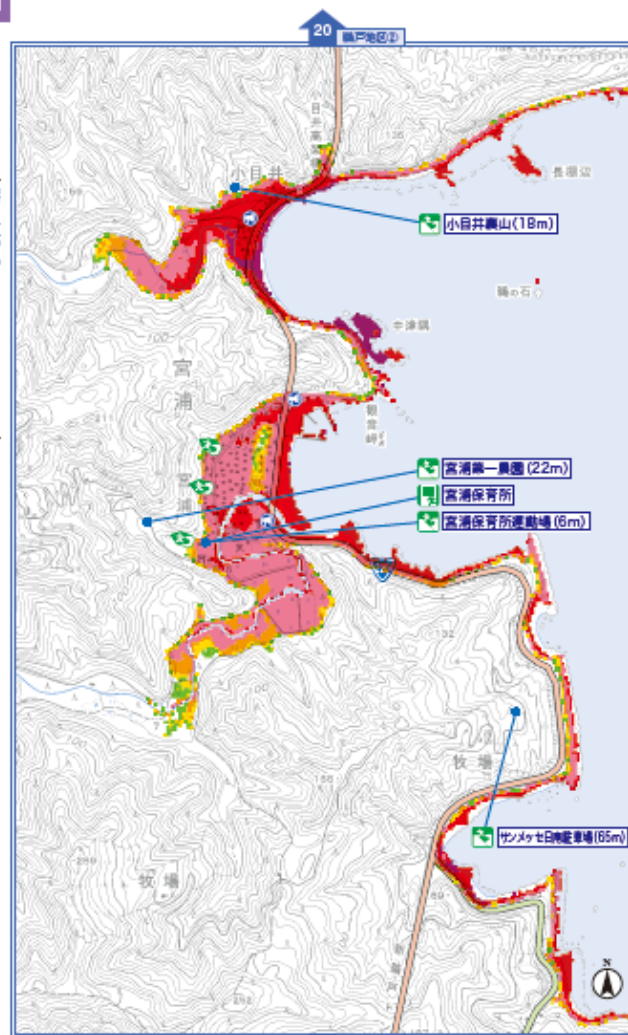


道路・鉄道



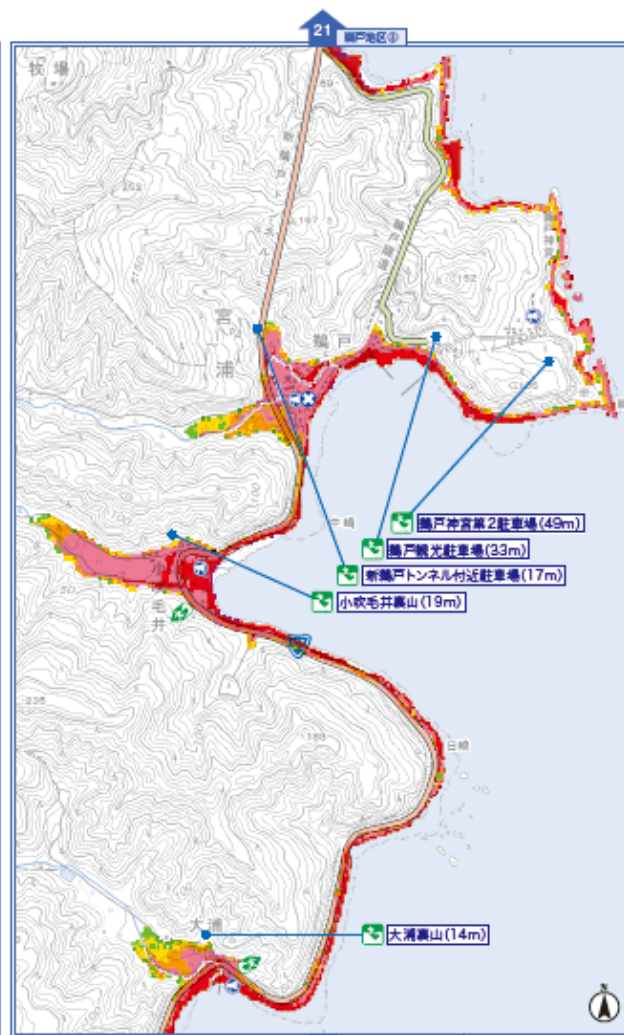
(2) 鵜戸地区③・④

21



この地図は、国土地理院の承認を得て、国土地理院の地図データ(25000地形図)を基に作成したものである。
(承認番号: 平25特認第306号)

22



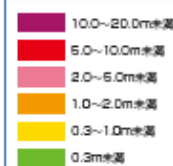
③避難場所、避難ビルは凡例により変更する可能性がある。ご注意ください。
④1 海岸で地震が発生し、本市に津波が襲来する際の避難場所です。

23

22

津波ハザードマップ

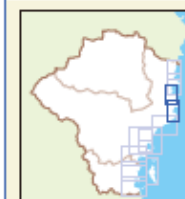
津波浸水想定区域



避難・防災関連施設



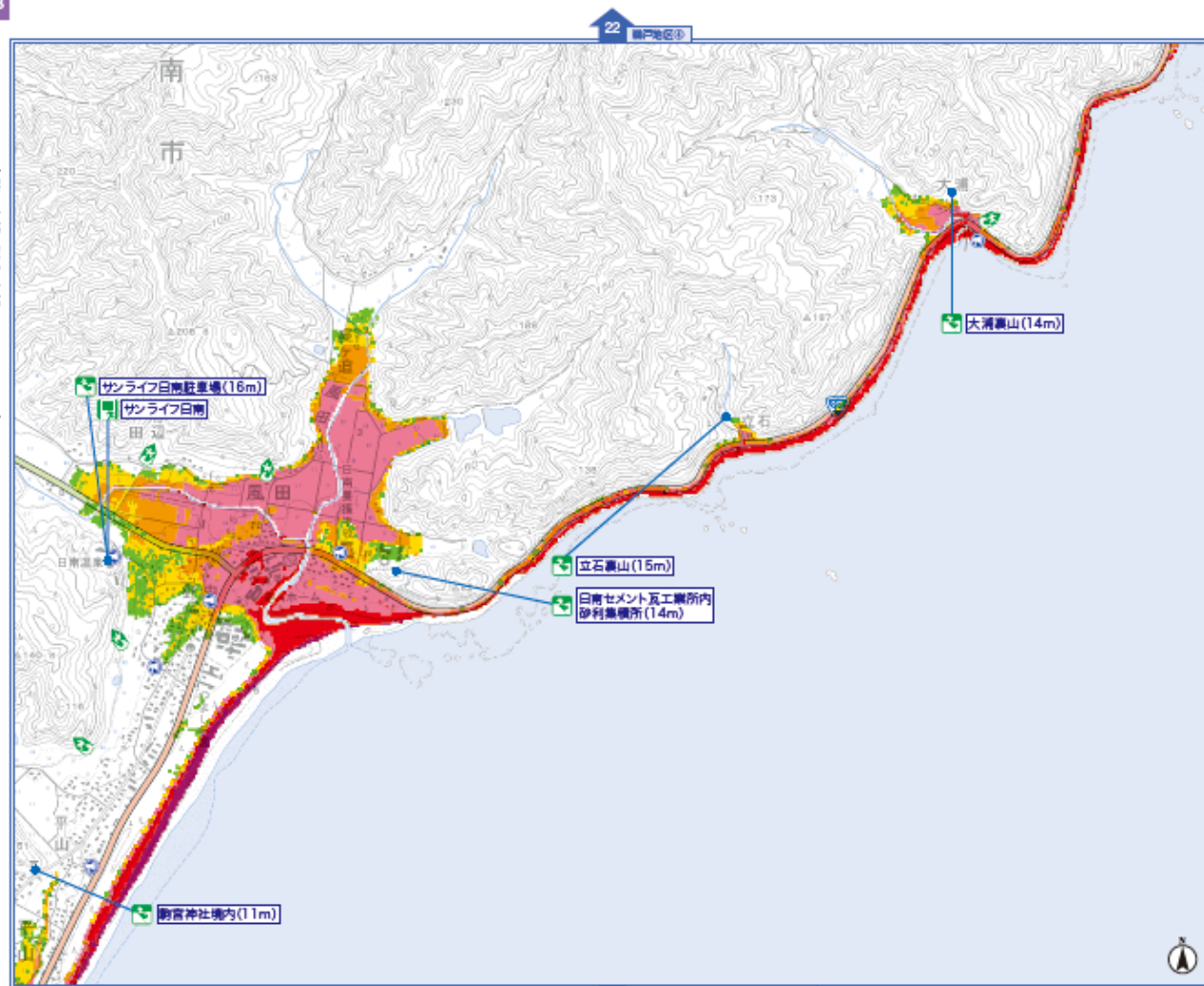
道路・鉄道



0 250 500m
1:15,000

(3) 鵜戸地区⑤・東郷地区①

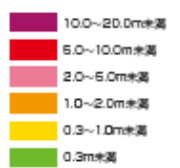
23



24

津波ハザードマップ

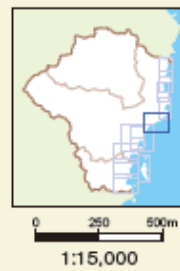
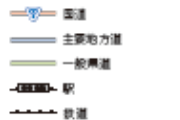
津波浸水想定区域



避難・防災関連施設



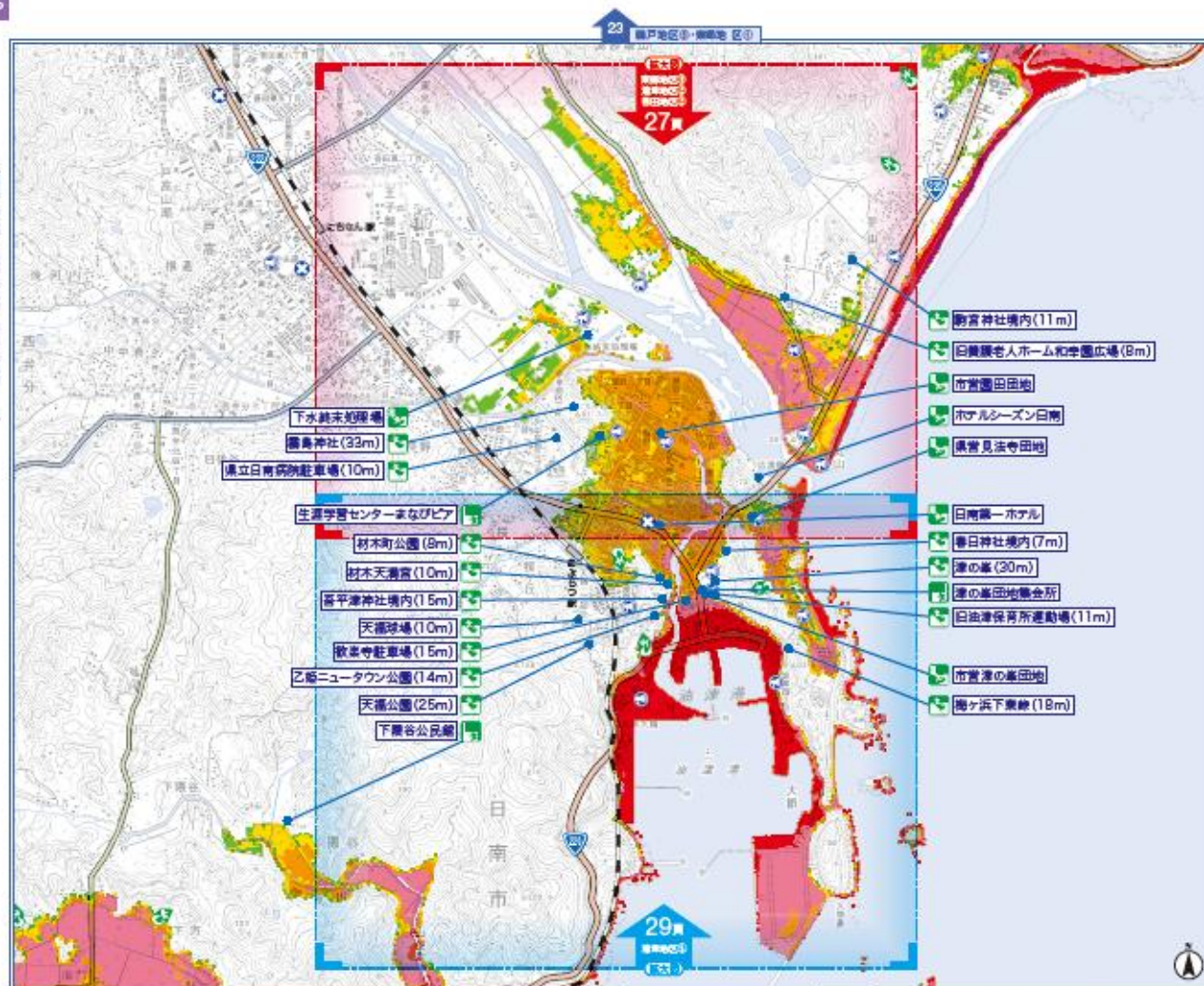
道路・鉄道



*1 海外で地震が発生し、本市に津波が襲来する時の避難場所です。

(4) 東郷地区②・油津地区①・吾田地区①

25



26

津波ハザードマップ

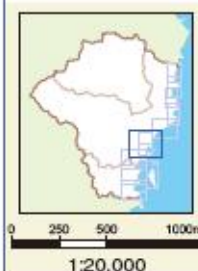
津波洪水想定区域



避難・防災関連施設



道路・鉄道



※避難場所、避難ビルは見直しにより変更する可能性があります。ご注意ください。
※海外で地震が発生し、本市に津波が襲来する時の避難場所です。

-233-

www.mhhe.com/management

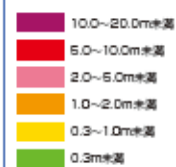
注意：(C)

●遊園地等、遊覧船、遊覧バスは天候により変更する可能性がありますので、ご注意ください。
※1 海外で地震が発生し、本市に被害が及ぶ等の避難場所です。

1000 *Journal of Management Inquiry* 18(8)

津波浸水想定区域

津波浸水想定区域

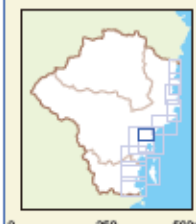


1

-  津波緊急避難場所(標高)
-  津波緊急避難路
-  津波緊急避難ビル
-  海外の地震時の津波避難所*
-  警察機関
-  防災行政無線

— 550 —

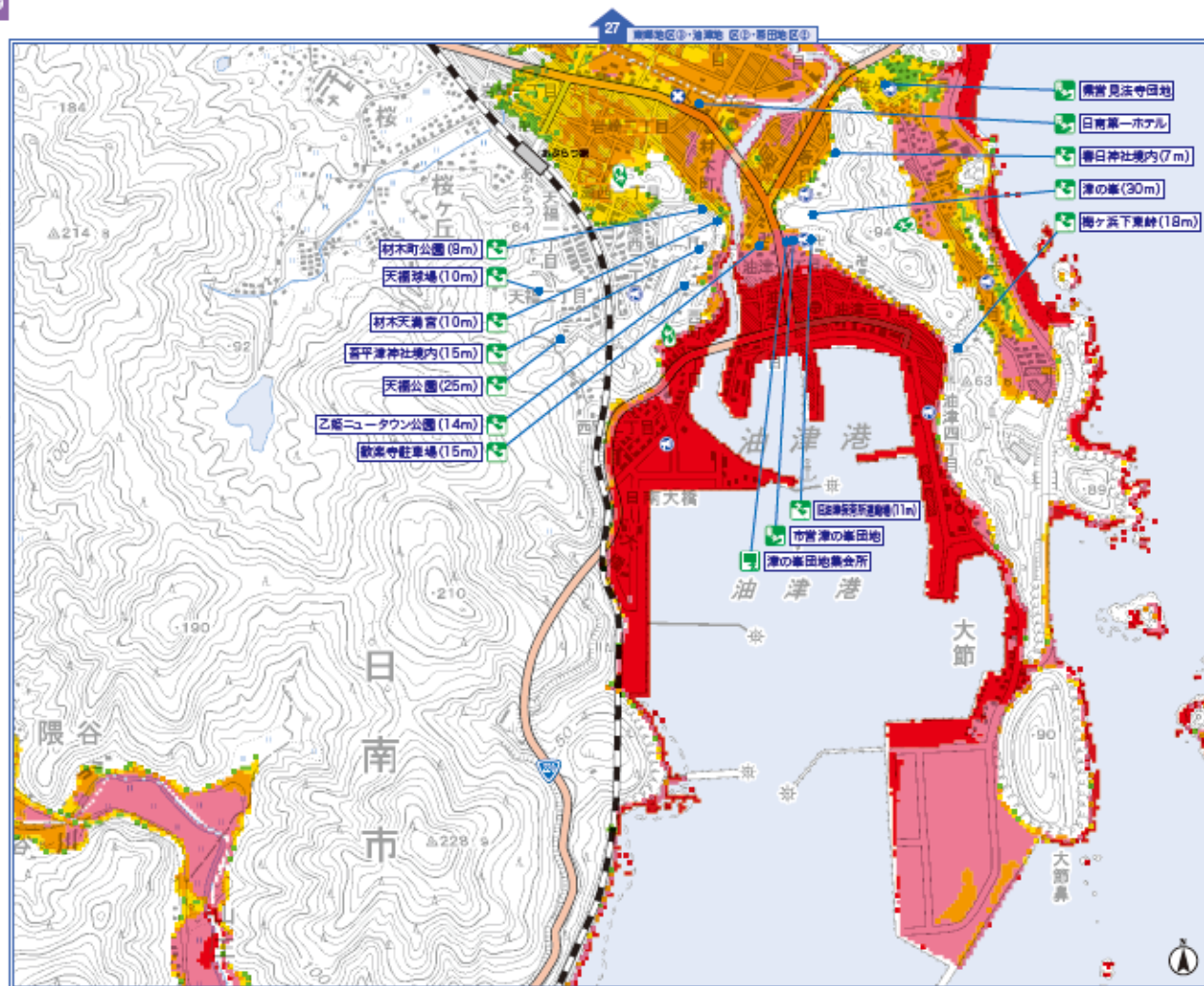
-



1:10,000

(6) 油津地区③

29



この地図は、国土院の承認を経て、国土地理院の地形図25000(地形図)を基にしたものである。(承認番号 平25第1第306号)

●避難場所、避難経路、避難ビルは変更により変更する可能性があります。ご留意ください。
※ 海外で地震が発生し、本市に津波が到達する場合は、避難場所が変更される場合があります。

30

津波ハザードマップ

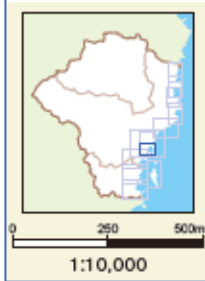
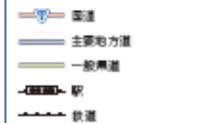
津波浸水想定区域



避難・防災関連施設



道路・鉄道

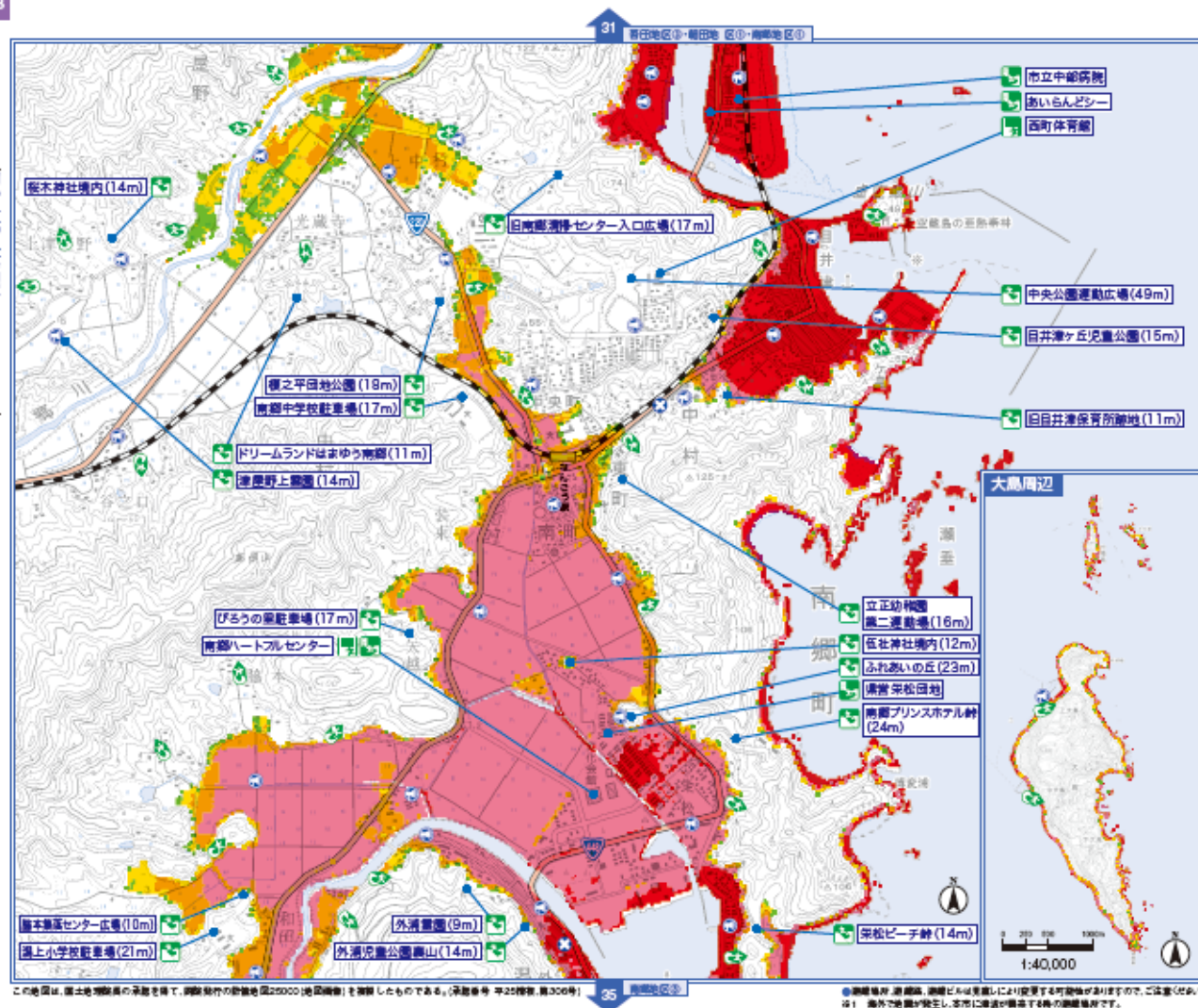


-235-



(8) 南郷地区②・大島周辺

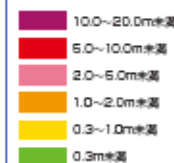
33



34

津波ハザードマップ

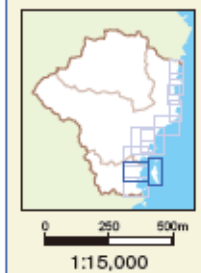
津波浸水想定区域



避難・防災関連施設

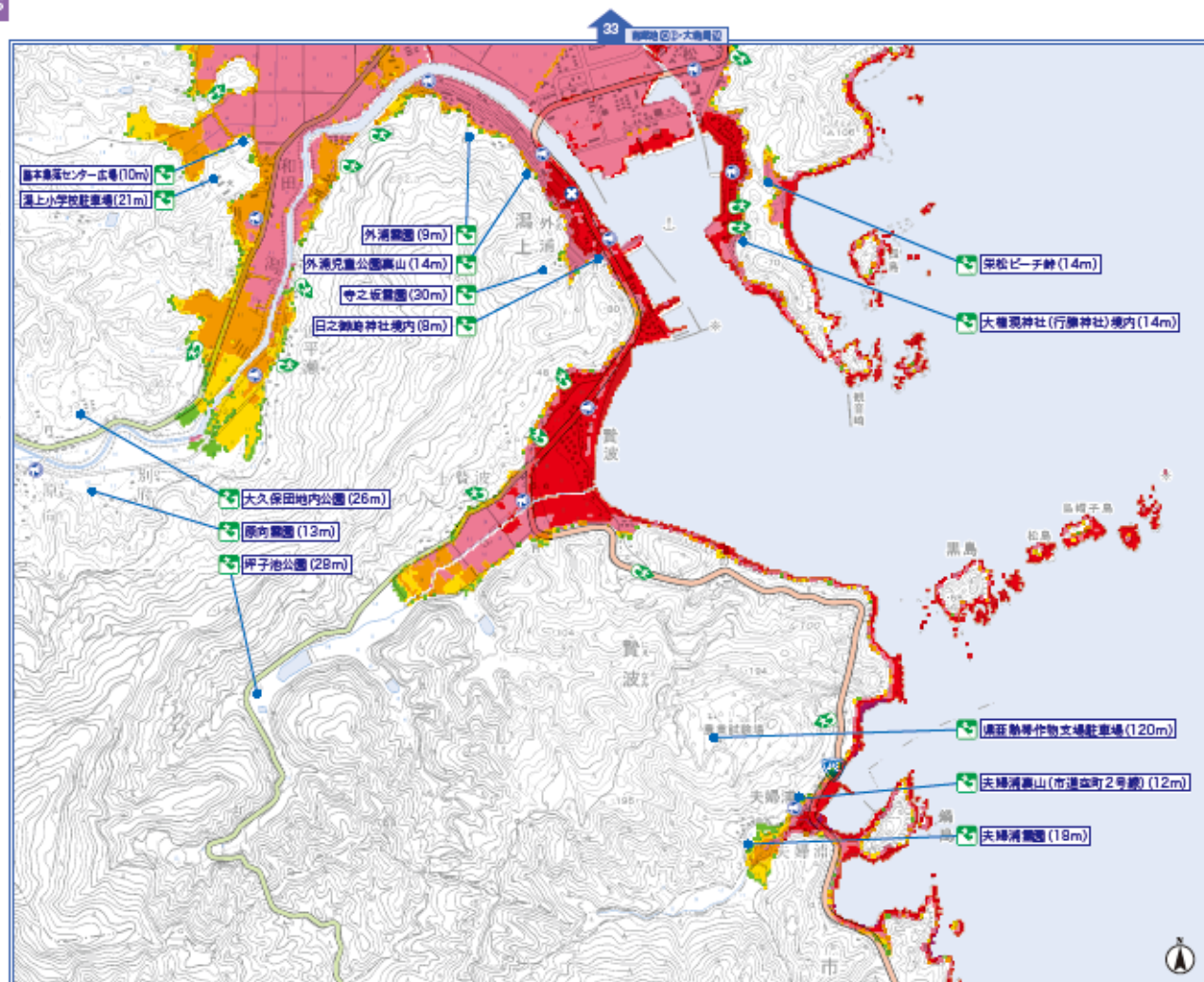


道路・鉄道



(9) 南郷地区③

35



この地図は、国土院の承認を得て、国土地理院の地形図25000(地形図)を基に作成したものである。(承認番号 平25特第 第300号)

●避難場所、避難経路、避難ビルは変更により変更する可能性がありますので、ご注意ください。
※1 海外で地震が発生し、本市に津波が襲来する時の避難場所です。

36

津波ハザードマップ

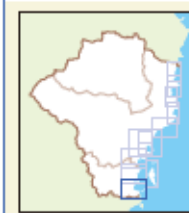
津波浸水想定区域



避難・防災関連施設



道路・鉄道



0 250 500m
1:15,000

(1) 時任池



-239-



-240-



-241-



(5) 夫婦池上・夫婦池下・木場迫ため池



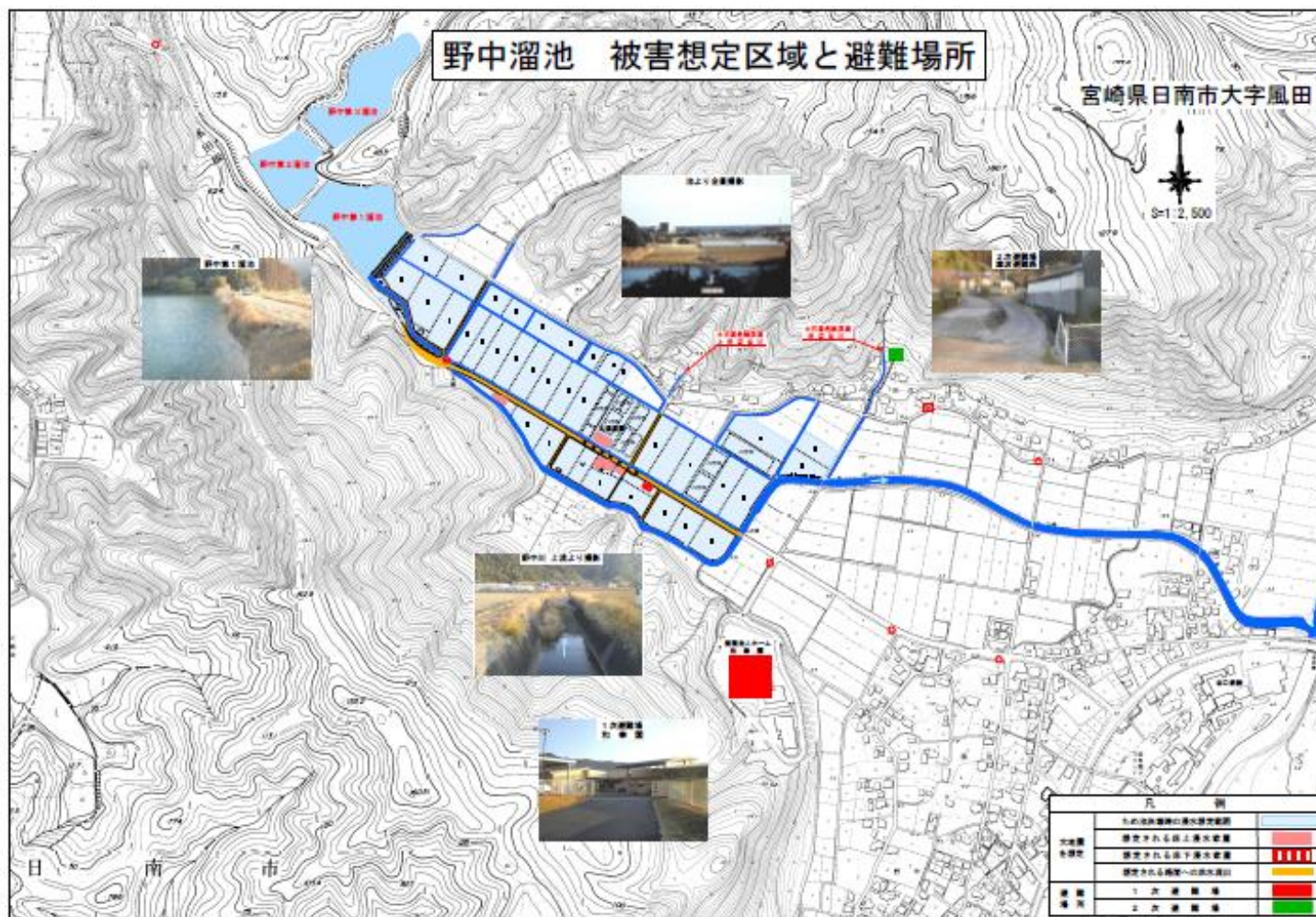
(6)七迫ため池上



(7) 神田ため池



(8)野中第1・第2・第3ため池



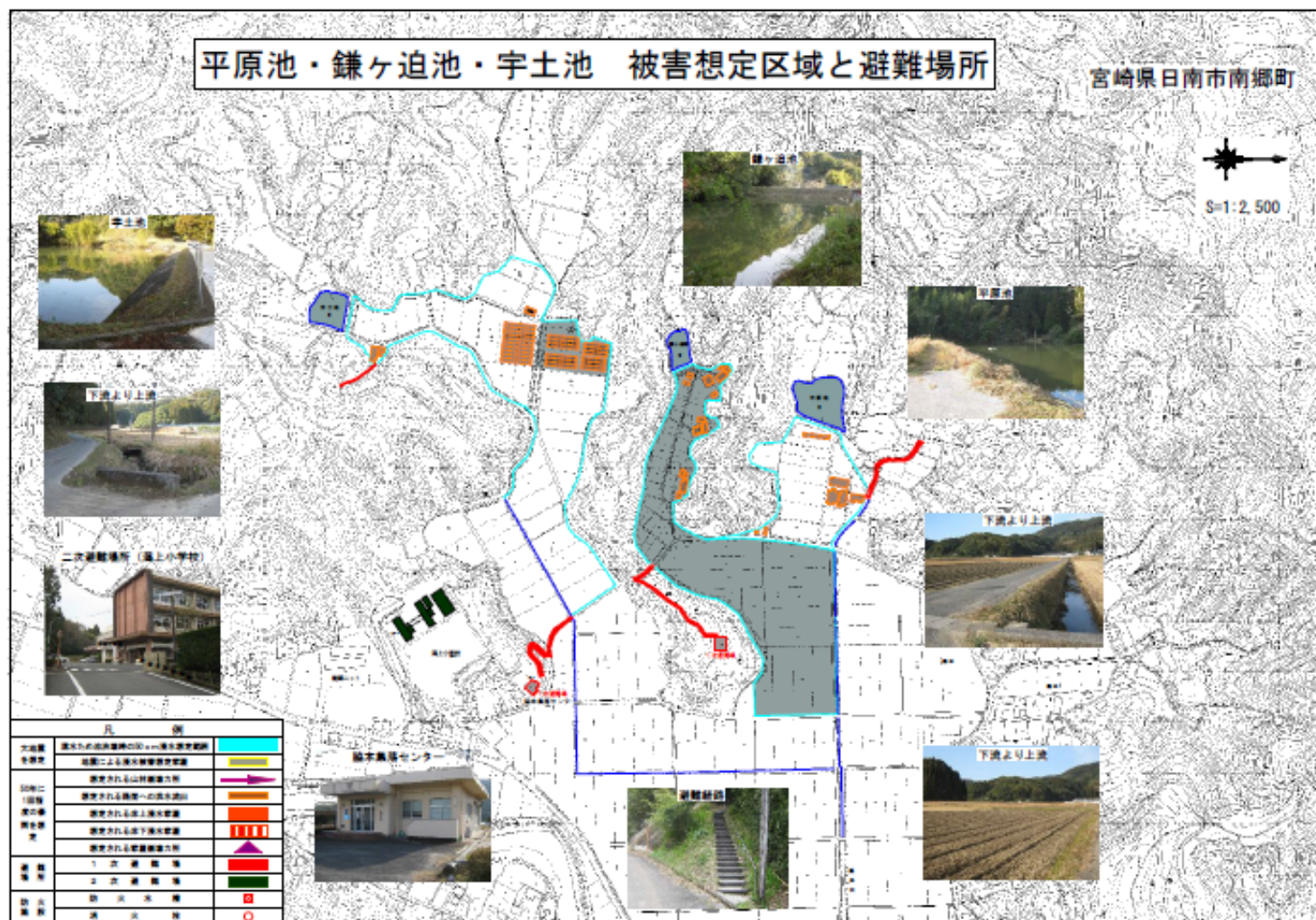
-246-



(10) 犬山第1ため池



-248-



13 既往災害の状況

(1) 地震

年 月 日	震源地	震度等	県内の被害概況
昭和 4. 5. 22 01 時 35 分	宮崎県沖 N= 31° 40 E=132° 05	M=6. 9	器物の落下、壁の亀裂剥落、煉瓦煙突の倒壊、上壁屋根瓦など破損あり、青島村内海で岸壁に小亀裂など被害があった。
6. 11. 2 19 時 03 分	宮崎県沖 N= 32° 15 E=132° 38	M=7. 1	宮崎市内外の電灯は同時に消灯し笹原製糸工場の煉瓦煙突倒壊し、その下敷きとなり 1 名が即死、負傷者 29 名、宮崎市付近の海岸線に沿った集落では無被害の家屋は皆無、煙突は大部分が倒壊し、赤江町檣村、広瀬村、佐土原町では鳥居、石灯籠、墓石の倒壊が多かった。道路、橋梁、山崩れなどの被害のあった範囲は西臼杵郡を除きほとんど県下にわたった。鉄道：宮崎～大淀間鉄橋 30 cm 沈下、広瀬～佐土原間佐賀川橋梁 6 cm 沈下。
7. 5. 3	志布志湾 地震	震度 4	
8. 5. 24	大隅半島 東方地震	中	
8. 6. 2	都城付近 地震	中	
9. 10. 27	種子島 南東方地震	中	
10. 7. 3	高岡町付近 N= 32° 06 E=131° 21	M=4. 6 震度 4	高岡町で中震、高岡、本庄付近で道路損壊など小被害。宮崎市で軽度、地鳴を伴い当地としては稀な地震であった。
12. 6. 24	男鈴山付近 地震	中	
13. 3. 1	都城付近 地震	中	
14. 3. 20	宮崎県沖 N= 32° 17 E=131° 58	M=6. 5 震度 4	県の北部中部で強震、その他の地方中震、宮崎市内的家屋はほとんど壁に割れ目が入りガラス戸の破損があった。死者 1 名、負傷者 1 名、家屋半壊 1 戸、煙突倒壊 3、道路損壊 7、酒類、薬品、陶器類の落下による損害多数。
16. 7. 20	日向灘地震	中	
16. 11. 19 01 時 46 分	宮崎県沖 N= 32° 01 E=132° 05	M=7. 2 震度 4	負傷者 5 名 家屋半壊 1 戸 被害は延岡市を中心に大部分の家屋の壁に亀裂剥落被害。煉瓦煙突の倒壊、石垣の崩壊、墓石、石灯籠の転倒、崖崩れ等の被害あり。この地震において発光現象を認めた者多数。津波が発生したが陸上の被害なし。
17. 4. 13	日向灘地震	中 (4)	
18. 4. 12	日向灘地震	中	
19. 1. 5	日向灘地震	中 (4)	
21. 12. 21 04 時 20 分	紀伊半島沖 N= 33° 02 E=135° 37	M=8. 0 震度 4	南海地震：極めて大規模な地震で広範囲にわたり被害甚大。県内では南部で弱、その他の大部分で中震、地震動による被害は僅少であったが、津波による被害が大きかった。負傷者 1 名、家屋半壊 3 戸、家屋浸水 1, 165 戸、船舶小破 2 隻、流失損壊 30 隻、橋梁損壊 2 カ所、道路決壊 2 カ所。

年 月 日	震源地	震度等	県内の被害概況
23. 5. 9 11 時 09 分	宮崎県沖 N= 31° 30 E=131° 56	M=6.5 震度 4	日蝕（蝕甚 11 時 12 分）中で人々は薄暗い空を仰いで非常な恐怖心を起こす。一部で壁土の剥落、瓦のずれ等があった。
35. 3. 4 12 時 53 分	鹿児島県南部 N= 31° 03 E=130° 40	M=6.4 震度 4	油津、都城で中震
35. 5. 24	チリ地震 津波		5 月 24 日早朝チリ地震による津波のため沿岸各地に被害が発生した。特に外の浦港、目井津港は被害が著しく、住家浸水 409 戸、被害総額 6,500 万円
36. 2. 27 03 時 10 分	宮崎県沖 N= 31° 36 E=131° 51	M=7.0 震度 5	急激に大きな揺れを感じ、建物の動揺は激しく土壁、屋根瓦の剥落。酒店、陶磁器店、ガラス戸の商品被害大。死者 1 名、負傷者 4 名、家屋全壊 1 戸、半壊 4 戸、一部破損 104 戸、非住家被害 37 戸。その他、道路、橋梁、堤防、山崩れ、鉄軌道、船舶通信施設等に被害あり。
38.10. 4 08 時 24 分	宮崎県沖 N= 31° 53 E=132° 09	M=6.3 震度 4	人家の窓ガラス破損等の軽被害
43. 2. 21 10 時 45 分	えびの地震 N= 32° 01 E=130° 43	M=6.1 震度 4	21 日 8 時 51 分に M=5.6、引き続き 10 時 45 分に M=6.1 の強震が起こった。有感区域は九州全域と四国の一部に及んだ。続いて多数の余震が発生。えびの市から鹿児島県吉松町へかけて道路の地割れ、鉄道、橋梁、学校施設、その他多くの被害が発生した。 最も被害がひどかったのは、えびの市京町地区で主要被害地域は同地区を中心に、10 km のほぼ円形の範囲内である。幸い死者と大火が起こらなかった。県内の被害は、負傷者 35 名、住家全壊 451 戸、半壊 896 戸、一部損壊 3,597 戸、非住家全半壊 1,143 戸、その他、土木施設等被害総額 65 億円に達した。
43. 4. 1 09 時 42 分 16 時 13 分	日向灘 N= 32° 17 E=132° 32 宮崎県沖 N= 32° 18 E=132° 23	M=7.5 震度 4 M=6.3 震度 4	西日本一帯で人体に感じる強い地震が起こり、延岡市でブロック塀が倒れて 2 人が重軽傷を負ったのを始め、日向市の書店で本棚が倒れて、小学校が打撲傷を負うなど、県内の沿岸部で 15 名の負傷者があった。陶器類が落下し、かなりの被害があった。地震発生後約 20 分頃から津波が来襲し、延岡市の赤水湾では養殖ハマチ約 2 万尾が逃げるなど水産物にもかなりの被害が出た。津波は満潮時を過ぎていたため陸地での被害はなかった。この 2 回の地震による被害は、負傷者 15 名、住家半壊 1 戸、一部損壊 9 戸、非住家 19 戸、その他、土木施設等の被害があった。
43. 8. 6 01 時 17 分	愛媛県西岸 N= 33° 18 E=132° 23	M=6.6 震度 4	道路損壊 1 カ所、その他の被害は軽微。
44. 4. 21 16 時 19 分	宮崎県沖 N= 32° 09 E=132° 07	M=6.6 震度 4	九州全域と四国の一部で人体に感ずる。西臼杵郡日之影町七折で通行中の乗用車に落石があり 2 名重傷。棚の物が倒れたり、窓ガラスが割れた家もあった。その他、道路被害 1 カ所、橋梁被害 1 カ所。
45. 7. 26 07 時 19 分 16 時 10 分	宮崎県沖 N= 32° 04 E=132° 02 宮崎県沖 N= 32° 07 E=132° 06	M=6.7 震度 4 M=6.1 震度 4	午前と午後の 2 回にわたり西日本一帯で強い地震が起こり、特に県南部沿岸は振動が強かった。日曜日で家にいる人が多く戸外に飛び出し転倒するなど負傷者 13 名、その他道路決壊 2 カ所、農業用施設 4 カ所、学校、保健所一部破損 6 カ所など。油津測候所の検潮儀に最高 20 センチの潮位上昇が観測されたが被害はなかった。

年 月 日	震源地	震度等	県内の被害概況
46. 5. 25 22 時 00 分	宮崎県沖 N= 31° 20 E=131° 30	M=5.8 震度 4	宮崎県南部で強い地震を感じたが被害はなかった。
53. 5. 23 16 時 50 分	種子島近海 N= 30° 59 E=130° 22	M=6.7 震度 4	有感区域は、九州、四国、近畿地方まで及んだ。串間市では停電、国鉄各線は安全点検のため運行停止したためダイヤに乱れが出た。線路内落石 5 カ所、その他の被害なし。
53. 7. 4 11 時 41 分	宮崎県北部 N= 32° 40 E=131° 21	M=6.2 震度 4	有感区域は、九州、四国、中国、近畿地方の一部に達する。西都市で落下したキャビネットによる負傷者 1 名。宮崎市一円では陶器店、酒店、デパートなどの商品の一部が落下し破損した。国道 218 号の日之影では、落石 2 カ所、そのうち 1 カ所で通行中のトラックに被害があった。鉄道は夕方までダイヤの混乱が続いた。切り取り崩壊による倒木 4 カ所、線路内落石 3 カ所。
59. 8. 7 04 時 06 分	宮崎県沖 N= 32° 23 E=132° 09	M=7.1 震度 4	ガラス破片や棚からの落下物で負傷者 9 名、家屋の損壊、道路の決壊、鉄軌道被害、崖崩れなど沿岸部で被害があった。特に県北を中心に被害があった。校舎被害 7 カ所、校地崩壊 1 カ所、住家一部損壊 319 棟、非住家 8 棟。
62. 3. 18 12 時 36 分	宮崎県沖 N= 31° 58 E=132° 04	M=6.6 震度 5	日之影町で落石が車両を直撃し車が川原に転倒し死者 1 名があった。負傷者 6 名、住家損壊、道路破損、通信施設被害、山崩れ、崖崩れ、鉄軌道被害が発生した。その他、非住家、水道、河川、橋梁、ブロック塀等の損傷被害があった。
平成 7.10. 19 11 時 41 分	奄美大島 近海 N= 27° 54 E=130° 36	M=6.7 震度 1	深さ約 20km 8 年ぶりに津波警報発令
8.10. 18 19 時 50 分	種子島近海 N= 30° 36 E=131° 12	M=6.2 震度 2	
8.10. 19 23 時 44 分	日向灘 N= 31° 54 E=131° 54	M=6.9 震度 5 弱	日南市飢肥城で瓦落下。日南市楠原で落石。宮崎市青島で窓ガラス破損。宮崎市南部で住家瓦落下。津波：最大の高さ室戸岬で 14cm、日向市細島で 6cm
8.12. 3 07 時 18 分	日向灘 N= 31° 48 E=131° 36	M=6.7 震度 5 弱	宮崎市、都城市、三股町で水道管の破損。佐土原町、新富町、高鍋町、宮崎市南部で小・中・高校で窓ガラス破損。津波：最大の高さ日南市油津で 15cm、日向市細島で 7cm

(2) 台風災害

年 月 日	名称	m/s	mm	県内の被害概況
昭和 2. 8. 7 ～ 8		8.8	227.3	総降水量最多寒川 1,091.7 mm 死傷者 16 名 家屋全・半壊、流失、浸水家屋 11,000 余戸
5. 8. 11 ～ 12		26.6	263.6	総降水量最多家代 1,014.8 mm 死者行方不明者 7 名、家屋全半壊 57 戸、流失 7 戸、浸水家屋 4,980 戸
10. 8. 28		30.0	188.8	総降水量最多都城 397.2 mm 家屋全半壊 176 戸 浸水家屋 113 戸
10. 9. 24		20.5	134.4	総降水量最多川南 407.2 mm 死傷者 6 名 家屋全半壊 46 戸、家屋流失 59 戸、浸水家屋 624 戸
13.10. 14 ～ 15		19.7	240.3	県南部に集中豪雨 総降水量最多本城 440.0 mm 死者行方不明者 13 名 家屋流失 8 戸、浸水家屋 1,704 戸

年 月 日	名称	m/s	mm	県内の被害概況
14. 10. 16		32.5	320.1	総降水量最多宮崎 657.4 mm 死者行方不明者 77 名、家屋全半壊 1,254 戸、家屋流失 141 戸 浸水家屋 14,200 戸 集中豪雨清武川流域で溺死者 32 名 耕地流失 100 余 ha
15. 9. 10 ～ 11		24.9	139.0	総降水量最多須木 365.2 mm 死者行方不明者 38 名、家屋全半壊 943 戸、家屋流失 22 戸 浸水家屋 2,418 戸
16. 9. 30 ～ 10. 1		29.7	145.6	総降水量最多家代 344.3 mm 死者行方不明者 48 名、家屋全半壊 581 戸、家屋流失 224 戸 浸水家屋 10,471 戸
17. 8. 26 ～ 27		27.4	260.3	総降水量最多下福良 473.0 mm 死者行方不明者 28 名、家屋全半壊 1,783 戸、家屋流失 15 戸 浸水家屋 999 戸
18. 7. 19 ～ 23		4.0	480.5	沿岸地方被害大 総降水量最多北河内 799.6 mm 死傷者 11 名 家屋全半壊 45 戸、家屋流失 18 戸 浸水家屋 609 戸
18. 9. 18 ～ 20		25.0	216.7	総降水量最多延岡 684.6 mm 死者行方不明者 276 名、家屋全半壊 1,732 戸、家屋流失 508 戸 床上 浸水 9,361 戸 船舶流失沈没 106 艘 延岡大洪水
20. 9. 17	枕崎台風	55.4	223.7	総降水量最多神門 550.4 mm 死傷者 565 名 家屋全半壊 33,850 戸、家屋流失 94 戸 床上浸水 3,713 戸
20. 10. 10	阿久根 台風	24.1	274.4	総降水量最多宮崎 361.7 mm ※被害は枕崎台風に含まれていると思われる。
21. 7. 28 ～ 30		25.7	140.7	総降水量最多八重 376.0 mm 死者行方不明者 9 名 家屋全半壊 421 戸、家屋流失 1 戸 浸水家屋 2,568 戸 県南高潮被害多
24. 6. 18 ～ 20	デラ台風	29.7	440.5	総降水量最多村所 493.5 mm 死者行方不明者 80 名、家屋全半壊 16,084 戸、家屋流失 38 戸 浸水家屋 9,506 戸
24. 8. 14 ～ 16	ジュディ ス台風	33.2	234.6	総降水量最多須木 755.0 mm 死者行方不明者 46 名、家屋全半壊 4,372 戸、家屋流失 4 戸 浸水家屋 7,293 戸
25. 7. 18 ～ 20	フロシイ クレイス 台風	23.4	120.2	総降水量最多神門 1,115.1 mm 死傷者行方不明者 7 名 家屋全半壊 740 戸 家屋流失 1 戸 床上浸水 1,404 戸
25. 9. 11 ～ 13	キジア 台風	36.4	123.1	総降水量最多須木 648.6 mm 死者行方不明者 143 名、家屋全半壊 2,964 戸、家屋流失 85 戸 浸水家屋 14,510 戸
26. 6. 29 ～ 7. 2	ケート 台風	25.0	516.7	総降水量最多油津 死傷者行方不明者 19 名 家屋全半壊 197 戸、家屋流失 6 戸 浸水家屋 7,968 戸
26. 10. 12 ～ 14	ルース 台風	39.7	126.6	総降水量最多宮崎 503.5 mm 死傷者行方不明者 369 名 家屋全半壊 26,364 戸 家屋流失 6 戸 浸水家屋 6,561 戸
29. 8. 13 ～ 18	第 5 号	29.5	188.0	総降水量最多神門 996.0 mm 死傷者行方不明者 43 名 家屋全半壊 292 戸 家屋流失 46 戸 浸水家屋 8,510 戸

年 月 日	名称	m/s	mm	県内の被害概況
29. 9. 6 ～ 8	第 13 号	41.6	192.0	総降水量最多八戸 356.0 mm 死傷者行方不明者 118 名 家屋全半壊 4,148 戸 家屋流失 1 戸 浸水家屋 2,281 戸
29. 9. 10 ～ 13	第 12 号	34.7	270.0	総降水量最多渡川 1,229.0 mm 死傷者行方不明者 129 名 家屋全半壊 2,074 戸 家屋流失 356 戸 浸水家屋 30,966 戸
29. 9. 24 ～ 25	第 15 号	38.5	159.0	総降水量最多坪谷 347.0 mm 死傷者行方不明者 8 名 家屋全半壊 332 戸 家屋流失 4 戸 浸水家屋 1,105 戸
30. 9. 25 ～ 27	第 22 号	39.1	185.0	総降水量最多蝦野 904.0 mm 死傷者行方不明者 113 名 家屋全半壊 7,406 戸 家屋流失 38 戸 浸水家屋 6,435 戸
32. 8. 17 ～ 21	第 7 号	26.6	145.0	総降水量最多蝦野 1,054.0 mm 死傷者行方不明者 12 名 家屋全半壊 211 戸 家屋流失 7 戸 浸水家屋 470 戸
32. 9. 4 ～ 7	第 10 号	33.2	125.0	総降水量最多見立 554.0 mm 死傷者行方不明者 8 名 家屋全半壊 188 戸 家屋流失 4 戸 浸水家屋 2,447 戸
34. 7. 8	第 9 号	22.2	284.0	
34.10. 6	第 16 号	19.3		
35. 6. 11	第 3 号	27.1		
35. 8. 29	第 16 号	29.7	156.0	
36. 7. 29 ～ 8. 2	第 10.11. 12 号	27.0	256.0	
36. 8. 18	第 15 号	18.1	54.0	
36. 9. 16	第 18 号	36.3	177.0	
38. 8. 9	第 9 号	31.9	267.0	総降水量最多道元越 760 mm 負傷者 4 名 家屋全半壊 63 戸 家屋流失 25 戸 浸水家屋 2,681 戸
38. 9. 10 ～ 15	第 14・15 号及び集 中豪雨			総降水量最多坪谷 1,055 mm 死傷者行方不明者 17 名 家屋全半壊 198 戸 家屋流失 5 戸 浸水家屋 16,978 戸
39. 8. 16 ～ 24	第 14・16 号	31.6		総降水量最多えびの 1,706mm 死傷者行方不明者 7 名 家屋全半壊 60 戸 家屋流失 3 戸 浸水家屋 470 戸 9 日間強風雨に見舞われた。
39. 9. 23 ～ 24	第 20 号	50.7	167.3	総降水量最多青井岳 776 mm 死傷者 70 名 家屋全半壊 2,878 戸 家屋流失 5 戸 浸水家屋 4,765 戸
40. 8. 6	第 15 号	21.6	105.1	
41. 8. 11 ～ 24	第 13・15 号			総降水量最多都城 243 mm 死傷者 33 名 家屋全半壊 46 戸 浸水家屋 4,425 戸、青井岳でキャンプ中の中学生 9 人死亡、北川 村で山崩れにより 15 人が死亡した。

年 月 日	名称	m/s	mm	県内の被害概況
43. 9. 22 ～ 25	第 16 号	23.6	209.0	総降水量最多加子山 497 mm 死者 1 名 負傷者 42 名 家屋全半壊 144 戸 浸水家屋 8,333 戸 宮崎市、高鍋町で竜巻が発生し被害を大きくした。被害総額 69 億 8,500 万円
44. 8. 21 ～ 22	第 9 号	37.0	139.0	総降水量最多柳岳 397 mm 死者 2 名 負傷者 71 名、家屋全半壊 255 戸 一部損壊 2,119 戸 浸水家屋 481 戸 被害総額 34 億 9,900 万円
45. 7. 3 ～ 4	第 2 号		211.0	
45. 8. 13 ～ 14	第 9 号	26.8	67.0	
46. 8. 2 ～ 6	第 19 号	32.9	237.5	総降水量最多えびの 1,557 mm 死者 3 名 負傷者 21 名 家屋全半壊 109 戸 一部損壊 509 戸、家屋浸水 2,650 戸 被害総額 105 億 900 万円
46. 8. 27 ～ 30	第 23 号	33.6	286.5	総降水量最多柳岳 1,092 mm 死者 12 名 負傷者 12 名、家屋全半壊 85 戸 一部損壊 212 戸 浸水家屋 3,985 戸 被害総額 105 億 900 万円
47. 7. 18 ～ 26	第 7 号	31.6	131.0	
49. 8. 17 ～ 18	第 14 号		73.0	
49. 9. 5 ～ 8	第 18 号	34.0	89.5	
51. 7. 23 ～ 24	第 12 号	25.1	57.0	
51. 9. 7 ～ 12	第 17 号	31.4	161.0	
52. 9. 8 ～ 10	第 9 号	17.0	131.0	
53. 7. 26 ～ 8. 3	第 8 号	29.6	175.6	
54. 9. 2 ～ 4	第 12 号	30.0	65.0	
54. 9. 30 ～ 10. 1	第 16 号	47.6	240.0	
54.10. 18 ～ 19	第 20 号	37.0	313.0	
55. 9. 10 ～ 11	第 13 号	36.6	119.0	
55.10. 13 ～ 14	第 19 号	47.2	151.0	
56. 7. 30 ～ 31	第 10 号	43.2	157.0	
56.10. 21 ～ 22	第 24 号	27.9	108.0	
57. 8. 12 ～ 13	第 11 号			総降水量最多日之影 807 mm 死者 7 名 負傷者 3 名、家屋全半壊 54 戸 一部損壊 26 戸、被害総額 171 億 8,500 万円、日之影町、西都市で被害大

年 月 日	名称	m/s	mm	県内の被害概況
57. 8. 22 ～ 25	第 19 号	39.2	261.0	
57. 8. 25 ～ 27	第 13 号	46.8	173.0	
58. 8. 12 ～ 15	第 5 号	33.1	170.0	
58. 9. 25 ～ 28	第 10 号	31.1	224.0	
59. 7. 29	第 7 号	26.4	42.0	
60. 8. 30 ～ 31	第 13 号	39.7	58.0	
平成元 7. 27 ～ 28	第 11 号	47.0	259.0	負傷者 3 名 家屋全半壊 8 戸 一部損壊 270 戸 家屋浸水 1,412 戸 被害総額 300 億円
元 9. 19	第 22 号	48.0	40.0	
2. 9. 16	第 19 号	41.9	217.0	
2. 9. 27 ～ 29	第 20 号	43.2	313.0	総降水量最多宮崎 620 mm 死傷者 13 名 家屋全半壊 44 戸 一部損壊 136 戸 家屋浸水 6,776 戸 被害総額 253 億 8,000 万円
2.10. 5 ～ 8	第 21 号	30.7	110.0	
3. 7. 27 ～ 29	第 9 号	32.1	35.5	
3. 8. 19 ～ 23	第 12 号	29.9	51.0	
3. 8. 27 ～ 29	第 13 号	23.2	76.0	
3. 9. 12 ～ 14	第 17 号	31.6	129.5	
3. 9. 26 ～ 27	第 19 号	41.5	114.0	
4. 8. 7 ～ 8	第 10 号	46.7	43.0	
4. 8. 17 ～ 19	第 11 号	39.4	59.0	
5. 7. 26 ～ 28	第 5 号	35.7	156.0	
5. 7. 29 ～ 30	第 6 号	26.8	60.0	
5. 8. 9 ～ 10	第 7 号	39.7	106.0	総降水量最多見立 637 mm 死傷者 16 名 家屋全半壊 30 戸 一部損壊 132 戸 家屋浸水 1,447 戸 被害総額 330 億 4,000 万円
5. 9. 2 ～ 4	第 13 号	39.2	118.0	総降水量最多見立 576 mm 死傷者 145 名 家屋全半壊 385 戸 一部損壊 32,560 戸 家屋浸水 499 戸 被害総額 451 億 2,000 万円
6. 7. 23	第 7 号	31.5	130.0	

年 月 日	名称	m/s	mm	県内の被害概況
7. 9. 23	第 14 号	35.3	188.0	
8. 7. 18	第 6 号	47.4	182.0	
8. 8. 14	第 12 号	44.5	251.0	
9. 9. 16	第 19 号	33.6	342.5	浸水家屋 478 戸 酒谷川堤防決壊箇所多 各河川流域に避難勧告発令 被害総額約 10 億円
10. 9. 16 ～ 20	第 6 号	23.2	250.0	総降水量中小屋 250 mm 諸塚 195 mm 軽傷者 5 名 家屋半壊 1 戸 一部損壊 74 戸 被害総額 6 億 8,000 万円
10.10. 15 ～ 17	第 10 号	36.3	281.0	総降水量西米良・小林 281 mm 重傷者 1 名 軽傷者 2 名 家屋半壊 4 戸 一部損壊 115 戸 家屋浸水 85 戸 被害総額 38 億 9,000 万円
11. 7. 31 ～ 8. 4	第 7 号		570.0	総降水量見立 570 mm 中小屋 552 mm 死者 1 名 家屋全壊 1 戸 被害総額 3 億 4,000 万円
11. 8. 5 ～ 7	第 8 号	28.9	649.0	総降水量えびの 649 mm 中小屋 628 mm 家屋全壊 3 戸 一部損壊 1 戸 家屋浸水 55 戸 被害総額 72 億 7,000 万円
11. 9. 22 ～ 24	第 18 号	51.9	439.0	総降水量諸塚 439 mm 見立 392 mm 死者 1 名 軽傷者 3 名 家屋半壊 2 戸 一部損壊 58 戸 家屋浸水 2 戸 被害総額 60 億 4,000 万円
13.10. 16 ～ 17	第 21 号 秋雨前線		585.0	総降水量青島 585 mm 古江 442 mm 家屋半壊 2 戸 一部損壊 9 戸 家屋浸水 643 戸 被害総額 50 億 3,000 万円
15. 8. 7 ～ 9	第 10 号	45.3	539.0	総降水量神門 539 mm 中小屋 446 mm 重傷者 1 名 軽傷者 2 名 家屋全壊 1 戸 家屋半壊 1 戸 一部損壊 570 戸 家屋浸水 1,005 戸 被害総額 469 億 5,000 万円
16. 8. 28 ～ 30	第 16 号	55.8	821.0	総降水量えびの 821 mm 神門 753 mm 死者 2 名 重傷者 6 名 軽傷者 21 名 家屋全壊 7 戸 家屋半壊、16 戸 一部損壊 570 戸 家屋浸水 1,005 戸、被害総額 469 億 5,000 万円
16. 9. 6 ～ 7	第 18 号	45.0	535.0	総降水量西米良 535 mm 神門 522 mm 重傷者 2 名 軽傷者 12 名 家屋全壊 3 戸 家屋半壊 5 戸 一部損壊 146 戸 家屋浸水 12 戸 被害総額 89 億 8,000 万円
16.10. 18 ～ 21	第 23 号	45.0	535.0	総降水量西米良 535 mm 神門 522 mm 死者 2 名 重傷者 1 名 軽傷者 1 名 家屋全壊 2 戸 家屋半壊 4 戸、一部損壊 15 戸 家屋浸水 1,054 戸 被害総額 92 億 3,000 万円
17. 9. 4 ～ 6	第 14 号	47.6	1321.0	総降水量えびの 1,284 mm 神門 1,321 mm 死者 13 名、重傷者 5 名 軽傷者 21 名 家屋全壊 1,136 戸 家屋半壊 3,381 戸 一部損壊 306 戸 家屋浸水 4,363 戸、被害総額 1,288 億 5,000 万円
18. 9. 16 ～ 18	第 13 号 竜巻		172.0	総降水量古江 172 mm 見立 172 mm 死者 3 名 重傷者 4 名 軽傷者 148 名 家屋全壊 76 戸 家屋半壊 339 戸 一部損壊 798 戸 家屋浸水 9 戸 被害総額 17 億 8,000 万円

年 月 日	名称	m/s	mm	県内の被害概況
19. 7. 12 ～ 15	第 4 号	55.9	553.0	総降水量神門 553 mm 日向 541mm 負傷者 9 名 家屋全壊 5 戸 家屋半壊 2 戸 家屋一部破損 38 戸 家屋浸水 517 戸 非住家被害 18 棟 被害総額 149 億 4,000 万円
19. 8. 1 ～ 17	第 5 号	41.2	522.0	総降水量見立 522 mm 諸塚 333mm 負傷者 8 名 家屋全壊 2 戸 家屋半壊 6 戸 家屋一部破損 175 戸 家屋浸水 102 戸 非住家被害 41 棟 被害総額 84 億 5,000 万円
20. 9. 15 ～ 19	第 13 号	26.4	514.0	総降水量油津 514 mm 日向 471.5mm 家屋全壊 3 戸 家屋浸水 403 戸 被害総額 36 億 8,000 万円
23. 7. 17 ～ 20	第 6 号		291.0	総降水量油津 291.5 mm 神門 259.5 mm 家屋一部損壊 3 戸 非住家被害 5 棟 被害総額 12 億 8,000 万円
25. 9. 3 ～ 4	第 17 号		213.0	総降水量加久藤 213.5 mm えびの 189.5 mm 家屋浸水 6 戸 被害総額 2 億 4,000 万円
26. 7. 8 ～ 11	第 8 号	30.3	363.0	総降水量えびの 363.0 mm 西米良 228.5 mm 負傷者 7 名 家屋半壊 1 戸 家屋一部損壊 8 戸 家屋浸水 10 戸 非住家被害 15 棟 被害総額 50 億 3,000 万円
26. 8. 6 ～ 10	第 11 号	30.9	413.5	総降水量神門 413.5 mm えびの 346.5 mm 負傷者 7 名 家屋半壊 1 戸 家屋一部損壊 8 戸 家屋浸水 10 戸 非住家被害 15 棟 被害総額 8 億 0,000 万円
26. 10. 5	第 18 号	30.7		非住家被害 7 棟 被害総額 2 億 5,000 万円

※平成 19 年以降については日南市にて被害を受けたもののみ記載。

また県内全体の被害について記載。(宮崎県 災害の記録 より)

(3) 集中豪雨

年 月 日	原因	県内の被害概況
昭和 9. 10. 23	低気圧 による豪雨	総降水量最多 宮崎 434.4 mm (油津 240.3 mm) 死者 1 名 浸水家屋 1,290 戸
13. 6. 23 ～ 24	集中豪雨	総降水量 油津 247.5 mm
13. 7. 30	集中豪雨	総降水量 星倉 274.3 mm
14. 6. 26	集中豪雨	総降水量 星倉 147.9 mm
14. 7. 4 ～ 5	集中豪雨	総降水量 飢肥 143.8 mm
22. 6. 21	集中豪雨	降水量 油津 124.3 mm
26. 7. 7	集中豪雨	降水量 油津 229.1 mm
27. 4. 8	集中豪雨	降水量 油津 159.0 mm
27. 7. 8	集中豪雨	降水量 油津 248.0 mm
27. 11. 27	集中豪雨	降水量 油津 188.0 mm
28. 8. 30	集中豪雨	降水量 油津 181.0 mm
29. 7. 13	集中豪雨	降水量 油津 192.0 mm
30. 6. 19	集中豪雨	降水量 油津 282.0 mm
32. 4. 22	集中豪雨	降水量 油津 214.0 mm
33. 6. 7	集中豪雨	降水量 油津 198.8 mm
34. 7. 15	集中豪雨	降水量 油津 336.0 mm
36. 10. 21 ～ 22	集中豪雨	降水量 油津 230.0 mm
36. 10. 25～ 26	集中豪雨	降水量 油津 192.0 mm
36. 11. 20～21	集中豪雨	降水量 油津 259.0 mm
37. 4. 5～ 9	集中豪雨	降水量 油津 167.0 mm
37. 5. 26～ 27	集中豪雨	降水量 油津 221.0 mm
37. 8. 10	集中豪雨	降水量 油津 126.0 mm
38. 5 ～ 6	長雨及び 豪雨	被害総額 32 億円 (農産物被害 29 億円 施設物被害 3 億円)

年 月 日	原因	県内の被害概況
43. 6. 24 ～7. 14	長雨及び 集中豪雨	降水量油津 712.0 mm
44. 6. 28 ～7. 11	豪雨	総降水量 えびの 2,044 mm 死者 4 名 負傷者 8 名 住家全半壊 34 戸 浸水家屋 3,225 戸 大淀川水系大被害 被害総額 49 億 8,700 万円
44.10. 19 ～21	集中豪雨	降水量 油津 219.0 mm
45. 5. 2 ～ 7	集中豪雨	降水量 油津 211.0 mm
46. 6. 18 ～30	集中豪雨	降水量 油津 359.9 mm
47. 6. 6 ～27	梅雨	負傷者 7 名 家屋全半壊 10 戸 一部損壊 13 戸 家屋浸水 2,518 戸 被害総額 35 億 2,400 万円
47. 7. 3 ～ 6	低気圧と 前線に よる豪雨	総降水量高千穂峰 585 mm えびの 561 mm えびの市でかつてない山 津波が発生 死者 5 名 行方不明 3 名 負傷者 15 名 家屋全半壊 51 戸 一部損壊 17 戸 家屋浸水 784 戸 被害総額 75 億 9,000 万円
48. 9. 13	集中豪雨	降水量 油津 123.5 mm
48.10. 13	集中豪雨	降水量 油津 114.5 mm
49. 5. 30	集中豪雨	降水量 油津 151.0 mm
49. 9. 26	集中豪雨	降水量 油津 164.0 mm
50. 6. 4 ～ 7	集中豪雨	降水量 油津 216.0 mm
50. 6. 19 ～ 22	集中豪雨	降水量 油津 335.0 mm
51. 6. 22 ～ 26	梅雨前線豪雨	総降水量 鰐塚山 655 mm えびの高原 626 mm 油津 234 mm 負傷者 2 名 家屋全半壊 3 戸 一部損壊 16 戸 家屋浸水 1,941 戸 被害総額 156 億 4,400 万円 (公共土木施設の被害 101 億 9,700 万円)
52. 6. 15 ～ 17	集中豪雨	降水量 油津 166.0 mm
53. 5. 16 ～ 18	集中豪雨	降水量 油津 207.0 mm
54. 6. 28 ～ 7. 4	集中豪雨	降水量 油津 283.5 mm
56. 9. 23 ～ 25	集中豪雨	降水量 油津 280.0 mm
57. 7. 23 ～ 25	集中豪雨	降水量 油津 167.0 mm
58. 6. 12 ～ 16	集中豪雨	降水量 油津 275.0 mm
58. 9. 18 ～ 21	集中豪雨	降水量 油津 257.5 mm
59. 6. 7 ～ 16	集中豪雨	降水量 油津 287.0 mm

年 月 日	原因	県内の被害概況
60. 6. 18 ～ 28	集中豪雨	降水量 油津 277.0 mm
62. 7. 15 ～ 20	集中豪雨	降水量 油津 305.0 mm
62. 9. 10 ～ 14	集中豪雨	降水量 油津 236.0 mm
62.10. 10 ～ 11	集中豪雨	降水量 油津 232.0 mm
62.10. 14 ～ 16	集中豪雨	降水量 油津 206.0 mm
63. 7. 25 ～ 29	集中豪雨	降水量 油津 480.0 mm
平成元 6. 29 ～ 7. 3	集中豪雨	降水量 油津 176.0 mm
2. 6. 28 ～ 7. 2	集中豪雨	降水量 油津 269.0 mm
4. 6. 7	集中豪雨	降水量 油津 143.5 mm
5. 6. 12 ～ 19	梅雨前線による集中豪雨	総降水量 えびの 1,272 mm 西米良 691 mm 油津 421 mm 負傷者 3 名 家屋全半壊 9 戸 一部損壊 11 戸 家屋浸水 387 戸 被害総額 168 億 9,000 万円
5. 6. 22 ～ 7. 2	集中豪雨	降水量 油津 483.0 mm
5. 7. 4 ～ 7	集中豪雨	降水量 油津 359.0 mm
5. 7. 31 ～ 8. 2	大気不安定による集中豪雨	総降水量 えびの 943 mm 宮崎 486 mm 油津 426 mm 死傷者 9 名 家屋半壊 22 戸 一部損壊 20 戸 家屋浸水 2,284 戸 被害総額 312 億 9,000 万円
10. 2. 19 ～ 20	集中豪雨	降水量 油津 203.5 mm 崖崩れ 19 カ所 浸水家屋 36 戸 一部損壊 8 戸 被害総額 2 億 9,400 万円
12. 6. 2 ～ 4	梅雨前線大雨	総降水量 えびの 301 mm 深瀬 283 mm 死者 1 名 家屋浸水 2 戸 被害総額 5 億円
12. 9. 20 ～ 23	低気圧前線	総降水量 延岡 321 mm 軽傷者 1 名 一部損壊 3 戸 家屋浸水 51 戸 被害総額 3 億 8,000 万円
15. 5. 12 ～ 14	低気圧	総降水量 鰐塚山・深瀬 389 mm 一部損壊 1 戸 家屋浸水 58 戸 被害総額 19 億 3,000 万円
18. 7. 20 ～ 23	梅雨前線	総降水量 えびの 1,131 mm 加久藤 921 mm 重傷者 1 名 軽傷者 1 名家屋半壊 94 戸 一部損壊 10 戸 家屋浸水 310 戸 被害総額 52 億円
19. 6. 24 ～ 25	梅雨前線	総降水量 串間 161 mm 一部損壊 1 戸 家屋浸水 4 戸 被害総額 840 万円
21. 11. 10 ～ 14	低気圧	総降水量 青島 298.5 mm 家屋浸水 10 戸 被害総額 6,300 万円
24. 6. 20 ～ 22	梅雨前線	総降水量 油津 260.5 mm 家屋浸水 1 戸 被害総額 6,300 万円
24. 6. 26 ～ 22	梅雨前線	総降水量 油津 260.5 mm 一部損壊 1 戸 被害総額 1 億 9,500 万円

年 月 日	原因	県内の被害概況
25. 4. 6 ～ 7	低気圧	総降水量 青島 190.0 mm 家屋浸水 37 戸 被害総額 7,800 万円

※平成 19 年以降については日南市にて被害を受けたもののみ記載。

また県内全体の被害について記載。（宮崎県 災害の記録 より）

VI 避難施設

1 風水害時の緊急避難場所・避難所

地区	NO	名 称	緊急避難場所	避難所	自主避難時	避難勧告時	行政区	電話番号	FAX	収容人数	炊出施設	非常用電源	管理責任者
飢肥	1	山ノ口公民館	○				山ノ口			60			自治会長
	2	国際交流センター小村記念館	○	○	○	○	大手	25-1905		250			市長
	3	楠原公民館	○				楠原			30			自治会長
	4	飢肥公民館	○				鳥居下	25-1474	21-2035	250	○		市長
	5	十文字公民館	○				十文字			60	○		自治会長
	6	飢肥小学校	○	○		○	大手	25-1177	25-1178	250			校長
	7	飢肥中学校	○	○		○	十文字	25-1181	25-1182	370			校長
	8	原之迫営農研修センター	○				原之迫			100			自治会長
	9	今町公民館	○				今町			80			自治会長
	10	糺公民館	○				板敷1区			40			自治会長
	11	上飛ヶ峯公民館	○				板敷1区			40			自治会長
	12	上板敷公民館	○				上板敷			50			自治会長
	13	下板敷研修センター	○				下板敷			90	○		自治会長
	14	日南振徳高校	○	○			板敷1区	25-1107	25-1214	490			校長
	15	永吉公民館	○				永吉			70			自治会長
	16	倉掛営農研修センター	○				倉掛			60			自治会長
	17	西ノ村集落センター	○				西ノ村			60	○		自治会長
	18	旧吉野方小学校	○	○			徳之峯			220			市長
	19	瀬田尾公民館	○				瀬田尾			40			自治会長
	20	中角研修センター	○				中角			50	○		自治会長
吾田	21	向原公民館	○				向原			100			自治会長
	22	日南高校	○	○		○	向原	25-1669	25-4094	830		○	校長
	23	釈迦尾ヶ野公民館	○				釈迦尾ヶ野			70	○		自治会長
	24	日南市中央共同調理場	○				南平			50			教育長
	25	二の丸団地区公民館	○				二の丸団地			70	○		自治会長
	26	多目的体育館	○	○		○	殿所	22-5050	22-5797	1300		○	教育長
	27	星倉山瀬公民館	○				星倉山瀬			120			自治会長
	28	わかすぎ保育園	○				星倉山瀬	23-5565	23-6263	50			社会福祉法人裕愛会
	29	吾田東小学校	○				星倉山瀬	23-3442	23-5594	350	○		校長
	30	吾田小学校	○	○			戸高山瀬	23-1129	23-1120	350			校長
	31	吾田中学校	○	○			中央区	23-1139	23-1130	530			校長
	32	日南学園高校	○				中央区	23-1311	23-1313	520			校長
	33	文化センター	○	○			横通	31-1113 23-4830	23-1853 (総務課)	200		○	市長・教育長
	34	ふれあい健やかセンター	○	○	○	○	横通	31-0294	31-0288	400	○	○	市長
	35	日後谷公民館	○				日後谷			130	○		自治会長
	36	後河内公民館	○				後河内			70	○		自治会長
	37	クリーンセンター管理棟	○				中隈谷	27-0255	22-4693	50			市長
	38	上隈谷公民館	○				上隈谷			50			自治会長
	39	中隈谷公民館	○				中隈谷			60			自治会長
	40	下隈谷公民館	○				下隈谷			80			自治会長

地区	NO	名 称	緊急避難場所	避難所	自主避難時	避難勧告時	行政区	電話番号	FAX	収容人数	炊出施設	非常用電源	管理責任者
吾田	41	小山保育園	○				上平野	23-2081	23-2081	110			仁和福祉会
	42	桜ヶ丘小学校	○	○			桜ヶ丘	22-2709	24-0947	300			校長
油津	43	油津小学校	○	○			園田	23-5241	23-5242	290			校長
	44	生涯学習センター まなびピア	○	○	○	○	木山	23-3777	23-3778	880	○	○	市長
	45	旧桜ヶ丘保育所	○				瀬西	22-2701	22-2701	50	○		市長
	46	津の峯団地集会所	○	○		○	上町			140	○		自治会長
	47	テクノセンター	○				園田	23-9963	23-9963	150	○		市長
	48	油津中学校	○	○			梅上	23-1149	23-1140	330			校長
	49	高等水産研修所	○				西町	22-2058	22-2243	170	○		所長
	50	下東公民館	○				下東			30			自治会長
東郷	51	松永集落センター	○				松永			190	○		自治会長
	52	殿所堂農研修センター	○				殿所			120	○		自治会長
	53	東郷小中学校(小学校)	○	○			乙東	23-1478	24-0946	220			校長
	54	東郷公民館	○	○	○	○	乙東	23-6218	23-6218	110	○		市長
	55	益安改善センター	○				益安	23-4885		160	○		自治会長
	56	平山公民館	○				平山	23-6085		110	○		自治会長
	57	サンライフ日南	○	○		○	風田	24-0567		160			市長
	58	風田区交流センター	○				風田			200			自治会長
	59	日南くろしお支援学校	○				風田	23-9212	23-9207	250			校長
細田	60	寺村公民館	○				寺村			60			自治会長
	61	大窪小学校	○	○			仮屋	28-1090	28-1200	210			校長
	62	通水堂農研修センター	○				通水			60			自治会長
	63	仏坂公民館	○				仏坂			30			自治会長
	64	上塚田集落センター	○				上塚田			70	○		自治会長
	65	下塚田公民館	○				下塚田			50			自治会長
	66	西寺研修センター	○				西寺			90	○		自治会長
	67	細田小学校	○	○			川下	27-0520	27-2660	210			校長
	68	下毛吉田営農研修センター	○				下毛吉田			70			自治会長
	69	都市農村交流センター	○	○	○	○	上方	27-0014		240	○		市長
	70	細田中学校	○	○			上方	27-0497	27-2497	310			校長
	71	下方営農研修センター	○				下方			90	○		自治会長
	72	塩鶴営農研修センター	○				塩鶴			50			自治会長
	73	大堂津小学校	○	○			大堂津1区	27-0009	27-2661	280			校長
	74	大堂津地域交流センター	○	○	○	○	大堂津2区			140			市長
	75	大堂津津波緊急避難施設	○	○			大堂津3区						市長

地区	NO	名 称	緊急避難場所	避難所	自主避難時	避難指示「	行政区	電話番号	FAX	収容人数	炊出施設	非常用電源	管理責任者
鵜戸	76	小吹毛井公民館	○				小吹毛井			40	○		自治会長
	77	鵜戸公民館	○				鵜戸			80			自治会長
	78	旧鵜戸小学校	○	○		○	鵜戸	29-1136	29-1048	220			校長
	79	鵜戸小中学校	○	○			宮浦	29-1150	29-1113	250	○		校長
	80	鵜戸支所	○	○	○	○	宮浦	29-1515	21-6004	180	○		市長
	81	小目井公民館	○				小目井			40			自治会長
	82	富士集落センター	○				富士			70	○		自治会長
	83	伊比井宮農研修センター	○				伊比井			100			自治会長
酒谷	84	上白木俣公民館	○				酒谷10区			20			自治会長
	85	石原公民館	○				酒谷7区			20			自治会長
	86	名尾ノ下公民館	○				酒谷7区			30			自治会長
	87	秋山公民館	○				酒谷6区			40			自治会長
	88	旧酒谷中学校	利用中止										
	89	酒谷小学校	○			○	酒谷3区			70			自治会長
	90	西ノ園公民館	○				酒谷3区			70			自治会長
	91	生活改善センター (酒谷支所)	○	○	○	○	酒谷2区	25-1810	21-2016	120	○		市長
	92	向田公民館	○				酒谷4区			80			自治会長
	93	酒谷1区研修センター	○				酒谷1区			40	○		自治会長
北郷	94	さくらアリーナ	○	○		○	一之瀬	55-2897		950		○	教育長
	95	北郷小中学校	○	○			一之瀬	55-2014		300	○		校長
	96	北郷福祉センター	○	○			鵜ノ木			200	○		市長
	97	内之田公民館	○				内之田			50	○		公民館長
	98	倉迫公民館	○				倉迫			70	○		公民館長
	99	大藤公民館	○	○		○	大藤			230	○		公民館長
	100	立野公民館	○				立野			60	○		公民館長
	101	新町公民館	○	○		○	新町			70	○		公民館長
	102	蓑崎公民館	○				蓑崎			30	○		公民館長
	103	伊十川公民館	○				伊十川			20	○		公民館長
	104	中央公民館	○	○		○	中央			40	○		公民館長
	105	太夫公民館	○				太夫			50	○		公民館長
	106	常明寺公民館	○				常明寺			50	○		公民館長
	107	宮鶴公民館	○				宮鶴			20	○		公民館長
	108	年見公民館	○				年見			30	○		公民館長
	109	坂元山振公民館	○	○		○	坂元			260	○		公民館長
	110	昼野公民館	○				昼野			50	○		公民館長
	111	平佐公民館	○				平佐			30	○		公民館長
	112	宿野公民館	○				宿野			40	○		公民館長
	113	谷合公民館	○				谷合			30	○		公民館長
	114	田代公民館	○				田代			50	○		公民館長
	115	大戸野公民館	○				大戸野			40	○		公民館長

地区	No	名 称	緊急避難場所	避難所	自主避難時	避難勧告時	行政区	電話番号	FAX	収容人数	炊出施設	非常用電源	管理責任者
南郷	116	南郷小学校	○	○		○	中央町	64-0040	64-4550	350	○		校長
	117	南郷中学校	○	○		○	中央町	64-0223	64-4552	430	○		校長
	118	西町体育館	○	○		○	中央町	64-3949		370			教育長
	119	南郷スタジアム	○				中央町	64-3341	64-3351	140		○	市長
	120	B&G海洋センター 体育館	○				目井津	64-4322		390			所長
	121	大島アドベンチャーキャビン	○	○		○	目井津	64-4532		90	○		市長
	122	南郷健康福祉センター	○	○		○	栄松	64-2008	64-4835	490	○		市長
	123	脇本集落センター	○				脇本	64-1535		80	○		館長
	124	潟上小学校	○	○		○	脇本	64-0228	64-4551	250	○		校長
	125	大迫研修施設	○				潟上中	無		50	○		館長
	126	伊崎野多目的研修施設	○				潟上中	無		50	○		館長
	127	口ヶ野研修施設	○				潟上中	無		30	○		館長
	128	笹ノ久保営農研修施設	○				潟上上	無		30	○		館長
	129	大牟礼研修施設	○				潟上上	無		40	○		館長
	130	南郷ハートフルセンター	○	○	○	○	外浦	64-0310	64-0930	290	○	○	教育長
	131	外浦自治公民館	○				外浦	64-3546		200	○		館長
	132	賛波地区集落農事集会所	○				賛波	無		80	○		館長
	133	夫婦浦漁民研修施設	○				夫婦浦	無		50	○		館長
	134	榎原小学校	○	○		○	上講	68-1007	68-1591	260	○		校長
	135	榎原中学校	○				上講	68-1004	68-1592	70			校長
	136	榎原地区公民館・体育館	○	○	○	○	上講	68-1111	68-1035	540	○		館長
	137	上講集会所	○				上講	68-1457		100	○		館長
	138	中講担手研修施設	○				中講	68-1217		70	○		館長
	139	札之尾地区ふれあいセンター	○				札之尾	無		50	○		館長

※各学校については、体育館（榎原中学校は多目的室）における収容人数とする。

収容人数＝概ね収容可能な面積÷2 （1人当たり2㎡にて積算）

2 地震時の緊急避難場所・避難所

地区	名称	所在地
飫肥	前鶴街区公園	飫肥 6 丁目 3846-1
	飫肥小学校グラウンド	飫肥 10 丁目 8224-1
	飫肥公民館駐車場	飫肥 2 丁目 8286-1
	飫肥保育所運動場	飫肥 10 丁目 8193
	飫肥中学校グラウンド	飫肥 10 丁目 8181
	今町街区公園	今町 2 丁目 15-1
	日南振徳高校グラウンド	大字板敷 410
	旧吉野方小学校グラウンド	大字吉野方 7366
	大手門駐車場	飫肥 9 丁目
	飛ヶ峯街区公園	今町 2 丁目 22-1
吾田	川向広場	大字星倉
	竹香園グラウンド	大字星倉 5556-2
	日南高校グラウンド	大字星倉 5800
	宮之前街区公園	大字星倉 4 丁目 12-3
	山瀬市営アパート広場	大字星倉 4211
	吾田中学校グラウンド	吾田東 4 丁目 1504
	吾田小学校グラウンド	大字戸高 1135
	中央児童遊園	大字戸高 1021-2
	中央街区公園	中央通 1 丁目 7-2
	平野街区公園	上平野 2 丁目 9-1
	日南総合運動公園	大字殿所 2200
	海田街区公園	中平野 1 丁目 9-6
	桜ヶ丘小学校グラウンド	大字平野 4400
	王子製紙日南工場グラウンド	大字戸高 1850
	吾田東小学校グラウンド	吾田東 10 丁目 3596
油津	木山街区公園	木山 2 丁目 29-5
	旧桜ヶ丘保育所運動場	瀬西 1 丁目 157-1
	岩崎街区公園	瀬西 1 丁目 157-1
	天福球場	天福 2 丁目 6001
	旧油津保育所運動場	油津 1 丁目 4-60
	油津小学校グラウンド	園田 2 丁目 162
東郷	東郷小学校グラウンド	大字東弁分乙 55
	東郷中学校グラウンド	大字東弁分乙 22
	サンライフ日南駐車場	大字風田 3202
	甲東公民館駐車場	大字東弁分 711

地区	名称	所在地
細田	大窪小学校グラウンド	大字大窪 3021-3
	西寺研修センター広場	大字萩之嶺 2877-6
	細田小学校グラウンド	大字萩之嶺 1200
	上毛吉田公民館広場	大字毛吉田 892-1
	細田中学校グラウンド	大字上方 1211
	下方営農研修センター広場	大字下方 1555-5
	大堂津小学校グラウンド	大堂津 1 丁目 3632-7
鵜戸	旧鵜戸小学校グラウンド	大字宮浦 4708
	宮浦保育所運動場	大字宮浦 696
	鵜戸小中学校グラウンド	大字宮浦 2385
	旧潮小学校グラウンド	大字富士 4028-4
	鵜戸分団第 2 部格納庫広場	大字富士 28-2
酒谷	生活改善センター駐車場	酒谷乙 4557
	酒谷中学校グラウンド	酒谷乙 10429
	酒谷コミュニティセンター広場	酒谷甲 3360-1
	上永野地区台地	酒谷
北郷	内之田地区グラウンド	北郷町大藤乙 138
	大藤地区グラウンド	北郷町大藤甲 2160-3
	大藤河川公園	北郷町大藤甲
	北郷町農村公園	北郷町郷之原乙 3655-1
	鵜之木地区防災公園	北郷町郷之原 1753-1
	新町公民館広場	北郷町郷之原乙 2375-1
	北郷小中学校グラウンド	北郷町郷之原甲 50
	蜂之巣公園	北郷町郷之原甲 3853-1
	坂元球場グラウンド	北郷町北河内 411-2
	もみじの里駐車場	北郷町北河内 6578-1
	田代地区改善センター駐車場	北郷町北河内 6328-1
	日南市北郷多目的運動公園(名称変更)	北郷町郷之原乙 5059

地区	名称	所在地
南郷	南郷小学校グラウンド	南郷町中村乙 1638
	潟上小学校グラウンド	南郷町脇本 2855
	榎原小学校グラウンド	南郷町中村甲 160
	南郷中学校グラウンド	南郷町中村乙 6142
	榎原中学校グラウンド	南郷町榎原甲 482
	中央公園(建物を除く)	南郷町西町 1-1
	南郷ハートフルセンター広場	南郷町中村乙 7051-25
	南郷ハートフルセンター前広場	南郷町中村乙 7051-25
	消防格納庫前広場(健康福祉センター付近)	南郷町中村乙 7051-171

※地震時の避難所（避難生活の場）は、風水害時の避難所とする。

3 津波時の緊急避難場所・避難所

(1) 津波時の緊急避難場所

地区	名称	区分			行政区
		A	B	C	
鵜戸	鶯巣神社境内奥	●			鶯巣
	鶯巣地区津波緊急避難場所	●			鶯巣
	伊比井裏山	●			伊比井
	伊比井裏山・北	●			伊比井
	富士裏山1	●			富士
	富士裏山1周辺		●		富士
	富士裏山2	●			富士
	小目井裏山	●			小目井
	大字宮浦 541 付近		●		宮浦
	宮浦地区津波緊急避難場所	●			宮浦
	大字宮浦 627 付近		●		宮浦
	宮浦保育所運動場	●			宮浦
	宮浦避難路1		●		宮浦
	宮浦第一農園	●			宮浦
	新鵜戸トンネル付近駐車場	●			鵜戸
	鵜戸観光駐車場	●			鵜戸
	鵜戸神宮第2駐車場	●			鵜戸
	サンメッセ日南駐車場	●			鵜戸
	小吹毛井裏山・奥	●			小吹井
	大字宮浦 4888 付近		●		小吹井
	大浦地区津波緊急避難場所	●			大浦
	大浦裏山	●			大浦
	大浦裏山付近		●		大浦
	立石裏山	●			大浦
東郷	大字風田 2838-1 付近		●		風田
	大字風田 1095 付近		●		風田
	日南セメント瓦工業所内砂利集積所	●			風田
	大字風田 43-4 付近		●		風田
	サンライフ日南駐車場	●			風田
	大字平山 4 付近		●		平山
	駒宮神社境内	●			平山
	平山墓地	●			平山

注) 区分 A : 津波緊急避難場所、B : 津波緊急避難路、C : 津波緊急避難ビル

地区	名称	区分			行政区
		A	B	C	
油津	ホテルシーズン日南			●	梅上・梅下
	県営見法寺団地			●	梅上・梅下
	梅ヶ浜 2 丁目 1-25 付近		●		梅上・梅下
	梅ヶ浜下東峠	●			梅上・梅下・下東
	歓楽寺駐車場	●			下西・上町
	市営津の峯団地			●	下西・上町
	旧油津保育所運動場	●			下西・上町
	津の峯	●			下西・上町・春日
	乙姫ニュータウン公園	●			西町・材木・瀬西
	西町 1 丁目付近		●		西町
	天福公園	●			西町・材木・瀬西
	春日神社境内	●			春日
	吾平津神社境内	●			材木・瀬西
	材木天満宮	●			材木・瀬西
	材木町公園	●			材木・瀬西
	天福球場	●			材木・瀬西
	岩崎 3 丁目 19-24		●		材木・瀬西・岩下・岩上
	日南第一ホテル			●	材木・瀬西
	県立日南病院駐車場	●			岩下・岩上
	梅下その2	●			梅下
	戦没者慰霊碑跡地	●			下東
	県立日南病院駐車場	●			瀬貝・園田・木山
	霧島神社	●			瀬貝・園田・木山
	市営園田団地			●	瀬貝・園田・木山
吾田	下水終末処理場			●	中平野
	猪崎鼻公園	●			下隈谷
細田	大堂津小学校裏山	●			大堂津 1・2・3 区
	秋葉神社境内	●			大堂津 1・2・3 区
	三島神社境内奥	●			大堂津 1・2・3 区
	大堂津津波緊急避難施設			●	大堂津 3 区
	市立中部病院			●	大堂津 3 区
	あいらんどシー			●	大堂津 3 区
	城山	●			塩鶴
	旧日南清掃センター入口広場	●			塩鶴
	ニチワ・北	●			上方
	九社神社境内	●			下方
	大字下方 524-6 付近		●		下方
	大字下方 343 付近		●		下方

注) 区分 A: 津波緊急避難場所、B: 津波緊急避難路、C: 津波緊急避難ビル

地区	名称	区分			行政区
		A	B	C	
南郷	津屋野 409 付近		●		上中村・津屋野
	津屋野 654-1 付近(ミカン山)		●		上中村・津屋野
	津屋野 845 付近		●		上中村・津屋野
	津屋野 1216-2 付近(ミカン山)		●		上中村・津屋野
	津屋野 1506-2 付近		●		上中村・津屋野
	桜木神社境内	●			上中村・津屋野
	津屋野 1793-2 付近		●		上中村・津屋野
	津屋野 1974		●		上中村・津屋野
	津屋野上霊園	●			上中村・津屋野
	中村甲 1364 付近		●		上中村・津屋野
	旧南郷清掃センター入口広場	●			上中村・津屋野
	上中村避難路3		●		上中村・津屋野
	榎之平団地公園	●			上中村・津屋野
	中村甲 2337 付近		●		上中村・津屋野
	ドリームランドはまゆう南郷	●			上中村・津屋野
	中村甲 4862-3 付近		●		目井津
	中村乙 4926 付近		●		目井津
	目井津ヶ丘児童公園	●			目井津
	中村乙 4622 付近		●		目井津
	中村乙 4652-1		●		目井津
	旧目井津保育所跡地	●			目井津
	中央公園運動広場	●			中央町
	榎之平団地公園	●			中央町
	南郷中学校駐車場	●			中央町
	立正幼稚園第二運動場付近		●		中央町
	立正幼稚園第二運動場	●			中央町
	中村乙 593 付近		●		中央町
	びろうの里駐車場	●			中央町
	中村乙 5648-7		●		中央町
	伍社神社境内(※重複)	●			中央町・栄町
	県営栄松団地			●	栄松
	ふれあいの丘	●			栄松
	南郷プリンスホテル峠	●			栄松
	中村乙 3860-8		●		栄松
	栄松ビーチ峠	●			栄松
	中村乙 4078-2		●		栄松
	栄松避難路3		●		栄松
	大権現神社(行藤神社)境内	●			栄松
	潟上 287-11 付近		●		外浦
	外浦霊園	●			外浦
	外浦児童公園裏山	●			外浦
	寺之坂霊園	●			外浦
	日之御崎神社境内	●			外浦
	南郷ハートフルセンター			●	外浦

脇本 716-1 付近		●		脇本・潟上下
脇本 349 付近		●		脇本・潟上下
脇本 1188 付近		●		脇本・潟上下
脇本 1841 付近		●		脇本・潟上下
脇本集落センター広場	●			脇本・潟上下
潟上小学校駐車場	●			脇本・潟上下
潟上 640		●		脇本・潟上下
大久保団地内公園	●			脇本・潟上下
潟上 819 付近		●		脇本・潟上下
潟上 付近		●		脇本・潟上下
潟上 10481 付近		●		脇本・潟上下
原向霊園	●			脇本・潟上下
賛波 96		●		賛波
賛波 476 付近		●		賛波
賛波 1123-2		●		賛波
賛波 3164-3 付近		●		賛波
坪小池公園				賛波
亜熱帯作物支場駐車場				夫婦浦
夫婦浦隧道付近		●		夫婦浦
夫婦浦裏山(市道空町2号線)	●			夫婦浦
夫婦浦霊園	●			夫婦浦

注) 区分 A: 津波緊急避難場所、B: 津波緊急避難路、C: 津波緊急避難ビル

(2) 津波時の避難所

地区	避難所	行政区	電話番号	FAX	収容人数	炊出施設	非常用電源	管理責任者
東郷	松永集落センター	松永			190	○		自治会長
	殿所宮農研修センター	殿所			120	○		自治会長
	東郷小学校	乙東	23-1478	24-0946	220			校長
	東郷公民館	乙東	23-6218	23-6218	110	○		教育長
	益安改善センター	益安	23-4885		160	○		自治会長
	平山公民館	平山	23-6085		110	○		自治会長
	サンライフ日南	風田	24-0567		160			日南市長
吾田	向原公民館	向原			100			自治会長
	日南高校	向原	25-1669	25-4094	830			校長
	釈迦尾ヶ野公民館	釈迦尾ヶ野			70	○		自治会長
	サン・スマイル自立園	川向	25-9800	25-5323	50	○		社会福祉法人サン・スマイル福祉会
	二の丸団地区公民館	二の丸団地			70	○		自治会長
	南平集会所	南平			50			自治会長
	わかすぎ保育園	星倉山瀬	23-5565	23-6263	50			社会福祉法人裕愛会
	星倉山瀬公民館	星倉山瀬			120			自治会長
	吾田東小学校	星倉山瀬	23-3442	23-5594	350	○		校長
	多目的体育館	殿所	22-5050	22-5797	1,300		○	教育長
	吾田中学校	中央区	23-1139	23-1130	530			校長
	吾田小学校	戸高山瀬	23-1129	23-1120	350			校長
	日南学園高校	中央区	23-1311	23-1313	520			校長
	市役所・文化センター	横通	31-1113 23-4830	23-1853 (総務課)	200		○	市長・教育長
	ふれあい健やかセンター	横通	31-0294	31-0288	400	○	○	日南市長
	小山保育園	上平野	23-2081	23-2081	110			仁和福祉会
	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘	22-2709	24-0947	300			校長
	後河内公民館	後河内			70	○		自治会長
	日後谷公民館	日後谷			130	○		自治会長
	中浦公民館	中浦			50	○		自治会長
	クリーンセンター管理棟	中隈谷	27-0255	22-4693	50			日南市長
	上隈谷公民館	上隈谷			50			自治会長
	中隈谷公民館	中隈谷			60			自治会長
細田	細田小学校	川下	27-0520	27-2660	210			校長
	下毛吉田宮農研修センター	下毛吉田			70			自治会長
	都市農村交流センター	上方	27-0014		240	○		日南市長
	下塚田公民館	下塚田			50			自治会長
	寺村公民館	寺村			60			自治会長
	大窪小学校	仮屋	28-1090	28-1200	210			校長
	通水宮農研修センター	通水			60			自治会長
	仏坂公民館	仏坂			30			自治会長
	上塚田集落センター	上塚田			70	○		自治会長
	西寺研修センター	西寺			90	○		自治会長

地区	避難所	行政区	電話番号	FAX	収容人数	炊出施設	非常用電源	管理責任者
南郷	南郷中学校	中央町	64-0223	64-4552	430	○		校長
	西町体育館	中央町	64-3949		370			教育長
	南郷スタジアム	中央町	64-3341	64-3351	140		○	市長
	大島アトペンチャーキャビン	目井津	64-4532		90	○		市長
	脇本集落センター	脇本	64-1535		80	○		自治会長
	渦上小学校	脇本	64-0228	64-4551	250	○		校長
	大迫研修施設	渦上中	無		50	○		自治会長
	伊崎野多目的研修施設	渦上中	無		50	○		自治会長
	口ヶ野研修施設	渦上中	無		30	○		自治会長
	大牟礼研修施設	渦上上	無		40	○		自治会長
	榎原小学校	上講	68-1007	68-1591	260	○		校長
	榎原中学校	上講	68-1004	68-1592	70			校長
	榎原地区公民館・体育館	上講	68-1111	68-1035	540	○		館長
	上講集会所	上講	68-1457		100	○		自治会長
	中講担手研修施設	中講	68-1217		70	○		自治会長
	笹ノ久保営農研修施設	渦上上	無		30	○		自治会長
	札之尾地区ふれあいセンター	札之尾	無		50	○		自治会長

※ 津波時の避難所(海外での地震発生等に伴い、長時間の避難を要する時)

地区	No.	避難所	地域
吾田・油津	1	生涯学習センターまなびピア	中平野(松原団地)、材木、西町、上町、下西、下東、梅上、梅下、春日、園田
	2	津の峯団地集会所	
	3	下隈谷公民館	
東郷	4	サンライフ日南	平山(丸山を含む。)、風田
細田	5	大堂津小学校	大堂津1区、大堂津2区、大堂津3区、塩鶴、下方
	6	都市農村交流センター	大堂津1区、大堂津2区、大堂津3区、塩鶴、下方
鵜戸	7	宮浦保育所	立石、大浦、小吹毛、鵜戸、宮浦、小目井、富士、伊比井、鶯巣
	8	旧潮小学校	
南郷	9	南郷ハートフルセンター	上中村、目井津、中央町、栄松、渦上下、外浦、鰐波、夫婦浦
	10	西町体育館	

4 避難所標識



1	規格	縦 45 cm×横 30 cm 暑さ 3.0 mm
2	材質	プラスチック
3	色	下地 青色 文字・マーク 白色

Ⅶ 備蓄状況

1 食料品・生活必需品等備蓄状況

平成 30 年 2 月 1 日現在

品 名 \ 場 所		防災公園	北郷支所	ハートフルセンター	南郷西町体育館	南郷中学校	都市農村交流センター	酒谷支所	鵜戸小中学校	鵜戸支所	合 計
食料	アルファ米 50 食セット	15,100	1,150	100	2,000	1,750	200	200	800	700	22,000
	アルファ米(個食)	6,340		50							6,390
	保存パン	2,844									2,844
	リッツ 1 缶 5 袋入り	120									120
飲料水	保存水 2ℓ	5,340	180	150	150	240	90	36	48	54	6,288
	保存水 500ml	3,000									3,000
育児用調整粉乳	育児用ミルク	4,000									4,000
生活用品	毛布	2,080	50	50	100	120	30	30		15	2,475
	ウェットタオル類	60		15			10	10		10	105
	インスタント歯ブラシ	4,000									4,000
	ドライシャンプー	7									7
	消臭ロール	216									216
	乳児用哺乳瓶	43									43
	給水袋	500									500

	子供用オムツ	3,720					576	576		576	5,448
	大人用オムツ	720				140	102	102		102	1,166
	生理用品	3,760				33	400	400		400	4,993
	尿取りパット	1,848					384	384		384	3,000
避難所運営 用品	簡易トイレ	105	12	11			5	5		5	143
	簡易トイレ袋	9,600	600	800			200	200		200	11,600
	カセットコンロ	30									30
	避難マット	10									10
	サージカルストッキング	100									100
	避難ルーム	12									12
	段ボールベット	10									10

※食糧は、1食単位。飲料水は、1本単位

2 資機材備蓄一覧

(1) 水防倉庫の位置

名称	所在地	構造	面積	備考
中央水防倉庫	大字殿所 2026 番地 9	鉄骨コンクリート	356.21 m ²	消防本部
細田水防倉庫	毛吉田 1023-1	鉄骨スレート	24 m ²	細田 4 部裏
南郷町水防倉庫	南郷町南町 8-2	鉄骨スレート	38 m ²	消防署南郷出張所
栄松水防倉庫	南郷町中村乙 3949-60	コンクリートブロック造	59.02 m ²	旧 5 部車庫
北郷町水防倉庫	北郷町郷之原乙 1608	鉄骨コンクリート	152 m ²	旧北郷幼稚園

(2) 備蓄資機材

備蓄場所	防水シート	スコップ	土のう袋	鋼杭 1.5m	丸太 2.0m	鉄線 kg	てみ	なわ	土のう
中央水防倉庫	87	68	4250	120	100	20	10	3	500
細田水防倉庫	2		400		100			1	200
南郷町水防倉庫	20	60	5600	50	100	40			
栄松水防倉庫	25	11	1700	20					50
北郷町水防倉庫	20	24	2200	30	90			3	150
計	154	182	14150	220	390	60	10	7	580

備蓄場所	土のう袋	丸太 2.0m	なわ	かま	掛矢	
鵜戸第3部格納庫	500	70	5		3	コップ 20 土のう 200 個 防水シート 1 一輪車 2
酒谷第2部格納庫	300	50	1		3	コップ 5 土のう 200 個ハンマー 1 防水シート 11 一輪車 2 鋼杭 30 バール 1 砂有り
計	800	120	6		6	

備蓄場所	鉈	鋸	鎌	斧	山鋤	鉄線鋤	ハンマー	掛矢	蛸槌	一輪車	照明灯	クリップパー	こばれ鉈
中央水防倉庫	39	28	20	6	20	3	6	17	3	10	4	5	26
南郷町水防倉庫	3		5	1	7		2	3		8	4	1	
北郷町水防倉庫				1			1	4		2			
計	42	28	25	8	27	3	9	24	3	20	8	6	26

平成 28 年度：日南市水防計画参照

3 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

平成 18 年 6 月 15 日 18 総食第 294 号 制 定

第 1 趣旨

この要領は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食糧管理特別会計に属する物品のうち政府倉庫、政府サイロ及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 事前の協定等

- 1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第 30 条及び国民保護法第 76 条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事との間で第 3 に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくものとする。
 - (1) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。
 - (2) 知事は、市町村長等が(1)により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。
 - (3) 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として30日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。

これらの期間については、地方農政事務所等が知事と協議の上、決定するものとする。

(ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

(イ) 自衛隊の派遣が行われていること

(ウ) 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

(4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が指定する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

2 1の協定が成立した場合には、地方農政事務所長等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長等に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておくものとする。

第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続は次のとおりとする。

(1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。

この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法が発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について（平成16年4月1日付け15総合第2911号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所等の分任契約担当官が行うものとする。

(2) 知事に対する地方農政事務所長等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領（昭和35年4月7日付け35食糧第2232号（経理）食糧庁長官通知。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官（以下「分任物品管理官」という。）が発行する荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）は概数によって発

行することができるものとする。

ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想されるとき。

2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続は次のとおりとする。

(1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課（以下「地域課等」という。）との間に連絡がつく場合ア分任物品管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。）と認めた場合は、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引き渡すものとする。

イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引き渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当する場合は、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領証を必ず徴するものとする。

エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち会わせるものとする。

(2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との間に連絡がつかない場合

ア 市町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等（地域課長等に連絡のとれない場合は、当該地域課等の保管業務担当者である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。）に対して、文書により要請を行うものとする。

(イ) 保管業務担当職員は、市町村長等から(ア)により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの指示を(1)のイに準じて行うものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、(イ)による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

(エ) 保管業務担当職員は、(ウ)により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等の職員に立ち会わせるものとする。

イ 市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。

(イ) 倉庫の責任者は、(ア)による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておくものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡がつき次第、速やかに(イ)による災害救助用米穀等の引渡しの事実及び状況等を報告するものとする。

ウ 市町村長等が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ 分任物品管理官に対する地域課長等の報告

地域課長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

第4 売買契約書の整備

- 1 分任物品管理官は、第3の1の(2)のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行われた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。
- 2 分任物品管理官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長等からの報告等を照合するものとする。

第5 荷渡指図書の発行等事務整理

- 1 分任物品管理官は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付けで荷渡指図書を発行し、知事に交付 するものとする。
- 2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。
 - (1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印（知事）を徴した 上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。
 - (2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。
 - (3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

Ⅸ 交通・輸送・公共施設等の状況

1 緊急輸送道路一覧

第1次緊急輸送道路
国道220号
国道222号
県道28号 日南高岡線
県道3号 日南志布志線
県道434号 風田星倉線
県道435号 益安平山線
県道436号 日南南郷線
市道 昼野曾和田線
市道 舞之山昼野線
市道 永吉瀬田尾線
市道 山ノ口永吉線
市道 山ノ口上塚田線
市道 上塚田寺村線
臨港道路 油津港
第2次緊急輸送道路
国道448号

第1次緊急輸送道路：県庁所在地、地方中心都市および重要港湾、空港等を連結する道路

第2次緊急輸送道路：第1次緊急主要道路と市区町村役場（支所含む）、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連結する道路

2 緊急ヘリポート一覧

名称	所在地	ヘリポート状況	着陸帯状況
鵜戸小中学校	宮浦	学校グラウンド	土砂
宮崎県漁協連日南支所	西町	広場	芝地
細田中学校	上方	学校グラウンド	土砂
吾田中学校	戸高	学校グラウンド	土砂
日南総合運動公園プール駐車場	殿所	駐車場	アスファルト
東郷中学校	東弁分	学校グラウンド	土砂
日南振徳高校	板敷	学校グラウンド	土砂
防災公園防災広場	殿所	グラウンド	芝地
防災公園ヘリポート	殿所	専用ヘリポート	アスファルト
日南総合運動公園陸上競技場	殿所	陸上競技場	芝地
サボテンハーブ園	富士	広場	芝地
日南ダム	酒谷	広場	芝地
富士通コンポーネント	東弁分	グラウンド	芝地
油津中学校	梅ヶ浜	学校グラウンド	土砂
王子製紙グラウンド	平野	グラウンド	芝地
旧消防訓練場	西弁分	グラウンド	芝地
山王グラウンド	隅谷	グラウンド	芝地
飫肥中学校	楠原	学校グラウンド	土砂
乱杭野駐車場	板敷	駐車場	アスファルト
向原河川緑地	星倉	駐車場	アスファルト
県病院横日南土地開発公社用地	中平野	駐車場	土砂
油津港東緑地	平野	公園グラウンド	芝地
酒谷地区運動広場	酒谷	グラウンド	土砂
ハマボウ公園	下方	公園	芝地
北郷町農村公園	北郷町郷之原	広場	芝地
北郷多目的運動公園	北郷町郷之原	グラウンド	芝地
坂元球場	北郷町北河内	空き地	砂利
大藤河川公園	北郷町大藤	駐車場	土砂
ホテルジェイズ日南リゾート	北郷町郷之原	ゴルフ場駐車場	アスファルト
広渡ダム上流	北郷町北河内	空き地	砂利
昼野運動公園	北郷町北河内	グラウンド	芝地
榎原中学校	南郷町榎原	学校グラウンド	芝地
南郷中学校	南郷町中村	学校グラウンド	土砂
潟上小学校	南郷町脇本	学校グラウンド	土砂
中央公園多目的広場	南郷町西町	グラウンド	土砂
中央公園野球場	南郷町西町	野球場	土砂
南郷町小学校	南郷町中村	学校グラウンド	土砂
ハートフルセンター	南郷町中村	グラウンド	芝地
大島小浜港	南郷町中村	漁港	アスファルト
津屋野農村公園	南郷町津屋野	グラウンド	芝地
潟上グラウンド	南郷町潟上	グラウンド	土砂
坪子池農村公園	南郷町賛波	公園	土砂

3 港湾施設一覧

(1) 日南市内の港湾

港湾名	港種類	認可年月日	管理者	所在地
油津港	重要港湾	S28.3.13	宮崎県	日南市油津
大島港	地方港湾	S39.2.14	宮崎県	日南市南郷町中村乙
外浦港	地方港湾	S38.6.11	宮崎県	日南市南郷町潟上

(2) 日南市内の漁港

漁港名	港種類	指定年月日	管理者	所在地
鶯巣漁港	第1種	S39.1.22	宮崎県	日南市大字伊比井
富士漁港	第1種	S39.1.22	宮崎県	日南市大字富士
宮浦漁港	第1種	S39.1.22	宮崎県	日南市大字宮浦
鵜戸漁港	第1種	S29.10.30	宮崎県	日南市大字宮浦
油津漁港	第3種	S26.9.7	宮崎県	日南市油津
大堂津漁港	第2種	S26.9.7	宮崎県	日南市大堂津
目井津漁港	第3種	S27.12.29	宮崎県	日南市南郷町中村乙
夫婦浦漁港	第1種	S39.1.22	宮崎県	日南市南郷町賛波

第1種漁港：利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第2種漁港：利用範囲が第1種よりも広く、第3種に属しないもの

第3種漁港：利用範囲が全国的なもの

4 し尿処理施設

施設名称	日南市衛生センター
位 置	日南市大字益安 1870 番地
処理方式	標準脱窒素
処理能力	100kl／日

5 ごみ処理・粗大ゴミ・不燃物処理施設

(1) 日南市クリーンセンター

施設名称	日南市クリーンセンター
位 置	日南市大字隈谷乙 1671 番地
処理方式	ストーカ
処理能力	80 t / 日
炉 数	2 基

(2) 黒潮環境センター

施設名称		黒潮環境センター
位 置		日南市南郷町榎原甲 871 番地
埋立処分施設	埋立地面積	22, 100 m ² (h=7m)
	埋立容量	216, 500 m ³
	埋立対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、焼却残渣
	埋立方式	準好気性埋立構造セル方式
水処理施設	処理能力	170 m ³ /日
	処理方法	流入調整⇒BOD 酸化処理（回転円板）⇒凝集沈殿処理⇒高度処理（砂ろ過＋活性炭吸着）⇒消毒⇒放流
	調整池容量	6, 700 m ³

○リサイクルプラザ

施設名称		リサイクルプラザ
位 置		日南市南郷町榎原甲 871 番地内
処理能力		26.5 t / 日 (5 h)
処理能力内訳	不燃ごみ・不燃性粗大ごみ	20.00 t / 日
	可燃性粗大ごみ	0.02 t / 日
	ペットボトル	0.38 t / 日
	缶	3.30 t / 日
	びん類	2.80 t / 日

6 火葬場

施設名称	日南市葬祭場
位 置	日南市梅ヶ浜三丁目 1 番 1 号
火葬炉数	3
平時可能火葬数 / 日	7
最大可能火葬数 / 日	12

7 市内医療施設一覧

(1) 病院

病院名	所在地	診療科目
おび中央病院	飢肥 6-2-28	内科
		リハビリ科
谷口病院	大字風田 3861	内科
		精神科
		心療内科
		整形外科
		脳神経外科
日南春光会病院	園田 1-4-2	内科
		胃腸科
		外科
		肛門科
日南市立中部病院	大堂津 5-10-1	内科
		外科
		整形外科
		眼科
		耳鼻咽喉科
愛泉会日南病院	風田 3649-2	内科
		小児科
		神経内科
宮崎県立日南病院	木山 1-9-5	外科
		整形外科
		脳神経外科
		産婦人科
		皮膚科
		泌尿器科
		小児科
		放射線科
		耳鼻咽喉科
		眼科
		内科
		循環器内科
		神経内科
東病院	南郷町東町 8-1	内科
		胃腸科
		リハビリテーション科

病院名	所在地	診療科目
百瀬病院	南郷町中村乙 2101	呼吸器科
		胃腸科
		循環器科
		外科
		整形外科
		泌尿器科
		リハビリテーション科
山元病院	中央通 1-10-15	消化器内科
		神経内科
		心療内科
		リハビリテーション科
		放射線科
		麻酔科
小玉共立外科	吾田東 10-4-1	胃腸科
		外科
		整形外科
		肛門科
		リハビリテーション科
		麻酔科

(2) 診療所

診療所名	所在地	診療科目
産科・婦人科うちむらクリニック	吾田西 3-7-48	産科・婦人科
あげた内科クリニック	星倉 5-4-10	内科
東内科クリニック	上平野町 3-8-8	内科
新木医院	北郷町郷之原乙 4956-1	内科
		胃腸科
		小児科
		放射線科
		麻酔科
井手胃腸科・肛門科	戸高 4-2-2	内科
		胃腸科
		外科
		肛門科
井藤耳鼻咽喉科	園田 1-4-12	耳鼻咽喉科
いわきり眼科	戸高 1-10-1	眼科
えとう循環器科・内科	吾田西 3-7-43	内科
		循環器科
江良形成外科皮膚科	園田 1-5-29	皮膚科

診療所名	所在地	診療科目
		形成外科
大井外科医院	星倉 1-3-7	胃腸科
		外科
		整形外科
		肛門科
川越整形外科	吾田東 11-9-18	リウマチ科
		整形外科
		リハビリテーション科
河野医院	木山 1-5-13	内科
		呼吸器科
		消化器科
		放射線科
北村胃腸科眼科	園田 2-4-28	内科
		消化器科
		胃腸科
		眼科
		リハビリテーション科
きよひで内科クリニック	戸高 1-6-10	内科
		呼吸器科
		消化器科
		循環器科
		神経内科
猿渡医院	南郷町東町 13-5	内科
		外科
		リハビリテーション科
島田内科胃腸科	園田 1-2-10	内科
		呼吸器科
		消化器科
		循環器科
瀬川クリニック	吾田西 3-2-53	胃腸科
		耳鼻咽喉科
たなか産科婦人科クリニック	木山 1-5-23	産婦人科
津曲小児科	戸高 1-6-3	小児科
		アレルギー科
照屋産婦人科医院	岩崎 2-11-6	産科
		婦人科
でざわ小児科	吾田西 3-2-58	小児科
戸倉医院	吾田西 1-7-1	内科

診療所名	所在地	診療科目
外浦医院	南郷町中村乙 7051-202	胃腸科
		循環器科
		外科
外山皮膚科	油津 2-6-7-2	アレルギー科
		皮膚科
中村眼科	吾田東 9-2-21	眼科
長鶴医院	中平野 1-1-13	内科
		精神科
		心療内科
長友医院	北郷町郷之原乙 1403-1	胃腸内科
		外科
		リハビリテーション科
福岡医院	春日町 1-7	内科
		循環器科
藤浦循環器科内科クリニック	中央通 1-6-18	内科
		胃腸科
		循環器科
松田整形外科医院	中央通 2-3-5	整形外科
		リウマチ科
		リハビリテーション科
村上医院	岩崎 1-2-12	泌尿器科
山口内科クリニック	吾田東 9-2-25	内科
山見医院	中央通 1-3-1	小児科
山元クリニック	上平野町 2-15-7	内科
		外科
		リハビリテーション科
かわにし脳神経外科	吾田西 1-8-20	神経内科
		脳神経外科
		リハビリテーション科
シロアム内科医院	平野 328-1	内科
		リウマチ科
日南ファミリークリニック	吾田東 11 丁目 10-1	内科
		小児科

(3) 歯科診療所

診療所（歯科）	所在地	診療科目
安部歯科医院	園田 1-1-16	歯科
		小児歯科
		矯正歯科
市来歯科	中村乙 2479	歯科
大手門歯科クリニック	飫肥 6-7-51	歯科
		小児歯科
		歯科口腔外科
大堂津歯科医院	大堂津 5-10-2	歯科
岡本歯科	南郷町東町 6-6	歯科
おなが歯科医院	春日町 4-6	歯科
		小児歯科
おび富田歯科医院	飫肥 6-7-18	歯科
かわさき歯科口腔外科医院	天福 2-4-1	歯科
		小児歯科
		歯科口腔外科
河野歯科医院	南郷町中村乙 2393	歯科
倉元小児矯正歯科医院	星倉 1-5-6	歯科
		小児歯科
		矯正歯科
黒木歯科医院	宮崎県日南市北郷町郷之原乙 1293-1	歯科
		矯正歯科
		小児歯科
桜歯科	吾田東 10-5-27	歯科
		小児歯科
昭寿園前歯科	大字風田 3860-25	歯科
		歯科口腔外科
田島歯科医院	木山 2-5-30	歯科
		矯正歯科
富田歯科医院	中央通 2-5-21	歯科
		小児歯科
		矯正歯科
なにわ歯科医院	南郷町東町 14-9	歯科
日南歯科医院	吾田西 1-5-48	歯科
日高歯科医院	飫肥 2-6-14	歯科
ふさやす歯科医院	園田 2-9-11	歯科
藤原歯科医院	南郷町中村乙 7101-354	歯科
目井歯科医院	吾田東 9-3-28	歯科
		小児歯科

診療所（歯科）	所在地	診療科目
森歯科医院	中央通 1-3-17	歯科
		歯科口腔外科
山口歯科医院	吾田西 3-6-5	歯科、小児歯科
あい歯科クリニック	吾田西 4-5-36	歯科

8 文化財一覧

平成 26 年 3 月 1 日現在

指定別	名 称	所 在 地	指定年月日
国指定	中ノ尾供養碑	大字殿所 1405 番地口	昭和 9 年 8 月 9 日
	鵜戸ヘゴ自生北限地帯	大字宮浦字串平 3232 番口-1	昭和 43 年 6 月 14 日
	東郷のクス	大字東弁分乙字五月田 34	昭和 26 年 6 月 9 日
	虚空蔵島の亜熱帯林	南郷町中村乙 4862	昭和 26 年 6 月 9 日
	猪崎鼻の堆積構造	大字下方字小谷 5117 番、大字隈谷字飯崎甲 2323 番、大字隈谷字飯崎甲 2324 番	平成 26 年 月 日
国選定	日南市飫肥伝統的建造物群保存地区	飫肥 3・4・5・6・7・8・9・10 丁目内	昭和 52 年 5 月 18 日
	酒谷の坂元棚田及び農山村景観	日南市大字酒谷甲字坂元、字坂元上、字坂元前田、字坂元河内、字元屋敷の全域及び、字権現津留、字立石、字陣ノ尾、字陣ノ尾後山、字中尾、字石原川内上、字石原長谷、字今別府の各一部	平成 25 年 10 月 17 日
県指定	大迫寺跡石塔群	大字吉野方字内ノ迫	昭和 40 年 8 月 17 日
	榎原神社鐘楼	南郷町榎原甲 1134-4	昭和 54 年 5 月 11 日
	榎原神社本殿(石の間拝殿を含む)	南郷町榎原甲 1134-4	昭和 58 年 1 月 21 日
	鵜戸神宮本殿	大字宮浦 3232 鵜戸神宮境内	平成 7 年 3 月 23 日
	山仮屋隧道	北郷町大字北河内字海一郷	平成 10 年 10 月 22 日
	榎原神社楼門	南郷町榎原甲 1134-4	平成 14 年 3 月 28 日
	泰平踊	飫肥本町・今町	昭和 37 年 5 月 15 日
	田ノ上八幡神社の弥五郎人形行事	飫肥 10-3-12	平成 3 年 3 月 15 日
	南郷村古墳(外浦古墳)	南郷町大字渦上字懈山 10832	昭和 11 年 7 月 17 日
	南郷村古墳(渦上第1号墳)	南郷町大字渦上字内無田 1473	昭和 11 年 7 月 17 日
	南郷村古墳(三本松古墳)	南郷町大字渦上字三本松 9618	昭和 11 年 7 月 17 日
	東郷古墳	大字風田前磯平 4144-1	昭和 12 年 7 月 2 日
	細田古墳	大字上方字小谷山 2466、大字下方字仮屋西 1-1	昭和 12 年 7 月 2 日
	狐塚古墳	大字風田字元弓場 3649-2	平成 12 年 9 月 21 日
	勝目氏庭園	飫肥6丁目 7-10	昭和 8 年 12 月 5 日
	鵜戸千畳敷奇岩	大字宮浦 3232 鵜戸神宮境内	昭和 8 年 12 月 5 日
	飫肥のウスギモクセイ	大字吉野方字山本	昭和 10 年 7 月 2 日
	アカウミガメ及びその産卵地	風田・平山海岸	平成 8 年 3 月 25 日

指定別	名 称	所 在 地	指定年月日
市指定	歓楽寺の墓碑群	大字隈谷丙字山ノ口 1816	昭和 45 年 11 月 3 日
	振徳堂	飫肥 10-2-1	昭和 45 年 11 月 3 日
	鵜戸山別当墓地並びに墓	大字宮浦 3232 鵜戸神宮境内	昭和 45 年 11 月 3 日
	鵜戸山石灯籠のうち紙開発石灯籠一対	大字宮浦 3232 鵜戸神宮境内	昭和 45 年 11 月 3 日
	鵜戸山八丁坂	大字宮浦 3232 鵜戸神宮境内	昭和 45 年 11 月 3 日
	豫章館	飫肥 9-1-1	昭和 58 年 10 月 1 日
	商家資料館	飫肥 8-1-19	昭和 58 年 10 月 1 日
	願成就寺並びに山門	今町 1-5-35	昭和 58 年 10 月 1 日
	願成就寺石垣並びに石段	今町 1-5-35	昭和 58 年 10 月 1 日
	旧伊東伝左衛門家	飫肥 4-4-1	昭和 62 年 11 月 3 日
	旧山本猪平家	飫肥 5-2-26	平成 11 年 8 月 19 日
	一里塚標	北郷町内之田	昭和 51 年 2 月 11 日
	六地藏幢	北郷町宿野	昭和 51 年 2 月 11 日
	首洗い井戸組石	北郷町内之田	昭和 51 年 2 月 11 日
	板碑	北郷町大藤	昭和 51 年 2 月 11 日
	五輪塔	北郷町宿野	昭和 51 年 2 月 11 日
	水垂観音	北郷町内之田	昭和 52 年 11 月 3 日
	海田家住宅	北郷町河原谷	平成 6 年 11 月 21 日
	長持寺の勅額	今町 1-5-35	昭和 45 年 11 月 3 日
	鵜戸山の磨崖仏	大字宮浦 3232 鵜戸神宮境内	昭和 45 年 11 月 3 日
	木造地藏菩薩像	北郷町宿野	昭和 51 年 2 月 11 日
	金銅製不動明王像	北郷町宿野	昭和 51 年 2 月 11 日
	石地藏菩薩	北郷町内之田	昭和 51 年 2 月 11 日
	阿弥陀如来像	北郷町内之田	昭和 52 年 11 月 3 日
	木造阿弥陀如来立像及び 木造薬師如来立像	北郷町太夫	平成 20 年 3 月 26 日
	歓楽寺の香炉及び厨子	北郷町内之田	昭和 51 年 2 月 11 日
	松永観音堂鰐口	大字松永	昭和 62 年 11 月 3 日
	伊東家及び浅野家女乗物	飫肥 10-1-2(飫肥城歴史資料館内)	平成 15 年 3 月 31 日
	神楽面 10面(郷原神社)	北郷町太夫	平成 20 年 3 月 26 日
	四半的	旧飫肥藩内	平成 3 年 8 月 1 日
	御神子舞	北郷町宿野	昭和 51 年 2 月 11 日
	獅子舞	北郷町宿野	昭和 51 年 2 月 11 日
	棒踊り	北郷町宿野	昭和 51 年 2 月 11 日

指定別	名 称	所 在 地	指定年月日
市指定	大塚古墳	北郷町谷合	昭和 51 年 2 月 11 日
	妙満寺跡	北郷町伊十川	昭和 51 年 2 月 11 日
	経塚	北郷町曾和田	昭和 51 年 2 月 11 日
	郷之原城跡	北郷町郷之原	昭和 51 年 2 月 11 日
	山仮屋関所跡	北郷町山仮屋	昭和 52 年 11 月 3 日
	脇本焼窯跡	南郷町大字脇本 2793	昭和 50 年 11 月 13 日
	飫肥城	飫肥 10 丁目	平成 3 年 8 月 1 日
	伊東家累代墓地	大字楠原字寺の脇4番地	平成 3 年 8 月 1 日
	猪八重滝群	北郷町猪八重	昭和 51 年 2 月 11 日
	豫章館庭園	飫肥 9-1-1	昭和 58 年 10 月 1 日
	八幡神社境内のクス	飫肥 10 丁目3番	昭和 45 年 11 月 3 日
	松永のシイ	大字松永 3499 番地	昭和 45 年 11 月 3 日
	願成就寺のモクセイ	今町 1-5-35	昭和 58 年 10 月 1 日
国登録	杉村金物本店主屋	油津1丁目6番12号	平成 10 年 10 月 9 日
	杉村金物本店倉庫	油津1丁目6番12号	平成 10 年 10 月 9 日
	油津赤レンガ館	油津1丁目9番3号	平成 10 年 10 月 9 日
	旧河野宗泰家主屋及び炊事場	油津1丁目9番3号	平成 10 年 10 月 9 日
	堀川橋(乙姫橋)	油津1丁目	平成 10 年 12 月 11 日
	堀川運河護岸	春日町・油津・材木町・園田・西町 地先	平成 16 年 2 月 17 日
	広渡川石堰堤	瀬貝3丁目地先	平成 16 年 2 月 17 日
	花峯橋	園田3丁目地先	平成 16 年 2 月 17 日
	鈴木旅館本館	油津1丁目2番7号	平成 18 年 3 月 27 日
	鈴木旅館西本館	油津1丁目2番7号	平成 18 年 3 月 27 日
	鈴木旅館北離れ	油津1丁目2番7号	平成 18 年 3 月 27 日
	鈴木旅館東離れ	油津1丁目2番7号	平成 18 年 3 月 27 日
	鈴木旅館土蔵	油津1丁目2番7号	平成 18 年 3 月 27 日
	満尾書店	油津1丁目9番	平成 18 年 3 月 27 日
	旧外山医院	油津1丁目9番1号	平成 18 年 3 月 27 日
	渡邊家住宅主屋	油津2丁目3番1号	平成 18 年 3 月 27 日
	渡邊家住宅酒蔵	油津2丁目3番1号	平成 18 年 3 月 27 日
	渡邊家住宅西蔵	油津2丁目3番1号	平成 18 年 3 月 27 日
	渡邊家住宅小蔵	油津2丁目3番1号	平成 18 年 3 月 27 日

指定別	名 称	所 在 地	指定年月日
国登録	旧服部家別荘	西町1丁目502号	平成 18 年 3 月 27 日
	旧服部家別荘土蔵	西町1丁目502号	平成 18 年 3 月 27 日
	旧伊東家別荘	大字風田3589	平成 18 年 3 月 27 日
	五百禊神社本殿	大字楠原字寺之脇 1 番地 1 他	平成 22 年 9 月 10 日
	五百禊神社神楽殿及び拝殿	大字楠原字寺之脇 1 番地 1 他	平成 22 年 9 月 10 日
	五百禊神社石塀	大字楠原字寺之脇 1 番地 1 他	平成 22 年 9 月 10 日
	五百禊神社石橋及び石垣	大字楠原字寺之脇 1 番地 1 他	平成 22 年 9 月 10 日
	高橋家住宅主屋	飫肥五丁目 4077	平成 22 年 9 月 10 日
	高橋家住宅離れ及び台所	飫肥五丁目 4077	平成 22 年 9 月 10 日
	高橋家住宅東蔵	飫肥五丁目 4077	平成 22 年 9 月 10 日
	高橋家住宅西蔵	飫肥五丁目 4077	平成 22 年 9 月 10 日
	高橋家住宅納屋	飫肥五丁目 4077	平成 22 年 9 月 10 日

9 市営住宅一覧

(1) 市営住宅

① 一般市営住宅

市営住宅名	住所	建築年度	構造	戸数
楠原団地第1アパート	楠原 22 番地	H21	中層耐火3階建	30
楠原団地第2アパート	楠原 22 番地	H23	中層耐火3階建	24
今町団地第1アパート	今町二丁目 14 番地 10	H8	中層耐火3階建	20
今町団地第2アパート	今町二丁目 14 番地 3	H8	中層耐火3階建	20
今町団地第3アパート	今町二丁目 14 番地 3	H9	中層耐火3階建	20
今町団地第4アパート	今町二丁目 14 番地 3	H11	中層耐火3階建	20
吉野方木造第1住宅	大字吉野方 10351 番地 1	S58	木造平屋建	4
吉野方木造第2住宅	大字吉野方 10351 番地 1	S59	木造平屋建	6
星倉第1アパート	星倉三丁目 1 番地 10	S36	簡易耐火平屋建	8
星倉第2アパート	星倉三丁目 1 番地 10	S37	簡易耐火平屋建	4
南平第1アパート	大字星倉 1 番地	S59	中層耐火4階建	16
南平第2アパート	大字星倉 1 番地	S60	中層耐火4階建	16
南平第3アパート	大字星倉 7 番地	S63	中層耐火3階建	18
南平第4アパート	大字星倉 7 番地	H1	中層耐火3階建	18
星山第2アパート	吾田西三丁目 4335 番地	S34	簡易耐火平屋建	38
山瀬第1アパート	吾田西二丁目 4217 番地	S54	中層耐火4階建	16
山瀬第2アパート	吾田西二丁目 4211 番地	S55	中層耐火4階建	16
山瀬第3アパート	吾田西二丁目 4211 番地	S56	中層耐火4階建	16
山瀬第4アパート	吾田西二丁目 4373 番地	S57	中層耐火4階建	16
山瀬第5アパート	吾田西二丁目 4218 番地	H3	中層耐火4階建	16
山瀬第6アパート	吾田西二丁目 4218 番地	H4	中層耐火4階建	16
山瀬第7アパート	吾田西二丁目 4218 番地	H5	中層耐火4階建	16
杉の子アパート	吾田東五丁目 3997 番地 1	S58	中層耐火5階建	20
広渡第1アパート	吾田東七丁目 1900 番地 1	S55	中層耐火5階建	20
広渡第2アパート	吾田東七丁目 1900 番地 1	S56	中層耐火5階建	20
日後谷第1アパート	西弁分 2006 番地	S43	簡易耐火平屋建	10
江島第1アパート	西弁分四丁目 6 番地 14	S44	簡易耐火平屋建	5
江島第2アパート	西弁分四丁目 6 番地 14	S45	簡易耐火2階建	10
江島第3アパート	西弁分四丁目 6 番地 14	S45	簡易耐火2階建	15
江島第4アパート	西弁分四丁目 6 番地 14	S46	簡易耐火2階建	10
江島第5アパート	西弁分四丁目 6 番地 14	S46	簡易耐火2階建	15

市営住宅名	住所	建築年度	構造	戸数
江島第6アパート	西弁分四丁目6番地 14	S47	簡易耐火2階建	5
江島第7アパート	西弁分四丁目6番地 14	S47	簡易耐火2階建	15
尾山アパート	戸高四丁目7番地 1	S44	簡易耐火平屋建	15
影平第1アパート	中平野三丁目 2340 番地	S39	簡易耐火平屋建	4
影平第2アパート	中平野三丁目 2340 番地	S40	簡易耐火平屋建	10
影平第3アパート	中平野二丁目 2596 番地	S41	簡易耐火2階建	24
影平第4アパート	中平野二丁目 2596 番地	S42	簡易耐火2階建	24
影平第5アパート	中平野二丁目 2596 番地	S43	簡易耐火2階建	24
影平第6アパート	中平野二丁目 2596 番地	S44	簡易耐火2階建	8
影平第7アパート	中平野二丁目 2596 番地	S52	簡易耐火2階建	3
松原第1アパート	大字平野 1673 番地	S48	簡易耐火2階建	6
松原第2アパート	大字平野 1673 番地	S48	簡易耐火2階建	6
松原第3アパート	大字平野 1673 番地	S48	簡易耐火2階建	6
松原第4アパート	大字平野 1673 番地	S48	簡易耐火2階建	6
松原第5アパート	大字平野 1673 番地	S49	中層耐火5階建	20
松原第6アパート	大字平野 1673 番地	S49	中層耐火5階建	20
松原第7アパート	大字平野 1673 番地	S50	簡易耐火2階建	6
松原第8アパート	大字平野 1673 番地	S50	中層耐火5階建	20
松原第9アパート	大字平野 1673 番地	S51	中層耐火5階建	30
松原第 10 アパート	大字平野 1673 番地	S52	中層耐火5階建	20
松原第 11 アパート	大字平野 1673 番地	S53	中層耐火5階建	20
松原第 12 アパート	大字平野 1673 番地	S53	中層耐火5階建	20
松原第 13 アパート	大字平野 1673 番地	S54	中層耐火5階建	20
園田団地	園田一丁目 178 番地8	H13	高層耐火7階建	60
津の峯団地	油津一丁目4番地 59	H15	高層耐火9階建	56
益安第1アパート	大字益安 733 番地	S33	簡易耐火平屋建	5
益安第2アパート	大字益安 733 番地	S36	簡易耐火平屋建	7
益安第3アパート	大字益安 734 番地 1	S37	簡易耐火平屋建	10
益安第4アパート	大字益安 731 番地	S42	簡易耐火平屋建	3
益安第5アパート	大字益安 731 番地	S43	簡易耐火平屋建	4
益安第6アパート	大字益安 731 番地	S45	簡易耐火平屋建	5
平山第1アパート	大字平山 2287 番地5	S40	簡易耐火平屋建	10
平山第2アパート	大字平山 2271 番地 1	S41	簡易耐火平屋建	4
大堂津漁民住宅	大堂津二丁目 4900 番地	S48	中層耐火5階建	30

市営住宅名	住所	建築年度	構造	戸数
大堂津第1アパート	大堂津四丁目 4849 番地 148	S52	中層耐火4階建	24
大堂津第2アパート	大堂津四丁目 4849 番地 144	S57	中層耐火4階建	24
妙満寺団地	北郷町郷之原乙 4464-2	S39	簡易耐火平屋建	12
原園団地	北郷町郷之原乙 4464-1	S40	簡易耐火平屋建	16
鵜之木団地	北郷町郷之原乙 1754-6	S44	簡易耐火平屋建	20
鵜之木団地	北郷町郷之原乙 1754-7	S47	簡易耐火平屋建	24
鵜之木団地	北郷町郷之原乙 1754-7	S48	簡易耐火平屋建	12
友原団地	北郷町郷之原乙 1731-1	S49	簡易耐火平屋建	16
鵜之木団地	北郷町郷之原乙 1771-2	S50	簡易耐火平屋建	21
宮鶴団地	北郷町郷之原甲 1610	S51	簡易耐火平屋建	20
立野団地	北郷町郷之原乙 3245-4	S54	簡易耐火平屋建	12
立野団地	北郷町郷之原乙 3245-4	S55	簡易耐火2階建	6
立野団地	北郷町郷之原乙 3245-4	S56	簡易耐火2階建	16
坂元団地	北郷町北河内 184-2	S57	簡易耐火2階建	8
かはと 58	北郷町郷之原乙 1738-1	S58	中層耐火3階建	12
かはと 59	北郷町郷之原乙 1738-1	S59	中層耐火3階建	12
かはと 60	北郷町郷之原乙 1738-1	S60	中層耐火3階建	12
田平団地	北郷町郷之原乙 3980-16	S61	木造平屋建	6
鵜之木団地	北郷町郷之原乙 1754-1	H12	中層耐火3階建	12
鵜之木団地	北郷町郷之原乙 1754-1	H13	木造2階建	10
中郷団地	北郷町郷之原乙 4908-1	H15	木造2階建	4
中郷団地	北郷町郷之原乙 4908-1	H16	木造2階建	4
中郷団地	北郷町郷之原乙 4908-1	H18	木造2階建	4
上中村団地	南郷町中村甲 663 番地3	H8	中層耐火3階建	12
栄松A団地	南郷町中村乙 7051 番地7	S41	簡易耐火平家建	20
栄松A団地	南郷町中村乙 7051 番地7	S42	簡易耐火平家建	10
栄松A団地	南郷町中村乙 7051 番地 62	S43	簡易耐火平家建	20
栄松A団地	南郷町中村乙 7051 番地3	S44	簡易耐火平家建	20
栄松A団地	南郷町中村乙 7051 番地3	S45	簡易耐火平家建	20
栄松A団地	南郷町中村乙 7051 番地3	S46	簡易耐火平家建	16
栄松A団地	南郷町中村乙 7051 番地3	S47	簡易耐火平家建	16
栄松A団地	南郷町中村乙 7051 番地 62	S48	簡易耐火平家建	20
栄松A団地	南郷町中村乙 7051 番地 75	S49	簡易耐火平家建	12
栄松A団地	南郷町中村乙 7051 番地 76	S50	簡易耐火平家建	3

市営住宅名	住所	建築年度	構造	戸数
栄松A団地	南郷町中村乙 7051 番地 86	S51	簡易耐火平家建	4
栄松A団地	南郷町中村乙 7051 番地 86	S52	簡易耐火平家建	4
栄松A団地	南郷町中村乙 7051 番地 61	S53	簡易耐火平家建	4
栄松B団地	南郷町中村乙 3949 番地 61	S52	中層耐火3階建	16
栄松C団地	南郷町中村乙 7051 番地 89	S54	簡易耐火平家建	20
外浦団地	南郷町潟上 134 番地 118	S51	中層耐火3階建	16
脇本団地	南郷町脇本 4259 番地 19	S53	簡易耐火平家建	16
潟上大久保団地	南郷町潟上 2221 番地9	S58	木造平屋建	14
潟上大久保団地	南郷町潟上 2221 番地9	S59	木造平家建	4
潟上大久保団地	南郷町潟上 2221 番地9	S58	木造2階建	2
目井津団地	南郷町中村乙 4856 番地 1	S50	中層耐火3階建	16
目井津古港団地	南郷町中村乙 4627 番地	S57	中層耐火3階建	16
目井津ヶ丘団地	南郷町西町1 番地 182	S61	木造平家建	2
目井津ヶ丘団地	南郷町西町1 番地 182	S62	木造平屋建	2
榎原上講団地	南郷町榎原甲 264 番地 1	S60	木造平家建	4
榎原上講団地	南郷町榎原甲 264 番地 1	S60・61	木造平家建	4
榎原大迫団地	南郷町榎原甲 326 番地 1	H4	木造平家建	2
榎原大迫団地	南郷町榎原甲 326 番地 1	H5	木造平家建	2

② 改良市営住宅

市営住宅名	住所	建築年度	構造	戸数
瀬西第1アパート	瀬西一丁目 6112 番地 1	S60	中層耐火3階建	18
瀬西第2アパート	瀬西一丁目 6112 番地 1	S60	中層耐火3階建	12
瀬西第3アパート	瀬西一丁目 6112 番地 1	S60	中層耐火3階建	6
瀬西第4アパート	瀬西一丁目 6093 番地 4	S60	中層耐火3階建	18
瀬西第5アパート	瀬西二丁目 6108 番地 25	S61	中層耐火3階建	12
瀬西第6アパート	瀬西二丁目 6108 番地 25	S61	中層耐火3階建	12
瀬西第7アパート	瀬西一丁目 5112 番地 9	S62	中層耐火3階建	12

③ 単独市営住宅

市営住宅名	住所	建築年度	構造	戸数
馬渡住宅	平山 2271 番地 1	S33	木造平屋建	5
友原団地	北郷町郷之原乙 1695 番地 1	S47	簡易耐火平屋建	24

(2) 共同施設

市営住宅名	施設名	住所
山瀬アパート	集会所	吾田西二丁目 4217 番地
松原アパート	集会所	平野 1673 番地
津の峯団地	集会所	油津一丁目4番地 59
栄松A団地	集会所	南郷町中村乙 7051 番地3

(3) 地区施設

市営住宅名	施設名	住所
瀬西アパート	集会所	日南市瀬西一丁目 5937 番地 36

IX 基準等

1 震度階級解説

○ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

○ 木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により 2 つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

○ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

○ 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

○ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

○ 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

平成 29 年 4 月 1 日

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間		備 考		
避難所の設置	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 320 円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。			災害発生の日から 7 日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上		
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1 戸当たり平均 29.7 ㎡ (9 坪) を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり 2,621,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)			災害発生の日から 20 日以内着工		1 平均 1 戸当たり 29.7 ㎡、2,621,000 円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間 最高 2 年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。		
炊き出し その他による 食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 人 1 日当たり 1,080 円以内			災害発生の日から 7 日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費			災害発生の日から 7 日以内		1 輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具 その他 生活必需品 の給与 又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4 月～9 月)、冬季(10 月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から 10 日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
			冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
			冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500

医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 567,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒も含む。)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり、次の金額以内 小学校児童 4,200円 中学校生徒 4,500円 高等学校等生徒 4,900円	災害発生の日から (教科書) 1月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 208,700円以内 小人(12歳未満) 167,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,400 円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1 世帯当たり 135,100 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3 被害状況判定基準

被害等区分		判 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療の要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟 数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世 帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家	非住家	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
田 畑 の 被 害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。

被害等区分		判 定 基 準
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施工令第 25 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公立土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。

被害等区分		判 定 基 準
その他の被害	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

4 消防庁火災・災害等即報要領即報基準

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当する恐れがある場合を含む。)に報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。))を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

2) 負傷者が5名以上発生したもの

3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

4) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

5) 海上、河川への危険物等流出事故

6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第166号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当する恐れがある場合を含む。)について報告すること。

- 1) 死者 5 人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- 3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 (社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握させるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等(該当するおそれがある場合を含む。)についても、上記 2 と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成 15 年法律第 79 号)第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

- 3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので 1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度 4 以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

5 消防庁火災・災害等即報要領直接即報基準

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当する恐れがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1)第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

2)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

①海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

②500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4)市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5)市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1)列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2)バスの転落等による救急・救助事故

3)ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4)映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5)その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

X 様式

1 被害概況即報(第4号様式(その1))

[災害状況即報]

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発 生 場 所				発 生 日 時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等 の 設 定 状 況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内に可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 被害状況即報(第4号様式(その2))

[被害状況即報]

都 道 府 県					区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号			災害名 第 報 (月 日 時現在)		そ の 他	田	流失・埋没	ha	
							冠 水	ha	
						畑	流失・埋没	ha	
							冠 水	ha	
報 告 者 名				文 教 施 設		箇所			
区 分		被 害		病 院		箇所			
人 的 被 害	死 者	人		道 路		箇所			
	行方不明者	人		橋 り よ う		箇所			
	負 傷 者	重 傷	人	河 川		箇所			
		軽 傷	人	港 湾		箇所			
住 家 被 害	全 壊	棟		砂 防		箇所			
		世帯		清 掃 施 設		箇所			
		人		崖 く ず れ		箇所			
	半 壊	棟		鉄 道 不 通		箇所			
		世帯		被 害 船 舶		隻			
		人		水 道		戸			
	一 部 破 損	棟		電 話	回線				
		世帯		電 気	戸				
		人		ガ ス	戸				
	床 上 浸 水	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				
		世帯							
		人							
	床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯		り 災 者 数	人				
		人		火 災 発 生					
	非 住 家	公 共 建 物	棟		建 物	件			
そ の 他		棟		危 険 物	件				
				そ の 他	件				

区 分		被 害		災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	都 道 府 県			
公 立 文 教 施 設		千円						
農 林 水 産 業 施 設		千円						
公 共 土 木 施 設		千円						
そ の 他 の 公 共 施 設		千円						
小 計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名				
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円			消防職員出動延人数			人
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数			人	
備	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の種類・概況							
	応急対策の状況							
	119 番通報件数							
考	・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況							
	・ 避難の勧告・指示の状況							
	・ 避難所の設置状況							
	・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況							
	・ 自衛隊の派遣要請、出動状況							
	・ 災害ボランティアの活動状況							

※ 被害額は省略することができるものとする。

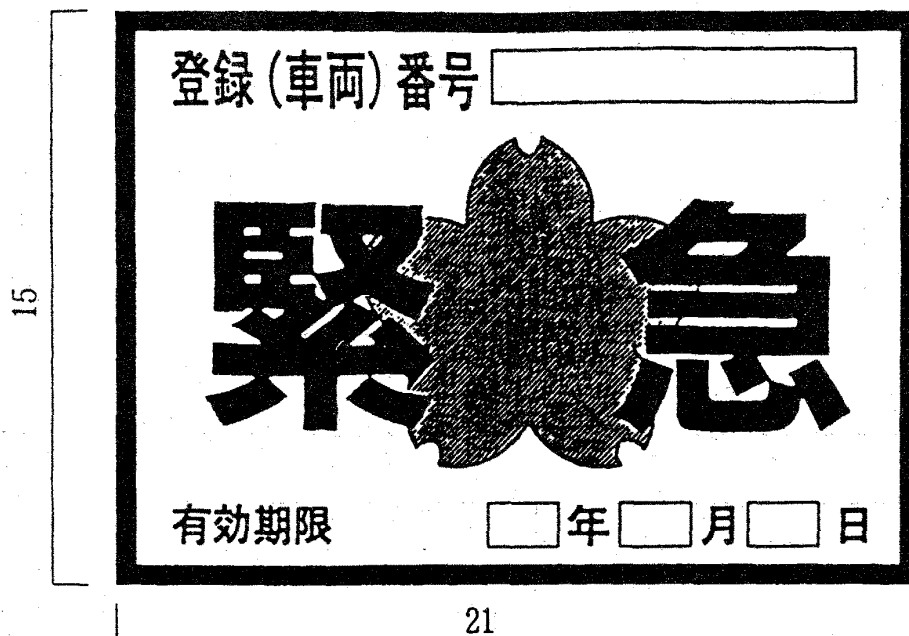
※ 119 版通報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件（50 件を超える場合は多数）、記入する事。

3 緊急通行車両確認証明書

様式第 3 号

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
宮崎県公安委員会 印				
番号標に表示されて い る 番 号				
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地	
備 考				

4 緊急通行車両を示す標章



- 備考
1. 色彩は記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2. 記号の部分に、表面の画像が光り反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5 被害調査報告書

被害調査報告書

令和 年 月 時 分提出

地区名		調査時間	令和 年 月 日 時 分から 時 分まで	調査員	
被害区分	被害世帯名 (世帯主)	人数	備 考		危機管理課 処理欄

※報告の際は、地図（ゼンリン）に被害箇所が分かるように印（マーキング）をしてご提出ください。
浸水被害があった場合は、およその被害範囲を囲ってください。
被害報告については、世帯単位で報告してください。

【記入例】

被害調査報告書

令和 年 月 時 分提出

地区名		調査時間	令和 年 月 日 時 分から 時 分まで	調査員	
被害区分	被害世帯名 (世帯主)	人数	備 考		危機管理課 処理欄
床下浸水	日南 一郎	3 人	床下（土間より） 1 0 cm		
床上浸水	日南 二郎	2 人	床上（畳より） 1 5 cm		
全壊	日南 三郎	3 人	〇〇公民館へ非難済み		
半壊	日南 四郎	2 人	2 階部分全壊		
一部損壊	日南 五郎	3 人	屋根の 1/3 ほどの瓦がめくれている。		
土砂崩れ	日南 六郎	1 人	自宅裏の崖が崩れ住家にも被害あり。		
その他			道路脇の法面が崩壊。道路への倒木で通行不可。		
その他			市道路〇〇線が浸水により一時通行不可であった。		
その他			停電が継続中。		

被害判断基準

【住家被害】

全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものであるとする。
半壊	住家の損壊がはなはだしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価 20%以上 50%未満のものであるとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただしガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。 ・ガラスについては、概ね 10 枚以上の破損があった場合とする。 ・瓦については、概ね 30 枚以上の破損があった場合とする。
床上浸水	住家の床より上に浸水被害があったもの。畳を基準に、浸水高を調査ください。
床下浸水	床上浸水被害に至らない程度に浸水被害があったもの。土間を基準に浸水高を調査ください。

※調査報告については、上記の判断基準を元に、調査員の主観で構いません。

調査方法については、外観上の調査は元より、自治会長さんへの被害報告の有無等を確認しながら行ってください。

災 害 復 旧 援 助 金 申 請 書 令和 年 月 日 日南市長 様 申請者 住所 氏名 電話（ ） ー 印 下記のとおり、被災したことを証明願います。		
被災者氏名		
被災建物の所在地	日南市	
	☐ 住家（ ☐ 持家／ ☐ 借家／ ☐ 住宅） ☐ 非住家（ ）	
申請者とり災建物との関係	☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ 借家人 ☐ その他（ ）	
被災原因	☐ 風水害 ☐ 地震 ☐ 津波 ☐ その他（ ）	
被災日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃	
被災状況		
証明必要枚数 及び必要理由	通	（理由、提出先等）

- 325 -

7 自衛隊災害派遣要求様式

		第	号
		年	月 日
宮崎県知事 殿			
		日南市長	□
自衛隊の災害派遣要請について			
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請をお願いいたします。			
記			
1 災害の状況及び派遣を必要とする理由			
2 派遣を必要とする期間			
3 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機、資材等の概数			
4 派遣を希望する区域及び活動内容			
5 その他参考事項			

8 自衛隊災害派遣部隊の撤収要求様式

		第	号
		年	月 日
宮崎県知事 殿			
		日南市長	□
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について			
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣要請を依頼しましたが、災害 応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。			
記			
1	撤収要請日時		
2	派遣された部隊		
3	派遣人員及び従事作業の内容		
4	その他参考事項		

9 義援金・義援物資関係書式

(1) 義援金品拠出者名簿

義援金品拠出者名簿

様式第1号

				長浜市
年 月 日	住 所	氏 名	拠出区分	数 量
	長浜市	〇〇〇〇	現金	〇〇〇円

注) 1. 記載例に準じて記載する。

2. 連名簿であるが、町または団体単位に別葉等として差支えない。

(2) 義援金品引継書

義援金品引継書

義援金品引継書

引　継　者	機　関　名		職氏名	印
引　受　者	機　関　名		職氏名	印

義援金品を次のとおり引継ぎました。

記

1　引継年月日

2　引継場所

3　引継金品　　　次表のとおり（車輛番号　　　　　　　　　）

金品区分	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由その他

注) 1. 2部作成し、授受両機関とも保管する。

2. 金品区分は、衣類、生活必需品および現金等に区分し、単位は梱包、点数および円等に表示する。

(3) 義援金品受領書

義援金品受領書

義援金品受領書		No
(住所 氏名)	様	
1 現金	金〇〇〇円也	
2 物資	〇〇〇梱包	
ただし 〇〇災害の義援金品として		
上記のとおり受領しました。		
年	月	日
機 関 名		(取扱者 印)

- 注) 1. 複写式とし、事前に機関別の通しNoを付しておく。
2. 控は、義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。
3. 各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、本様式事項をただし書き等に付記することとして差し支えない。
4. 物資区分は、実情に即して記載する。

(4) 現金出納簿

現金出納簿

年 月 日	摘 要	受	払	残

- 注) 1. 各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、「義援金」の補助口座を設け義援金についての出納を明確にしておく。
2. 預金と現金は、区分することなく一括経理して差し支えない。ただし、区分して経理する必要があるときは、口座を「現金」「預金」に区分して扱うものとする。
3. 公共団体の取扱で「雑部金」として保管するときは、「その他保管金」として財務規則等に定める「雑部金受払簿」により「現金出納簿」と別途に経理する。

(5)義援金品受払簿

義援金品受払簿

年 月 日	摘 要	受	払	残	て ん 末

(注) 1. この帳簿は、受け付けてから配分するまでの受払およびてん末を記録する。
ただし、現金については、現金出納簿へ転記し、そのときの払出記録をする。なお物資と現金の口座を設け、現金出納簿と併用しても差し支えない。

日南市地域防災計画
－資料編－

(令和 7 年 4 月)

編集・発行 日南市防災会議
事務局 日南市危機管理課

〒887-8585

宮崎県日南市中央通一丁目 1 番地 1

TEL 0987-31-1125

FAX 0987-23-1815